

点検・評価報告書

平成27年3月

高知県立大学

目次

序章	1
本章	
1 理念・目的	4
2 教育研究組織	11
3 教員・教員組織	18
4 教育内容・方法・成果	
(I) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方法	27
(II) 教育課程・教育内容	50
(III) 教育方法	65
(IV) 成果	82
5 学生の受け入れ	111
6 学生支援	122
7 教育研究等環境	131
8 社会連携・社会貢献	140
9 管理運営・財務	
(I) 管理運営	147
(II) 財務	151
10 内部質保証	154
(参考) 報告書一覧	160
終章	161

序 章

1 高知県立大学の概要

高知県立大学（本学）は、1945年（昭和20年）に発足した高知県立女子医学専門学校を母体として、1947年（昭和22年）に高知県立女子専門学校に再編され、1949年（昭和24年）に高知県立女子大学として開学した。したがって、2015年（平成27年）には、本学は創基70年を迎える。

1998年（平成10年）には、家政学部及び文学部を生活科学部、文化学部、看護学部及び社会福祉学部とする全学的な改組を行った。また、新たに大学院看護学研究科を設置した。2001年（平成13年）には大学院を増設し、人間生活学研究科（博士前期課程）及び健康生活科学研究科（博士後期課程）を設置した。また、2010年（平成22年）には、健康栄養学部を設置するとともに、生活科学部の学生募集を停止した（2014年（平成26年）に廃止）。2011年（平成23年）に県立大学から高知県公立大学法人が設置する大学となった。あわせて、併せて男女共学化と高知県立大学へ名称変更を行うといった新たな出発をして4年間が経過している。さらに2014年（平成26年）の大学院課程の改組を経て、現在に至っている。

2014年（平成26年）における教育研究上の基本組織は、学部では、文化学部（文化学科）、看護学部（看護学科）、社会福祉学部（社会福祉学科）、健康栄養学部（健康栄養学科）の4学部から成り、大学院では、看護学研究科（看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程、共同災害看護学専攻博士課程）、人間生活学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）、健康生活科学研究科（学生募集停止）の3研究科から成る。そのほかに、センター等として、総合情報センター、地域教育研究センター、健康長寿センター、健康管理センターを設置している。2015年（平成27年）には、文化学部の定員増及び教育課程の拡充、並びに夜間主コースの設置を予定している。

本学は、前身の高知女子大学の時代から、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献し、実学を重んじる伝統と高度な職業人の育成を目指して、人材を養成し、社会に送り出すとともに、教育・研究及び社会活動を通して、高知県はもとより国内外に大きな貢献を果たしてきた。

高知県立大学となってからは、時代の変化や社会のニーズに更に柔軟に対応し、地域社会の発展とともに成長する大学として、「域学共生」の理念のもとに、少子高齢化社会における健康長寿の探究、南海トラフ地震への備え、地域社会活性化への貢献など、知の拠点として地域の課題に積極的に取り組んでいる。

また、社会人の受入れを全学的に行うとともに、海外の大学と連携して活発な交流を行い、グローバル化時代に対応した留学生の受入れの拡大及び学生の国際交流の機会の増加に努めている。

本学の現在の設置者は高知県公立大学法人であるが、平成27年度から本法人に公立大学法人高知工科大学が吸収合併される形で統合する。また、文化学部の拡充及び校舎の老朽化に伴い、永国寺キャンパスの大幅な改築・整備を行っているところである。

【大学改革の経過】

1998年 (平成10年)	家政学部、文学部を生活科学部、文化学部に改称 家政学部看護学科が看護学部へ昇格 社会福祉学部、大学院看護学研究科を設置
2001年 (平成13年)	大学院人間生活学研究科及び健康生活科学研究科を設置
2003年 (平成15年)	生活科学部健康栄養学科を管理栄養士養成施設として認定
2010年 (平成22年)	生活科学部健康栄養学科が健康栄養学部へ昇格 大学本部及び健康栄養学部が池キャンパスに移転 生活科学部が学生募集停止
2011年 (平成23年)	大学の設置者を高知県公立大学法人に変更 大学名を「高知女子大学」から「高知県立大学」に変更 男女共学に移行 健康長寿センターを設置
2012年 (平成24年)	地域教育研究センターを設置
2014年 (平成26年)	大学院課程を増設（看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）、人間生活学研究科人間生活学専攻（博士後期課程）及び看護学研究科共同災害看護学専攻（博士課程）） 生活科学部の廃止 健康生活科学研究科が学生募集停止
2015年 (平成27年) ※予定	公立大学法人高知工科大学との法人統合 文化学部の拡充

2 自己点検・評価及び内部質保証の取組み

(1) 前回の認証評価の状況

本学は、業務運営における長所、問題点等を自ら明らかにし、その結果を業務の質の向上、運営の効率化等の取組みに反映するとともに、社会に対する説明責任を果たすため、以下のとおり大学機関別認証評価を受審した。

- ・ 認証評価を受けた年度：2009年度（平成21年度）
- ・ 認証評価機関：（独）大学評価・学位授与機構
- ・ 認証評価の結果：大学基準に適合

(2) 自己点検・評価委員会

本学は、自己点検・評価の目的、種類、対象、評価方法等を定めた「自己点検・評価運営委員会規程」を制定し、同規程に基づき定期的に自己点検・評価を行っている。今回の自己点検・評価は、同規程が定める評価として実施したものである。

本学においては、全学の自己点検・評価運営委員会が、自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに第三者評価への対応を総括している。あわせて、同運営委員会のもとに、各部署の自己点検・評価委員会又は自己点検・評価組織を置き、両者を連携させることで、より効果的な自己点検・評価活動を目指している。

(3) 中期目標及び中期計画による内部質保証の取組み

自己点検・評価の定期的実施、認証評価機関による第三者評価、評価結果の公表と改善への反映という方針を本法人の設立団体である高知県が定めた中期目標の中で示し、内部質保証の方針と手続きを明確化している。

業務実績報告書は、中期目標・中期計画に照らして、毎年度作成しており、その中で自己点検・評価を全学的に実施している。高知県が行う公立大学法人評価委員会で評価された結果については、ホームページに掲載し公表している。さらに、学校教育法施行規則で公表が求められている教育活動等の状況についても本学ホームページ上で公表している。

(4) その他自己点検・評価活動

本学では、毎年度当初に、前年度の業務内容を全学の教職員間で報告する「アニュアルレビュー」を実施している。アニュアルレビューにおいては、各部署及び各委員会が活動報告を行うとともに、報告された内容について自己点検・評価運営委員会で点検・評価を行い、その結果を各部署へフィードバックすることで、次年度以降の改善に繋げている。

第1章 理念・目的

1 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

高知県立大学は、2011年度（平成23年度）に設立された高知県公立大学法人のもとに置かれている。

高知県公立大学法人は、「地域に開かれた教育研究の拠点として、広く知識を授け、専門の学術を深く教授研究し、人間性豊かで高度な知識及び技能を有する有為な人材を育成するとともに、優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献すること」を理念として、高知県立大学を設置している（根拠資料 I-1-(1)-1：高知県公立大学法人定款(第1条)）。

本学の「大学の目的」は、「教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる人材を育成し、併せて地域社会の向上に寄与すること」であると学則に明記されている（根拠資料 I-1-(1)-2：高知県立大学学則(第1条)）。

本学は、新しい時代の要請に応え得る質的な変換を行い、21世紀を展望し、教育文化の拠点として地域とともに発展する大学として、「21世紀における新しい価値観を創造」「地域文化を創造」「豊かな人間性を涵養」する教育を重視してきている（根拠資料 I-1-(1)-3：教育目標とめざすもの(本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/index.html>))）。

学士課程においては、幅広い教養、高度な専門知識及び豊かな人間性を備え、地域はもとより国内外で活躍することのできる能力を有するとともに、社会に貢献することのできる人材を養成するという中期目標を掲げている。このような大学の理念と教育目標を掲げ、地域の保健医療福祉の課題に取り組む「看護学部」「社会福祉学部」「健康栄養学部」、地域文化の課題に取り組む「文化学部」を置いている。

大学院については、大学院学則において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を目的としている。本学の理念と教育目標を踏まえて、専門領域課題のみならず地域問題に取り組む専門家を養成している（根拠資料 I-1-(1)-4：高知県立大学大学院学則(第2条)）。また、中期目標として「高度な専門知識及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つとともに、各専門分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決することができる能力を備えた人材を養成すること」を掲げている（根拠資料 I-1-(1)-5：高知県立大学法人中期目標(p2)）。この目標の実現に向けて、2014年（平成26年）には、これまで設置してきた「看護学研究科（修士課程）」「人間生活学研究科（修士課程）」「健康生活科学研究科（博士後期課程）」を、「看護学研究科（看護学専攻前期課程・後期課程、共同災害看護学専攻博士5年一貫）」及び「人間生活学研究科（人間生活学専攻前期課程・後期課程）」へと再編した。

<表 I-1-(1)-1 高知県公立大学法人、高知県立大学及び大学院の目的>

【高知県公立大学法人の目的】

この公立大学法人は、地域に開かれた教育研究の拠点として、広く知識を授け、専門の学術を深く教授研究し、人間性豊かで高度な知識及び技能を有する有為な人材を育成するとともに、優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献するため、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。（高知県公立大学法人定款第 1 条）

【高知県立大学の目的】

高知県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる人材を育成し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的とする。（高知県立大学学則第 1 条）

【高知県立大学大学院の目的】

本大学院は、学術の理論及び内容を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。（高知県立大学大学院学則第 2 条）

<2>学部・研究科

A 文化学部

文化学部は、それまで設置していた文学部を 1998 年（平成 10 年）に改組し設置された。文学、文化創造、言語コミュニケーションの 3 専修科目群を中心に、人文科学から社会科学に及ぶ幅広い分野の教育研究を行っている。

本学部の理念は、「文化学部の理念・目的を定める規程」により、「人文・社会系諸科学による多角的な文化研究により人間・社会に対する理解を深め、文化の批判的継承を通して豊かな人間性と主体的に行動し得る能力を培い、地域文化の創造と向上に資するとともに、真に豊かな共生社会の実現に向けて国際的に貢献できる市民を養成する」ことである（根拠資料 I-1-(1)-6：文化学部の理念・目的を定める規程）。

この理念のもと、本学部は、基礎学力の養成、人間性の涵養、社会人基礎力の養成、豊かな感性と思考力の養成、高度な言語・コミュニケーション力の養成、地域文化の創造に貢献できる行動力の養成を目的としている（根拠資料 I-1-(1)-6：文化学部の理念・目的を定める規程）。

また、徹底した少人数制とフィールドワークの重視により専門性を高めるとともに、フィールドにおける学びの実践を通じて、地域や人とつながりを強め、学びを更に深くすることができている。

こうした活動内容は、学生の能力を向上させ、個性を高めるものと認められることから、本学部の理念・目的、教育研究活動は大学の理念・目的と整合性がとれている。

B 看護学部

看護学部は 1952 年（昭和 27 年）に日本で初めて大学における看護学教育を開始した 4 年制学部である。

本学部の理念は、「看護学部の理念・目的を定める規程」により、「看護の理念や専門的知識・技

術、ヒューマニズムを礎として、将来に向かって拓かれた看護を構築し、健康問題を人々とともに解決し、人々の健康生活の創造に貢献ができる豊かな人間性・創造性を持った人材を養成する」ことである（根拠資料 I-1-(1)-7：看護学部の理念・目的を定める規程）。

この理念のもと、本学部では、将来、看護師、保健師、助産師、または養護教諭として様々な分野で活躍できるように、一人ひとりの学生の個性を尊重し、安心して学べる教育環境を提供している。座学と演習で培った学びを臨地実習で実践する統合カリキュラムのもとで教育を行っている。臨床場면을再現する演習環境において学内実習を行うとともに、臨地実習においては高知市内のさまざまな病院や保健所、学校等と連携して、科学的思考力と実践力を育成している（根拠資料 I-1-(1)-13：高知県立大学 大学案内）。

以上のことから、本学部の理念・目的、教育研究活動は大学の理念・目的と整合性がとれている。

C 社会福祉学部

社会福祉学部は現代社会の福祉課題に対応する人材を育成するため、1998年（平成10年）に設立された学部である。

本学部の理念は、「社会福祉学部の理念・目的を定める規程」により、「福祉の現代的課題に対応する、深い人間理解や人権尊重の精神に裏打ちされた専門的知識と実践的知識と実践的技能を教授研究することにより、共感する心と豊かな人間性をもって、社会生活で生じる様々な問題に主体的に対応できる福祉的実践能力を修得させ、社会の幅広い分野で福祉の向上に寄与できる有為な人材を養成する」ことである（根拠資料 I-1-(1)-8：社会福祉学部の理念・目的等を定める規程）。

本学部は、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の3福祉士国家試験受験資格に対応する西日本唯一の公立大学であり、地域の福祉課題に対応できる専門知識・援助技術を伴う実践能力を持ち、保健・医療・福祉などの様々な分野の関係者と連携できる社会福祉専門職を育成している（根拠資料 I-1-(1)-13：高知県立大学 大学案内）本学部の理念・目的、教育研究活動は大学の理念・目的と整合性がとれている。

D 健康栄養学部

健康栄養学部は2010年（平成22年）に従来の生活科学部の健康栄養学科を改組拡充する形で開設された。

本学部の理念は、「高知県立大学健康栄養学部の理念・目的等を定める規程」により、「人間や健康、環境の本質を理解しながら、生命の基源である「食」を探究し、人々が健康に生活できるよう幅広い分野で貢献できる人材を養成する」ことである（根拠資料 I-1-(1)-9：健康栄養学部の理念・目的を定める規程）。

この理念のもと、本学部では、現代社会が抱える健康問題を、社会環境、経済環境などの背景を含めて深く掘り下げ、幅広い視野を持って自ら論拠を採る教育を行っている。本学部の理念・目的、教育研究活動は大学の理念・目的と整合性がとれている（根拠資料 I-1-(1)-13：高知県立大学 大学案内）。

E 看護学研究科

看護学研究科は、1998年（平成10年）に修士課程として開設され、2014年度（平成26年度）大学院再編により、博士前期課程及び博士後期課程の看護学専攻課程と、5年制の博士課程としての災害看護学専攻の2専攻3課程として再編された。

それに伴い、本研究科の理念及び目的を見直し、本研究科の理念は「看護学研究科は、人間の存在と生命の尊厳に基づいて、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の学術基盤を充実・発展させ、更に革新することに寄与できる高度な教育・研究・実践能力をもつ看護専門職者を養成する。」としている（根拠資料 I-1-(1)-10：看護学研究科の理念・目的を定める規程）。

本研究科は、21 世紀の社会環境の変化に対応できる高度な看護の専門性が発揮できる人材育成を目的としたプログラムを有しており、多くの看護職者に教育の機会を提供している（同 14：高知県立大学大学院案内）。本研究科の理念とその教育・研究・実践活動は大学院の理念・目的に沿ったものであり、整合性が認められる。

F 人間生活学研究科

人間生活学研究科は 2001 年（平成 13 年）に開設された研究科である。2014 年（平成 26 年）に博士前期課程及び博士後期課程に改組拡充された。

本研究科の目的は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」であり、この目的を達成するための理念として、「地域に生きる人々の生活の文化的発展と健康で快適な生活環境の実現を目指し、生活科学・社会福祉学・文化学の各学体系を基盤に、複合的に人間生活を教育・研究することにより、総合的な視野に立って、地域社会の生活課題を解決・調整する高度専門職業人を育成する」としている（根拠資料 I-1-(1)-11：人間生活学研究科の理念・目的を定める規程、同 14：高知県立大学大学院案内）。本研究科の理念とその教育・研究・実践活動は大学院の理念・目的に沿ったものであり、整合性が認められる。

G 健康生活科学研究科

健康生活科学研究科（博士後期課程）は 2001 年（平成 13 年）に開設されたが、2014 年（平成 26 年）に看護学研究科及び人間生活学研究科に再編され、学生募集を停止している研究科である。

本研究科の目的は、「健康生活に関する学術と研究を推進し、その深奥を究め、自立して研究活動を行う高度な専門的能力を養うこと」であり、この理念を達成するために、「看護学、生活科学、社会福祉学の知識・技術を軸に、今日の健康生活に関する諸問題に対し、複眼的な視点から研究を行い、高度に専門的な職業に従事できる研究能力をもつ研究者を養成する」ことと目的として開設した（根拠資料 I-1-(1)-12：健康生活科学研究科の理念・目的を定める規程）。

なお、本研究科の在学学生は 4 名であり、他の学生は看護学研究科看護学専攻博士後期課程、人間生活学研究科人間生活学専攻博士後期課程に転科した（根拠資料 I-1-(1)-15：大学院転研究科の取扱いに関する細則、同 16：転研究科に伴う単位認定に関する内規）。本研究科の理念とその教育・研究・実践活動は大学院の理念・目的に沿ったものであり、整合性が認められる。

以上のことから、学士課程の学部は学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められている目的と整合しており、大学院は同第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的と整合している。また、大学・学部・研究科等の理念・目的は明示され、適切に設定されている。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

これらの活動は、大学全体として一括で活動しているため、【大学全体】として記述する。

本学の理念、各学部・研究科の理念・目的は、『大学案内』『大学院案内』や『学生便覧』、各学部

のパンフレットといった公的な刊行物に明示されているほか、本学ホームページでも公表している（根拠資料 I-1-(1)-13：高知県立大学大学案内、同 14：高知県立大学大学院案内、同(2)-1：本学ホームページ（教育情報の公表）（<http://www.u-kochi.ac.jp/ed/index.htm>）。各学部・研究科は、目的を達成するための教育目標を定めるとともに、その教育目標を達成するために、卒業認定・学位授与に関する方針を含めたディプロマ・ポリシー、及び学生の視点に立った教育編成や実施方針としてのカリキュラム・ポリシーを定め明示している（詳細は第 4 章 I に記載）。

このほか、学生に対しては、教務委員会を中心として、新入生及び保護者を対象とした入学時オリエンテーション・懇談会、在学生を対象とした年度当初のガイダンス、卒業前のオリエンテーション講義時に「学部の理念・目的を定める規程」を配布し周知を図っている。

また、教員に対しては、入職時の教員オリエンテーションやFD、教授会など様々な機会を通して周知を図っている。

以上のことから、本学は、大学・学部・研究科の理念・目的を大学構成員へ周知するとともに、社会に対して公表しているといえる。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

これらの活動は、大学全体として一括で活動しているため、【大学全体】として記述する。

本学では、自己点検・評価委員会等による実施体制を作り、前回は 2007 年（平成 19 年）に自己点検・評価及び認証評価機関による評価を受け、点検・改善を行ってきた。小規模大学の特徴を生かし、全部局長関与のもとで、大学の理念・目的、それぞれの部局の理念等が適切であるかどうか、全学的な視点で検討してきた。

公立大学法人化した 2011 年度（平成 23 年度）以降は、大学の目的及び各学部の理念・目的をもとに中期目標・中期計画を定め、これらに基づく年度計画を毎年度、立案・実行・事業評価・改善するプロセスをとり、設定した目標を確認できるシステムを有している（根拠資料 I-1-(1)-5：高知県公立大学法人中期目標、同 I-1-(3)-1：高知県公立大学法人中期計画、同 2：高知県公立大学法人平成 26 年度計画）。毎年度の事業評価に加えて、中期目標期間（6 年間）の終了時には認証評価を踏まえた中期目標期間評価を行い、その際に、理念・目的の適切性の検証を行うこととしている。

以上のように、教育における課題や社会情勢の変化と社会からの要請等を踏まえて、定期的に大学、学部及び研究科の理念や目的の適切さについて、検討を重ねている。

2 点検・評価

(基準 1 の充足状況)

本学においては、大学、各学部及び各研究科の理念・目的を明確に定め、学内外に周知・公表するとともに、理念・目的に沿った教育研究活動を行ってきた。また、理念・目的の定期的な検証を行い、その適切さについて検討を重ねていることから、基準 1 をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○本学の理念・目的に基づいた 6 年間の中期目標の設定が設立団体である高知県から示され、法人と大学が一体となって、中期計画を立てている。それに基づいて、毎年度、事業計画を立て、年度の終了後に業務実績報告を行い、県が設けた評価委員会による評価を受けている。したがって、毎年度、大学及び学部の理念と目的に注目した事業を計画し、実行している。

○大学・学部・研究科等の理念は明示され、多様な機会を捉えて社会、学生、教職員に対して周知している。さらに、各学部・研究科の理念・目的が適切であるかどうかについて、複数の委員会にて全学的な視点から検討している。

(2) 改善すべき事項

○特になし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○2016年度（平成28年度）で本法人・大学の第一期目の中期目標に基づく中期計画の達成状況が明らかになり、県の評価委員会の評価を受けることになるので、本学の理念・目的に添った教育・研究及び社会貢献の活動が行われているかどうか点検・評価し、質の向上に繋げている。

○2017年度（平成29年度）から始まる本法人の2期目の中期目標・中期計画を作成するにあたっては、本学の理念・目的等の見直しをする機会がある。したがって、社会のニーズの変化や学問の発展状況をとらえながら必要に応じた改正を行うことができる。

(2) 改善すべき事項

○特になし

4 根拠資料

- I-1-(1)-1 高知県公立大学法人定款
- I-1-(1)-2 高知県立大学学則
- I-1-(1)-3 教育目標とめざすもの（本学ホームページ（<http://www.u-kochi.ac.jp/index.html>））
- I-1-(1)-4 高知県立大学大学院学則
- I-1-(1)-5 高知県公立大学法人中期目標
- I-1-(1)-6 文化学部の理念・目的を定める規程
- I-1-(1)-7 看護学部の理念・目的を定める規程
- I-1-(1)-8 社会福祉学部の理念・目的等を定める規程
- I-1-(1)-9 健康栄養学部の理念・目的等を定める規程
- I-1-(1)-10 看護学研究科の理念・目的を定める規程
- I-1-(1)-11 人間生活学研究科の理念・目的を定める規程
- I-1-(1)-12 健康生活科学研究科の理念・目的を定める規程
- I-1-(1)-13 高知県立大学 大学案内
- I-1-(1)-14 高知県立大学 大学院案内
- I-1-(1)-15 大学院転研究科の取扱いに関する細則
- I-1-(1)-16 転研究科に伴う単位認定に関する内規
- I-1-(2)-1 高知県立大学ホームページ 教育情報の公表
(<http://www.u-kochi.ac.jp/ed/index.htm>)
- I-1-(3)-1 高知県公立大学法人中期計画
- I-1-(3)-2 高知県公立大学法人平成26年度計画

図表目次

表 I-1-(1)-1 高知県公立大学法人、高知県立大学及び大学院の目的

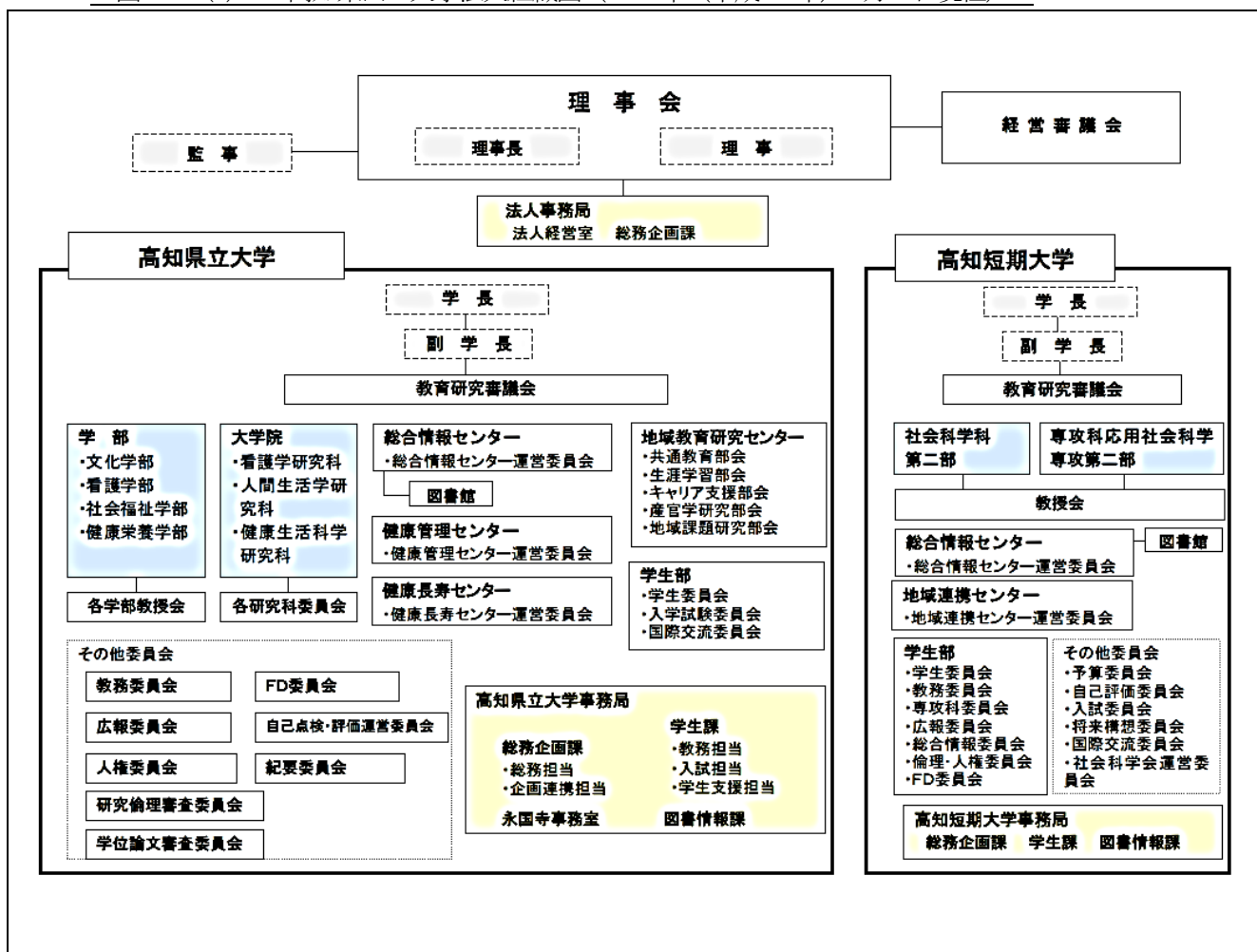
第2章 教育研究組織

1 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

大学の目的、学部・研究科の理念を具体化するために、大学に文化学部、看護学部、社会福祉学部、健康栄養学部を設置し、大学院に看護学研究科、人間生活学研究科、健康生活科学研究科の4学部3研究科を設置している。これらの基本組織のほかに、教育研究支援や社会との連携のための組織として、地域教育研究センター、健康長寿センター及び図書館サービスや情報システムの管理を行う総合情報センター等を設置している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-1：高知県公立大学法人平成25年度業務実績報告書、同2：高知県立大学地域教育研究センター規程、同3：高知県立大学健康長寿センター規程、同4：高知県立総合情報センター・高知県立短期大学総合情報センター規程）。また、学生の健康管理のための健康管理センターを設けている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-5：高知県立大学健康管理センター規程）。

<図Ⅱ-1-(1)-1 高知県公立大学法人組織図（2014年（平成26年）4月1日現在）>



※健康生活科学研究科は、2014年度（平成26年度）から学生募集を停止している。

＜学部教育研究組織＞

本学学則に定める大学の理念・目的に基づき学部ごとに理念と目的を定めている。それに沿って文化学部（文化学士）、看護学部（看護学士）、社会福祉学部（社会福祉学士）及び健康栄養学部（健康栄養学士）が設けられている。以上の組織には教育研究上必要な教員の配置を行っている（第3章参照）。

＜大学院教育研究組織＞

本学大学院学則に定める目的に基づき研究科ごとに理念と目的を定めている。それに沿って看護学研究科と人間生活学研究科及び健康生活科学研究科が設けられている。

本学大学院は、地域の課題を解決する知の拠点として、またグローバル化を先取りする組織として、2013年度（平成25年度）に大学院教育の発展・充実を図るための改組に取り組み、平成26年4月に看護学研究科に看護学専攻（博士後期課程）と共同災害看護学専攻（博士課程）を、人間生活学研究科に人間生活学専攻（博士後期課程）を設置した。共同災害看護学専攻は、本学と、千葉大学、東京医科歯科大学、兵庫県立大学、日本赤十字看護大学の5大学共同で設置した5年一貫の博士課程である（根拠資料Ⅱ-1-(1)-6：災害看護グローバルリーダー養成プログラム、同7：高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学及び日本赤十字看護大学による共同災害看護学専攻5大学学長会議規程）。また、看護学研究科の博士前期課程では専門看護師養成教育課程及び専修免許教職課程を、人間生活学研究科の博士前期課程では専修免許教職課程を置いている。

このように、大学院課程では、大学院の理念・目的に沿い、学術の進歩に対応できる人材の育成と社会ニーズに対応できる高度な専門性を持った高度専門職業人を養成するための教育研究組織を構築している。

＜総合情報センター＞

総合情報センターは、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の発展・充実を図るために、本学図書館の管理・運営、図書館資料の収集・整理・保存、閲覧、調査及び学内の情報処理施設の管理・運営を行っている。また、学術情報システムの確立に協力している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-4：高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程）。本学図書館は県民にも広く利用されており、地域に開かれた大学の知の拠点として機能している。

同センターの業務を遂行するため、センターに高知短期大学と合同して総合情報センター運営委員会を置き必要な事項を審議している。また、同委員会に図書館部会及び情報処理部会を置き、図書館資料の収集、情報処理等に関する業務を行っている。

同センターの運営は、教員3名（うち2名専任）及び事務職員8名（うち6名専任）により行われている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-8：総合情報センター年報（平成25年度））。

同センターの組織及び活動は、「地域に開かれた教育研究の拠点として、地域の活性化に貢献する」という本学の理念や「人材を育成し、地域社会の向上に寄与する」という本学の目的に適合している。

＜地域教育研究センター＞

地域教育研究センターは、社会と連携する大学として、地域コミュニティに根ざし、未来を拓く「知の拠点」としての役割を強化するため、そして本学の教育理念である「地域社会志向教育」を実現するため、地域創成センターなど従前の組織を発展的に解消し、2012年度（平成24年度）に

設けられた。地域の皆様方と協働して知を育み、伝え、創造することを目的とし、5つの部会（共通教育部会、生涯学習部会、キャリア支援部会、産官学研究部会、地域課題研究部会）で構成されている。（根拠資料Ⅱ-1-(1)-2：高知県立大学地域教育研究センター規程）。

同センターは、関係機関と連携しながら、生涯学習の支援や地域と連携したキャリア教育、産官学の共同研究の推進などを行っており、県民・地域の課題やニーズの把握等、具体的な成果を挙げている。また、地域活性化に関するフォーラムや、小中高教員や専門職を対象としたリカレント講座、社会人を対象とした公開講座等を開催している。

同センターの運営は、教員6名（うち6名専任）及び事務職員2名（うち1名専任）により行われている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-9：高知県立大学地域教育研究センター報 2013、同10：もっと県民大学パンフレット）。

＜健康長寿センター＞

健康長寿センターは、本学の学部が連携して、地域の人々の健康長寿の推進及び健康長寿社会の構築に貢献する専門職者の知識や技術の向上に努めることを目的として、2010年度（平成22年度）に設立され、保健福祉の啓発事業や土佐市、高知医療センターと連携した事業など活発に活動を行っている（根拠資料Ⅱ-2-(1)-3：高知県立大学健康長寿センター規程）。これらの活動は、「教育研究の成果を社会に還元し、地域社会の活性化に貢献する」という本学の理念や「福祉の増進に貢献しうる人材育成や地域社会の向上に寄与する」という本学の目的に合致している。

同センターの運営は、教員8名（すべて兼務）及び事務職員3名（すべて兼務）により行われている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-11：高知県立大学健康長寿センター活動報告書、同10：県民大学パンフレット）。

＜健康管理センター＞

健康管理センターは、本学学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を中心になって行っている。同センターは、高知県立大学健康管理センター規程に基づき、センター長、学校医、健康管理主任、保健師（キャンパス毎に1名）の5名で組織する健康管理センターが、毎年度策定する活動方針に基づき、活動内容を定めて学生の健康管理を実施している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-5：高知県立大学健康管理センター規程）。

2013年度（平成25年度）は、①健診活動の強化、②健康相談活動の充実、③健康教育活動の活性化、④健康自己管理活動の促進、⑤健康管理システムの改善の、5つの活動を実施した（根拠資料Ⅱ-1-(1)-12：平成25年度 健康管理センター業務報告）。

＜大学運営組織＞

本学の運営にあたっては、運営組織として教育研究審議会、部局長会議、役員会議、教授会、研究科委員会、全学委員会が置かれている。

1) 教育研究審議会

法人に設置された教育研究審議会は、中期目標・中期計画・年度計画、教員の人事や教育課程等、大学の教育研究に関する重要案件を審議する機関であり、学内教員・職員18人により構成し、月1回以上開催している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-13：高知県立大学法人教育研究審議会規程）。

2) 部局長会議

部局長会議は、大学の管理・運営・教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整及び協議を行う機関であり、学長、副学長、学部長、研究科長など主要な幹部職員で構成し、原則月2回開催している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-14：高知県立大学部局長会議規程）。

3) 役員会議

役員会議は、教育研究審議会、部局長会議の議題整理を含め、学長のリーダーシップにより大学の管理・運営、教育研究を円滑に行うために設けられた組織であり、学長、副学長及び事務職員で構成し、原則月2回開催している。

4) 教授会

各学部の教授会は、各学部の専任教員で構成されている。定例で月1～2回以上開催され、教育活動に関する重要事項として、学科目の種類及び編成に関する事項、学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業認定に関する事項、学生の試験及び単位修得に関する事項、学生の厚生補導及び身分に関する事項等の協議・審議を行っている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-15：高知県立大学教授会規程）。教授会は、全学委員会と有機的に連携を取りながら審議を行っており、審議事項は必要に応じて教育研究審議会に上程される。

なお、総合情報センター、健康長寿センター及び地域教育研究センターでは、センター長を中心とした会議において協議・審議を行っている。教授会と同様、審議された事項は、必要に応じてセンター長により教育研究審議会における審議に上程される。

5) 研究科委員会

各研究科委員会は、各研究科担当として選任された学部の教員で構成されている。定例で月1回は開催され、大学院の教育活動に関する重要事項として、研究指導・学位授与・学修等に関する事項、教育の内容・方法等、教育のあり方に関する事項、学生の入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項、学生の教育・生活等への支援に関する事項等の協議・審議を行っている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-16：高知県立大学研究科委員会規程）。研究科委員会において審議された事項は、必要に応じて教育研究審議会に上程される。

6) 全学委員会

全学に関わる事項を審議あるいは実施するため、各学部等選出教員等により構成される全学組織として、以下の委員会を設置している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-17：高知県立大学委員会設置規程、同18：平成26年度高知県立大学審議機関委員及び各種委員等一覧表）。

全学委員会は、関連する部局の教職員によって構成され、審議事項は学部や研究科の意見を集約しながら、必要に応じて教育研究審議会に提案する権限を有する。

- ・学生委員会
- ・総合情報センター運営委員会
- ・教務委員会
- ・入学試験委員会
- ・国際交流委員会
- ・広報委員会

- ・人権委員会
- ・自己点検・評価運営委員会
- ・研究倫理審査委員会
- ・健康管理センター運営委員会
- ・健康長寿センター運営委員会
- ・FD委員会
- ・紀要委員会

全学委員会のなかでも、教育に直接関わる委員会は教務委員会である。この教務委員会と地域教育研究センターにおいて共通教育を所管する共通教育部会が連携して、共通教養教育及び専門教育を運営している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-19：高知県立大学教務委員会規程）。

教務委員会は、委員長である教務部長以下、地域教育研究センター共通教育部会、教職課程専門委員長、各学部委員等で構成されており、毎月開催されている。教養教育及び教職課程については全学的な視点から検討され、意思決定がなされている。大学院については、大学院教務委員会がその役割を担っている。

<法人組織>

なお、本学を設置する高知県立大学法人には以下の組織が設置されており、法人として、教学と経営のバランスの取れた運営に努めている。

1) 理事会

学長を兼ねる理事長のリーダーシップのもと、法人の重要事項を審議し、議決する機関として理事会を設置し、定期的開催している。学外有識者を理事に登用し、外部の意見の反映に努めている（根拠資料Ⅱ-1-(1)-20：高知県立大学法人理事会規程）。

2) 経営審議会

法人の定款に基づき、経営審議会を設置し、法人経営及び大学運営に外部の意見を反映している（根拠資料Ⅱ-1-(1)-21：高知県立大学法人経営審議会規程）。

3) 法人内役員会

理事会と経営審議会の議題整理及び教育研究審議会との関係を含めて、理事長のリーダーシップによる事業を推進するために設けられている組織で年4回程度開催されている。また、理事長が学長を兼務しており、理事に副学長が、経営審議委員に事務局長が就任していることから法人と大学の連携が密接に行われている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の運営全般に関する定期的な評価は、設立団体である高知県が策定した中期目標と本学が策定した6年間の中期計画に則って、年度目標と計画を策定し、毎年定期的な評価を実行している（根拠資料Ⅱ-1-(2)-1：地方独立行政法人法(第25条～31条及び第78条)）。すなわち、毎事業年度終了後には、全学的に自己点検の上、計画の進捗状況と課題を確認し、自己評価を行った上で、高知県が設置した高知県立大学法人評価委員会の外部評価を受けるというサイクルとなっている。教育研究組織については、中期計画において、「教育効果の向上をはかるために、県立大学の各学部・

研究科で教員組織、教育方法を見直すなど、全学において弾力的に行う」としており、上述の評価サイクルの中で、その適切性について定期的に検証を行っている（根拠資料Ⅱ-1-(2)-2：高知県公立大学法人中期計画(教育の実施体制 p4)）。

また、教育研究組織の適切さについては、高知県公立大学法人評価委員会のほか、理事会及び教育研究審議会、部局長会議、学内役員会で、教育研究組織の適切性について点検を行ってきた。

以上のように、教育を全学的な視点から実施する上で必要な組織を置き、役割分担、責任の所在を明確にし、連携を取ながら実施している。

2 点検・評価

(基準2の充足状況)

本学の教育研究組織は、大学及び学部・研究科の理念・目的を具体化するために組織されており、本学の理念・目的に沿った活動を行うとともに、必要な整備を行っている。また、教育研究組織の適切さについては、学内外の機関において点検が行われていることから、基準2をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○大学の理念・目的及び社会の要請等に適合した教育研究組織へと改革を行っているとは判断される。2011年度（平成23年度）の法人化に伴い、学長、副学長及び各部局長の権限と責任を明確にした組織の再構成が行われた結果、機動的、戦略的な大学運営が行われ、教育組織の見直し、改革がなされている。

(2) 改善すべき事項

○高知工科大学と法人統合が行われた後には、法人と大学の一体感が薄まるため、新たな見直しが必要である。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○現在は、本法人と公立大学法人高知工科大学との統合に向けた準備を行っているが、本法人が開設したときから両学長が相互にそれぞれの法人の理事であるので、お互いの大学と法人の役割を理解し、準備が順調である。

○老朽化した永国寺キャンパスの整備、文化学部の拡充、「域学共生」の理念に基づく教育研究における改革、大学院改組など将来に向けた発展に向けて歩み始めている。

(2) 改善すべき事項

○高知工科大学との法人統合後も、法人と大学が密接に連携し、教学と経営のバランスの取れた運営を行っていくために、事務の組織体制の構築など法人統合に対応する不断の取り組みを行っていく。

4 根拠資料

- Ⅱ-1-(1)- 1 高知県公立大学法人平成 25 年度業務実績報告書
- Ⅱ-1-(1)- 2 高知県立大学地域教育研究センター規程
- Ⅱ-1-(1)- 3 高知県立大学健康長寿センター規程
- Ⅱ-1-(1)- 4 高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程
- Ⅱ-1-(1)- 5 高知県立大学健康管理センター規程
- Ⅱ-1-(1)- 6 災護グローバルリーダー養成プログラム (パンフレット)
- Ⅱ-1-(1)- 7 高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学及び日本赤十字看護大学による共同災害看護学専攻 5 大学学長会議規程
- Ⅱ-1-(1)- 8 総合情報センター年報 (平成 25 年度)
- Ⅱ-1-(1)- 9 高知県立大学地域教育研究センター報 2013
- Ⅱ-1-(1)-10 もっと県民大学パンフレット
- Ⅱ-1-(1)-11 高知県立大学健康長寿センター活動報告書 (平成 25 年度)
- Ⅱ-1-(1)-12 健康管理センター業務報告 (平成 25 年度)
- Ⅱ-1-(1)-13 高知県公立大学法人教育研究審議会規程
- Ⅱ-1-(1)-14 高知県立大学部局長会議規程
- Ⅱ-1-(1)-15 高知県立大学教授会規程
- Ⅱ-1-(1)-16 高知県立大学大学院研究科委員会規程
- Ⅱ-1-(1)-17 高知県立大学委員会設置規程
- Ⅱ-1-(1)-18 高知県立大学審議機関委員及び各種委員等一覧表 (平成 26 年度)
- Ⅱ-1-(1)-19 高知県立大学教務委員会規程
- Ⅱ-1-(1)-20 高知県公立大学法人理事会規程
- Ⅱ-1-(1)-21 高知県公立大学法人経営審議会規程
- Ⅱ-1-(2)- 1 地方独立行政法人法第 25 条～31 条及び第 78 条
- Ⅱ-1-(2)- 2 高知県公立大学法人中期計画 (既出 I-1-(3)-1)

図表目次

- 図Ⅱ-1-(1)- 1 高知県公立大学法人組織図

第3章 教員・教育組織

1 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

本学が求める教員像については、高知県公立大学法人組織規程において、教授、准教授、講師、助教及び助手のそれぞれの職位に求められる資質を明示している。さらに、各学部、研究科において求める教員像を定めている（根拠資料Ⅲ-1-(1)-1：高知県公立大学法人組織規程）。

教員組織の編制については、中期計画において、「教育効果の向上をはかるために、県立大学の各学部・研究科及び短期大学で教員組織、教育方法を見直すなど、全学において弾力的に行う」こととしており、学長のリーダーシップの下、必要かつ十分な教育研究活動を行うために必要な教員組織を編成している（根拠資料Ⅲ-1-(1)-2：高知県公立大学法人中期計画 p4）。

本学では、各学部・学科、大学院研究科の教育目標達成のために設定された科目群あるいは領域に専任教員を配置することを基本方針とし、専任教員の配置を行っている。科目編成に関しては学長のもとにある教育研究審議会が最終責任を負うとともに、科目内容の検討・調整は教務委員会、教授会のもとにおく学部委員会組織等が実質的な責任を負う体制となっている。

専任教員の退職や増員などにより専任教員を配置する必要がある場合には、配置する分野・領域、担当科目、配置を必要とする理由を教育研究審議会において審議したうえで、全学的な組織である人事委員会にて候補者を選定している。その結果は教育研究審議会にて審議し、学長が決定している。

<2>各学部・研究科

各学部・研究科においては、大学及び学部等の理念・目的を達成するために、求める教員像及び編成方針を明確にしている（根拠資料Ⅲ-1-(1)-3:高知県立大学 各学部・研究科が求める教員像）。

A 文化学部

- ・高知県公立大学法人教員選考規程第4条から第8条に規定する資格を有し、人格及び見識ともに優れた者
- ・研究の専門性にかかわらず、様々な機会を捉えて地域文化の向上に取り組む意欲ある教員

B 看護学部

- ・高知県公立大学法人教員選考規程第4条から第8条に規定する資格を有し、人格及び見識ともに優れた者
- ・看護学部の理念の実現に取り組むこと、次世代を養成する教育能力を有していること、また、看護学の発展に貢献することができる看護研究能力と実践能力を有し、自ら研鑽し、チャレンジし続ける素質を持っている教員
- ・看護学部の教員編成の方針は、以下のとおり。
 - ①各専門領域の教育研究を担うことのできる専任教員を配置する
 - ②各専門領域は、有機的に協働して教育運営を行っていく
 - ③最新の医療の教育内容を含む専門科目は非常勤講師を採用する
 - ④臨床実習の教育の質の向上に貢献できる臨床教授を採用する
 - ⑤教育の質の向上、教員の教育力の向上に貢献できる客員教授を採用する

C 社会福祉学部

- ・高知県公立大学法人教員選考規程第4条から第8条に規定する資格を有し、人格及び見識ともに優れた者
- ・地域の福祉向上に熱意のある者
- ・学生に対する教育や相談・指導に積極的に関わる意欲のある者
- ・学部教育においては演習・実習を担当できる資格を有する者

D 健康栄養学部

- ・高知県公立大学法人教員選考規程第4条から第8条に規定する資格を有し、人格及び見識ともに優れた者
- ・本学部は管理栄養士養成校であるため、教員組織の編成にあたっては、文部科学省、及び厚生労働省の基準にも準じて行っている。

E 看護学研究科

- ・高知県公立大学法人教員選考規程第4条から第7条に規定する資格を有し、人格及び見識ともに優れた者
- ・「高知県立大学 教員の選考に関する審査基準」の教育能力、研究能力、専攻分野の知識経験、社会活動、組織運営に関する経験・能力の基準に合致する教授、准教授
- ・看護学及び関連分野において特に優れた知識及び経験を有する教員を配置し、各分野における教育・研究を全般にわたり指導できるように組織している

F 人間生活学研究科

- ・高知県公立大学法人教員選考規程第4条から第7条に規定する資格を有し、人格及び見識ともに優れた者
- ・その上で、教育・研究業績と担当する科目との適合性を重視している
- ・同時に、大学院の科目担当になって2年以上の実績のある教員の中から、研究指導能力を吟味している
- ・専門領域（栄養・生活学領域、社会福祉学領域、文化領域）の課題に対する研究的視点を持って教育研究を行うことができる者

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1>大学全体

これらの活動は、大学全体として一括して活動しているため、【大学全体】として記述する。

本学の専任教員は、学部・地域教育研究センター・総合情報センターのいずれかに所属している。各学部・研究科・地域教育研究センター・総合情報センターに所属する教授、准教授、講師、助教、助手の数は、「表Ⅲ-1-(2)-3 専任教員数」に示すとおりである。

<共通教養教育>

共通教養教育科目担当の専任教員を地域教育研究センター及び総合情報センターに配置するとともに、全学部が参画している。平成27年度より、共通教養教育科目として、地域実習（必修科目）等を設置する。全学生を必ず2度以上地域に出し、地域の課題の発見と解決に取り組む教育を実施するなど、地方の公立大学として特徴を踏まえた教育を実施していく。共通

教養教育として設置する科目群を目的別に大綱化（リテラシー、教養基礎、課題別教養、健康・スポーツ）している。この共通教養教育の運営・評価・改善を担う専任組織として「共通教育部会」（センター専任教員（7人）、各学部選出教員（計4人）を設置し、共通教養教育の企画・運営を行っている（根拠資料Ⅲ-1-(2)-1：高知県立大学地域教育研究センター共通教育部会規程）。本学の教養教育を担当している専任教員は48人で、非常勤講師は26人である。

<表Ⅲ-1-(2)-1 共通教養教育科目担当教員数>

(単位：人)

専任教員					非常勤講師
特任教授	教授	准教授	講師	助教	
1	21	12	5	9	26

(2014年（平成26年）5月1日現在)

2) 教職課程

本学の教職課程を専門とする専任教員2人と、各学部の教職課程に責任を持つ7人が中心となって運営している（根拠資料Ⅲ-1-(2)-2：高知県立大学教職課程専門委員会規程）。本学の教職課程を担当している専任教員は13人で、非常勤講師は6人である。

<表Ⅲ-1-(2)-2 教職課程科目担当教員数>

(単位：人)

専任教員					非常勤講師
特任教授	教授	准教授	講師	助教	
2	6	5	0	0	6

(2014年（平成26年）5月1日現在)

教職課程責任者

課程	責任者 (実習担当)	教職課程専門委員会委員
中高1種（国語）	教授	同左
中高1種（英語）	教授	准教授
中高1種（家庭）	准教授	同左
養護1種	教授	同左
栄養1種	特任教授	同左
中高専修（英語）	教授	准教授
養護専修	教授	同左
栄養専修	特任教授	同左

＜2＞学部、研究科、センターの教員組織

本学では、学部、研究科、センターにおける教育研究活動に必要な専任教員を、性別、年齢構成のバランスに留意して配置している。専任教員の平均年齢は全学では46.5歳である。学部以外のセンターで50歳代とやや高いが、他は40歳代である。専任教員の平均年齢を職位ごとに見ると、教授55.8歳、准教授46.3歳、講師41.7歳、助教31.7歳である。専任教員の年齢構成はバランスが取れており、スムーズな世代交代が行えるようになっている。また、性別構成については、本学の専任教員に占める女性の比率は61%で、全国平均(22%)に比べて極めて高い(根拠資料Ⅲ-1-(2)-3：学校教員統計調査(平成25年度中間報告))。なお、本学には外国籍を有する専任教員が2名在籍している(根拠資料Ⅲ-1-(2)-4：平成26年度学校基本調査)。

1) 学部の専任教員数(いずれも2014年(平成26年)5月1日現在)

＜表Ⅲ-1-(2)-3 専任教員数＞ (単位：人)

	学科名 専攻名	専任教員配置状況				計
		教授	准教授	講師	助教	
文化学部	文化学科	11 (1)	6 (1)	3 (1)		20
看護学部	看護学科	15	9	6	23	53
社会福祉学部	社会福祉学科	6	6	5	6	23
健康栄養学部	健康栄養学科	5	3	2	3	13
地域教育研究センター		5	1			6
総合情報センター			1		1	2
計		42 (1)	26 (1)	16 (1)	33	117

※文化学部のカッコ書きは外国人教員(再掲)。

＜表Ⅲ-1-(2)-4 専任教員の年齢構成＞

	年齢層					平均年齢
	20代	30代	40代	50代	60代	
文化学部		4	6	6	4	49.3
看護学部	2	17	17	14	3	44.6
社会福祉学部		9	6	6	2	44.6
健康栄養学部	1	3	3	5	1	46.5
地域教育研究センター 総合情報センター				6	2	56.6
合計	3	33	32	37	12	46.5

<表Ⅲ-1-(2)-5 専任教員の年齢・性別構成（職位別）>

職位	年齢層										平均年齢
	20代		30代		40代		50代		60代		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
教授					1	1	16	14	5	5	55.8
准教授			3	2	7	8	2	2		2	46.3
講師			2	6	2	4		1			41.7
助教	1	2	5	15	1	8	1	1			37.1
合計	1	2	10	23	11	21	19	18	5	7	46.5

2) 大学院の専任教員

看護学研究科では、専任教員 25 名、非常勤講師 36 名の計 61 名を配置している。専任教員のうち教授は 15 名、准教授は 7 名、講師は 2 名、助教は 1 名である（2014 年（平成 26 年）5 月 1 日現在）。人間生活学研究科では、専任教員が 33 名、非常勤講師が 6 名の計 39 名を配置している。専任教員のうち教授は 21 名、准教授は 9 名である（2014 年（平成 26 年）5 月 1 日現在）。なお、大学院の専任教員は、各学部に所属しており、大学院は兼務である。

<表Ⅲ-1-(2)-6 専任教員数（研究科）>

（単位：人）

研究科名	専攻（課程名）	専任教員数
看護学研究科	看護学専攻(博士前期課程)	24
	看護学専攻(博士後期課程)	14
	共同災害看護学専攻(博士課程)	3 (1)
人間生活学研究科	人間生活学専攻(博士前期課程)	33
	人間生活学専攻(博士後期課程)	12
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻（博士後期課程）	17
計		103 (1)

※看護学研究科のカッコ書きは外国人教員（再掲）。

<3> 授業科目と担当教員の適合性について

学部及び大学院の主要授業科目は教授、准教授が担当し、講師・助教は主要授業科目に準じる科目を担当している。助手は科目担当を行っていない。また、非常勤講師は必要に応じた採用を行い、専門科目及び共通教養教育科目を担当している。

〈表Ⅲ-1-(2)-7 2014年度(平成26年度)開講科目〉

	文化学部	看護学部	社会福祉 学 部	健康栄養 学 部	地域教育研究 センター	総合情報 センター	計
教授	90	80	38	34	26		268
准教授	78	34	44	20	6	4	186
講師	37	12	31	8			88
助教		5	15	1		2	23
特任教授	11			10			21
特任准教授		2					2
特任講師		4					4

授業科目と担当教員の科目適合性については、採用時の公募要領に明記し、それに基づいた審査を行うことで担保されている。大学院においても、新たな科目を研究指導する場合に科目適合性の判定を行っている。教育課程の変更に伴って採用時にはなかった新たな科目を担当することになったときは、教育研究審議会のもとに置かれる「科目適合性の審査」を行っている。非常勤講師については、採用時に教育研究審議会が設置する非常勤講師審査委員会において、対象者の教育研究歴から資格審査を行っている（根拠資料Ⅲ-1-(2)-5：非常勤講師の委嘱及び資格審査に関する取扱いについて）。

大学院再編にあたっては、「高知県立大学教員の選考に係る審査基準」（根拠資料Ⅲ-1-(2)-6）に基づき、科目適合性について審査を行った。

以上のように、本学の学士課程及び大学院課程における専任教員数は、大学設置基準に定められた必要教員数以上を確保しており、それらの教育課程実施に相応しい教員組織を整備している。

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

これらの活動は、大学全体として一括して活動しているため、【大学全体】として記述する。

教員の退職や増員などにより専任教員を配置する必要が生じた場合は、「高知県立大学法人 職員の人事基本方針」及び「高知県立大学法人 教員選考規程」に基づき、当該学部長等が、その必要性、分野・領域及び科目について方針を定め、教育研究審議会に配置要望及び採用公募案の提案を行っている（根拠資料Ⅲ-1-(3)-1：高知県立大学法人職員の人事基本方針、同2：高知県立大学法人教員選考規程）。

教育研究審議会は、提案された配置要望及び採用公募案について適当と認めるときは、教員候補者の審査を行う人事委員会を設置し、採用公募を開始する。人事委員会は、副学長、当該学部長、学部長が指名する学部教員2名、教育研究審議会が選出する同審議会委員2名で構成され、教員候補者の審査を、「高知県立大学 教員の選考に係る審査基準」に従って行う（根拠資料Ⅲ-1-(2)-6）。

人事委員会は、応募者が提出した履歴書、教育研究業績書及び主要な研究業績等に基づき書類選考を行い、書類審査合格者に対して面接を行う。選考にあたっては、教育能力、研究業績、専攻分野についての知識及び経験、社会的活動、組織運営の経験及び能力のほか、社会の変化や要請に応じた今後の大学及び学部の重点領域並びに新分野の教育・研究の充実・発展への期待される貢献度を勘案して審査を行う。

審査が終了したときは、人事委員会は教育研究審議会に候補者の提案を行う。学長が議長を務め

る教育研究審議会は人事委員会の議を尊重して採用候補者を決定し、理事長に報告する。昇任についても採用に準じた手続きが取られている。

昇任人事に関しては、学部長等から学長に推薦があれば、教育研究審議会において採用人事と同じように人事委員会を設けて、昇任の適否を審議し、それを受けて同審議会で審議・決定する。

2013年度（平成25年度）の採用数は、教授2名、准教授2名、講師1名、助教4名である。昇任数は、教授への昇任が1名、助教への昇任が1名であった。なお、講師、助教及び助手の採用にあたっては、任期制を採用している。任期は、講師及び助教が5年、助手が3年である。いずれも再任は可であるが、助手の再任回数は1回限りである（根拠資料Ⅲ-1-(3)-3：高知県公立大学法人教員の任期に関する規程）。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

これらの活動は、大学全体として一括して活動しているため、【大学全体】として記述する。

1) 教員評価制度の実施

本学で、中期計画において、「職員の努力や成果を適正に反映するシステムを構築する」（根拠資料Ⅲ-1-(1)-2：高知県公立大学法人中期計画 p8）としており、これに基づき、専任教員の能力向上と大学の各種活動の質の向上に資することを目的として、教員評価制度を設けている。（根拠資料Ⅲ-1-(4)-1：高知県立大学教員評価規程）

教員評価制度においては、すべての教員が評価の対象となる。評価の対象となる活動は4領域（教育活動、研究活動、社会的活動、及び組織の管理・運営）に関する活動である。これらの活動について、各教員は、科目数、授業時間数、受講者数、授業評価等の教育活動、論文等の研究活動、地域や国際的な貢献の実績等に関する客観的な基準のもと、自己の点検と評価を行う。教員評価は、これを基礎として行われる。

評価を行う組織として、高知県立大学教員評価規程に基づき、全学組織である教員評価委員会及び各部局の教員評価部会を設置する。各教員は、上記の活動の達成状況について、所定の活動実績・自己評価表を作成し、自己が所属する部局の教員評価部会に提出する（根拠資料Ⅲ-1-(4)-2：高知県立大学教員評価要領）。

各教員評価部会の部会長（学長が指名）は、教員自身が作成した活動実績・自己評価表の内容と、各教員と事前に協議した4領域のウェイトを勘案して評価を実施し、その結果を全学組織である教員評価委員会（委員長は学長が指名）に報告する。教員評価委員会は、報告された評価結果を総合的に評価し、その結果を学長に報告する。学長は報告された評価を検討し、決定する。

評価結果は本人に通知されるが、本人以外には公表されない。なお、通知された評価結果に不服があるときは、教員は不服申し立てをすることができる。評価結果は、各教員の昇給、昇任等の処遇及び昇任、再任等の任用へ反映される。なお、教員評価制度については、検討を重ねた結果、2013年度（平成25年度）を試行期間とし、2014年度（平成26年度）から本格実施している。

2) ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

本学では、中期計画に沿って、学部ごとにファカルティ・ディベロップメント組織を設置し、教授方法の改善、公開授業などに努め、大学教員としてのキャリア発達を促進することとしている（根拠資料Ⅲ-1-(4)-3：高知県立大学FD委員会規程）。この方針に基づき、全学のFD委員会が中心となって研修会等を企画、実施している。

2013年度（平成25年度）に全学で実施したFD委員会活動の実績は、以下のとおりである。

- ①高等教育機関におけるオープンコースウェア、オープンエジュケーションの最近の動向
(参加人数 35名)
- ②佐賀大学高等教育開発センターの設立の趣旨とその活動内容 (参加人数 12名)
- ③教員相互公開授業のあり方 (参加人数 19名)
- ④第1回目の授業づくり (2014年度 (平成26年度新規採用者対象) (参加人数 10名)
- ⑤プレゼンテーション・話し方トレーニング (2014年度 (平成26年度) 新規採用者対象
(参加人数 13名)

全学のFD委員会企画のほか、各学部・研究科において独自のFD委員会活動を行っている(根拠資料Ⅲ-1-(4)-4:平成25年度FD委員会活動の取組報告、同5:平成25年度研修・セミナー等受講実績)。

2 点検・評価

(基準3の充足状況)

本学は、教員それぞれの職位に求められる資質を規程において明示し、さらに各学部、研究科において求める教員像も定めている。教員組織の編制については、中期計画に沿って、学長のリーダーシップの下、必要な教員組織を編成している。

授業科目と担当教員の科目適合性については、採用時に審査を行い、大学院においても科目適格性の判定を行っている。本学の学士課程及び大学院課程における専任教員数は、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されており、それらの教育課程実施に相応しい教員組織が整備されている。

教員の募集・採用・昇格は、学内規程に基づいて行われている。教員の能力向上と大学の各種活動の質の向上に資することを目的として、教員評価制度を設けるとともに、全学ファカルティ・ディベロップメント組織を設置し、教授方法の改善、公開授業などに努め、大学教員としてのキャリア発達を促進している。以上のことから、基準3をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○学長のリーダーシップのもと、学長を中心とする大学ガバナンスを実現している。人事基本方針及び教員選考規程に基づき、教育研究審議会及び人事委員会において、全学的な視点で公正な教員選考、昇任を行っている。また、講師以下の任用に際しては、任期制を導入している。

○教員評価については、評価結果を各教員の昇給等に反映することとしており、教員の努力や成果を適正に反映するシステムとなっている。

(2) 改善すべき事項

○特になし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○共通教育の教員・教育組織は、教養教育担当の専任教員を地域教育研究センター及び総合情報センターに配置するとともに、全学部が参画している。そのなかで、平成27年度より、

共通教育のなかに、地域実習（必修科目）を開講し、全学生が必ず2度以上地域に出かけて、地域の課題の発見、解決に取り組む教育を実施するなど、地方の公立大学として特徴を踏まえた教育を実施する計画である。

○教員評価制度については、導入したところであり、より効果的な制度にするために、今後この制度の点検評価を行い、必要に応じて見直しをする。

(2) 改善すべき事項

○特になし

4 根拠資料

- Ⅲ-1-(1)- 1 高知県公立大学法人組織規程
- Ⅲ-1-(1)- 2 高知県公立大学法人中期計画（既出Ⅰ-1-(3)-1）
- Ⅲ-1-(1)- 3 高知県立大学 各学部・研究科が求める教員像
- Ⅲ-1-(2)- 1 高知県立大学地域教育研究センター共通教育部会規程
- Ⅲ-1-(2)- 2 高知県立大学教職課程専門委員会規程
- Ⅲ-1-(2)- 3 学校教員統計調査（平成25年度中間報告）
- Ⅲ-1-(2)- 4 学校基本調査（平成26年度）
- Ⅲ-1-(2)- 5 非常勤講師の委嘱及び資格審査に関する取扱いについて
- Ⅲ-1-(2)- 6 高知県立大学教員の選考に係る審査基準
- Ⅲ-1-(2)- 7 専任教員の教育・研究業績
- Ⅲ-1-(3)- 1 高知県公立大学法人職員の人事基本方針
- Ⅲ-1-(3)- 2 高知県公立大学法人教員選考規程
- Ⅲ-1-(3)- 3 高知県公立大学法人教員の任期に関する規程
- Ⅲ-1-(4)- 1 高知県立大学教員評価規程
- Ⅲ-1-(4)- 2 高知県立大学教員評価要領
- Ⅲ-1-(4)- 3 高知県立大学FD委員会規程
- Ⅲ-1-(4)- 4 FD活動の取組報告（平成25年度）
- Ⅲ-1-(4)- 5 研修・セミナー等受講実績（平成25年度）

図表目次

- 表Ⅲ-1-(2)- 1 共通教養教育科目担当教員数
- 表Ⅲ-1-(2)- 2 共通教養教育科目担当教員数
- 表Ⅲ-1-(2)- 3 専任教員数
- 表Ⅲ-1-(2)- 4 専任教員の年齢構成
- 表Ⅲ-1-(2)- 5 専任教員の年齢・性別構成（職位別）
- 表Ⅲ-1-(2)- 6 専任教員数（研究科）
- 表Ⅲ-1-(2)- 7 平成26年度開講科目

第4章 教育内容・方法・成果

I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方法

1 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

<1>大学全体

本学は、その教育目的を、教育基本法に基き、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる人材を育成し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的とすると定めている。また、本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とすると定めている（根拠資料IV-I-1-(1)-1：高知県公立大学法人定款、同IV-I-1-(1)-2：高知県立大学学則、同IV-I-1-(1)-3：高知県立大学大学院学則）。

これらに基づき、各学部・研究科は、理念・目的を定め、目的を達成するための教育目標を定めている（第1章p1、表IV-I-1-(1)-1～4）。その教育目標を達成するために、各学部・研究科は、教務委員会・教育研究審議会等を通じ、卒業認定・学位授与に関する方針を含めたディプロマ・ポリシーを2013年度（平成25年度）に検討し決定した。さらに、2014年度（平成26年度）には各学部・研究科のホームページやパンフレット類に明示した（根拠資料IV-I-1-(1)-4：文化学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~bunkagak/>)、同5：看護学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kango/>)、同6：社会福祉学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~fukushi/>)、同7：健康栄養学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~health/>)、同8：高知県立大学大学案内、同9：高知県立大学大学院案内）。

<表IV-I-1-(1)-1 文化学部の人材養成（教育目標）>

文化学部の人材養成（教育目標）

- ・基礎学力（読み・書き・聞き・話す力、基本的IT技能）の養成
- ・専門的知識と幅広い教養、及び社会人としての公共性や倫理観に基づく人間性の涵養
- ・社会人基礎力（自律的な判断力、協働の能力）の養成
- ・豊かな感性と思考力の養成
- ・高度な言語コミュニケーション力の養成
- ・地域文化の創造に貢献できる行動力の養成

（根拠資料IV-I-1-(1)-10：文化学部の理念・目的を定める規程）

<表IV-I-1-(1)-2 看護学部の人材養成（教育目標）>

看護学部の人材養成（教育目標）

- ・人々の生き方や価値観を尊重して看護を展開する人材を養成する
- ・専門的知識・技術、科学的・倫理的判断に基づく看護実践能力を有する人材を養成する
- ・社会のニーズを予測し、他職種と協働して問題を解決する能力を有する人材を養成する。
- ・専門職者としての姿勢を培い、地域の健康生活を想像する能力
- ・国際的見地に立って看護学の学際的発展を推進する能力

（根拠資料：IV-I-1-(1)-11：看護学部の理念・目的を定める規程）

＜表IV-I-1-(1)-3 社会福祉学部の人材養成（教育目標）＞

社会福祉学部の人材養成（教育目標）

- ・地域・家族のもつ福祉課題への対応能力を有する人材を養成する
- ・社会福祉実践能力を有する人材を養成する
- ・保健・医療・福祉の効果的な連携をめざした社会福祉専門職を養成する
(根拠資料IV-I-1-(1)-12：社会福祉学部の理念・目的を定める規程)

＜表IV-I-1-(1)-4 健康栄養学部の人材養成（教育目標）＞

健康栄養学部の人材養成（教育目標）

- ・人間や健康、環境の本質を理解する能力を有する人材
- ・専門的知識・技術、科学的思考力を有する人材
- ・社会の変化を予測し、異業種と協働して問題を解決する能力を有する人材
- ・変化する社会にあつて、要求される事柄を察知し、管理栄養士として他の保健医療職者と連携を取りながら、積極的に問題を解決することのできる能力を有する人材
- ・豊かな人間性を有する人材
- ・地域に貢献できる能力を有する人材
(根拠資料IV-I-1-(1)-13：健康栄養学部の理念・目的を定める規程)

＜2＞学部・研究科

A 文化学部

文化学部は、その教育目標を「高知県立大学文化学部の理念・目的を定める規程」に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-10：高知県立大学文化学部の理念・目的を定める規程）。この教育目標に基づき、学位授与方針及び修得すべき学習成果を「ディプロマ・ポリシー」として定めている（表IV-I-1-(1)-5 文化学部のディプロマ・ポリシー）。また、卒業要件としての修得する単位は大学学則及び学生便覧に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-2：高知県立大学学則）。

＜表IV-I-1-(1)-5 文化学部のディプロマ・ポリシー＞

文化学部のディプロマ・ポリシー

1. 国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の専門的知識を身につけている。(知識・理解)
2. 社会や文化に関する深い洞察に基づいて、日本語や外国語による適切な文章表現やプレゼンテーションを行うことができる。(分析力・言語運用能力)
3. 豊かな共生社会の実現に向けて、能動的かつ自律的に地域社会・国際社会の諸課題の解決に取り組むことができる。(意欲・態度)

B 看護学部

看護学部は、その教育目標を「高知県立大学看護学部の理念・目的を定める規程」に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-11：「高知県立大学看護学部の理念・目的を定める規程」）。この教育目標に基づき、学位授与方針、修得すべき学習成果を「ディプロマ・ポリシー」として定めている（表IV-I-1-(1)-6 看護各学部のディプロマ・ポリシー）。また、卒業要件としての修得する単位は大学学則及び学生便覧に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-2：高知県立大学学則）。

＜表IV-I-1-(1)-6 看護学部のディプロマ・ポリシー＞

看護学部のディプロマ・ポリシー

所定の期間在学し、卒業要件となる単位（共通教養教育科目 22 単位以上、専門教育科目 102 単位以上、自由科目 4 単位以上の計 128 単位以上）を修得し、以下の要件を満たす者に学士（看護学）の学位を授与する。

1. 人々の生き方や価値観を尊重して看護を展開する能力を有している。
2. 専門的知識・技術、科学的・倫理的判断に基づく看護実践能力を有している。
3. 社会のニーズを予測し、多職種と協働して問題を解決する能力を有している。
4. 専門職者としての姿勢をもち、地域の健康生活を創造する能力を有している。
5. 国際的見地に立って看護学の学際的发展を推進する能力を有している。

C 社会福祉学部

社会福祉学部はその教育目標を、「社会福祉学部の理念・目的を定める規程」に明示している（根拠資料IV-I-1-12：「社会福祉学部の理念・目的を定める規程」）。この教育目標に基づき、学位授与方針及び修得すべき学習成果を「ディプロマ・ポリシー」として定めている（表IV-I-1-(1)-3：社会福祉学部のディプロマ・ポリシー）。また、卒業要件として修得する単位は大学学則及び学生便覧に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-2：高知県立大学学則）。

＜表IV-I-1-(1)-7 社会福祉学部のディプロマ・ポリシー＞

社会福祉学部のディプロマ・ポリシー

1. 社会福祉に関する様々な分野で活躍できるようにノーマライゼーションを基本的視点として人権擁護などの価値観を身につけていること。
2. 多様化・複雑化する人々の福祉ニーズに対応して、その自立と生活の質の向上を支援するための専門的な知識や技術を獲得していること。
3. 社会福祉専門職として地域における福祉課題を科学的視点で捉え、問題解決できる能力を身につけていること。
4. 保健・医療・福祉の専門職と連携して支援を行う能力と、対象者のみならず地域から国際社会までを視野に入れて活動できる能力を身につけていること。

D 健康栄養学部

健康栄養学部はその教育目標を、「栄養学部の理念・目的を定める規程」に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-13：健康栄養学部の理念・目的を定める規程）。この教育目標に基づき、学位授与方針及び修得すべき学習成果を「ディプロマ・ポリシー」として定めている（表IV-I-1-(1)-4 健康栄養学部のディプロマ・ポリシー）。また、卒業要件としての修得する単位は大学学則及び学生便覧に明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-2：高知県立大学学則）。

<表IV-I-1-(1)-8 健康栄養学部のディプロマ・ポリシー>

健康栄養学部のディプロマ・ポリシー

1. 自然科学に関する基礎的な知識を基にして、健康や生活、さらにそれに影響を与える環境の本質を理解することができる。(知識・理解)
2. 健康の保持増進、傷病の回復、予防のために必要な専門的知識と実践的知識・技術を修得している。(知識・理解)
3. 修得した知識・技術を統合し、それを活用して、健康や生活、環境に関する諸問題を、柔軟な思考と深い洞察に基づき、判断することができる。(思考・判断)
4. それぞれの社会的立場において要求される事柄を察知し、管理栄養士としての他の職種者と連携して、生活全般の諸問題を積極的に解決することができる。(技能・表現)
5. 共生社会の実現に必要な真に豊かな人間性を培うために、自らの専門性に立ちながら、公共性や倫理観なども含めた、さらに広い教養を身につけるように努めることができる。(関心・意欲)
6. 地域社会の特性と人々の生活全般を理解して、地域の人々の健康の保持増進、傷病の回復、予防のために貢献することができる。(態度)

E 看護学研究科

看護学研究科は、大学院学則、看護学研究科規程に基づき、看護学研究科の理念・目的を「看護学研究科の理念・目的を定める規程」で明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-14：高知県立大学大学院看護学研究科規程、同 15：高知県立大学大学院看護学研究科の理念・目的を定める規程、同 9：高知県立大学大学院案内）。

本研究科の各課程のディプロマ・ポリシーは2013年度（平成25年度）に研究科委員会、部局長会議、教育研究審議会の議を経て、成案を得ている。

<表IV-I-1-(1)-9 看護学専攻（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー>

看護学専攻（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー

修了要件は、履修単位を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けて、修士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。審査においては、本課程の教育目的に対応した能力について総合的に評価を行い、修了要件を満たした者に対して修士（看護学）の学位を授与する。

- (1)個人・家族・地域を多角的、複眼的視点で捉え、総合的判断力と問題解決能力、倫理観を基盤として、質の高い看護ケアの提供と高度な専門的知識・技術を開発できる能力を有している。
- (2)多様な健康状態にある人々を、個人の尊厳やQOLを尊重し、その人らしく生きることができるよう包括的に支援できる能力を有している。
- (3)地域社会や生活環境の中で、人々が自立して健康生活を営むことができるように、地域の人々と協働して、健康を促進する地域文化の形成・発展に貢献できる能力を有している。
- (4)社会のニーズや健康に関する課題に積極的に関与し、他の専門職と協働しながら社会状況に対応する方略を開発し、看護実践の場、教育や政策の場で変革者として貢献できる能力を有している。
- (5)看護実践を支える科学的・哲学的基盤を理解し、臨床に根ざした看護研究を通して、看護学の体系化とその発展に貢献できる能力を有している。
- (6)国際的動向や多様な文化に関する幅広い知識や最新の情報を備えて、看護をグローバルな視点から捉え、看護の普遍性の追求と体系化に貢献できる能力を有している。

＜表IV-I-1-(1)-10 看護学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー＞

看護学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー

修了要件は、履修単位を16単位以上(専攻共通科目と専攻専門科目から8単位以上、研究指導科目8単位)を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、博士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。

審査においては、本課程の教育目的に対応した能力について総合的に評価を行い、修了要件を満たす者に博士(看護学)の学位を授与する。

- (1)看護学の学術的な基盤を発展させるために、グローバルスタンダードで看護学の知識や技術を研究開発し、看護学にイノベーションをもたらす能力を有している。
- (2)最新の看護学の知識や技術、看護関連分野の知見等を活用し、人や社会に貢献するケアの開発に取り組み、人々の安心な生活の実現やQOLの向上を推進していくことのできる能力を有している。
- (3)国内外の専門職と連携して、政策開発や意思決定に参加し、健康医療福祉システムの構築や変革をもたらす能力を有している。
- (4)科学的・学際的な基盤を持って人々の健康生活や健康文化を創造することに寄与する、次世代の高度実践看護者を養成する高等教育を担う能力を有している。

＜表IV-I-1-(1)-11 共同災害看護学（博士課程）のディプロマ・ポリシー＞

共同災害看護学専攻（博士課程）のディプロマ・ポリシー

修了要件は、履修単位を50単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けて、博士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。審査においては、本課程の教育目的に対応した能力について総合的に評価を行い、修了要件を満たす者に博士(看護学)とし、(DNGL: Disaster Nursing Global Leader)を付記した、学位を授与する。

- (1)人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
- (2)災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
- (3)グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
- (4)学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

F 人間生活学研究科

人間生活学研究科は、大学院学則及び人間生活学研究科規程に基づき、人間生活学研究科の理念・目的を「人間生活学研究科の理念・目的を定める規程」で明示している(根拠資料IV-I-1-(1)-16:高知県立大学大学院人間生活学研究科規程、同17:高知県立大学大学院人間生活学研究科の理念・目的を定める規程、同I-1-(1)-9:高知県立大学大学院案内)。

本研究科の各課程のディプロマ・ポリシーは、2013年度(平成25年度)に検討が行われ、研究科委員会、部局長会議、教育研究審議会の議を経て成案を得ている。

＜表IV-I-1-(1)-12 人間生活学専攻（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー＞

人間生活学専攻（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー

修了要件は、履修単位を 30 単位以上（領域専門基礎：6 単位以上、領域科目：18 単位以上、課題研究演習 6 単位）を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、修士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。

審査においては、本研究科の教育目的に対応した能力について、総合的に評価を行う。特定の課題についての研究遂行能力があり、人間生活に関係する諸課題について対応できる思考力や実践力を修得していること、研究成果が学位授与の水準を満たしていることが要件である。

学位は、修士（生活科学）、修士（社会福祉学）、修士（学術）のいずれかを選択する。

＜表IV-I-1-(1)-13 人間生活学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー＞

人間生活学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー

修了要件は、履修単位を 16 単位以上（研究指導科目：8 単位以上、専攻共通科目及び専攻専門科目：8 単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、博士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。

審査においては、本研究科の教育目的に対応した能力について、総合的に評価を行う。自立した研究遂行能力と相応の広い学識を修得していること、研究成果が学術的創造性を備え学位授与の水準を満たしていること、研究成果の活用や研究の発展によって人間生活に変革をもたらす可能性を保持していることが要件である。

学位は、博士（生活科学）、博士（社会福祉学）、博士（学術）のいずれかを選択する。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

＜1＞大学全体

上述のように、各学部及び各研究科は、学生の視点に立った教育編成や実施方針としてのカリキュラム・ポリシーを、2014 年度（平成 26 年度）に定め、明示している。また、共通教養教育及び教職課程についても、以下のように教育目標と教育課程の編成・実施方針を明示している。

＜共通教養教育＞

共通教養教育は、下記の 4 点を目標として設定し、年度初めに実施する共通教養教育ガイダンスで明示している（根拠資料IV-I-1-(2)-1：共通教養教育ガイダンス資料）。

- ①幅広い教養と豊かな人間性を磨き、複雑な社会の中での的確に判断しかつ行動できる能力を養う。
- ②広い視野をもって平和な社会と文化の発展および健康と福祉の増進に貢献できる能力を養う。
- ③人間としてよりよく生きるための教養、総合的判断力、科学的思考力を養う。
- ④多様な価値観を知り、それらを理解する豊かな人間性を育む。

これらの目標達成のため、共通教養教育科目を「リテラシー科目」「教養基礎科目」「課題別教養科目」「健康・スポーツ科目」の 4 科目群に区分して編成している（根拠資料IV-I-1-(2)-2：高知県立大学学生便覧（共通教養教育科目及び単位数 p49-51））。

各科目群の設置の趣旨及び目的は以下のとおりである。

- ・リテラシー科目：コミュニケーションスキルを向上させるため、外国語の活用能力及び情報通信技術の活用能力の向上を図ることを目的とする。
- ・教養基礎科目：多様な学問分野を俯瞰し、それらの分野における基本的な知識を体系的に理解

するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解することを目的とする。

- ・課題別教養科目：現代の地域社会や国際社会が抱える様々な課題を取り上げ、問題の把握・分析・対策などを通じて、論理的思考力と問題解決力を身に付けることを目的とする。
- ・健康・スポーツ科目：生涯を通じてこころとからだの健康を維持し、増進していくために必要な知識と技能を身に付けることを目的とする（根拠資料IV-I-1-(2)-3：共通教育部会ホームページ<http://www.u-kochi.ac.jp/~aeru/education/class.htm>）。

<教職課程>

本学では、教育職員免許状取得にかかる課程（以下「教職課程」という。）の設置理念及び編成方針等について、以下のように明示している（根拠資料IV-I-1-(2)-4：教員養成に対する理念及び認定課程設置の趣旨等）。

本学の教育理念に則り、本教員養成課程においては、高度な専門的知識と技術の修得とたゆまない探究心の向上を基礎に、教員としての深い学識と確かな倫理性の涵養、今日的な課題に柔軟に対応し地域社会の発展に貢献しうる教員の育成を、基本理念としている。

認定を受けている課程を有する各々の学部は、上記の理念と教育課程編成の方針のもと、当該学部の教育理念・教育目的に基づいた教員養成の理念と設置の趣旨を明示している。

文化学部文化学科（中一種免（国語・英語）・高一種免（国語・英語）

本学部の教育目標は、1) 基礎学力の養成、2) 人間性の涵養、3) 社会人基礎力の養成、4) 豊かな感性と思考力の養成、5) 高度な言語コミュニケーション力の養成、6) 地域文化の創造に貢献できる行動力の養成、の6項目からなっている。本学科の教員養成に関しては、学士課程におけるこれらの教育目標を基本に据え、多様化・複雑化・グローバル化する社会環境に対応し得る実践力のある質の高い教員の養成を目指している。

看護学部看護学科（養護一種免）

本学部の教育の理念は、「看護の理念や専門的知識・技術、ヒューマニズムを礎として、将来に向かって拓かれた看護を構築し、健康問題を人々とともに解決し、人々の健康生活の創造に貢献ができる豊かな人間性・創造性を持った人材を養成する」である。本学科の教員養成においてはこの理念のもと、専門基礎科目・看護基礎科目・看護臨床科目並びに実習を通して、養護教員としての専門性により密接につながるよう教職実践力の育成に努めている。

健康栄養学部健康栄養学科（中一種免（家庭）・高一種免（家庭）・栄養一種免）

本学部は、人間や健康、環境の本質を理解しながら、生命の基源である「食」を探究し、人々が健康に生活できるよう幅広い分野で貢献できる人材を養成することを教育理念としている。この理念のもと、本学科教員養成においては、人が心豊かに、かつ健康で生活できる社会の実現をサポートできる専門職種としての家庭科教諭及び栄養教諭の育成を目指している。

教職課程は、上記の教育目標を達成することを目標として編成されている。学生に対しての説明及び周知も実施している（根拠資料IV-I-1-(2)-2：高知県立大学学生便覧(教職に関する専門教育科目

及び単位数、教育職員免許状 p59-71))。

<2>学部・研究科

A 文化学部

文化学部は、前述のディプロマ・ポリシーを実現するために、体系的な学修を可能にする教育課程の編成をカリキュラム・ポリシーとして明示している(根拠資料IV-I-1-(2)-5:文化学部ホームページ 3つの方針(<http://www.u-kochi.ac.jp/~bunkagak/about/policy.html>)、同2:高知県立大学学生便覧(文化学部専門教育科目及び単位数 p52-54))。教育課程の編成と実施に関しては、教育目標及びディプロマ・ポリシーとの整合性を維持するように定めている。

<表IV-I-1-(2)-1 文化学部のカリキュラム・ポリシー>

文化学部のカリキュラム・ポリシー

1. 国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の専門的知識を幅広くかつ体系的に学ぶことができるよう、文学専修、文化創造専修、言語コミュニケーション専修の3つの専修を設ける。
2. 「文化基礎科目群」で日本語や外国語の言語運用能力及び人文社会科学の基礎を身に付け、各「専修科目群」でそれを応用実践できるよう、段階的な学習を意図した多彩な専門科目を配置する。
3. 「専修科目群」のコアとなる講読科目、演習科目の履修を通じて研究の手法や観点を修得し、卒業研究の作成につなげる。
4. 「フィールドワーク」や「土佐地域文化研究」等を通じて、地域社会・国際社会の諸課題に実践的に取り組む。

<カリキュラム構造>

本学部では、国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の専門的知識を幅広くかつ体系的に学ぶことができるよう、【文学専修】【文化創造専修】【言語コミュニケーション専修】の3つの専修を設けている(根拠資料4-I-1-(2)-6:ポケット文化学部)。

- 1 文学専修:文学専修では、「文学」と向かい合い、「何が書かれているのか」「どのように表現がなされているのか」を、仲間と議論しながら学びを深めていく。この専修では、主として「日本文学」「アメリカ文学」「イギリス文学」「中国文学」に関連する科目を配置している。「文学」を深く学ぶ上で欠かせない日本語(現代語、古語)や英語の運用能力も、それぞれの科目で養成できるようになっている。
- 2 文化創造専修:文化創造専修は、多彩な科目から「文化」の基礎を学び、学外の「まち」や村でフィールドワークを行ない、実際に、その成果を写真や映像で表現したり、「地域おこし」に参加するなどして、文化創造の方法と力を学ぶための科目を配置している。
- 3 言語コミュニケーション専修:言語コミュニケーション専修の教育課程は、国の内と外とを問わず、様々な場合で応用していくことができる力を伸ばす科目を配置している。TOEIC-IP やTOEFL-ITP といった国際的な標準テストを取り入れ、日頃の学習成果を客観的にチェックすることで、学習目標が立てやすくなっている。日本語研究と日本語教育に関する科目も配置している。

<資格との関係>

教職課程：将来、中学校・高等学校一種教育職員（国語・英語）

日本語教員を希望する学生に対しては、別途履修モデルを提示し、修得すべき学習成果を説明している。例えば、中学校・高等学校一種教育職員（国語・英語）の場合には、『学生便覧』に取得する必要な科目を明示し、各科目の学年配当は、「授業内容の概要（シラバス）」及び時間割に示している（根拠資料IV-I-1-(2)-2：高知県立大学学生便覧(教職に関する専門教育科目及び単位、教育職員免許状 p59-71)、同7：文化学部シラバス)。

教職免許状取得に関しては、3年次必修科目である教科教育法の受講に際し、事前履修科目の要件を設けている。例えば「国語科教育法Ⅰ」に際しては日本語検定2級合格済みであること、「英語科教育法Ⅰ」の履修に際してはTOEICで500点以上確保していることとしている（根拠資料IV-I-1-(2)-8：高知県立大学教職課程履修カルテ)。これらの履修要件については、ガイダンス資料に明記している(根拠資料IV-I-1-(2)-9：教育職員免許取得についての注意事項、同10：教職課程教育実習実施の基礎資格について)。日本語教員養成プログラムは財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験の出題範囲に即して教育課程が組まれており、プログラムを履修する者には在学中に同試験を受験することを課している。(根拠資料IV-I-1-(2)-11：日本語教員養成プログラム)。

B 看護学部

本学部では、前述のディプロマ・ポリシーを実現するために、体系的な学修を可能にする教育課程の編成をカリキュラム・ポリシーとして明示している（表IV-I-1-(1)-6：高知県立大学各学部のカリキュラム・ポリシー、根拠資料IV-I-1-(2)-12：看護学部ホームページ 3つの方針(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kango/f-policy.htm>)、同2：高知県立大学学生便覧(看護学部専門教育科目及び単位数 p55-56)。

<表IV-I-1-(2)-2 看護学部のカリキュラム・ポリシー>

看護学部のカリキュラム・ポリシー

看護学部の教育課程は、看護学部の教育目標を達成するために、共通教養教育科目、専門教育科目をおく。

1. 共通教養教育科目

看護の対象である人間を総合的に理解し、グローバルにものごとや社会をとらえる能力、豊かな人間性と感受性を培うために、「リテラシー科目」「教養基礎科目」「課題別教養科目」「健康・スポーツ科目」をおく。

2. 専門教育科目

専門教育科目は、本学部の教育理念に基づき、看護を展開する上で必要となる専門的知識、技術、科学的思考、問題解決能力を修得するために、「専門基礎科目」「看護基礎科目」「看護臨床科目」「総合科目」をおく。

1. 専門基礎科目は、人間の健康と疾病の成り立ちや治療に関する専門的知識や、個人・家族・地域の連続性の中で人々の健康を理解するための知識の習得を目指した科目をおく。
2. 看護基礎科目は、看護の理念と倫理的判断に基づき、人々の健康問題を解決し、健康生活を創造していくための専門的知識と技術、科学的思考や多職種と協働して問題を解決する能力を養うことを目指した科目をおく。
3. 看護臨床科目は、共通教養教育科目、専門基礎科目、看護基礎科目での学びを基盤とする人間の総合的な理解を踏まえ、人々の生き方や価値観を尊重しながら、科学的思考、問題解

決能力を用いて健康問題を解決し、健康的な生活の向上をはかるための看護を展開する能力を養うことを目指した科目をおく。

4. 総合科目は、看護者としてのアイデンティティを培うとともに、社会のニーズを予測し、主体的、積極的に学ぶ姿勢と国際的見地を持ち、研究的な視点で看護の本質を探究していく能力を養うための科目をおく。
5. 入学後早期より、看護学への関心を高め、専門的知識と技術を習得するための看護基礎科目と、看護の対象である人間を理解する基盤となる知識を習得するための専門基礎科目を並行して学びながら、学年進行に従って基礎から応用へと専門性を深めることができる構成とする。
6. 看護基礎科目、専門基礎科目を基盤として、人間の発達段階や健康レベル、個と集団など多様な対象への看護を展開する能力を習得するために、看護臨床科目では各専門領域の看護に関する知識と技術を学び、臨地実習科目で応用、統合できる構成とする。
7. 学内で学んだ知識、技術を体系的に実践に活かすことができるように、臨地実習科目の履修にあたっては、履修要件を設ける。
8. 看護専門職として主体的に学ぶ姿勢と倫理観を養うことができるように、4年間を通して、総合科目を配置する。また、4年次には、看護基礎科目、専門基礎科目、看護臨床科目での学習を通して学んだ知識と技術を統合し、より深い専門性と看護の本質を探究する能力を習得できるように、総合看護実習や看護研究などの総合科目を配置する。

<カリキュラム構造>

本学部の教育課程の構造は、カリキュラム・ポリシーに基づき「共通教養教育科目」と「専門教育科目」に大別される。「専門教育科目」は、看護を展開する上で必要となる専門的知識、技術、科学的思考力、問題解決能力を修得させるために、『専門基礎科目』、『看護基礎科目』、『看護臨床科目』、『総合科目』に分けて設定している。

加えて、ディプロマ・ポリシーで重視している「人々の生き方や価値観を尊重して看護を展開する能力」、「専門的知識・技術、科学的・倫理的判断に基づく看護実践能力」、「社会のニーズを予測し、多職種と協働して問題を解決する能力」「専門職者としての姿勢を培い、地域の健康生活を創造する能力」、「国際的見地に立って看護学の学際的発展を推進する能力」を確実に獲得するための体系的学修を可能にする教育課程を編成している（根拠資料IV-I-1-(2)-2：高知県立大学学生便覧(看護学部 専門 教育科目及び単位数 p55-56)）。

<資格との関係>

本学部は、看護師の国家試験受験資格、保健師の国家試験受験資格、助産師の国家試験受験資格、養護教諭一種免許取得が可能となる教育課程を有している。看護師の国家試験受験資格、保健師の国家試験受験資格、助産師の国家試験受験資格、養護教諭一種免許取得に必要な科目は、『学生便覧』において明示している（根拠資料IV-I-1-(2)-2：高知県立大学学生便覧(看護学部 国家試験受験資格 p75-77、64、67)）。

系統的学修を可能するために、本学部ではカリキュラム構成図及び履修モデルを作成している。履修モデルは、看護師・保健師・助産師・養護教諭の養成に対応して作成し、学生に対しても履修モデルに基づいた説明を行っている（根拠資料IV-I-1-(2)-13：看護学部のカリキュラム構成図、同14：看護学部履修モデル）。各科目の学年配当については、「授業内容の概要（シラバス）」や時間割においても示している（根拠資料IV-I-1-(2)-15：看護学部シラバス）。

本学部の目的でもある看護専門職者の養成についても必要な内容は担保され、学位授与方針、教

育課程の編成・実施方針間の整合性を維持している。

C 社会福祉学部

本学部の教育課程に関しては、前述のディプロマ・ポリシーを実現し、体系的な学修を可能にするための方針をカリキュラム・ポリシーとして明示している(根拠資料IV-I-1-(2)-16:社会福祉学部ホームページ3つの方針<http://www.u-kochi.ac.jp/~fukushi/pdf/3p.pdf>、同2:高知県立大学学生便覧(社会福祉学部専門 教育科目及び単位数p57))。

<表IV-I-1-(2)-3 社会福祉学部のカリキュラム・ポリシー>

社会福祉学部のカリキュラム・ポリシー

社会福祉学部では、全学部に通ずる「共通教養教育科目」と学部独自の「専門教育科目」を置いている。共通教養教育科目は、「リテラシー科目」(外国語科目、情報科目)「教養基礎科目」「課題別教養科目」「健康・スポーツ科目」から構成されている。「課題別教養科目」の中では、土佐学や看護師などの他の保健医療福祉専門職との連携を学ぶことができる。

専門教育科目ではソーシャルワーカーとして相談援助を実践し行動するための知識・技能を基礎から高度な専門性を持つところまで学び、社会福祉士の国家資格取得を目指す。

第一段階では社会福祉領域の基礎を学ぶ。ここでは、「共通教養教育科目」と並行して「基本科目」(社会福祉入門演習、現代社会と福祉など)を履修することで、人文・社会・自然科学にまたがり幅広い知識を身につけると同時に社会福祉実践を学ぶ上での基礎を学ぶ。

第二段階では相談援助の基礎から実践までを学ぶ。ここでは、「社会福祉制度科目」(社会保障論、児童・家庭福祉論など)「相談援助基礎科目」(相談援助の理論と方法、面接技法など)「からだところの理解科目」(人体の構造と機能及び疾病、精神医学など)を履修することで、相談援助に必要な知識・技能を学ぶ。さらに、「相談援助実践科目」(相談援助演習、相談援助実習など)を履修することで、これまで学んできた相談援助の実践能力を演習・実習を通して養成する。また、介護福祉を併せて学ぶために「介護福祉理解科目」(介護の基本、介護過程)を履修する。

第三段階では社会福祉領域の専門性を発展させる。ここでは、「地域・国際福祉科目」(地域福祉論、国際福祉論など)「社会復帰支援科目」(ケアマネジメント論、就労支援サービスなど)を履修することで、相談援助を行う上での視点を広げ専門性をさらに高める。また、介護福祉士となるために「介護福祉実践科目」、精神保健福祉士となるために「精神保健福祉実践科目」を学ぶことで、専門的な視点を広げる。

3つの段階を貫くものとして「総合科目」(社会調査の基礎、社会福祉専門演習など)を設置しており、調査・研究という手法を通して科学的視点から地域の福祉課題を発見して解決できる人材、地域における福祉の担い手となる人材を育成する。また、相談援助を基礎として、介護福祉や精神保健福祉分野において必要な知識・技能を学ぶこともできる。

社会福祉士国家試験受験資格取得を前提として、希望者は介護福祉士国家試験受験資格もしくは精神保健福祉士国家試験受験資格も取得することができる(取得人数制限有り)。

<カリキュラム構造>

本学部の教育目標は、地域において他の専門職と連携しながら福祉的支援を行うことができる価値観・知識・技術を持った社会福祉専門職の養成である。社会福祉専門職として身に付けるべき資質を、「価値観」「知識と技術」「科学的視点」「連携と広い視野」とし、専門職として必要なこれら

の力が修得できる体系的な学びを可能とする教育課程を編成している(根拠資料IV-I-1-(2)-2:高知県立大学学生便覧(社会福祉学部専門教育科目及び単位数 p57))。

本学部の教育課程を構成する科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき、①基本科目、②社会福祉制度科目、③からだところの理解科目、④相談援助基礎科目、⑤相談援助実践科目、⑥地域・国際福祉科目、⑦社会復帰支援科目、⑧精神保健福祉実践科目、⑨介護福祉理解科目、⑩介護福祉実践科目、⑪総合科目、の11群で構造化されている(根拠資料IV-I-(2)-17:社会福祉学部カリキュラム構造図)。

<資格との関係>

本学部は、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家試験受験資格に対応する教育課程を編成している。これらを資格取得コース別に提示し、修得すべき学習成果について説明をしている。これら国家試験受験資格に必要な科目については、『学生便覧』および『実習の手びき』において明示している(根拠資料IV-I-1-(2)-2:高知県立大学学生便覧(社会福祉学部国家試験受験資格 p.78-80)、同18:社会福祉学部実習の手びき(p21-25))。各科目の学年配当は、「授業内容の概要(シラバス)」に示している(根拠資料IV-I-1-(2)-19:社会福祉学部シラバス)。

本学部の目的でもある社会福祉専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士)の養成についても必要な内容は担保され、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の整合性を維持している。

D 健康栄養学部

本学部では、前述のディプロマ・ポリシーを実現し、体系的な学修を可能にする方針をカリキュラム・ポリシーとして明示している(根拠資料IV-I-1-(2)-20:健康栄養学部ホームページ3つの方針 <http://www.u-kochi.ac.jp/~health/kennkoueiyougakka2.html>、同2:高知県立大学学生便覧(健康栄養学部専門教育科目及び単位数 p58))。

<表IV-I-1-(2)-4 健康栄養学部のカリキュラム・ポリシー>

健康栄養学部のカリキュラム・ポリシー

1. 社会や環境と健康の関わりについて理解し、健康の概念、健康増進や疾病予防の考え方や取り組みについて学びます。
2. 人体の構造や機能を系統的に理解し、主要疾患の成因、病態、診断、治療などを学びます。また、人体と微生物や毒性物質との相互関係について理解し、病原微生物の感染・発症・防御の機構を学びます。
3. 食品の各種成分や食品の生育・生産から、加工・調理を経て、人に摂取されるまでの過程について学び、人体に対しての栄養面や安全面等への影響や評価について学習します。
4. 栄養の基本的概念とその意義について理解します。栄養素の役割や機能、栄養素の代謝と生理的意義、健康の維持増進、疾病の予防や治療のために必要な栄養素について、機能や代謝、生体内での役割について学びます。
5. ライフステージ別に、またライフスタイルや各種の生活場面における人体の構造や機能の変化、それに伴う栄養状態等の変化について学びます。さらに栄養状態の評価・判定の基本的な考え方を修得します。
6. 栄養教育の理論と方法について学びます。特に行動科学やカウンセリングなどの理論と応用については演習・実習を通して学びます。ライフステージ、ライフスタイルに応じた栄養教育についても学習します。

7. 傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいて適切な栄養管理を行うために必要な事柄を学びます。また、医療・介護制度やチーム医療における管理栄養士の役割についても理解します。
8. 給食の管理運営について学びます。栄養面、安全面、経済面などマネジメントを行う能力を養います。マーケティングの原理や応用についても理解し、組織管理などのマネジメントについても学びます。
9. 地域や職域などの健康・栄養問題について考え、集団の健康を維持・増進し、疾病の予防をするために必要な事柄を学びます。
10. 大学で学んだことを、実際に管理栄養士が活躍する施設において実践します。
11. 専門分野の6領域を総合的に行えるようにするとともに管理栄養士国家試験ガイドラインの出題のねらいに沿って学習します。
12. 健康栄養学部専任教員の研究室に配属され、卒業研究を行います。

<カリキュラム構造>

本学部では、専門的に必要な力を修得できるように、体系的な学修を可能にする教育課程を編成している。本学部の専門教育科目は、管理栄養士として必要な基礎的な知識や技術を習得する「専門基礎分野」と、専門基礎分野で学んだことをベースに総合的に実践に結びつける「専門分野」で編成されている。さらに「関連科目」及び「課題研究」を配置している。「専門基礎分野」には、基礎科目・社会・環境と健康・人体の構造と機能及び疾病の成り立ち・食べ物と健康の領域を、「専門分野」には、基礎栄養学・応用栄養学・栄養教育論・臨床栄養学・公衆栄養学・給食経営管理論・総合演習・臨地実習の領域の科目を配置している。科学的視点と実践力を備えた管理栄養士の育成を目指し、健康・栄養や食品に関する幅広い学問領域を教授する構成となっている（根拠資料IV-I-1-(2)-21：健康栄養学部カリキュラムの概要）。

<資格との関係>

本学部では、栄養士・管理栄養士の国家試験受験資格、栄養教諭・家庭科教諭の免許取得に対応する教育課程を編成している。国家試験受験資格に必要な科目は、『学生便覧』において明示している（根拠資料IV-I-1-(2)-2：高知県立大学学生便覧(健康栄養学部国家試験受験資格 p. 67-69、72-74)）。栄養士法、管理栄養士学校指定規則、厚生労働省の定める管理栄養士養成課程のカリキュラム等に則り、学年ごとに順次性を持たせた体系的な配置を行っている。各科目の学年配当は、「授業内容の概要（シラバス）」に示している（根拠資料IV-I-1-(2)-22：健康栄養学部シラバス）

E 看護学研究科

本研究科においては、前述のディプロマ・ポリシーを実現するために、教育課程の編成方針をカリキュラム・ポリシーとして明示している（根拠資料IV-I-1-(1)-9：高知県立大学大学院案内）。

<表IV-I-1-(2)-5 看護学専攻（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシー>

看護学専攻（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシー

博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、高度な専門的実践能力と看護学分野における研究能力を養うために、教育目的に基づき、高度実践看護師（CNS）コース、研究コース、及び実践リーダーコースを設け、以下のようなカリキュラム（教育課程）を編成している。

- (1) 教育内容は、看護学共通科目と専攻領域科目から構成する。
- (2) CNS コースは、9 領域を設け、各領域に必要な講義・演習・実践演習を含む科目をおく。家族看護学・地域看護学の 2 領域は 26 単位以上、がん看護学・慢性看護学・クリティカルケア看護学・小児看護学・精神看護学・在宅看護学・老人看護学の 7 領域は、38 単位以上の科目を配置する。
- (3) CNS コースでは、専門看護師認定試験受験に必要な科目をおく。
- (4) 研究コースは、家族看護学・看護管理学の 2 領域を設け、各領域に必要な講義・演習を含む科目をおき、30 単位以上の科目を配置する。
- (5) 研究コースでは、認定看護管理者認定審査受験、養護教諭専修免許、高等学校教諭（看護）専修免許に必要な科目をおく。
- (6) 実践リーダーコースは、臨床看護学領域と地域保健学領域を設け、各領域に必要な講義・演習を含む科目をおき、30 単位以上の科目を配置する。
- (7) 実践リーダーコースは、大学院設置基準第 14 条特例に基づくコースで、授業は原則、土・日開講とする。

<表IV-I-1-(2)-6 看護学専攻（博士後期課程）のカリキュラム・ポリシー>

看護学専攻（博士後期課程）のカリキュラム・ポリシー

博士後期課程では、看護学の学術的基盤を発展させるために看護学に関する学術と研究を国際的・学際的に推進し、その深奥を究め、創造的に自立して研究活動を行う高度な専門的能力を養うために、教育目的に基づき以下のようなカリキュラム（教育課程）を編成している。

- (1) 教育内容は、専攻共通科目、専攻専門科目及び研究指導科目によって構成する。
- (2) 分野として、がん看護学、小児看護学、家族看護学、地域看護学、看護病態生理学、看護経営管理学等の分野をおく。
- (3) 専攻共通科目は、看護学の学術的基盤を発展させ高度な研究能力を育成するためにおく。
- (4) 専攻共通科目と専門性に応じて専攻専門科目を選択し、それらを踏まえて、3 年間にわたり看護学特別研究を履修できるように編成している。
- (5) 博士論文作成に向けて、1 年次には研究計画書の提出、2 年次には中間報告会の開催、3 年次には一次審査論文の提出を課し、博士論文を提出するように編成している。

<表IV-I-1-(2)-7 共同災害看護学（博士課程）のカリキュラム・ポリシー>

共同災害看護学（博士課程）のカリキュラム・ポリシー

豊かで高度な看護学専門知識を培い、学際的・国際的でグローバルな見識に基づいた研究を発展させ、特に災害看護学に関してその深奥を究め、人間の安全保障の進展に寄与する災害看護グローバルリーダーを養成するために、教育目的に基づき以下のようなカリキュラム（教育課程）を編成している。

- (1)カリキュラムは、災害看護学の基盤となる「看護学の基盤に関する科目群」「災害グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」、災害看護学を学問として構築する能力を養うための「災害看護学に関する科目群」、災害看護学に関する専門的な実践や研究、グローバルリーダーとしての機能・役割を身につけるための「災害看護学演習」「災害看護学実習」および「災害看護学に関する研究支援科目群」の6つの科目群によって構成する。
- (2)学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学び、グローバルリーダーとしての能力を培うことができるように、「災害看護学演習」および「災害看護学実習」の科目群に「インディペンデントスタディ」を科目として置く。
- (3)構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から10単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
- (4)学修の過程で、その成果を確認するために Preliminary Examination/Qualify Examination を行う。
- (5)構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で、災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合して災害看護学の「博士論文」を作成し、提出できるように編成している。

<カリキュラム構造>

本研究科の各課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程教育課程を編成している。学生には履修モデル、専攻した分野・コースに示された修了要件となる単位の修得をめざす能力を入学時に提示し、説明を行っている。

1) 看護学専攻博士前期課程

本課程では、高度な専門的実践能力と看護学分野における研究能力をもつ人材の養成を目標としている。この目標を達成するために、「看護学共通科目」「領域専門科目」の区分からなる教育課程を構成し、高度実践看護師（CNS）コース、研究コース、及び実践リーダーコースの3つを設けている。ディプロマ・ポリシーに明示している修了時に期待される6つの能力を獲得できるように教育課程を編成している（根拠資料IV-I-1-(2)-23：看護学専攻博士前期課程カリキュラム構成、同24：同履修モデル）。

<資格との関係>

本課程のがん看護学、慢性看護学、クリティカルケア看護学、小児看護学、精神看護学、家族看護学、地域看護学、在宅看護学、老人看護学の9の教育課程は、必要な科目を配置し、専門看護師を育成している。これらは、日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程として認定されている。また、認定看護管理者認定審査受験、養護教諭専修免許、高等学校教諭（看護）専修免許に必要な科目を配置している。

2) 看護学専攻博士後期課程

本課程では、看護学に関する学術と研究を国際的・学際的に推進し、その深奥を究め、創造的に自立して研究活動を行う高度な専門的能力をもつ人材を養成することを目標にしている。この目標を達成するために、「専攻共通科目」「専攻専門科目」「研究指導科目」の3つの区分からなる教育課

程を構成している。ディプロマ・ポリシーに明示している修了時に期待される4つの能力を獲得できるように教育課程を編成している(根拠資料IV-I-1-(2)-25:看護学専攻博士後期課程カリキュラム構成、同26:同履修モデル)。

3) 災害看護学専攻博士課程

本課程では、災害看護学に関してその深奥を究め、人間の安全保障の進展に寄与する能力をもつグローバルリーダーを養成することを目標としている。この目標を達成するために、「看護学の基盤に関する科目群」「災害グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」「災害看護学に関する科目群」「災害看護学演習」「災害看護学実習」及び「災害看護学に関する研究支援科目群」の6つの科目群からなる教育課程を構成している。ディプロマ・ポリシーに明示している、修了時に期待される4つの能力を獲得できるように教育課程を編成している(根拠資料IV-I-1-(2)-27:災害看護学専攻博士課程カリキュラム構成、同28:同履修モデル)。

F 人間生活学研究科

本研究科においては、前述のディプロマ・ポリシーを実現するために、教育課程の編成方針をカリキュラム・ポリシーとして明示している(根拠資料IV-I-1-(1)-9:高知県立大学大学院案内)。

<表IV-I-1-(2)-8 人間生活学専攻(博士前期課程)のカリキュラム・ポリシー>

人間生活学専攻(博士前期課程)のカリキュラム・ポリシー

人間生活学研究科博士前期課程では、人間生活に関する研究の基盤を確保するための科目群として「領域専門基礎」をおく。さらに、各領域に専門的な課題を探究する科目として、「栄養・生活学領域」「社会福祉学領域」「文化領域」の科目群をおく。各領域の科目は、それぞれの専門分野を包括する独立した教育・研究単位であるが、学生は、取り組む研究テーマに関係する内容や学習意欲に基づいて、領域を超えて科目を履修できる。「課題研究演習」において、教員は学生の専門領域における基礎的能力の確認とともに、課題の総合的な把握・理解と解決に向けた取組みについて個別研究指導を行う。

これらの教育課程を経ることにより、地域社会の生活課題を解決・調整することができる高度専門職業人としての能力を養成する。

<表IV-I-1-(2)-9 人間生活学専攻(博士後期課程)のカリキュラム・ポリシー>

人間生活学専攻(博士後期課程)のカリキュラム・ポリシー

人間生活学研究科博士後期課程においては、博士前期課程で修得した高度な知識・技術を基盤とし、「栄養・生活学」と「社会福祉学」の分野において自立して継続的な研究活動を行うため、多様な学術的研究について理解を深める「専攻専門科目」の科目群をおく。さらに、新たな専門的知識の蓄積・精選・拡充に貢献できる高度な研究能力を育成するために、「研究指導科目」において個別的な研究テーマに関する指導を行う。さらに、人間生活に係わる学術の発展に寄与するために、複合的な視点を涵養する科目として、「専攻共通科目」群をおく。

これらの教育課程を経ることにより、地域社会の生活課題を解決・調整することができる高度専門職業人ならびに高等教育を担う教育研究者としての能力を養成する。

1) 人間生活学研究科前期課程

<カリキュラム構造>

本課程では、専攻領域の学問体系を基盤として、複合的な視点を持って地域社会の生活課題を解決・調整する高度専門職業人養成を目標としている。この目標を達成するために、「領域専門基礎」「栄養・栄養・生活学領域」「社会福祉学領域」「文化領域」「課題研究演習」の区分からなる教育課程を構成している。この教育課程は複合的にかつそれぞれの領域での専門的な学びが深まるように配慮している。修了要件となる単位を修得し、修了時に期待される能力が獲得できるようにしている(根拠資料IV-I-1-(2)-29:高知県立大学大学院学生便覧(人間生活学研究科博士前期課程カリキュラム p115、116))。

<資格との関係>

本研究科では、教員免許状が取得できる教育課程を構築している(根拠資料IV-I-1-(2)-29:高知県立大学大学院学生便覧(人間生活学研究科博士前期課程カリキュラム 教員免許状の取得について p116))。

2) 人間生活学研究科後期課程

<カリキュラム構造>

本課程は、専攻領域の学問体系を基盤として、複合的な視点を持って地域社会の生活課題を解決・調整する高度専門職業人及び研究活動によって、これらの生活課題にアプローチできる教育研究者の養成を目標としている。この目標を達成するために、教育課程・ポリシーに基づいて、「専攻共通科目」「専攻専門科目」「研究指導科目」の区分からなる教育課程を構成している。複合的にかつそれぞれの領域での専門的な学びが深まるように配慮した構成となっている。修了要件となる単位を修得し、修了時に期待される能力が獲得できるようにしている(根拠資料IV-I-1-(2)-29:高知県立大学大学院学生便覧 人間生活学研究科博士後期課程カリキュラム p117)。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

これらの活動は大学全体として一括で活動しているため、【大学全体】として記述する。

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、①ホームページ、②学年開始4月学生に対するオリエンテーション、③大学・学部・研究科の年報等、④大学構成員、特に新入職者へのオリエンテーションなど、多様な機会を活用した積極的な公表を行っている。

①本学の教育理念は本学学則に明記している(根拠資料IV-I-1-(1)-2;高知県立大学学則)。各学部及び研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとして、本学ホームページのサイト等において公表している(根拠資料IV-I-1-(1)-4:文化学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~bunkagak/>)、同5:看護学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kango/>)、同6:社会福祉学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~fukushi/>)、同7:健康栄養学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~health/>)、同9:高知県立大学大学院案内)。

②学生に対しては、年度始めのオリエンテーション時に、共通教養教育、学部教育、大学院教育それぞれの教育課程を説明している(根拠資料IV-I-1-(3)-1:オリエンテーション資料(共通教育、

各学部・研究科))。各学部・研究科とも年度初めに学位授与方針と教育課程の編成・実施方針について、学生を対象とするガイダンスで資料配布して説明をしている。

③各学部では、大学年報及びそれぞれの学部報を活用して周知に努めている（根拠資料IV-I-1-(3)-2：高知県立大学年報（平成25年度）、同3：文化学部活動記録、同4：看護学部・研究科年報、同5：社会福祉学部学部報、同6：健康栄養学部学部報）。

④新任職員に対しては、学部長による個別面談やオリエンテーション（根拠資料IV-I-1-(3)-7：看護学部新任教員へのオリエンテーション資料）により周知している。各学部では、保護者に対して入学後の保護者及び入学生との懇談会で説明して周知している。また、看護学部では、保護者に対して、看護学部学生生活通信（平成26年2月発行）（根拠資料IV-I-1-(3)-8）を郵送し、学生生活や看護学部の活動、教育方針などの周知をしている。また、「高等学校等進路指導担当者説明会」「オープンキャンパス」「大学院進学ガイダンス」や関連学会、後援会、同窓会など、積極的に機会を捉えて、社会に公表するよう努めている。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

本学の教育目標の定期的な検証については、中期計画を定め、年度計画の策定及び業務実績報告を行うことで、教育の内容と成果などについて検証を行っている。この検証は、高知県立大学評価委員会に「教育研究の質の向上」「研究の質の向上」「社会貢献の質の向上」を報告し、外部委員から評価を受けることで、定期的に行っている（根拠資料IV-I-1-(4)-1：高知県立大学法人平成24年度業務実績評価書、同2：高知県立大学法人平成25年度業務実績評価書）。

<教務委員会>

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について協議し、全学的な視点で調整を図るために教務委員会を置いている。本委員会が中心となって、各学部・研究科の教育目標、修得すべき学習成果、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針を定期的に見直し、改善に取り組んでいる。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、各学部・研究科が立案し、本委員会での全学的な視点からの検討を経て、教育研究審議会にて決定された。このように、複数の機関が審議する過程を経ることによって、教育課程の内容が適切であるかの検証を重ねる仕組みとなっている。これらの目標や方針の適切性についての今後のモニタリングは、教務委員会を中心に定期的に行っている。

<2>学部・研究科

A 文化学部

本学部の教育課程に関しては、2012年度（平成24年度）にカリキュラム検討委員会が立ち上げ、2015年度（平成27年度）に施行する新しい教育課程を、外部委員からの意見も参考にしながら全学的な観点から検討を加え、策定が行われた。教育理念・教育目標・養成する人材、カリキュラム・ポリシーを設定するなど、学部として検証を繰り返している（根拠資料IV-I-1-(4)-3：新生文化学部カリキュラム編成に関する中間報告）。

B 看護学部

本学部の教育課程の編成・実施方法の適切性については、全学生を対象とした「カリキュラム評価のための調査」を隔年に実施し、教育課程の見直しを行っている（調査結果については4章IVにて説明）。この調査から得られた学生からの意見や要望については、学生とのフィードバックの会を開催し、学部としての取り組みや改善する事項を共有している。このように、教育課程の適切性を定期的に検証し改善するためのPDCAサイクルを形成している（根拠資料IV-I-1-(4)-4：看護学部カリキュラム評価フィードバック会資料）。

C 社会福祉学部

本学部の教育目標や適切性を卒業時の就職実績や国家試験合格率などから把握しながら検証している（結果については4章IVにて説明）。社会福祉学部では、「社会福祉士及び介護福祉士法の改正」や社会的な要請を受けて、介護福祉士養成課程の導入・学生数増員に伴う教育課程の再編、すなわち科目名称・単位・科目群の構成について検討して、教育課程の見直しと再編を行ってきた。このような再編を行う過程において、本学部の教育課程の特徴である社会福祉士資格対応科目を基盤におく教育課程構造とコース毎の学年別配当科目との整合性を確立した。

D 健康栄養学部

本学部では、「人間や健康、環境の本質を理解しながら、生命の基源である「食」を探究し、人々が健康に生活できるよう幅広い分野で貢献できる人材」となる管理栄養士の涵養を教育目標とし、連動して学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が整合しているかの確認を教授会にて行っている。年度末に4回生に対して「管理栄養士専門的能力到達度アンケート」を行い、学位授与方針において達成すべき具体的な学修成果を把握し検証している（調査結果については4章IVにて説明）。本学部では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、学部運営会議で討論し、整合性を図っている。

E 看護学研究科

本研究科看護学専攻博士前期課程では、21世紀の社会環境の変化に対応できる高度な看護の専門性が発揮できる人材育成を図るために、高度実践看護師（CNS）コース、研究コース、及び実践リーダーコースを設けた。これに伴い、コースの特徴を活かした看護学共通科目と専攻領域科目からなる教育課程へと改編するなど、定期的に教育課程の改善を行っている。さらに、教育課程の改善に伴った定期的な検証を継続するために、「看護学研究科修了生によるカリキュラム評価に関する調査」「看護学研究科修了生へのアンケート調査」「専門看護師(38単位)の教育評価に関する調査」など、教育課程に関する調査を実施し教育課程の見直しを行っている（修了生に対する教育課程に関する調査結果等については4章IVにて説明）。2014年度（平成26年度）開設された博士後期課程及び博士課程については今後の課題である。

F 人間生活学研究科

本研究科では、2011年度（平成23年度）に大学院見直し検討委員会を立ち上げ、検討を開始し（根拠資料IV-I-1-(4)-5：平成23年度アニュアルレビュー報告書（人間生活学研究科・健康生活科学研究科）、平成25年度より人間生活学研究科（修士課程）に、中学校・高等学校教諭（英語）と栄養教諭の教員免許保持者を対象とした専修免許状取得コース（英語領域教育コース・栄養領域教育コース）を導入した。これらのコースは、平成26年度以降は博士前期課程にそのまま引き継がれ

ている(根拠資料IV-I-1-(2)-33:平成26年度高知県立大学大学院学生便覧人間生活学研究科博士前期課程カリキュラムp115~116、同34:高知県立大学大学院学生便覧人間生活学研究科博士後期課程カリキュラムp117)。

また、大学院見直し検討委員会の改編案は、研究科委員会に随時報告しながら、大学院の教育理念や教育目標をふまえて検討を重ね、各領域科目の充実を図った。2014年度(平成26年度)入学生より適用される新教育課程の領域科目数は、栄養・生活学領域12科目、社会福祉学領域17科目、文化領域11科目となっており、それぞれ旧教育課程よりも増加している(根拠資料IV-I-1-(2)-33:平成26年度高知県立大学大学院学生便覧人間生活学研究科博士前期課程カリキュラムp115~116、同34:高知県立大学大学院学生便覧人間生活学研究科博士後期課程カリキュラムp117)。

2 点検・評価

(基準4 (I) の充足状況)

本学の各学部・研究科は、教育目標達成を評価するための指針としてのディプロマ・ポリシーと及び学生の視点に立った教育課程編成とその実施のための指針としてのカリキュラム・ポリシーを定めている。教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、ホームページ、年報、オリエンテーションなどを通じて明示し、周知を図っている。また、中期計画に示した計画内容の達成状況に関して外部委員から評価を受ける体制をとり、検証の質を高めている。以上の点から、基準4 (I) はおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○教育目標やカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを担当部局で検討し、最終的には全学的な教育研究審議会で審議し共有するなど、整合性のとれた教育体系を構築するよう努めていることなどが優れた点で、これにより、教育の質の保証につながっている。

○文化学部の教育課程に関しては、高知県立短期大学の発展的解消に伴って、全学的な観点からカリキュラム検討委員会を立ち上げ、検討を行った。全学的な視点のみならず、外部委員からの意見も参考にして、文化学部の養成する人材、教育課程を検討し、社会に開かれた学部教育を構築したことは優れた点であり、今後の文化学部の教育の幅を広げ、教育の質を向上することに繋がっている。

○文化学部では日本語教員養成プログラムや国際日本学プログラムを設置し、日本文化を世界に発信する取り組みを行っていることなどが優れた点であり、効果が上がっている。

○看護学研究科は、2013年度(平成25年度)に外部評価委員会から「人間生活学専攻(博士後期課程)と看護学専攻(博士後期課程)、また国内では初となる国公立5大学による共同教育課程、共同災害看護学専攻(5年一貫博士課程)の設置に本学が責任大学としてリーダーシップを発揮したこと」に対して「特に優れている」との評価を得た。

(2) 改善すべき事項

○特になし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項：効果が上がっている事項のなかでさらに伸ばさせるための方策や維持するための方策

○文化学部は、2015年度（平成27年度）からの新教育課程について、完成年度まで、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針と、これらに基づいて展開される履修モデルや教育内容を定期的に評価し、洗練化していく。その際に、学部構成員や学生の意見が反映できるよう、議論を重ねていく。

(2) 改善すべき事項

○特になし

4 根拠資料

- IV-I-1-(1)-1 高知県公立大学法人定款(既出 I-1-(1)-1)
- IV-I-1-(1)-2 高知県立大学学則(既出 I-1-(1)-2)
- IV-I-1-(1)-3 高知県立大学大学院学則(既出 I-1-(1)-4)
- IV-I-1-(1)-4 文化学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~bunkagak/>)
- IV-I-1-(1)-5 看護学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kango/>)
- IV-I-1-(1)-6 社会福祉学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~fukushi/>)
- IV-I-1-(1)-7 健康栄養学部ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~health/>)
- IV-I-1-(1)-8 高知県立大学 大学案内 (既出 I-1-(1)-13)
- IV-I-1-(1)-9 高知県立大学 大学院案内 (既出 I-1-(1)-14)
- IV-I-1-(1)-10 高知県立大学文化学部の理念・目的を定める規程 (既出 I-1-(1)-6)
- IV-I-1-(1)-11 高知県立大学看護学部の理念・目的を定める規程(既出 I-1-(1)-7)
- IV-I-1-(1)-12 高知県立大学社会福祉学部の理念・目的を定める規程(既出 I-1-(1)-8)
- IV-I-1-(1)-13 高知県立大学健康栄養学部の理念・目的を定める規程(既出 I-1-(1)-9)
- IV-I-1-(1)-14 高知県立大学大学院看護学研究科規程
- IV-I-1-(1)-15 高知県立大学大学院看護学研究科の理念・目的を定める規程
(既出 I-1-(1)-10)
- IV-I-1-(1)-16 高知県立大学大学院人間生活学研究科規程
- IV-I-1-(1)-17 高知県立大学大学院人間生活学研究科の理念・目的を定める規程
(既出 I-1-(1)-11)
- IV-I-1-(2)-1 共通教養教育ガイダンス資料
- IV-I-1-(2)-2 高知県立大学学生便覧
- IV-I-1-(2)-3 共通教育部会ホームページ
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~aeru/education/class.htm>)
- IV-I-1-(2)-4 教員養成に対する理念及び認定課程設置の趣旨等
- IV-I-1-(2)-5 文化学部ホームページ 3つの方針
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~bunkagak/about/policy.html>)
- IV-I-1-(2)-6 ポケット文化学部
- IV-I-1-(2)-7 文化学部シラバス
- IV-I-1-(2)-8 高知県立大学教職課程履修カルテ

- IV- I -1-(2)- 9 教育職員免許取得についての注意事項
- IV- I -1-(2)-10 教職課程教育実習実施の基礎資格について
- IV- I -1-(2)-11 日本語教員養成プログラム
- IV- I -1-(2)-12 看護学部ホームページ3つの方針
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kango/f-policy.htm>)
- IV- I -1-(2)-13 看護学部のカリキュラム構造図
- IV- I -1-(2)-14 看護学部履修モデル
- IV- I -1-(2)-15 看護学部シラバス
- IV- I -1-(2)-16 社会福祉学部ホームページ 3つの方針
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~fukushi/pdf/3p.pdf>)
- IV- I -1-(2)-17 社会福祉学部カリキュラム構造図
- IV- I -1-(2)-18 社会福祉学部実習の手びき : p. 21-25
- IV- I -1-(2)-19 社会福祉学部シラバス
- IV- I -1-(2)-20 健康栄養学部ホームページ3つの方針
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~health/kennkoueiyougakka2.html>)
- IV- I -1-(2)-21 健康栄養学部 カリキュラムの概要
- IV- I -1-(2)-22 健康栄養学部シラバス
- IV- I -1-(2)-23 看護学研究科看護学専攻博士前期課程カリキュラム構成
- IV- I -1-(2)-24 看護学研究科看護学専攻博士前期課程履修モデル
- IV- I -1-(2)-25 看護学研究科看護学専攻博士後期課程カリキュラム構成
- IV- I -1-(2)-26 看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル
- IV- I -1-(2)-27 看護学研究科災害看護学専攻博士課程カリキュラム構成
- IV- I -1-(2)-28 看護学研究科災害看護学専攻博士課程履修モデル
- IV- I -1-(2)-29 高知県立大学 大学院学生便覧
- IV- I -1-(3)- 1 オリエンテーション資料 (共通教育、各学部・研究科)
- IV- I -1-(3)- 2 高知県立大学年報 (平成 25 年度)
- IV- I -1-(3)- 3 文化学部活動記録 (平成 25 年度)
- IV- I -1-(3)- 4 看護学部・看護学研究科年報 (平成 25 年度)
- IV- I -1-(3)- 5 社会福祉学部学部報 (平成 25 年度)
- IV- I -1-(3)- 6 健康栄養学部学部報 (平成 25 年度)
- IV- I -1-(3)- 7 看護学部新任教員へのオリエンテーション資料
- IV- I -1-(3)- 8 看護学部学生生活通信 (平成 26 年 2 月発行)
- IV- I -1-(4)- 1 高知県公立大学法人平成 24 年度業務実績評価書
- IV- I -1-(4)- 2 高知県公立大学法人平成 25 年度業務実績評価書
- IV- I -1-(4)- 3 新生文化学部カリキュラム編成に関する中間報告
- IV- I -1-(4)- 4 看護学部カリキュラム評価フィードバック会資料

図表目次

- 表IV-I-1-(1)-1 文化学部の人材養成（教育目標）
- 表IV-I-1-(1)-2 看護学部の人材養成（教育目標）
- 表IV-I-1-(1)-3 社会福祉学部の人材養成（教育目標）
- 表IV-I-1-(1)-4 健康栄養学部の人材養成（教育目標）
- 表IV-I-1-(1)-5 文化学部のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-6 看護学部のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-7 社会福祉学部のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-8 健康栄養学部のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-9 看護学専攻（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-10 看護学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-11 共同災害看護学（博士課程）のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-12 人間生活学専攻（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(1)-13 人間生活学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-1 文化学部のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-2 看護学部のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-3 社会福祉学部のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-4 健康栄養学部のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-5 看護学専攻（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-6 看護学専攻（博士後期課程）のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-7 共同災害看護学（博士課程）のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-8 人間生活学専攻（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシー
- 表IV-I-1-(2)-9 人間生活学専攻（博士後期課程）のカリキュラム・ポリシー

第4章 教育内容・方法・成果

II 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>大学全体

本学では、学部教育に関しては履修規程、大学院教育に関しては研究科規程において、開設する授業科目を定め明示している（根拠資料IV-II-1-(1)-1：高知県立大学履修規程、同2：同大学院看護学研究科規程、同3：同人間生活学研究科規程）。順次性のある体系的科目配置に関しては、学部・研究科・共通教育部会・教職課程専門委員会において、教育課程編成時に検証し、さらに教務委員会で調整を図っている。

<共通教養教育>

本学の共通教養教育には、学部ごとに設置する当該学部の専門科目と連携しながら全学で共通に履修する4科目群（リテラシー科目、教養基礎科目、課題別教養科目、健康・スポーツ科目）を配置し、実施している。

リテラシー科目は、様々な国の人々と意思疎通を行うことのできる能力の養成を目指し、少人数、習熟度別のクラス編成で実施している英語コミュニケーション（全学必修）と、情報化社会における情報活用能力を高めるための情報系科目で構成されている。開講科目数は全20科目である。

教養基礎科目は、基本的な学問分野の中から、各学部における専門教育へのスムーズな連携を図る精選された科目で構成されている。開講科目は全14科目開講である。

課題別教養科目は、本学専任教員の専門性と本学の地域課題への取り組みの成果を反映する特色のある科目で構成されている。開講科目は全27科目である。

健康・スポーツ科目は、生涯を通じてからだところの健康を維持、増進させるために必要な知識と技能を学ぶための科目で構成されている。開講科目は全5科目である。根拠資料IV-II-(1)-4：共通教育部会ホームページ <http://www.u-kochi.ac.jp/~aeru/education/class.htm>。

なお、平成26年度には共通教養教育科目群の見直しを行い、地域が抱える課題への理解を深め、地域との共生のあり方を体系的に学ぶ科目を新設し、域学共生科目群とすることを決定した。この科目群を含む教育プログラムは平成27年度入学生から新設される予定である。

本学の共通教養教育実施体制の特色としては、第3章「教員組織」において説明したように、教養教育の専任教員を配置するとともに、全学部から参画する体制としているところである。この体制により、66科目開講の豊かな教養教育を実施している。各学部は、学部ごとに推奨科目を設定するなどして、高等学校での学習との接続に留意しながら「学士力」を構成する能力の基礎的な部分を修得させ、学士力の達成を図っている。

<教職課程>

本学の教職課程は、教育職員免許法令の定める所定の科目を履修し、単位を修得することができるように設置されている（根拠資料IV-II-1-(1)-5：高知県立大学学生便覧（資格・教員免許状 p60-71））。

本課程においては、履修年次ごとの到達目標に基づいた教育課程を編成し、適切に運用している。編成にあたっては、教科に関する専門教育科目と教職に関する専門教育科目との関連性をもたせるとともに、基礎科目の学習に基づいた専門科目の修得、教員としての基礎的な資質の形成に基づい

た応用実践力の向上とを重視することによって、本学の教員養成における教育内容の質を保証するように努めている（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-6：高知県立大学教職課程履修カルテ）。

<表IV-Ⅱ-(1)-1 教職課程の到達目標>

教職に関する専門教育科目	教科に関する専門教育科目
<p>< 1回生 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に求められる基礎的教養の涵養と資質の形成 ・教員としての使命感・責任感の自覚 ・教員として求められる基礎的資質の継続的な形成 	
<p>< 2回生 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職に関する事項についての理解の促進 ・教員としての使命感・責任感の自覚 ・教育課程の理解 ・生徒の発達の特徴や実態の把握 	
<p>< 3回生 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の発達の特徴を踏まえた学校現場での対応の把握 ・介護等体験を通じた教員に求められる社会連帯の認識 	
<p>< 4回生 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育実習による教員の職責の自覚 ・教育実習の省察 ・授業実践力の統合 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等における基礎的な技能の涵養 ・教科等に関わる教養の継続的な涵養
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等の専門性に関する基礎力の養成 ・教科等の専門性に関する知識と技能の深化
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等における基礎的な授業実践の育成 ・教科等専門に関する総合力の涵養 ・教科科の授業実践力の向上 ・教科等専門に関する総合力の涵養
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科専門に関する授業実践力の向上 ・教科専門の応用力養成

<各学部・研究科の科目配置>

本学4学部における2013年度（平成25年度）の開講科目数（実習科目を除く）及び平均受講者数、並びに研究科における2014年度（平成26年度）の開講科目数を以下に示す。実習系以外の授業科目は15週あるいは8週にわたる期間を単位換算として時間割を編成して、単位の実質化に努めている（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-7：4学部及び2研究科の時間割、同8：各週の平均授業時間数及び自己学習時間数）。

<表IV-Ⅱ-1-(1)-2 2013年度（平成25年度）学部における開講科目数>

学部	必修科目数	選択科目数
文化学部	7	251
看護学部	80	67
社会福祉学部	22	83
健康栄養学部	24	52

<表IV-Ⅱ-1-(1)-3 2013年度(平成25年度) 専門教育科目 平均受講者数(授業種別 実習除く)>

	科目数	受講者合計	平均受講者数
文化学部 (80)	183	5235	28.6
看護学部 (80)	133	6935	52.1
社会福祉学部 (75)	130	3720	28.6
健康栄養学部 (40)	53	1867	35.2
4学部合計	499	17757	35.6

<表IV-Ⅱ-1-(1)-4 2014年度(平成26年度) 研究科における開講科目数>

研究科	課程	必修科目数	選択科目数
看護学研究科	博士前期課程	0	171
	博士後期課程	3	26
	博士課程*	16	37
人間生活学研究科	博士前期課程	3	64
	博士後期課程	0	21

*共同災害看護学専攻(5年一貫制博士課程)

<2>学部・研究科

A 文化学部

<授業内容>

本学部では、【文学専修】【文化創造専修】【言語コミュニケーション専修】の3つの専修を設けている。学部専門科目は、「文化基礎科目群」「専修科目群」に区分し、必要な授業科目を開設している。また、各専修科目群のコアとなる講読科目、演習科目の履修を通じて研究の手法や観点を修得し、卒業研究の完成につなげるよう編成している。また、「フィールドワーク」や「土佐地域文化研究」等を通じて、地域社会・国際社会の諸課題に実践的に取り組めるよう編成している。(根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-5:高知県立大学学生便覧(資格・教員免許状 p60-71))。

開講科目数は、必修科目7科目、選択科目251科目、その他の3科目の計261科目であり、開講数が多いことが特徴である。

本学部では、順序性・体系的な学びが形成されるように、「履修の手引き」を用い、丁寧な履修指導を行っている(根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-9:文化学部履修の手引き)。

<順序性と体系化>

本学部において、「共通教養教育科目」は、専門科目への導入とともに学部教育を補完する役割を果たしている。人間・物事を探究する力を養う科目を幅広い視点から履修し、専門科目への連動を図ることが可能となっている。「文化基礎科目群」の必修科目としては、1回生・2回生のうちに履修することが望ましい科目として、「基礎演習」「文化哲学」「文化学入門」「情報処理演習」を設定

している。特に学部教育の基盤となる科目として「文化哲学」を位置づけている。1回生時には、学年担当を4人制とし、きめ細かく教育課程の指導を行っている。学生は、専修科目群の科目を原則として自由に選択して履修できるが、【文学専修】【文化創造専修】【言語コミュニケーション】の専修科目群のコアとなる講読科目、演習科目の履修を通じて研究の手法や観点を修得し、「卒業研究」の作成につなげるよう編成している。

B 看護学部

<授業内容>

本学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき科目区分を設定し、必要な授業科目を開設している。科目区分は、「共通教養教育科目」、「専門教育科目」に大別し、「専門教育科目」は、看護を展開する上で必要となる専門的知識、技術、科学的思考、問題解決能力を修得するために、『専門基礎科目』、『看護基礎科目』、『看護臨床科目』、『総合科目』に分けて設定している。『看護臨床科目』には、急性期看護学、慢性期看護学、老人看護学、精神看護学、小児看護学、母性看護学、助産看護学、在宅看護学、地域看護学、学校保健がある（根拠資料IV-II-1-(1)-5：高知県立大学学生便覧（看護学部の専門教育科目及び単位数：p 55-56））。教職課程では必修科目 80 科目、選択科目 67 科目の計 147 科目を開講し、必要な科目を開講している。

<順序性と体系化>

本学部では、順次性ある系統的学修を可能するために履修モデルを作成し、臨床実習に関する考え方に基づいて看護実習科目および看護研究の履修要件を定め、学生への周知を行っている。（根拠資料IV-II-1-(1)-10：看護学部履修モデル、同 11：看護学部 看護実習要項 p1-3、同 12：看護学部看護実習科目および看護研究の履修要件）。

本学部では、「共通教養教育科目」は、人間形成の基盤となる教養・知識・技能の習得、及び「専門教育科目」を支持する科目として、1～2年次に配置している。「専門教育科目」の配置は、1年次早期より、看護学への関心を高め、専門的知識と技術を習得するための『看護基礎科目』と、看護の対象である人間を理解する基盤となる知識を習得するための『専門基礎科目』を並行して学びながら、学年進行に従って基礎から応用へと専門性を深めることができるように、1～4年次に亘って配置している。『専門基礎科目』及び『看護基礎科目』を基盤として、人間の発達段階や健康レベル、個と集団など多様な対象への看護を展開する能力を習得するために、『看護臨床科目』では、8つの看護専門領域で看護に関する知識と技術を学び、臨地実習科目で応用、統合できるよう配置している。また、看護専門職として主体的に学ぶ姿勢と倫理観を養えるように、『総合科目』を1～4年次の4年間を通して学べるように配置している。

加えて、実習科目では、科目の学習目標と学年進行に基づき、『看護基礎科目』のふれあい看護実習を1年次、看護基盤実習を2年次、チーム医療実習を3年次、看護管理実習を4年次に配置している。さらに、『看護臨床科目』の急性期看護実習、慢性期看護実習、精神看護実習、小児看護実習、母性看護実習、地域看護実習の開講を3年次、『総合科目』の総合看護実習、家族看護実習、看護実践能力開発実習の開講を4年次とし、段階的に配置している。

C 社会福祉学部

<授業内容>

本学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の科目区分及び構造を設定し、必修科目 22 科目、選択科目 83 科目の計 105 科目を開講し必要な授業科目を開設している（根拠資料IV-

II-1-(1)-5：高知県立大学学生便覧(社会福祉学部 専門教育科目及び単位数 p57)。

<順序性と体系化>

本学部では、1年次では、「共通教養教育科目」と並行して「基本科目」(社会福祉入門演習、現代社会と福祉など)を履修することで、人文・社会・自然科学にまたがり幅広い知識を身につけると同時に、社会福祉実践を学ぶ上での基礎を学ばせる。2～3年次では、「社会福祉制度科目」(児童・家庭福祉論など)、「相談援助基礎科目」(相談援助の理論と方法、面接技法など)、「からだところの理解科目」(人体の構造と機能及び疾病、精神医学など)を履修することで、相談援助に必要な知識・技能を学ぶ。さらに、「相談援助実践科目」(相談援助演習、相談援助実習など)を履修することで、これまで学んできた相談援助の実践能力を演習・実習を通し高めていく。2～4年次においてはさらに、社会福祉領域の専門性を発展させるための「地域・国際福祉科目」(地域福祉論、国際福祉論など)、「社会復帰支援科目」(ケアマネジメント論、就労支援サービスなど)を履修させ、相談援助を行う上での視点を広げ専門性をさらに高めていく。また介護福祉士となるための「介護福祉理解科目」(介護の基本、介護過程)や「介護福祉実践科目」、さらに、神保健福祉士となるための「精神保健福祉実践科目」を学ばせることにより、専門的な視点を広げていく。これらの科目体系を貫くものとして「総合科目」(社会調査の基礎、社会福祉専門演習など)を設置しており、調査・研究という手法を通して科学的視点から地域の福祉課題を発見して解決できる人材、地域における福祉の担い手となる人材を育成する。

なお、2014年度(平成26年度)入学生より専門教育科目の再編成を行ったため、介護福祉士や精神保健福祉士の受験資格を取得するコース別に、詳細な履修モデルをつくる必要があり、2014年度(平成26年度)の学部教務委員会においてその作業を進めている。

D 健康栄養学部

<授業内容と順序性>

本学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、以下のような考えで教育課程の科目区分を定め、教育課程の構造をつくり、必要な授業科目を開設している。「専門科目」と「教職科目」の2区分を設けている。

専門科目の中に、「専門基礎分野(社会・健康と食べ物)(人体の構造と機能・疾病の成り立ち)(食べ物と健康)」「専門分野(基礎栄養学)(応用栄養学)(栄養教育論)(臨床栄養学)(公衆栄養学)(給食経営管理論)(管理栄養士総合演習)(臨地実習)、関連科目、課題研究を設けている(根拠資料IV-II-1-(1)-5：高知県立大学学生便覧(健康栄養学部 専門教育科目及び単位数 p58))。本学部は、必修科目24科目、選択科目52科目の計76科目を設置している。

専門教育を本質的に理解するためには基礎が重要であることから、共通教養教育科目を基礎固めと位置づけている。共通教養教育科目の中の「専門基礎科目(基礎化学)(基礎統計学)」、「課題別教養科目(栄養と健康の歴史)(専門職連携概論)」を推奨科目とし、さらに、学部基礎科目として「健康栄養学基礎」「健康栄養学応用」の2科目を必須科目として配置し、専門教育科目への導入教育を行っている。専門教育科目は、46単位は必須、48単位を選択とし、合計94単位を配当することにより、専門基礎から専門分野へと体系的に学べるように科目を配当している。本学部においては、教育課程の概要を示す履修モデルを提示し、順序性のある体系的な教育課程を構築している(根拠資料IV-II-1-(1)-13：健康栄養学部カリキュラムの概要)。

E 看護学研究科

本研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき履修モデルを作成し、博士前期課程、博士後期課程、博士課程に必要な授業科目を開講している。

<博士前期課程>

本課程は、高度実践看護師（CNS）コース、研究コース、実践リーダーコースを設け、教育内容は、「看護学共通科目」「専門領域科目」に区分し、必要な授業科目を開講している。「看護学共通科目」は、学生が履修モデルに沿って選択することができ、看護学の基盤を強化し、看護専門職者として拡張することができるように豊かに設けている。開講科目数は171科目であるが、このなかの専門領域必修科目数は149科目である（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-14：高知県立大学大学院学生便覧(看護学研究科博士前期課程授業科目 p78))。「看護学共通科目」を中心に共通コースワークを配置し、看護学に関する基本事項を学習し、これらを土台として順次「専門領域科目」ではその領域の基本的理論を学び、対象についての理解を深め、看護介入方法に関する科目を履修し、実践能力を培うことができるように科目を配置して、順序性のある体系的な教育課程を構築している（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-15：同履修モデル）。

<博士後期課程>

本課程では、看護学の学術的基盤を発展させ高度な研究能力を育成するために「専攻共通科目」を8科目開設するとともに、専門領域を深める「専攻専門科目」、「研究指導科目」を配置している。本課程では、1年次に看護学の学術的基盤を発展させ高度な研究能力を育成するために「専攻共通科目」を設け、研究能力の基盤と位置づけ全員が履修する。このように、順序性のある体系的な教育課程を構築している（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-14：高知県立大学大学院学生便覧(看護学研究科博士後期課程授業科目 p79))。

<博士課程>

本課程では、災害看護グローバルリーダー養成課程として、必修科目は16科目、選択必修科目は26科目、選択科目は11科目である（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-14：高知県立大学大学院学生便覧(看護学研究科博士課程共同災害看護専攻授業科目 p80))。学年の進行とともに、講義科目も、実習科目、研究科目も深化させ、修得した知識を実践で、研究論文へと関連させ発展させていくように順序性のある体系的な教育課程を構築している。上記の考え方に加え、2年次 Preliminary Examination 及び4年次には Qualification Examination を行い、学修成果を確認しつつ進んでいく教育課程を構築している（同16：看護学研究科共同災害看護学履修モデル）。

以上のように、本学看護学研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき履修モデルを作成し、博士前期課程、博士後期課程、博士課程に必要な授業科目が開講している。コースワークとリサーチワークのバランスについては、博士後期課程では研究科目に重点を置き、それを補完する講義科目として専攻共通科目と専攻専門科目を配置している。博士課程では、講義科目、研究科目、実習科目のバランスを考慮した配置を行っている。学際的な科目を豊かに配置していることが特徴として挙げられる。看護学研究科博士前期課程、博士後期課程、博士課程ともに、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した科目配置が行われている。

F 人間生活学研究科

<博士前期課程>

本研究科博士前期課程での教育課程は、領域専門基礎、栄養・生活学領域、社会福祉学領域、文化領域、研究指導科目で構成されている。領域専門基礎には、研究遂行のための実践的能力の養成と人間生活に対する学問的視座を涵養するために必要な科目を配置している。栄養・生活学領域には、人間と人間生活を取り巻く環境の関わりを、食物、栄養、生活の各面から考察するために必要な科目を配置している。社会福祉学領域には、福祉専門基礎を基盤とし、介護・高齢者、障害者、児童・家庭に対する福祉的援助実践の高度化を目指すために必要な科目を配置している。文化領域には、地域文化、日本文化、英語文化を基盤として多様な文化の態様の把握と文化的豊かさの実現を目指すために必要な科目を配置している。なお、博士前期課程での必修科目数は3科目、選択科目数は63科目である。博士前期課程では十分なコースワークを行い、それに基づいてリサーチワーク（修士論文作成）を行えるように配慮をしている。（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-14：高知県立大学大学院学生便覧(人間生活学研究科博士前期課程授業科目 p115、p116)）。

<博士後期課程>

本課程に設置されている科目はいずれも、当該テーマに関する研究の動向と具体的な調査・分析方法を修得した後に、計画書提出、計画書審査、倫理審査、中間報告、論文作成へと向かうように、体系的な配置が行われている。（根拠資料IV-Ⅱ-1-(1)-14：高知県立大学学生便覧(人間生活学研究科博士後期課程授業科目 p117)）。

領域専門基礎、栄養・生活学領域、社会福祉学領域はコースワーク主体である。研究指導科目はリサーチワーク主体である。学士課程修了後に多年を経過した社会人学生が多数を占めることから、研究実践力を高める必要がある。したがって、コースワーク主体の科目においても、受講生の研究分野に即した論文を事例学習教材として用いるなど、リサーチワークにも一定のウエイトを置き、基礎的な内容を必要最小限に精選しつつ、実践的な内容を充実させるなどの対応を行っている。このように、博士後期課程ではリサーチワークが主体ではあることは勿論であるが、その基盤としてのコースワークを重視しており、必要に応じて科目の履修を増やすような指導を行っている。

以上のように、本研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、教育課程の構造を定め、必要な授業科目を開設している。前期課程、後期課程ともに、それぞれの教育目標の達成に向け、順序性を持って学べるように、コースワークとリサーチワークのバランスを配慮した科目配置を行っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1>大学全体

<組織>

本学では、教育課程の編成と実施についての方針づけを行うための意思決定機関として、教育研究審議会が設置されている。教育内容の提供は、全学的な視点から、教育研究審議会の審議と承認を経て行われる体制をとっている（根拠資料IV-1-(2)-1：高知県立大学法人教育研究審議会規程）。

教育研究審議会における議案の審議に至る前段に、各学部設置されている教務委員会（根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-2：高知県立大学教務委員会規程、同 3：高知県立大学大学院教務委員会規程）、共通教育部会（根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-4：高知県立大学共通教育部会規程）、教職課程専門委員会（根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-5：高知県立大学教職課程専門委員会規程）による議案の検討があり、それを

経て全学の教務委員会に提案が行われる。

全学の教務委員会では、それぞれの提案内容の確認と審議が行われる。教務委員会は、それぞれの課程及び設置科目がその目的に対し適切であるか、教育課程の構成は妥当であるか、科目の開講形態・開講時期等は適切であるか、といった点について審議する。また、必要に応じて各委員会・部会と意思疎通をとりながら、提供する教育内容決定に向けた調整を行う（根拠資料Ⅳ-Ⅱ-1-(2)-6：高知県立大学文化学部教務委員会規程、同7：高知県立大学看護学部教務委員会規程、同8：高知県立大学社会福祉学部教務委員会規程）。

<社会的ニーズ・最新の知識を反映した教育内容>

本学では、学士課程を通してそれぞれの専門的知識に保障された学士力の獲得、社会的要請への対応、多様な学生の学習ニーズに対応することを検討課題として認識してきた。本学の目的のひとつである知の拠点としての機能を更に強化するために、2015年度（平成27年度）より、全学生必修の「地域実習Ⅰ」「地域実習Ⅱ」を開講する予定である（根拠資料Ⅳ-Ⅱ-1-(2)-9：高知県立大学「域学共生」事業計画書）。文化学部においても、知の拠点としての教育内容強化を進めている（根拠資料Ⅳ-Ⅱ-1-(2)-10：新文化学部パンフレット）。

大学全体に亘る取り組みとしては、教育研究の活性化を図り、それぞれの教育課程に相応しい教育内容を充実させる意図で、研究資金・教育資金の獲得を奨励している。科学研究費助成事業の採択は、2011年度（平成23年度）41.4%（採択率全国10位）、2012年度（平成24年度）27.0%、2013年度（平成25年度）31.8%、2014年度（平成26年度）46.7%と高い採択率という成果を出しており、本学の教育課程・教育内容の効果を示すものとなっている。

<学生のニーズへの対応>

本学は、学生のニーズに配慮した教育内容を重視している。入学生、在学生のニーズに配慮した教育内容としては、習熟度別のクラス編成の導入が挙げられる。とりわけ共通教育英語科目では、2005年度（平成17年度）よりプレースメントテストに基づくクラス編成を行っている。また、習熟度に合せた教科書と教材の選定について、毎学期が始まる前に担当教員のミーティングを開き、授業を行う上での課題、教材開発、指導方法の実践例などについて、意見交換及び情報共有を行っている。留学生の積極的な受け入れは本学の課題である。外国語の履修条件緩和や日本語補習クラスの開講を始めとする日本語学習支援を開始している。

各学部では、レポートの書き方や文献検索方法を含むスタディスキル・アカデミックスキルの修得・育成、論理的思考方法の修得・育成を目指した科目を設置し、高等学校までの学びから大学での学びへの移行を支援している（根拠資料Ⅳ-Ⅱ-1-(2)-11：文化学部シラバス「基礎演習」等、同12：看護学部シラバス「人間と看護」等、同13：社会福祉学部シラバス「社会福祉基礎演習」等、同14：健康栄養学部シラバス「健康栄養学基礎」等）。

<2>学部・研究科

A 文化学部

本学部の教育内容及び教育活動は、文化学部ホームページに提示しているように、学士課程教育にふさわしい内容となっている。「文化基礎科目群」では、日本語や外国語の言語運用能力及び人文社会科学の基礎を身につけさせるための科目を開講している。「専修科目群」では、「基礎科目」で培った知識を応用実践できるよう、段階的な学習を意図した多彩な専門科目を配置している。「文化基礎科目群」においては、地域社会・国際社会の諸課題に実践的に取り組めるよう、「フィールドワ

ーク」や「土佐地域文化研究」といった科目を配置している。「フィールドワーク」や「企業実習」は「地域文化の創造に貢献できる行動力」、「社会人基礎力（自律的な判断、協働の能力）」を身につけることを目的としている。また、日本語教員養成プログラム、日本学プログラム、書評プログラムは共通して「高度な言語コミュニケーション力」の養成を目標としている。

本学部においては、社会的要請に応えるべき、専門的な教育内容を強化し、日本語教員養成プログラムや日本学プログラムなどを開設した。

<初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について>

本学部では、学生生活全般、履修方法などについてのオリエンテーションを入学時に実施している。本学部の学生は、高校までの教育課程と違い、自分で主たる学問分野を選び、履修計画や時間割をたてることが求められる。このような急激な変化に対する戸惑いや不安を解消するため、年度初めには繰り返し説明会を開き、また学年担当教員や教務委員による複数の相談窓口を設けて対応している。初年次の学生を対象とする「基礎演習」（前期）では、図書館の利用方法、文献の探し方・読み方、発表の仕方、レポートの書き方、学問の倫理など、大学で学修するうえで基礎となる知識や技術を中心に指導し、「文化学入門」（後期）では、各研究室の研究内容を簡明に紹介して、専門教育への動機付けを図っている。また、同じく初年次学生を対象とする各種入門的科目では、文化学部全体の研究及び各専修の研究の特色について概説し、知見を広げると同時に、2年次以降専門分野を決めるための参考になるような内容にしている。

B 看護学部

本学部の教育内容・教育活動は、学士課程教育に相応しい内容となっている。看護学部においては、教育課程構成図、看護専門職別(看護師・保健師・助産師・養護教諭)の履修モデルを構築して、看護学学士課程教育に相応しい教育内容の提供を行っている。教員中心ではなく、組織的で体系的な教育課程に転換できるように取り組みを続けている。教員同士の役割分担と連携による組織的な教育ができるよう、コンピテンシー中心の教育課程となるよう見直しを続けている。まず学士課程においてコアとなる看護実践能力に基づき、実習科目を中心に教育内容の整理と統合を行った。今後は、教育課程全体として、各々の授業科目の学習目標とコンピテンシーとの関係を検討し、教育内容を見直す必要がある。

本学部には実習科目や演習科目などの学生参加型の授業が多数あり、学生自身が学習内容や既習の知識を統合しながら複合的な学習成果を導くことに有効である。学生がさらに効果的に学べるように、教育課程と教育方法の工夫や見直しにより、学生の総合的な能力の育成につなげていく。

<初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について>

本学部における初年次教育は、共通教養教育科目で基礎生物学、基礎化学が履修できるように開講時期・科目配置を考慮している。主体的に学ぶ姿勢を養うため、1回生前期、後期に4回のオリエンテーション講義「誘い（いざない）学習」を行っている。前期は、「大学のカリキュラムと学習の方法について」「専門職と学習について」、後期は「看護職としてのキャリア育成について」「1年間の学習の振り返りと看護職としての今後のキャリアについて」をテーマとした講義を設定している(根拠資料IV-II-1-(2)-15：新入生オリエンテーション講義「看護の誘い」)。また、看護セミナーを1年次前期に配置し、小グループでテーマに沿って自ら調べて考えを整理する、他者への成果発表、教員や他の学生との討議などの内容で構成する科目を設定している(根拠資料IV-II-1-(2))

-16：看護セミナー紹介)。

以上のように、本学部においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、学士力、看護専門職(看護師・保健師・助産師・養護教諭)に必要な知識を、社会の動向や社会からの要請に応えられるような教育内容をもって編成している。また、学生の多様な学習ニーズや要望に応じて、教育内容の見直しと改善を実施している。

C 社会福祉学部

本学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、学士課程教育に相応しい教育内容の提供を行っている。社会福祉士国家試験受験資格を取得するための教育内容を基盤に、介護福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる教育を提供し、社会福祉学士課程教育に相応しい教育内容の提供を行っている。

「社会福祉入門演習」などの初年次教育に重点を置いた科目以外に、「社会福祉史」や「ケアマネジement論」、「ケアマネジement演習」、「スーパービジョン」、「コミュニティソーシャルワーク」、「ケアプラン策定法」、「事例研究法」など、本学部独自の科目を配置し、学生の専門知識や専門技術の習得を支えている。4年次には、「チームアプローチ」や「実践記録法」などの演習科目を配置し、高度専門職を目指す学生の基盤力と応用力を身につける教育内容を提供している。そして、学生の授業評価や卒業生への学習到達度アンケート調査の結果を参照しながら、教育内容の見直しを実施している(結果については4章—IV参照)。

<初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について>

本学部の初年次教育としては、「社会福祉入門演習」や「社会福祉基礎演習」を配置し、大学教育としてグループ学習、グループ討議の仕方や、文献検索の方法やレポートの書き方、プレゼンテーションの方法などの基礎を修得させる。また、「福祉対象入門」、「福祉援助入門」を1年次に配置し、新聞記事やDVDなどの映像を活用して社会福祉を学ぶ学生に対して初年次の導入教育を実施している。また、高大連携について、社会福祉学部では、毎年夏に「社会福祉学部高校生のための公開講座」を開催し、複数の教員が、高校生に社会福祉についてわかりやすく教授している。さらに「出前講座」として、依頼のあった高校へ社会福祉学部教員が出向き、高校生に対して社会福祉の授業を行っている。これらの活動により、高校生に対して社会福祉を学ぶための関心や問題意識を明確化させている。

D 健康栄養学部

本学部では、栄養士資格取得と管理栄養士国家試験受験資格取得を目指す学士課程の教育として、医療の基礎的な知識に加え、保健・医療・福祉に関する多様な問題を共同して解決する柔軟な実践力を備えるために必要な教育内容を担保した教育課程としている。

専門基礎分野では、管理栄養士養成施設指定規則に則り、(社会・健康と食べ物)(人体の構造と機能・疾病の成り立ち)(食べ物と健康)、専門分野では、(基礎栄養学)(応用栄養学)(栄養教育論)(臨床栄養学)(公衆栄養学)(給食経営管理論)(管理栄養士総合演習)(臨地実習)の中で必要な科目数を配置している。これらの科目は、基礎的な知識・技術と、その上に積み重ねる上級レベルの知識・技術を教育する科目をそれぞれⅠ、Ⅱ、あるいはⅢとして、順次性を持たせて編成している。

専門分野では、①専門的知識の講義→②専門的実践能力を培う実習→③臨地実習という順序で、専門領域ごとに、知識と実践を相互に関連づけて学べる教育課程の構成を採っている。臨地実習では、特に臨床栄養に力を入れ、4年進級時に1単位(45時間)の実習を2週間、包括的連携先の高知医療センターで行い、計90時間を履修している。さらに、2013年度(平成25年度)から「地域実践栄養学臨地実習」を4年次に開講し、地域における管理栄養士活動の実践力を修得できるようにしている。

<初年次教育への取り組みについて>

本学部では、「入学前学習」を入学試験合格者に課し、春休みに高校の未履修・不得意科目で積み上げの必要な科目(理数系)を中心にテレビ・ラジオ・ネットなどを通じた自習を行い、ノートを提出することとしている。同時に、未履修・不得意科目の調査を行っている。入学後は、教養科目の中で「基礎化学」「基礎生物学」「数学と情報」「基礎統計学」や専門基礎分野の科目(健康栄養学基礎、健康栄養学応用)でリメディアル教育を実施している。また、家庭での調理体験の不足を補えるように専門基礎科目の中に「調理科学」「調理実習Ⅲ」も提供している(根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-17:健康栄養学部合格者・入学決定者の皆様へ)。

E 看護学研究科

<博士前期課程>

本研究科においては、教育目標、ディプロマ・ポリシーに基づいて、変動する社会、医療、そして看護に対する社会的要請を反映するように、各専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。

本研究科にあつては、最新の学術内容を反映するべく改革を重ねるとともに、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」「チームでLifeを紡ぐ高度実践看護師教育—高度先進医療機関との連携によるクリティカルケア看護専攻教育課程の設置に向けて—(専門看護師・薬剤師等医療人材養成事業)」「災害看護グローバルリーダー養成プログラムによる5年一貫の博士課程(博士課程教育リーディングプログラム)」などの教育の競争的資金を獲得して大学院教育課程に最適の教育内容を提供している(根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-18:「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」、(根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-19:「チームでLifeを紡ぐ高度実践看護師教育」(根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-20:「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」)。

高度実践看護師コースでは、2012年度(平成24年度)から医療と看護を統合した高度実践看護を行なう上で必要とされる「高度薬理学」「高度フィジカルアセスメント」「高度病態治療学」の科目と、医行為を含めた高度実践を修得する実践演習科目を拡大し、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。このように専門分化の高度化に対応した教育課程へと改革を行い、38単位の高度看護実践者としての専門看護師のコースを開始することができた(根拠資料IV-Ⅱ-1-(2)-21:看護学部報告書「看護学研究科再編に伴うカリキュラムの見直し」p137)。

<博士後期課程>

2014年度(平成26年度)より開始した博士後期課程では、研究者養成のために、理論・研究・倫理の科目のほか「解釈的看護学」「医学研究方法論」を学ぶことのできる科目を配した。また、「専攻専門科目」においては、専門性に応じて高い水準の専門的知識と研究分析能力を修得できる専攻専門科目を選択することができるよう多様な専攻領域を設定している。看護学研究科として、グローバル化に対応できるように、「イノベーション看護学」「国際看護学」の科目を設置し、

英語での授業、英語でのコンサルテーションなどを開始した。国際学会での発表や国際学会への参加者が増加している（根拠資料IV-II-1-(2)-22：看護学研究科シラバス「イノベーション看護学」等）。

以上のように、本研究科の教育課程は、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供し、大学院教育に相応しいものとなっている。

F 人間生活学研究科

本研究科の教育の特色は、複数の領域にわたって広い学識を身につけながら学位取得を目指すことにある。複数領域の専門的な知識及び研究方法を学び、複合的な視点で研究に取り組むことができるようにするために、(1)専門3領域のうち少なくとも2領域の研究に関する科目を履修すること(必須)、(2)少なくとも2領域の指導教員による論文指導を受けること(必須)、(3)複数の領域の専門科目を履修すること(推奨)を課している（根拠資料IV-II-1-(2)-23：人間生活学研究科シラバス「研究方法論Ⅰ」等）。

2013年度(平成25年度)にはコースの新設と開講科目の充実を行った。2013年度(平成25年度)より人間生活学研究科(修士課程)に、中学校・高等学校教諭(英語)と栄養教諭の教員免許保持者を対象とした専修免許状取得コース(英語領域教育コース・栄養領域教育コース)を設置した。これらのコースは、本研究科の理念・設置主旨、教育目標と教育課程の編成・実施方針に沿って編成されている（根拠資料IV-II-1-(2)-24：高知県立大学大学院の教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書）。

上記2コースは2014年度(平成26年度)から博士前期課程に引き継がれた。2014年度(平成26年度)入学生より適用されている新教育課程の領域科目数は、栄養・生活学領域12科目、社会福祉学領域17科目、文化領域11科目となっており、それぞれ旧教育課程よりも増加している（根拠資料IV-II-1-(2)-25：人間生活学専攻 博士前期課程 研究課題と研究支援体制）。

2. 点検・評価

(基準4(Ⅱ)の充足状況)

本学における教育課程の編成は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見据えて、科目区分の設定を行いながら、学修の到達目標に向けた授業科目の設置に基づいている。また、順次性のある科目配置を保証するために、学部・研究科・共通教育部会・教職課程専門委員会において教育課程編成時に体系的配置を検討し、さらに教務委員会で調整を図る仕組みをとっている。また、全学的な視点から各課程に相応しい教育内容を提供しているかを判断していくために、教育研究審議会の審議、承認を経て行われる体制をとっている。以上の点から、基準4(Ⅱ)はおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○各学部及び研究科は、各々の教育目標を達成するために、多彩で豊かな科目を置いている。2015年度(平成27年度)より地域教育研究センター及び総合情報センターの専任教員を中心として地域実習(必修科目)を開講し、全学生が必ず2回以上地域に出かけて、地域の課題の発見、解決に取り組む教育を実施するなど、意欲的であり、地方の公立大学として特徴を踏まえた教育内容となっている。

○文化学部では、2015年度(平成27年度)から教育課程を拡充していく。夜間も開講し、社会人がより深く学び、学士号を取得できるよう、改革及び教育内容の充実等を行った点が優れている。

○看護学部では、体系的に段階的に教育課程の構築を行っていることが優れている。例えば、事前単位取得要件や事前技術試験などを適時行っている。実習科目については事前単位取得要件及び技術確認を行うなど、学生の準備性に留意している。このように、学習進度と合わせて段階的に授業を組み立てることによって、看護職としての学習・キャリアの深化をデザインしている点が優れている。

○社会福祉学部では、教育内容が実践的な演習を多く配置する教育内容を準備していることが優れている。例えば、「社会福祉入門演習」「ケアマネジメント論」、「ケアマネジメント演習」、「スーパービジョン」、「コミュニティソーシャルワーク」、「チームアプローチ」、「ケアプラン策定法」、「実践記録法」、「事例研究法」など本学部独自の科目を配置し、学生の専門知識や専門技術の習得を支えている。この結果が、学生の就職に反映されており、他大学と比較して社会福祉領域で専門職として働く割合が高くなっている（表IV-IV-1-(1)-14：社会福祉学部卒業生の就職先（平成26年3月卒業生））。

○健康栄養学部では、教育課程を見直し、国家試験に関連する最新の知識や国家試験を意識した教育に取り組んでいる。毎年1月には学内受験対策講座を設け、各教科担当教員が基礎的内容から国家試験問題の解説、外部講師による国家試験対策講座を開催し、専門分野横断的な問題対策にも取り組んだ。また、国家試験対策室を設置し、学科教員が一丸となって合格率向上に向けて努力した結果、2013年度（平成25年度）国家試験合格率が画期的に上昇したことが優れている。

○看護学研究科では、文部科学省の「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」「中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム」「チームでLifeを紡ぐ高度実践看護師教育－高度先進医療機関との連携によるクリティカルケア看護専攻教育課程の設置に向けて－」など、教育関係の競争資金を積極的に獲得して、教育内容を最新の知見を踏まえた教育内容にしている点が優れている。

(2) 改善すべき事項

○家庭科教員養成課程は、履修希望者も採用試験合格率も低い傾向となっているために、今後の在り方を検討することが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○教育課程の編成方針が定められ、適切な教育内容が整えられている。段階的な教育課程の構築をさらに検討し、履修モデルを作成して学生に提示することが必要である。

○看護学研究科では、適宜教育課程を見直し、2014年度（平成26年度）には看護学研究科として2研究科3課程に統合され、教育課程の充実を図っている。今後はさらに社会的ニーズが高い看護教育者・研究者の養成を検討することが必要である。

(2) 改善すべき事項

○家庭科教員養成課程については、現在の教育現場でのニーズに対応した教育内容を再検討する。

4 根拠資料

IV-II-1-(1)-1 高知県立大学履修規程

IV-II-1-(1)-2 高知県立大学大学院看護学研究科規程（既出IV-I-1-(1)-14）

- IV-Ⅱ-1-(1)-3 高知県立大学大学院人間生活学研究科規程 (既出IV-Ⅰ-1-(1)-16)
- IV-Ⅱ-1-(1)-4 共通教育部会ホームページ (既出IV-Ⅰ-1-(2)-3)
- IV-Ⅱ-1-(1)-5 高知県立大学学生便覧 (既出IV-Ⅰ-1-(2)-2)
- IV-Ⅱ-1-(1)-6 高知県立大学教職課程履修カルテ
- IV-Ⅱ-1-(1)-7 4学部及び2研究科の時間割
- IV-Ⅱ-1-(1)-8 各週の平均授業時間数及び自己学習時間数
- IV-Ⅱ-1-(1)-9 文化学部履修の手引き
- IV-Ⅱ-1-(1)-10 看護学部履修モデル (既出IV-Ⅰ-1-(2)-14)
- IV-Ⅱ-1-(1)-11 看護学部 看護実習要項
- IV-Ⅱ-1-(1)-12 看護学部看護実習科目および看護研究の履修要件
- IV-Ⅱ-1-(1)-13 健康栄養学部カリキュラムの概要 (既出IV-Ⅰ-1-(2)-21)
- IV-Ⅱ-1-(1)-14 高知県立大学大学院学生便覧 (既出IV-Ⅰ-1-(2)-29)
- IV-Ⅱ-1-(1)-15 看護学研究科看護学専攻博士前期課程カリキュラム構成履修モデル
(既出IV-Ⅰ-1-(2)-24)
- IV-Ⅱ-1-(1)-16 看護学研究科共同災害看護学履修モデル (既出IV-Ⅰ-1-(1)-28)
- IV-Ⅱ-1-(2)-1 高知県公立大学法人教育研究審議会規程 (既出Ⅱ-1-(1)-13)
- IV-Ⅱ-1-(2)-2 高知県立大学教務委員会規程 (既出Ⅱ-1-(1)-19)
- IV-Ⅱ-1-(2)-3 高知県立大学大学院教務委員会規程
- IV-Ⅱ-1-(2)-4 高知県立大学共通教育部会規程 (既出Ⅲ-1-(2)-1)
- IV-Ⅱ-1-(2)-5 高知県立大学教職課程専門委員会規程 (既出Ⅲ-1-(2)-2)
- IV-Ⅱ-1-(2)-6 高知県立大学文化学部教務委員会規程
- IV-Ⅱ-1-(2)-7 高知県立大学看護学部教務委員会規程
- IV-Ⅱ-1-(2)-8 高知県立大学社会福祉学部教務委員会規程
- IV-Ⅱ-1-(2)-9 高知県立大学「域学共生」事業計画書
- IV-Ⅱ-1-(2)-10 新文化学部パンフレット
- IV-Ⅱ-1-(2)-11 文化学部シラバス (既出Ⅱ-1-(2)-7)
- IV-Ⅱ-1-(2)-12 看護学部シラバス (既出Ⅱ-1-(2)-15)
- IV-Ⅱ-1-(2)-13 社会福祉学部シラバス (既出Ⅱ-1-(2)-19)
- IV-Ⅱ-1-(2)-14 健康栄養学部シラバス (既出Ⅱ-1-(2)-22)
- IV-Ⅱ-1-(2)-15 新入生オリエンテーション講義「看護学の誘い」
- IV-Ⅱ-1-(2)-16 看護セミナー紹介
- IV-Ⅱ-1-(2)-17 健康栄養学部 合格者・入学決定者の皆様へ
- IV-Ⅱ-1-(2)-18 がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン
- IV-Ⅱ-1-(2)-19 チームでLifeを紡ぐ高度実践看護師教育
- IV-Ⅱ-1-(2)-20 災害看護グローバルリーダー養成プログラム (既出Ⅱ-1-(1)-6)
- IV-Ⅱ-1-(2)-21 看護学部報告書 (平成25年度)「看護研究科再編に伴うカリキュラムの見直し」 p137
- IV-Ⅱ-1-(2)-22 看護学研究科シラバス
- IV-Ⅱ-1-(2)-23 人間生活学研究科シラバス
- IV-Ⅱ-1-(2)-24 高知県立大学大学院の教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書
- IV-Ⅱ-1-(2)-25 人間生活学専攻 博士前期課程 研究課題と研究支援体制

図表目次

- 表IV-Ⅱ-1-(1)- 1 教職課程の到達目標
- 表IV-Ⅱ-1-(1)- 2 2013 年度(平成 25 年度)学部における開講科目数共通教養教育科目担当教員数
- 表IV-Ⅱ-1-(1)- 3 2013 年度(平成 25 年度)専門教育科目 平均受講者数 (授業種別 実習除く)
- 表IV-Ⅱ-1-(1)- 4 2013 年度(平成 25 年度)研究科における開講科目数

第4章 教育内容・方法・成果

Ⅲ 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

<1>大学全体

本学では、教育目標の達成に向けて多様な授業形態（講義・演習・実験等）を採用している。学則第28条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、(1)講義科目については、15時間又は30時間の授業をもって1単位、(2)演習科目については、30時間の授業をもって1単位、(3)実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位としている（根拠資料IV-Ⅲ-1-(1)-1：高知県立大学学則、同2：高知県立大学履修規程）と明示している。授業外学習課題をシラバスに明記することを奨励し、学生に対し、事前に授業外学習を明確にしている。

また、本学は永国寺と池の2キャンパスに分かれているので、共通教養教育科目はほぼすべての科目を両キャンパスで開講し、学生がキャンパス間を移動することなく履修できるようにしている（根拠資料IV-Ⅲ-1-(1)-3：共通教養教育科目の両キャンパスでの開講状況）。

<共通教養教育>

共通教養教育では、課題の発見や解決の道筋を探求することを目的のひとつとしていることから、学習者の自発的学びを促すような多様な授業形態や授業上の工夫を取り入れた授業を展開している（根拠資料IV-Ⅲ-1-(1)-4：共通教養科目における授業向上等にかんする2013年度調査報告書 <http://www.u-kochi.ac.jp/~symbio/accredit/FDreport2013.pdf>）。

<教職課程>

教職課程では、講義科目のほか、教職実践演習、教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の科目を開講している。特に、教職実践演習、教職実習の事前・事後指導においては、県教育センターや高知大学教育学部附属中学校との連携により、教員としての実践力を高めるための包括的な取り組みがなされている。また、教科教育法等では、指導主事や卒業生を含む現職教員を特別講師として招聘し、専門性に立脚した高い実践力の育成を図っている。

上で述べた学修を保障するために、2014年度（平成26年度）より履修科目登録の上限を規定する、いわゆるCAP制度を導入することとした。履修規程第8条において、履修単位数上限対象から除外する科目を除き、1学期間に24単位まで登録可能としている。また、成績優秀者として認定された学生については、各学期につき4単位を加えて28単位まで履修登録可能としている（根拠資料IV-Ⅲ-1-(1)-5：履修登録上限単位に関する申し合わせ 高知県立大学学生便覧 p125）。文化学部と看護学部は2014年度（平成26年度）から導入し、社会福祉学部と健康栄養学部は2015年度（平成27年度）からの導入予定である。

<各学部の履修指導>

各学部の履修指導は、学部教務委員会と学年担当が中心となって行っている。加えて、2015年度（平成27年度）よりGPA制度を導入するための規程整備を行った。上記CAP制度についても、今後はGPAを参照した基準値に基づき実施していく（根拠資料IV-Ⅲ-1-(1)-6：高知県立大学学修評価規程、高知県立大学におけるグレードポイントアベレージに関する規程）。

履修指導は、入学後に実施される入学時のガイダンスでオリエンテーション（新入生対象、在学

生対象、編入生対象)を行い、学年別やコース別に各学期などに定例的な指導を担当教員が行う。また、特別なニーズをもつ学生に対しては学年担当が個別に行う。特に、選択科目の履修については、学生個々の課題や探究すべきテーマに留意しながらガイダンスを行っている。さらに、オフィスアワーや教務相談窓口を設置するなどし、学期を通じて随時の指導が行えるよう、制度を整備してきている。

学生の主体的な学びを推進していくことについてもその教育環境の整備について充実に努めている。2015年度(平成27年度)には新たなキャンパスに多くのアクティブラーニングスペースを設ける予定である。授業計画書(シラバス)には授業毎の課題を提示し、その課題に対するプレゼンテーションを行わせるなど、学生自身による主体的な学びを促進する授業形態を採り入れ、評価の観点としている。

<大学院の教育方法及び学習指導>

本学大学院における教育方法及び学習指導は、「高知県立大学大学院学則」「高知県立大学大学院看護学研究科規程」「高知県立大学大学院人間生活学研究科規程」に明示している。大学院の研究指導・学位論文に係る指導体制、指導方法については、「高知県立大学大学院学位規程」「看護学研究科(看護学専攻)修士学位審査に関する内規」「看護学研究科(看護学専攻)博士学位審査に係る内規」「人間生活学研究科修士学位審査に関する内規」「人間生活学研究科博士学位審査に関する内規」「健康生活科学研究科博士学位審査に関する内規」として定め、大学院便覧に掲載している(根拠資料IV-III-1-(1)-7:高知県立大学大学院学則、同8:高知県立大学大学院看護学研究科規程、同9:高知県立大学大学院人間生活学研究科規程、同10:高知県立大学大学院学位規程、同11:看護学研究科(看護学専攻)修士学位審査に関する内規、同12:高知県立大学大学院看護学研究科(看護学専攻)博士学位審査に係る内規、同13:人間生活学研究科修士学位審査に関する内規、同14:人間生活学研究科博士学位審査に関する内規、同15:健康生活科学研究科博士学位審査に関する内規、同16:高知県立大学大学院学生便覧)。

<表IV-III-1-1 2013年度(平成25年度)学部における授業形態別科目数>

学 部	講義科目数	演習科目数	実験・実習科目数
文化学部	186	65	7
看護学部	102	30	15
社会福祉学部	65	34	6
健康栄養学部	46	0	30

＜表Ⅳ-Ⅲ-1-2 2014年度(平成26年度)研究科における授業形態別科目数＞

	課程	講義科目数	演習科目数	実験・実習科目数
看護学研究科	博士前期課程	73	52	46
	博士後期課程	26	3	0
	博士課程*	30	16	7
人間生活学研究科	博士前期課程	60	6	0
	博士後期課程	15	6	0

*共同災害看護学専攻(5年一貫制博士課程)

＜2＞学部・研究科

A 文化学部

＜教育方法＞

本学部では、教育目標達成のために、講義科目（講読科目を含む）、演習科目、実習系科目の授業形態を導入し、多様な授業形態を採用している。上記3種の科目群に含まれる科目の数は、講義科目（講読科目を含む）が186科目、演習科目が65科目、実習系の科目が7科目である。本学部では、コアとなる講読科目、演習科目の履修を通じて研究の手法や観点を修得させ、卒業研究の作成につなげさせることを科目編成の軸としている。そのために、各専修内で講読科目8単位、演習科目8単位の修得を義務付けてきた。自主的学習を促す演習形式の授業を充実させるとともに、講義形式の概論・概説的科目と実習形式のフィールドワーク系科目とのバランスを図っている。このことによって、教育目標の達成に効果を上げている。4年次には、学修の集合体としての卒業研究を行わせることを重視している（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-17：文化学部卒業研究の手引き、同18：文化学部卒業研究講評表）。

＜学生の主体性を促す学習指導＞

本学部の学習指導の特徴としては、学部ホームページに「学習支援Moodleサイト」を開設して、各授業における情報交換とともに、学習への意欲啓発に努めている。

本学部では積極的に学生の主体的参加を促す授業方法を取り入れている。多数設置されている講読科目は、シラバス上の授業種別では講義科目となっているが、実際は受講生の主体的な事前の学習にもとづく発表を多く取り入れており、半ば演習形式の授業となっている。この講読科目及び演習科目を学部の教育課程の軸とすることで、学生の授業への主体的な参加を図っている。

加えて、学生の主体的な学びを支援するために、ゼミでの学習活動やフィールドワークを活発化している（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-19：文化学部学生の活動）。

B 看護学部

＜教育方法＞

本学部は、教育目標の達成に向けて多様な授業形態を採用している（講義科目102科目・演習科目30科目・実習科目15科目）。教育目標と教育方法（授業形態、授業期間、演習や実習における学生数）の整合性を教務委員会と臨床実習委員会が中心となって検討し、必要に応じて見直している。

本学部が積極的に取り入れている学習指導の特徴は、「看護系大学におけるモデル・コア・カリキ

ュラム」を基に、講義－演習－実習のつながりを考えて授業科目を段階的に組み立て配置している（根拠資料IV-III-1-(1)-20：看護学部のカリキュラム構造図、同 21：看護学部履修モデル）こと、シミュレーション教育を取り入れていること、技術教育にティーチング・アシスタントを積極的に活用していることによって、充実した教育・学習指導を行っていることである（根拠資料IV-III-1-(1)-22：看護学部 TA等の教育補助者の活用、TA制度の円滑な運営）。学習を確実なものとするために、看護実習科目および看護研究の履修にあたっては、最低限度必要な条件として履修要件を設けていることや実習前に技術確認をするなど、学習指導の充実を図っている。加えて、実践力の育成のために、実習を重視している。実習に関しては、実習のしおりを作成している（根拠資料IV-III-1-(1)-23：看護学部看護実習要項）。

<学生の主体性を促す学習指導>

本学部では学生の主体的参加を促す授業方法を積極的に取り入れている。少人数によるグループ学習、シミュレーション教育を効果的に活用した教育方法を採用してきた。学生の関心に合わせて少人数で主体的に学べる選択科目を充実させることにより、関心のある現象に接近する方法を学べるようにしている（根拠資料IV-III-1-(1)-24：看護学部フィジカルアセスメント演習、同 25：看護学部シミュレーション教育の活用）。学生の主体的参加を促すために教育方法の工夫に組織的に取り組んでいる。学びたいことを学べる教育環境の充実として、看護映像教材サーバー、タブレット端末といった IT 機器を活用しながら学べるようにしている（根拠資料IV-III-1-(1)-26：看護学部活動報告（平成 25 年度）教育環境の整備 p90-92）。今後の課題としては、WiFi 環境の整備が挙げられる。

また、本学部では、ボランティア委員会を設置し、積極的なボランティア活動の支援を行っており、高知医療センターでのボランティア活動についてボランティア委員と協力して主体的に参加を支援している。また、2013 年度（平成 25 年度）は本学の「立志社中」事業がスタートし、看護学部の学生が企画した「健援隊」と、本学部の学生が多く参加している防災サークル「イケあい」の活動を支援する担当教員を決め、活動の活性化に向け、支援した。また、高知県でねりんピックに高知県からの依頼を受け、看護学部から 20 名の学生が参加した。また、その他、高知医療センター・高知県立大学合同災害訓練、みさとフェア、KOCHI 防災危機管理展、赤ちゃん同窓会など、それぞれの興味のあるボランティア活動に参加する機会を提供し参加を促した（根拠資料IV-III-1-(1)-26：看護学部活動報告（平成 25 年度（学生のボランティア活動 p76-81）））。

C 社会福祉学部

<教育方法>

本学部では教育目標の達成に向けて、講義科目 65、演習科目 34、実習科目 6 と多様な授業形態を採用している。また、学習指導の特徴としては、社会福祉入門演習、社会福祉基礎演習と資格に関する演習（相談援助演習、精神保健福祉援助演習）・実習指導（相談援助実習指導、精神保健福祉援助実習指導）において、1 クラス 20 人までとしている。また、実習（相談援助実習、精神保健福祉援助実習、介護実習）については、教員 1 人が 10 人以下の学生を担当する。

実習科目履修についての留意点は、「実習のてびき」に記載し、学生への指導を行っている（根拠資料IV-III-1-(1)-27：社会福祉学部実習のてびき（介護福祉実習の流れ p75-77、精神保健福祉援助演習及び精神保健福祉援助実習 I、II に関する履修の要件 p24、社会福祉及び精神福祉士受験資格取得に関する配属実習の要件 p22-23））。

＜学生の主体性を促す学習指導＞

学生の主体性を促す学習指導を積極的に取り入れている。例えば「福祉研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、原則として1クラスの上限を6人までとし、少人数のゼミ形式で指導を行っている。また、学生の主体的参加を促す授業方法として、大学で学ぶためのアカデミックスキルやソーシャルスキルを身につけるための演習（社会福祉入門演習、社会福祉基礎演習）、卒業論文にまとめる演習（社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）を配し、主体的な学びを導いている（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-28：福祉研究演習選択資料 p1「ゼミ」とは）。講義を中心として、演習・実習をバランスよく配置することで、統合する力を養うように配慮している。

D 健康栄養学部

＜教育方法＞

本学部の授業形態は、専門基礎分野、専門分野とも講義と実験・実習を系統的に配置し、知識の習得とともに実践力の育成を行う体制を整備している。講義科目46科目、実験科目30科目と多様な授業形態を採用している。学習指導の特徴としては、管理栄養士国家試験対策である。各学生の卒業研究担当教員が学習支援及び精神的支援を行っている。また、年間を通して国家試験の模擬試験を行い、模擬試験の成績の良くない4年生には国家試験対策委員が卒業研究担当教員とともに、学習の仕方を個別に指導している。その他、1月からは、授業を担当している全教員による国家試験対策講座を行っている。

＜学生の主体性を促す学習指導＞

授業においては、考える力をつけるように論議を奨励したり、配付するプリントの重要なところを空欄にして自ら記入することで授業に集中できるようにしている。また、実習においては、グループワークや学生毎に役割を決めたロールプレイの他、模擬患者を使った学生参加型実習も行っている。

E 看護学研究科

本研究科博士前期課程における授業形態は、講義科目73科目、演習科目52科目、実習科目が46科目を、博士後期課程では、講義科目26科目、研究指導科目3科目、博士課程では講義科目30科目、演習科目16科目、実習科目7科目を配置している。プレゼンテーションを評価の対象としている科目は、共通コースワーク22科目の内16科目（72.7%）、専門科目においても、103科目中85科目（82.5%）であり、学生の主体的参加を重視している（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-29：看護学研究科博士前期・後期課程時間割）。

また、本研究科前期課程の特徴は、9の専門領域の看護学実践演習（実習）において、それぞれ8単位又は10単位の実習を領域必修科目として、高度な看護実践能力を養成していることである。

共同災害看護学専攻博士課程の特徴は、遠距離にある5大学が同時双方向のテレビ会議システムを活用して、授業を展開することである（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-30：大学院共同災害看護学専攻博士課程の遠隔授業）。そのために、緻密な計画、双方コミュニケーションの努力、学生参画型の授業の展開、LMSの活用などを工夫している。現在は5大学同時双方型の遠隔テレビ会議システムを活用しての、シミュレーション教育に取り組んでいる（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-31：看護学研究科DNGL遠隔シミュレーションの教育効果）。同様に、災害看護学演習・災害看護学実習の科目群を配し、災害看護グローバルリーダー養成に向けた、より実践的な授業形態を採用している（根拠資料Ⅳ-

Ⅲ-1-(1)-32：共同災害看護学専攻博士課程時間割)。

<博士前期課程の研究指導>

本課程では、研究指導・学位論文に係る指導体制、指導方法については、「看護学研究科(看護学専攻) 修士学位審査に係る内規」(根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-11)として大学院便覧に掲載し、入学時のオリエンテーション時に具体的にそのプロセスを説明している(根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-33：看護学研究科修士論文・最終試験に関する事項)。

研究指導は、研究方法等に関連した科目の履修、計画書提出、計画書審査、倫理審査、中間報告、論文作成、論文審査、論文発表会へと段階的に進めるように個別性を踏まえて指導している。指導教員は、1年次後期からの専門領域の講義や実践演習を通して研究テーマを絞ることを支援し、定期的なゼミや個別の研究指導を行っている。2年次前期の4月15日までは、専ら研究計画書作成に向けての指導を行い、主査(主研究指導教員)1名、副査(他領域教員)2名による審査委員会を立ち上げ、研究計画書の審査を行う。論文指導は主研究指導教員を中心に行っている。12月中旬には主査、副査2名と学生で再度中間報告会を開催し、論文作成の進捗状況の確認と、1月末日に提出、2月上旬には論文審査の実施、3月上旬には修士論文発表会ができるように指導を行っている。なお、審査基準としての看護学専攻学位審査基準が定められている(根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-34：看護学研究科看護学専攻 学位審査基準)。

以上の経過を経ることによって、学生の個人的な事情で修了を延期しない限りは、例年ほぼ100%の学生が在籍期間2年で修士論文を提出し、博士前期課程を修了している。

<博士後期課程の学位論文作成指導>

本課程では、研究指導・学位論文に係る指導体制、指導方法については、「看護学研究科(看護学専攻) 博士学位審査に係る内規」及び「論文審査の流れ」として大学院便覧に掲載し、入学時のオリエンテーション時に具体的にそのプロセスを説明している(根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-12：看護学研究科看護学専攻博士学位審査に関する内規、同35：看護学研究科博士論文・最終試験に関する事項)。

博士論文作成のための研究指導は、定期的に研究課題に関するゼミや個別の研究指導を行いながら、計画書提出、計画書審査、倫理審査、中間報告、一次論論文作成、学位論文作成、公聴会、論文審査会へと段階を踏んで、研究活動を行う高度な専門的能力を修得できるように実施している。

研究指導体制については、看護学研究科委員会で主査・副査、指導体制を決定している。創造的に自立して研究活動を行う高度な専門的能力を修得できるように研究に関する講義科目及び「研究指導科目(特別研究Ⅰ～Ⅲ)」を配し、博士論文作成に向けて、3年間にわたり履修するように編成している。「看護学特別研究Ⅰ」では、学生の主体的な問題意識に沿って自らの関心領域における国内外の先行研究を分析し、研究課題を見出す。さらに設定した研究課題に関し、先行研究の探索、クリティークを通して研究計画書の作成をすることを目標とした内容である。「看護学特別研究Ⅱ」では、「看護学特別研究Ⅰ」で作成した研究計画書に従い、文献検討やインタビューや参加観察等を通して、データ収集するためのフィールドワークおよびデータの分析を行う。さらに研究課題を解決するための方策を検討し、研究計画書に沿って研究のプロセスを踏んで中間報告会に向けて論文作成ができることを目標とした内容である。「看護学特別研究Ⅲ」では、収集したデータを看護学特別研究Ⅱにおいて検討した分析方法を用いて分析するとともに、その結果を解釈しながら研究目的を達成するための分析として妥当かどうか検証し、博士論文の作成を行うことを目標とした内容である。

博士論文の審査にあたっては、審査に先立って開催される公聴会の内容を参考にしている。公聴

会での発表内容や公開された口頭試問への応答の内容が学位授与に反映される点で、客観性・厳格性を確保している（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-34：看護学研究科看護学専攻 学位審査基準）。論文審査と最終試験の合否は、2月～3月に行われる看護学研究科委員会において博士学位審査委員会から報告される。看護学研究科委員会は、博士学位審査委員会の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、決議する。

<博士課程の研究指導>

博士論文作成の研究指導は、学生への公平かつ適切な指導体制を確保し教育の質を担保するために、5大学の専任教員が協力して責任をもつ複数指導体制を基本としている。具体的には、入学後に決定する主指導教員に加え、5大学院専任教員の中から副指導教員2名を学生が選択し、教育課程連絡協議会で決定する（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-36：共同災害看護学専攻博士課程履修の手引き（災害看護学専攻 博士学位取得ステップ p22-23））。

2014年度（平成26年度）に開始した博士課程の論文作成過程は、次のように予定している。博士論文研究計画書作成は、主副指導教員からの指導に加え、災害看護研究デベロップメントで行い、研究計画書の合同発表会をもつ。研究フィールド候補地・機関の受け入れ責任者等、産官からアドバイザーを招き、幅広い助言や5大学専任教員の専門的指導を受けて、洗練発展させる。博士論文研究計画書は、所属大学の研究倫理委員会に倫理審査を申請し、承認を受ける。博士論文作成では、主副指導教員の継続的指導に加え、研究結果の概要を報告し質疑や助言を受ける中間発表会を実施する。計画書発表会と同様に産官からのアドバイザーを招いて行う。

指導を受け博士論文を作成した学生は、教育課程連絡協議会に博士論文を提出し、審査の申請をする（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-37：看護学研究科災害看護学専攻 学位審査基準）。

<大学院設置基準第14条特例が適用される学生への履修指導>

ディプロマポリシーに挙げている能力が2年間で修得できるように、入学時のオリエンテーション時に履修モデルと実践リーダーコースの時間割を提示し、勤務調整ができるように配慮している。授業形態は、集中講義中心ではなく、このコースの学生の力量形成のために「看護基盤論」、「臨床倫理」、「看護マネジメント論」等の科目を定期的の開講し、教育内容を充実させている。時間割作成時には、土曜日に図書館で文献検索や図書探索をする時間が取れるように配慮している。修士論文作成過程においては、論文指導、研究計画書の審査、中間報告会、修士論文発表会等、このコースの学生に不利益がないように日時を設定している。また、フルタイムの学生と同様に、自習室に個人の机とパソコンを設置し、平日も含めて夜間11:30まで自己学習できるように学習環境を整えている。さらに、土曜日でも事務的な手続きができるように、学生課の職員が勤務して対応している。

F 人間生活学研究科

本研究科では、博士前期課程において講義科目57科目、演習科目10科目を、博士後期課程において講義科目26科目、研究指導科目3科目を配置している（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(1)-16：高知県立大学大学院学生便覧（人間生活学研究科授業科目 p115～117））。本研究科における特徴は、演習科目の採用による応用力、課題解決能力の養成であり、博士前期課程では、修士論文の作成に係る演習（課題研究演習）のほかに、演習科目を開講し、本研究の教育理念である「地域社会の生活課題を解決・調整する高度専門職業人」の養成に向けた、より実践的な授業形態を採用している。

また、本研究科では、有職者等社会人の学生に対して、学習上の配慮を行っている。原則として

土曜日、日曜日、祝日に授業を開講している。また、博士前期課程では「長期履修制度」を設け、有識者や家事・育児・介護等の従事者などが、勤務の状況やライフスタイルに合わせて学習できるよう配慮している（根拠資料IV-III-1-(1)-38：高知県立大学大学院長期履修学生規程）。当該制度の利用者は、2014年6月末現在、9名であり、博士前期課程に在籍する学生の31%である。

<博士前期課程の研究指導>

本課程では、審査に係る内規や学院便覧に掲載している論文審査の流れに基づいて研究指導を実施している。主（正）研究指導教員と副研究指導教員2名の計3名の教員による研究指導体制をとっている。主研究指導教員は履修指導に始まり、修士論文の発表までの指導を行う。副研究指導教員は主指導教員と協力して、研究計画書の提出、研究計画書審査、合同指導会、中間報告会での発表、論文提出、論文審査及び最終試験の経る過程で研究指導および学位論文作成指導を行っている（根拠資料IV-III-1-(1)-13：人間生活学研究科修士学位審査に関する内規）。

<博士後期課程学位論文作成指導>

本課程では、主（正）研究指導教員と副研究指導教員2名以上による研究指導体制をとっている。博士論文作成のための研究指導は段階的に行う（根拠資料IV-III-1-(1)-14：人間生活学研究科博士学位審査に関する内規、同39：学位論文審査の流れ）。

研究指導は主研究指導教員の「栄養・生活学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」又は「社会福祉学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通して行われる。1年次では、「特別研究Ⅰ」で学生の主体的な問題意識に沿って自らの関心領域における国内外の先行研究を分析し、研究課題を見出し、そこから研究計画書の作成を目標とする。「特別研究Ⅱ」では、「特別研究Ⅰ」で作成した研究計画書に従い、文献検討やインタビュー調査等を通して、データ収集するためのフィールドワーク及びデータの分析を行う。さらに研究課題を解決するための方策を検討し、研究計画書に沿って研究のプロセスを踏んで中間報告会に向けて論文作成を目標とする。「特別研究Ⅲ」では、収集したデータを「特別研究Ⅱ」において検討した分析方法を用いて分析するとともに、その結果に基づいて博士論文の作成を行うことを目標とする。以上の3つの科目を通して、博士論文作成のために必要な内容を修得できるように研究指導を行っている。

学生は、1年次はコースワークとして研究支援科目を履修しながら、研究テーマにそって文献検討を行い、研究計画書を作成する。1年次末には研究計画書を提出し主・副指導教員による審査を受ける。審査に合格した者は、2年次より指導教員の指導を受けて、本学の適切な領域での研究倫理審査委員会の審査を受け、承認を得たのちデータ収集を開始する。2年次末には中間報告会を開催し、研究の進行状況を研究科委員会に報告する。3年次は、研究指導を受けながら研究成果を論文として作成し、9月に一次審査博士論文を提出する。一次審査論文を提出後、博士論文審査委員会を設けて博士論文一次審査を受け、必要に応じて修正し、審査に合格した者は、翌2月に博士論文を提出し、公聴会、論文審査及び最終試験を受ける。

<大学院設置基準第14条特例が適用される学生への履修指導>

本研究科では、在学生の半数以上が勤労学生である。そのため、講義は原則として土・日曜日と休日に集中講義形式で開講され、研究指導も講義のない土・日曜日や休日か平日の夕方以降など、学生が出席できるように配慮して行われている。2年間でディプロマポリシーに挙げている技術や能力が修得できるように、入学時のオリエンテーション時に時間割を提示し、指導教員との話し合いで勤務調整ができるように配慮している。

土曜日に図書館で文献検索や図書探索をする時間が取れるように配慮している。また、個別の研究指導のほか、合同指導会、中間報告会、修士論文発表会についても学生に不利益がないように日時を設定している。さらに、土曜日に事務的な手続きができるように、学生課の職員が勤務して対応している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

これらの活動は大学全体として一括で活動しているため、【大学全体】として記述する。

シラバスの様式、項目等についての点検・改善は、毎年全学的な視点から教務委員会が中心となって推進している。シラバス記載内容についても学部の教務委員が中心となりチェックをおこなっている。記載内容はWeb教務システムで常時閲覧できるようにしてある。さらに冊子体でも配布することで周知を図っている。

シラバスの記載項目は以下のとおりである。

科目名（英語科目名）、科目区分、単位数、必修・選択区分、授業種別、履修年次、開講期間、授業方式、履修における注意点、資格・区分等、担当教員、連絡先、授業の概要、達成目標（達成水準）、授業計画、成績評価（基準と方法）、教科書・参考書、授業外学習課題（予習・復習）、オフィスアワー、備考（根拠資料IV-III-1-(2)-1：高知県立大学シラバス）。

達成目標（達成水準）と評価基準は、観点別に百分率で示す記載方法を採用しており、学生が自主的に授業に取り組む際の目標を明示している。また、授業計画は、授業毎の内容を明記し、学生が計画的に学べるように配慮している。

シラバスに事前学習や既習の知識の活用を促す項目を記載すること、オフィスアワーやメールアドレスを記載することで、学生が学習しやすいように努めている。また、実際の授業内容・方法とシラバスの適合性については、学期ごとに実施する授業評価アンケートを通して学生の反応を確認する仕組みをとっている。最新の知見や話題を随時授業に取り入れることは許容されるものの、授業内容・方法がシラバスと適合していることが原則である。その上で、実際の授業内容・方法とシラバスの適合性について、学期ごとの授業評価アンケートによってチェックを行っている（授業評価については後述）。加えて、政策や関連する社会的・学術的な出来事を踏まえてシラバスをアップデートするように奨励している。

大学院においても、統一の様式を用いて作成したシラバスを冊子にして学生に配布し、シラバスに基づいて授業を展開している。学生便覧別冊として「授業科目の概要（シラバス）」の冊子を作成し、4月に学生に配布している。また本学のウェブサイトに掲載し、閲覧ができるようにしている（根拠資料IV-III-1-(2)-2：高知県立大学大学院シラバス）。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1>大学全体

本学の単位認定の方法については、学則第29条において、「試験又はこれに代わるべき方法による」としてある。学修評価規程第2条でも学修評価の方法として同様のことを規定している。成績評価の表現方法については、学修評価規程第4条において、100点を満点とした得点で表記し、得点によらないで表記する場合は、秀（90点以上）、優（90点未満80点以上）、良（80点未満70点以上）、可（70点未満60点以上）、不可（60点未満）と規定している。成績評価に関しては、学生便覧の「学修評価規程」に則り、シラバスに記載されている各授業の「成績評価（基準と方法）」に基づいて厳密に行われている。成績に関して疑義が生じた場合は、学生便覧の「成績に関する学生の疑義への対応について（申し合わせ）」に基づいて対応している。また、

単位修得の認定については、学修評価規程第5条において、60点以上の場合を合格として所定の単位を与えると規定している（根拠資料IV-III-1-(1)-6：高知県立大学学修評価規程）。シラバスの「授業外学習課題（予習・復習）」の欄に明記して授業外学習を課し、その取り組みを成績評価に反映させるほか、授業内の学習活動への参加度などを含めて総合的に評価を行い、そのうえで適切に単位認定を行っている。

適切な成績評価及び単位認定がなされるために、教員には各自が付けた成績の分布状況を示す表を配布し、各自で吟味するように推奨している。さらに、成績評価については、GPA制度導入についての検討を重ね2015年度（平成27年度）より実施する予定である（根拠資料IV-III-1-(3)-1：平成25年度開講科目成績分布データ、IV-III-1-(1)-5：高知県立大学学生便覧（履修登録上限単位数(CAP)に関する申し合わせ））。

他大学又は短期大学で履修した単位は、卒業要件に関わる単位で最大30単位を上限として認定している。認定の原則及び手続きは履修規程に定められており、それに則って実施されている。また、単位認定にあたっては、学生の卒業後の進路に関する希望を確認しながら、学年担当教員と教務委員が連携し、個別に履修指導を行いながら、学生が必要な科目を適切に履修できるよう、対応している。

また、成績に関する学生が異議申立ての権限を保証するために、学生便覧に、「成績に関する学生の疑義への対応」を載せ、周知に努めている（根拠資料IV-III-1-(1)-5：高知県立大学学生便覧（成績に関する学生の疑義への対応について p114））。

以下、大学全体で記述した以外に、独自の取り組みを行っている学部・研究科について記述する。

<2>学部・研究科

A 文化学部

本学部の固有な方法としては、提携校への留学により取得した単位の認定に関し、学生便覧の「留学規程」に基づいて認定していることが挙げられる（根拠資料IV-III-1-(3)-2：高知県立大学留学規程）。3年次編入試験により入学した学生の既修得単位の認定に関し、「編入学試験要項」に沿って認定していることも本学部に固有の方法である（根拠資料IV-III-1-(3)-3：平成26年度学生募集要項（3年次編入学））。

B 社会福祉学部

本学部の固有な方法としては、配属実習の要件及び実習に関連する科目の履修要件を設けて、社会福祉士・精神保健福祉士の配属実習を行う判断基準として、学生が履修した科目の成績の平均値（GPA）を採用していることが挙げられる（根拠資料IV-III-1-(1)-1：高知県立大学学則（第28条））。また、介護福祉士の配属実習の判断基準についても定めている。実習に関連する科目の評価及び出欠状況、学習態度を総合的に勘案して担当教員会議で配属実習の可否を判断している。

C 大学院（看護学研究科、人間生活学研究科）

本学大学院の単位認定については、「高知県立大学学則28条」「高知県立大学大学院看護学研究科規程」「同人間生活学研究科規程」に明示している（根拠資料IV-III-1-(1)-7：高知県立大学学則28条、同8：高知県立大学大学院看護学研究科規程、同9：同人間生活学研究科規程）。

シラバスには、全科目「達成目標と評価の基準」「成績評価の方法」を記載し、「達成目標と評価の基準」には、達成目標の達成水準を箇条書きの形で記載することになっている。「理解する」「説明できる」「〇〇を策定できる」などのように、学習する学生にとっても、学ぶべき内容や具体の達

成レベルが行動目標として明記されており、講義の中でそれらを課題として実際に実施していく形となる。したがって、講義を受講・参画することが、目標達成へと繋がることになる。

最終の成績評価は、箇条書きされた各達成目標について、他の受講生との相対的な比較、各個人の中での成長に関する絶対評価を総合的に判断し、それを科目担当者は100点満点で提示する。年度末には研究科委員会において修了判定会を開催する。その際には、全員の既修得単位の点数を一覧し、科目間での点数の偏りなどがないかについても確認している。

看護学研究科・人間生活学研究科では、「高知県立大学大学院看護学研究科規程第9条、第13条」において、他の大学院の科目の内、本研究科において教育上有益と認める時は、履修することができる、あるいは本大学院の単位として認定することを決めている。その上限は合計10単位までとし、修了要件30単位の内、1/3を超えない範囲で設定されている（根拠資料IV-III-1-(1)-8：高知県立大学大学院看護学研究科規程）。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<1>大学全体

本学では、1) 高知県立大学法人の中期目標のなかで「教育の成果」を取り上げ、毎年この目標に対して計画を立て評価する、2) 「高知県立大学 アニュアルレビュー報告会」(以下、「アニュアルレビュー」という。)を開催し、教育課程についても毎年、評価・見直しを行う、3) 学生の生活実態調査を行い、その結果を分析し、教育や学生指導の改善に結び付ける、4) 学生による授業評価の結果を分析し授業改善に活用するなど、複数の方法で教育成果を確認し、定期的な検証を行っている。その上で、課題になったことを順次改善している。全学では、各学部・研究科においても、多様な方法を用いて教育成果について定期的な検証を行い、教育内容の改善に努めている。

①高知県立大学法人の中期目標では「養成する人材」と「教育成果の検証」を基軸としている（根拠資料IV-III-1-(4)-1：高知県立大学法人中期計画、同2：高知県立大学法人平成25年度業務実績報告書、同3：同平成25年度業務実績評価書）。さらに、高知県立大学法人の中期計画では、「各大学・学部ごとにファカルティ・ディベロップメント組織を設置し、教授方法の改善、公開授業などに努め、大学教員としてのキャリア発達を促進する」としている。大学院担当教員は、全学FD委員会の企画に参加し、主体的に学んでいる。大学院に必要な独自のファカルティ・ディベロップメントも実施している。

②本学では、2009年度(平成21年度)より、「アニュアルレビュー」を開催し、教育課程についても、評価とその見直しを毎年行っている。年度目標・計画・実施・評価から次年度の課題を明らかにし、次年度はその課題を踏まえて年度目標を立案して、「アニュアルレビュー」で報告するシステムを整えており、PDCAサイクルを機能させ、教育の質保証、向上に結びつけている（根拠資料IV-III-1-(4)-4：高知県立大学 アニュアルレビュー報告会資料(平成25年度)）。

③学生による授業評価アンケートを、全学統一様式で各学期末に実施している(授業評価の結果については4章-IV参照)。授業評価については授業終了時に非常勤講師を含む全ての講義・演習について行い、その結果は教員に返却され、Webシステム上に載せる。また、担当教員は、授業評価アンケートの結果を踏まえて、自己の教育方法等を分析し、改善点を明らかにする所見、「授業評価に関する担当教員所見」の提出を義務付けている。そのことにより、各教員の授業改善への自覚を促すようにしている。2013年度(平成25年度)まで授業評価の回収率、授業評価の結果の通知の遅延、担当教員所見の公表について課題を抱えていた。2014年度(平成26年度)においては教務委員会が主導し、授業評価の質問項目、回収方法、分析方法について検討し、一部については年

度内から、全体的な改善については、2015年度（平成27年度）に実施する予定である。授業評価の所見は報告書として冊子にして学生課にて公表している。（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(4)-5：学生による授業評価実施報告書（平成25年度））。

④「学生生活実態及びニーズ調査」を行っている。その中で「教育への満足、教養教育への満足、専門教育への満足、実践的英語に関する満足」を質問した。その結果としては、実践的英語力以外では80%近くがほぼ満足をしていることから、本学の教育成果は全般的には高いと言えよう。（結果については4章—4参照）。一方、課題もいくつかあり、これらの課題については、各部局で対応策を講じ解決に向けて取り組んでいる（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(4)-6：高知県立大学学生生活実態及びニーズ調査報告書（平成25年度））。

<2>学部・研究科

A 文化学部

大学全体での取組みのほか、学部FD研修を月1回の割合で開催している。その中で、学部の基礎科目「基礎演習」をはじめとして、授業の内容及び方法の改善へ向けての情報交換の場を定例化している。なお、文化学部にあつては今後、定期的な検証を組織的に行うことを検討する必要がある（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(4)-7：文化学部活動記録）。

B 看護学部

定期的な教育課程の評価を隔年で実施し、教務委員会で分析して改善するよう取り組んでいる。2012年度（平成24年度）には、平成23年度に実施したカリキュラム評価の課題をふまえ、人々の健康問題の変化に対応する能力を修得するために教育内容を変更した。国際化、グローバル化に対応する能力の育成にかかわる科目として、1回生対象であった「看護と文化」を、段階的に2科目へと強化し、英語での授業を開始した。同様に「災害時看護活動ができる看護専門職としての基盤づくり」として、2012年度（平成24年度）から「災害と看護」を開講し、2014年度（平成26年度）からは「災害と看護Ⅰ」を1回生2回生で、また「災害と看護Ⅱ」を3回生、4回生でそれぞれ選択し履修できるよう開講している。また、カリキュラム評価の結果と教員意見を学生にフィードバックしている（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(4)-8：看護学部カリキュラム評価フィードバック会資料）。

教育成果の確認として、国家試験の合格率や就職状況のみならず、学部独自の方法として、「4年間で学ぶ概念」「4年間で学ぶNIC社会心理的介入」「看護技術に関するチェックリストを活用した経験・修得状況」の調査、専門科目履修に関する実績、共通教育科目履修に関する実績について、看護学部全体で調査し、看護学部活動報告書の中で課題を提示している（結果については4章—4参照）。

養護の教職課程、養護の実習は、実習校の指導教員及び校長を参加メンバーとする「校長会」を開催し、実習の振り返り、次年度の課題の改善程度、本年度の改善点、次年度の対策を検討し、次年度の実習につなげている。このように、外部者とともに改善のPDCAサイクルを構築し、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。2012年度（平成24年度）に教職課程実地視察にて評価を受け、助言いただいた内容を教育課程や教育内容・方法の改善につなげている（根拠資料Ⅳ-Ⅲ-1-(4)-9：看護学部活動報告（平成24年度（p93-94「養護教諭養成課程」）））。

これらの分析結果から、課題として特定化された事柄については、プロジェクトチームを立ち上げ対策を検討するとともに改善に向けて組織的に取り組んでいる。例えば、2013年度（平成25年

度)は、医学的知識を看護学に統合するためのプロジェクト活動を通して、学年進行に応じた授業内容の見直しと演習、実習への統合について看護学部にて提言を行い、開講時期の変更や授業内容の見直しを実施した(根拠資料IV-III-1-(4)-9:平成25年度医学的知識を看護学に統合するためのプロジェクト活動)。

看護学部FD活動としては、授業内容及び方法の改善を図るための取り組みを行っている。2013年度(平成25年度)は研究力、教育力、学生を支援する力、国際化に対応する力などを伸ばすことを目指した9企画を実施している(根拠資料IV-III-1-(4)-11:看護学部FD委員会活動)。

C 社会福祉学部

実習機関・施設からの個々の学生に対する実習評価票の結果は、実習指導に活用している。さらに、毎年度実施している実習連絡協議会では、事前に本学の実習指導の内容や学生の実習態度等に関して意見聴取を行い、資料化している。さらに、当日参加した実習指導者等の現場職員と意見交換を行っている。学部FD研修会では、授業内容の改善の工夫や、新任教員による前任校での実習指導体制に関わる情報交換等を行い、授業の内容や方法の改善を図っている(根拠資料IV-III-1-(4)-12:社会福祉学部FD委員会活動)。

D 健康栄養学部

FD研修会では、授業内容・方法に関する改善の工夫等の情報交換を行っている。さらに、学内で開催される全学FD研修会に毎回いずれかの学部教員が参加している(根拠資料IV-III-1-(4)-13:健康栄養学部FD委員会活動)。この他に、学外で行われるFD研修会に参加している教員もいる。高知医療センターと合同で研修会・勉強会を開催し、臨床栄養分野などの知識の涵養に努めている。在学生に対する就職セミナーの講師として招いた本学卒業生に、社会人となって感じた大学教育への評価に関するアンケートを実施してカリキュラムや授業改善の参考としている。

E 看護学研究科

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究については、各コースの科目内容、履修要件の見直しを行う際、各領域のみならず研究科教務委員会が中心となって検討し、教育内容の定期的な検証を行い、その結果を教育課程及び教育内容・方法の改善に活かしている。専門看護師コースを28単位から36単位に変更した際、及び実践リーダーコースの共通コースワークを設定した際に、いずれも関係領域の代表者からなるワーキンググループをつくり、原案を研究科委員会の協議事項として検討しながら新たな教育課程を策定した。この過程を通して、コースや専門領域を越えて、修了生の質を確保できる教育展開を図っている。さらに、看護学研究科では、教育内容を見直し、最新の看護の動向や課題であるグローバリゼーションに関連するFDを実施している。2013年度(平成25年度)は、「NP活動の実践と課題、DNP教育の現状と展望(田中勝子)」「グローバル社会と健康危機(Miriam Hirschfeld, Judith Oulton)」を開催し、2014年度(平成26年度)は、「東日本大震災における福島県の被災状況と支援活動」について(中山洋子)」「Consultation: Theory and Practice(Pamela Minarik)」「看護学教育の課題 学部・大学院のコンピテンシー育成の課題」(野嶋佐由美、中山洋子)を開催している。

F 人間生活学研究科

人間生活学研究科では、カリキュラム変更時に3領域の研究科学務委員会が中心となって検討し、教育内容について定期的な検証を行い、その結果から教育課程及び教育内容・方法の改善をしている。専修免許状（英語・栄養）をカリキュラムに加えた際も3領域の代表者からなるワーキンググループをつくり、検討を重ねている。

人間生活学研究科担当教員は、全学FD委員会の企画に参加し、学外における研修・セミナー等にも12回出席し（延べ15名のうち大学院担当教員8名）、授業内容及び方法の改善を図るための研修を受講している。今後、人間生活学研究科の教員を対象としたFDを開催する必要がある。

2. 点検・評価

（基準4（Ⅲ）の充足状況）

教育目標の達成に向けて講義科目・演習科目・実習科目等多様な授業形態を採用するとともに、CAP制度を導入することにより、学生の自己学習を促し、単位の実質化に取り組んでいる。成績評価については、学習評価規程に則り、シラバスに記載されている成績評価（基準と方法）に基づいて厳格に行なわれている。

さらに、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教育課程及び教育内容・方法の改善に活かしている。また、中期計画に基づき外部委員からの評価を受けるなど定期的な検証を行うとともに、授業内容・方法についての改善を図るFD研修会を実施している。以上の点から、基準4（Ⅲ）はおおむね充足している。

（1）効果が上がっている事項

○大学は、学生委員会と教務委員会が中心となって、教育内容に適した教育方法を検討、採択するなど、学生の学習ニーズに適切に対応することができている。

○履修指導の充実を図る施策として、オフィスアワーの設定、CAP制度が導入されている。また、教務委員会を中心にシラバスの改善に毎年取り組んでおり、自己学習を推進する意図のもと、授業外の課題を明示することを促している。学修評価面での改善としては、2015年度（平成27年度）から導入する計画であるGPA制度が挙げられる。また、学生の主体的な学びが可能となるような自己学習室の充実、ALスペースの確保に努めている。

○教育評価については、高知県立大学法人評価、アニュアルレビュー、学生を対象とする生活調査、授業評価など複数の方法を用い、複眼的視点から評価している点で優れている。

○文化学部では、学習指導として定例的な各種ガイダンスのほか、オフィスアワーの設定、教務相談窓口の設置、「学習支援Moodleサイト」の開設などによる随時の指導体制を設けている。

○看護学部では、看護学部の教育方法として力を入れている実践力の育成については、シミュレーション教育や演習、実習を通して展開されている。2013年度（平成25年度）の卒業時アンケートにおいて、看護実践能力の修得は高く評価されており、看護実践能力が習得できたと感じていることが伺えた。実習への興味関心、実習における指導の丁寧さ、実習室の設備環境についての評価も高い傾向にあり、実践力をつけた看護職者育成ができている。

○社会福祉学部では、他学部在先駆けてGPA制度を導入し、教育の質の改善に取り組んだことも優れている。配属実習を行う判断基準としてのGPAの活用（社会福祉士・精神保健福祉士）や、教員間での総合評価（介護福祉士）については、配属実習先による学生への評価が一定の水準以上であることから、一定の効果を上げているといえる。

○看護学研究科の博士課程においては、わが国初の5大学によるテレビ会議システムを活用しての

教育を展開している。ここに至るまでに、遠隔授業方法に関するFD、LMSの開発、さらにテレビ会議システムを活用してのシミュレーション授業など新たな教育方法に挑戦をしている点が優れている。

(2) 改善すべき事項

○授業評価を実施し公表する方法をタイムリーに実施し、安定して継続させていく。この点については学内の合意を得て大幅に改善できる予定である。アンケート用紙の設計、質問項目、回収方法、集計方法、分析方法について検討をし直した。2015年度（平成27年度）に向けた年間の実施計画を教務委員会で確認し、各学部への周知を図る。

○各科目の成績分布を分析することを開始した。2012年度（平成24年度）、2013年度（平成25年度）については各学部、教員ごとに集約したデータを作成し、各教員に配布した。2014年度（平成26年度）分のデータについても同様に作成する。

○文化学部では、教育効果を定期的に把握するための方法策定に着手する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○大学として正式導入ができていなかった制度の1つとしてGPA制度の導入が必要である。これについては、2014年度（平成26年度）中に規程案の内容検討を進めており、2015年度（平成27年度）施行を目指している。

○今年度から改組になった、高知県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程及び災害看護学専攻博士課程の成果について、どのように検証していくかについて、検討が必要である。

○高知県立大学大学院人間生活学研究科の成果の検証方法や人間生活学研究科主体のFD活動を活性化することが必要である。

(2) 改善すべき事項

○授業評価アンケートの集計方法や分析方法などを改善し、計画的に行っていく。また、公表する方法についても改善し、積極的に公表していく。

4 根拠資料

- IV-III-1-(1)- 1 高知県立大学学則（既出 I-1-(1)-2)
- IV-III-1-(1)- 2 高知県立大学履修規程（既出IV-II-1-(1)-1)
- IV-III-1-(1)- 3 共通教養教育科目の両キャンパスでの開講状況
- IV-III-1-(1)- 4 共通教養科目における授業向上等にかんする 2013 年度調査報告書
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~symbio/accredit/FDreport2013.pdf>)
- IV-III-1-(1)- 5 高知県立大学学生便覧（既出IV-I-1-(2)-2)
- IV-III-1-(1)- 6 高知県立大学学修評価規程
高知県立大学におけるグレードポイントアベレージに関する規程
- IV-III-1-(1)- 7 高知県立大学大学院学則（既出 I-1-(1)-4)
- IV-III-1-(1)- 8 高知県立大学大学院看護学研究科規程（既出IV-I-1-(1)-14)
- IV-III-1-(1)- 9 高知県立大学大学院人間生活学研究科規程（既出IV-I-1-(1)-16)

- IV-III-1-(1)-10 高知県立大学大学院学位規程
- IV-III-1-(1)-11 看護学研究科(看護学専攻) 修士学位審査に関する内規
- IV-III-1-(1)-12 看護学研究科(看護学専攻) 博士学位審査に関する内規
- IV-III-1-(1)-13 人間生活学研究科修士学位審査に関する内規
- IV-III-1-(1)-14 人間生活学研究科博士学位審査に関する内規
- IV-III-1-(1)-15 健康生活科学研究科博士学位審査に関する内規
- IV-III-1-(1)-16 高知県立大学大学院学生便覧(既出IV-1-1-(2)-29)
- IV-III-1-(1)-17 文化学部 卒業研究の手引き
- IV-III-1-(1)-18 文化学部 卒業論文講評表
- IV-III-1-(1)-19 文化学部学生の活動
- IV-III-1-(1)-20 看護学部のカリキュラム構造図(既出IV-I-1-(2)-13)
- IV-III-1-(1)-21 看護学部履修モデル(既出IV-I-1-(2)-14)
- IV-III-1-(1)-22 看護学部 TA等の教育補助者の活用、TA制度の円滑な運営
- IV-III-1-(1)-23 看護学部 看護実習要項(既出IV-II-1-(1)-11)
- IV-III-1-(1)-24 看護学部フィジカルアセスメント演習
- IV-III-1-(1)-25 看護学部 シミュレーション教育の活用
- IV-III-1-(1)-26 看護学部活動報告(平成25年度)
- IV-III-1-(1)-27 社会福祉学部実習のてびき
- IV-III-1-(1)-28 福祉研究演習選択資料p1「ゼミ」とは
- IV-III-1-(1)-29 看護学研究科博士前期・後期課程時間割(既出IV-II-1-(1)-7)
- IV-III-1-(1)-30 大学院共同災害看護学専攻博士課程の遠隔授業
- IV-III-1-(1)-31 看護学研究科DNG L遠隔シミュレーションの教育効果
- IV-III-1-(1)-32 共同災害看護学専攻博士課程時間割(既出IV-II-1-(1)-7)
- IV-III-1-(1)-33 看護学研究科修士論文・最終試験に関する事項
- IV-III-1-(1)-34 看護学研究科看護学専攻 学位審査基準
- IV-III-1-(1)-35 看護学研究科博士論文・最終試験に関する事項
- IV-III-1-(1)-36 共同災害看護学専攻博士課程履修の手引き
- IV-III-1-(1)-37 看護学研究科災害看護学専攻 学位審査基準
- IV-III-1-(1)-38 高知県立大学大学院長期履修学生規程
- IV-III-1-(1)-39 学位論文審査の流れ
- IV-III-1-(2)-1 高知県立大学大学シラバス(既出IV-I-1-(2)-7、同-15、同-19、同-22)
- IV-III-1-(2)-2 高知県立大学大学院シラバス(既出IV-II-1-(2)-22、同-23)
- IV-III-1-(3)-1 平成25年度開講科目成績分布データ
- IV-III-1-(3)-2 高知県立大学留学規程
- IV-III-1-(3)-3 平成26年度学生募集要項(3年次編入学)
- IV-III-1-(4)-1 高知県立大学法人中期計画(既出I-1-(3)-1)
- IV-III-1-(4)-2 高知県立大学法人平成25年度業務実績報告書(既出II-1-(1)-1)
- IV-III-1-(4)-3 高知県立大学法人平成25年度業務実績評価書(既出IV-I-1-(4)-2)
- IV-III-1-(4)-4 高知県立大学 アニュアルレビュー報告会資料(平成25年度)
- IV-III-1-(4)-5 学生による授業評価実施報告書(平成25年度)
- IV-III-1-(4)-6 高知県立大学学生生活実態及びニーズ調査(平成25年度)
- IV-III-1-(4)-7 文化学部活動記録(平成25年度)(既出IV-I-1-(3)-3)

- IV-III-1-(4)- 8 看護学部カリキュラム評価フィードバック会資料 (既出IV- I -1-(4)-4)
- IV-III-1-(4)- 9 看護学部活動報告書 (平成 24 年度) 「養護教諭養成課程」 p93-94
- IV-III-1-(4)-10 医学的知識を看護学に統合するためのプロジェクト活動 (平成 25 年度)
- IV-III-1-(4)-11 看護学部FD委員会活動
- IV-III-1-(4)-12 社会福祉学部FD委員会活動
- IV-III-1-(4)-13 健康栄養学部FD委員会活動

図表目次

- 表IV-III-1- 1 2013 年度 (平成 25 年度) 学部における授業形態別科目数
- 表IV-III-1- 2 2013 年度 (平成 25 年度) 研究科における授業形態別科目数

第4章 教育内容・方法・成果

IV 成果

1 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1>大学全体

1) 入学生及び基準内卒業率による教育成果

本学の4学部では学生の確保、卒業について概ね良好な状態を維持している。入学者数に関しては、2010年度(平成22年度)は看護学部と社会福祉学部において入学定員をそれぞれ40名→80名、30名→70名へと増加させた。さらに、健康栄養学部が新設され、定員40名でスタートした。

表IV-IV-1-(1)-1は2009-2010(平成21-22)年度の入学者数についてのデータである。文化学部・看護学部・社会福祉学部とも、2009年度(平成21年度)、2010年度(平成22年度)にわたって入学定員数を満たしており、良好な状態にあるといえる。

<表IV-IV-1-(1)-1 入学者数> (単位:人)

	2009年度	2010年度
文化学部	87	85
看護学部	45	80
社会福祉学部	30	75
健康栄養学部	—	40

基準年内卒業率については、2012年度(平成24年度)の本学全体の平均は88.6%であった。2013年度(平成25年度)は94.5%であった。前年度比で5.9%向上した。2012年度(平成24年度)は社会福祉学部が最も高く、看護学部、文化学部の順となっている。2013年度(平成25年度)は2012年度(平成24年度)に比べ改善している。最も高いのが看護学部と平成22年度新設の健康栄養学部である。社会福祉学部については依然高率であるが、前年比-0.3%となった。文化学部については、全体的な改善が指摘されてきたところであるが、2013年度(平成25年度)には好転し、87.1%まで改善した(前年度比4.3%)。継続した取り組みの成果が期待されている。

<表IV-IV-1-(1)-2 基準内卒業率> (単位:%)

	2012年度	2013年度	前年比
文化学部	82.8	87.1	4.3
看護学部	86.7	97.5	0.8
社会福祉学部	96.3	96.0	-0.3
健康栄養学部	—	97.5	—
平均	88.6	94.5	5.9

表IV-IV-1-(1)-3は留年率の変化を示したものである。文化学部については2009年度(平成21年度)14.0%、2013年度(平成25年度)9.4%で、徐々に減少しているものの高率である。看護学部の留年率は2012年度(平成24年度)に8.9%へと高まったが、その翌年度には1.3%に減少し改善した。社会福祉学部の留年率は2.7~3%と低い。健康栄養学部の留年率については0%で、優れた成果である。

＜表IV-IV-1-(1)-3 留年率＞ (%)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
文化学部	14.0	13.7	12.9	11.5	9.4
看護学部	0.0	0.0	2.2	8.9	1.3
社会福祉学部	0.0	2.9	0.0	3.3	2.7
健康栄養学部	—	—	—	—	0.0
平均	4.7	5.5	5.0	7.9	3.4

表IV-IV-1-(1)-4は退学率の変化を示したものである。退学者については年間13名（平成25年度）となっている。率については大学全体としてはいずれの年度も0.5%を下回っている。文化学部では平成21年度が高く8.0%であったが、平成22年度には3.5%に減少した。看護学部については、平成18年度に7.0%と高かったものの、それ以降は2%前半で推移し平成22年度には0%となっている。社会福祉学部では平成18年から3年間は退学者は生じなかった。2009年度（平成21年度）3.3%、2010年度（平成22年度）1.3%である。健康栄養学部の退学率は2010年度（平成22年度）入学生1名が退学したため、2.5%という結果になっている。入学後に人生の選択を考え始める入学者が多い文化学部の場合に退学率が高くなっている。より突っ込んだ対応が必要であると考えられる。入学した学生が進路のミスマッチを感じて退学するケースは生じることであるが、無為な留年を重ねての退学に至ることにならないようにする取り組みが求められる。

＜表IV-IV-1-(1)-4 退学率＞ (%)

	2006年度入 学生	2007年度入 学生	2008年度入 学生	2009年度入 学生	2010年度入 学生
文化学部	7.0	5.3	3.5	8.0	3.5
看護学部	7.0	2.2	2.2	2.2	0.0
社会福祉学部	0.0	0.0	0.0	3.3	1.3
健康栄養学部	—	—	—	—	2.5
平均	4.7	2.5	1.9	4.5	1.8

看護学研究科博士前期課程の入学者数は、入学定数を満たし、いずれの年度においても退学者が不在である。また、基準年内卒業率においても100%で、優れた成果となっている。看護学研究科博士後期課程、および博士課程平成26年度入学者は3名と2名であり、退学者については今のところいない。また、博士後期課程および博士課程の完成年度は2016年度（平成28年度）、2018年度（平成30年度）であり、基準年内卒業率を高める工夫が必要である。

<表IV-IV-1-(1)-5 看護学研究科前期課程の修了状況> (単位：人、%)

入学年度	入学定員	入学者数	標準(2年)	退学者数	2014.3 修了者数	2年内の 修了率(%)	2014.3 修了率(%)
			修了者数				
2008年度	10	12	12	0	12	100.0	100.0
2009年度	15	16	16	0	16	100.0	100.0
2010年度	15	16	16	0	16	100.0	100.0
2011年度	15	15	15	0	15	100.0	100.0
2012年度	15	18	18	0	18	100.0	100.0

人間生活学研究科前期課程の入学者数は、入学定数44%であり、退学者も1～3名存在する。基準年内修了率については最高が80%であり、30%程度の年度もある。また、平成26年3月における修了率では基準年内修了率を高まっているが、最高80%であり、改善が急務である。

人間生活学研究科後期課程の入学者数は2名であり、退学者は0名である。後期課程の完成年度は平成28年度であり、その間、入学者の確保、基準年内修了率を高める改善策を検討する必要がある。

<表IV-IV-1-(1)-6 人間生活学研究科の修了状況> (単位：人、%)

入学年度	入学定員	入学者数	標準(2年)	退学者	2014.3 修了者数	2年内の 修了率(%)	2014.3 修了率(%)
			修了者				
2008年度	18	10	3	3	7	30.0	70.0
2009年度	18	10	6	2	8	60.0	80.0
2010年度	18	5	4	1	4	80.0	80.0
2011年度	18	7	2	3	3	28.6	42.9
2012年度	18	8	6	0	6	75.0	75.0

人間生活学研究科前期課程においては、学生の確保及び基準年内修了率ともに課題を抱えている。ただし、長期履修制度を活用している学生もいるために、この結果になっているという側面もある。後期課程は完成年度をまだ迎えていないので、努力を重ねていくことが必要である。

2) 就職率、国家試験合格率による教育成果

就職率については、看護学部、社会福祉学部の学生の就職率は過去5年ともに100%であり、平成22年度に開設された健康栄養学部の学生も全員が卒業とともに就職している。しかしながら、文化学部の学生の就職率は、2011年度(平成23年度)が94.1%で、それ以外の年度は9割を満たすことができていない状況であり、改善が必要である。4学部の就職率は文化学部を除けば100%であるが、文化学部では平均84.6%であり、積極的に取り組んでいくことが必要である。また、就職状況を見ても、対外的な評価としても教育目標を達成できているといえる。

<表IV-IV-1-(1)-7 年次別各学部卒業生の就職率> (単位：%)

	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部
2009年度	85.5	100.0	100.0	-
2010年度	75.3	100.0	100.0	-
2011年度	94.1	100.0	100.0	-
2012年度	79.5	100.0	100.0	-
2013年度	88.4	100.0	100.0	100.0

国家試験は、看護師・保健師・助産師国家試験の合格率では、2014年度（平成26年度）は全職種で全員合格は達成できなかったものの、いずれも全国平均を上回る結果であった（看護師97.5%：全国平均89.8%、保健師96.3%：全国平均86.5%、助産師100.0%：全国平均96.9%）。

看護学部では、合格率が100%に達成できなかった年度もあるが、いずれも全国平均を上回る結果であり、看護専門職者として必要な知識と能力を有した卒業生を輩出しているといえる。

社会福祉学部の2013年度（平成25年度）の国家試験合格率は、社会福祉士では76.1%（全国27.5%）、精神保健福祉士では85.2%（全国58.3%）であり、全国でもトップクラスの合格率を維持している。国家試験の高い合格率を維持するために、学部内に「国家試験ワーキンググループ」を置き、学部内で統一的な指導を実施している（根拠資料IV-IV-1-(1)-1：社会福祉学部国家試験ワーキンググループ報告）。

管理栄養士国家試験合格率が上昇傾向にあることから教育の効果を上げていると考えられる。健康栄養学部で取得できる管理栄養士の国家試験合格率は、2009年度（平成21年度）68.4%と低率であったが、それ以降8割前後に高くなり、特に2013年度（平成25年度）卒業生の合格率は97.4%と大幅に上昇した。管理栄養士国家試験合格率が上昇傾向にあることから教育の効果を上げていると考えられる。

<表IV-IV-1-(1)-8 年次別 看護師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士の資格試験合格率（新卒）>

(単位：%、上段：本学、下段：全国)

	管理栄養士 国家試験	看護師 国家試験	保健師 国家試験	助産師 国家試験	社会福祉士 国家試験	精神保健福祉士 国家試験
2009年度	68.4 (32.2)	100.0 (89.9)	100.0 (97.7)	—	73.3 (27.5)	88.2 (63.3)
2010年度	80.0 (40.5)	100.0 (89.5)	97.9 (86.6)	100.0 (97.2)	88.2 (28.1)	94.4 (58.0)
2011年度	85.7 (49.3)	100.0 (91.8)	95.7 (86.3)	100.0 (95.0)	75.8 (26.3)	90.5 (62.6)
2012年度	76.2 (38.5)	95.0 (90.1)	100.0 (86.0)	100.0 (98.1)	66.7 (18.8)	84.6 (56.9)
2013年度	97.4 (48.9)	95.0 (88.8)	92.5 (96.0)	100.0 (96.9)	76.1 (27.5)	85.2 (58.3)

3) 授業評価からみる学修成果

本学では、学生に対し授業評価アンケートを実施している。2013年度（平成25年度）に実施した授業評価アンケートでは、授業の満足度で「大いに満足した」、「満足した」を合算した数字が94.9%となっている。また、授業目標の達成度では、「おおむね達成できた」が37.3%となっている。

2013年度（平成25年度）学生授業評価において、授業の満足度は、「大いに満足した」、「満足した」であった学生を合算すると、4学部ともにそれぞれ95%前後で、教材の適切性も、「たいへん適切であった」「適切であった」学生は同様の結果である。また、教員の熱意についてもほとんどの学生がよい評価をしている。しかしながら、授業に「あまり」あるいは「全く」意欲が持てなかった学生が4.3～10.0%、授業の目標を「あまり」あるいは「全く」達成できなかった学生が4.2～11.6%である。これらの結果は学部によって若干差があるが、学生自身の授業に取り組む意欲を高め、授業目標を達成できるように、教育の改善が必要である（根拠資料IV-IV-1-(1)-2：学生による授業評価実施報告書（平成25年度））。

<表IV-IV-1-(1)-9 2013年度（平成25年度）学生授業評価の結果>

1. この授業を受けて、満足しましたか。

(単位：%)

項目	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部	共通教養教育	教職	全学
大いに満足した	47.5	50.2	50.4	38.0	46.7	58.2	48.5
満足した	49.2	46.9	43.4	53.9	45.5	38.5	46.3
あまり満足しなかった	2.7	2.6	5.1	6.7	6.6	2.9	4.4
全く満足しなかった	0.5	0.2	1.0	1.3	1.1	0.4	0.8

2. 授業の教材（テキスト、配布資料等）は適切でしたか。

(単位：%)

項目	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部	共通教養教育	教職	全学
たいへん適切であった	50.5	48.4	49.8	36.5	47.2	58.1	48.4
適切であった	46.5	48.7	45.3	55.7	46.7	39.3	47.0
あまり適切でなかった	2.7	2.7	3.9	6.9	5.3	2.3	3.9
全く適切でなかった	0.3	0.2	0.9	0.8	0.6	0.3	0.5

3. 教員に、授業への熱意は感じられましたか。

(単位：%)

項目	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部	共通教養教育	教職	全学
大いに感じられた	65.5	58.4	59.9	45.6	60.7	68.9	59.8
感じられた	33.6	40.5	37.1	51.1	37.1	30.3	38.3
あまり感じられなかった	0.6	1.0	2.3	2.7	1.8	0.6	1.5
全く感じられなかった	0.1	0.1	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3

4. あなたは意欲をもってこの授業に取り組みましたか。(単位：%)

項目	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部	共通教養教育	教職	全学
大いに意欲的に取り組めた	37.2	44.4	42.4	32.1	39.7	52.2	41.3
意欲的に取り組めた	56.8	51.3	50.2	57.8	50.1	43.5	51.6
あまり意欲的に取り組めなかった	5.3	4.2	6.3	8.9	9.0	4.3	6.3
全く意欲が持てなかった	0.5	0.1	0.9	1.1	0.9	0.0	0.6

5. あなたは授業の目標を達成することができましたか。(単位：%)

項目	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部	共通教養教育	教職	全学
おおむね達成できた。	38.3	42.0	40.0	29.0	40.5	49.6	39.9
ある程度達成できた。	54.4	53.6	52.2	59.1	50.6	45.5	52.6
あまり達成できなかった。	6.8	4.1	6.4	10.6	7.7	4.3	6.7
全く達成できなかった。	0.5	0.1	1.0	1.0	1.1	0.4	0.7

4) 高知県立大学学生生活実態調査及びニーズ調査による教育の成果について

満足度:専門の勉強ができる

(上段:回答数、下段:%)

	回答者数	満足している	ほぼ満足している	あまり満足していない	満足していない	わからない
全体	890	351	401	96	24	18
	100.0	39.4	45.1	10.8	2.7	2.0
1回生	257	99	118	25	5	10
	100.0	38.5	45.9	9.7	1.9	3.9
2回生	236	97	107	24	6	2
	100.0	41.1	45.3	10.2	2.5	0.8
3回生	208	76	104	21	5	2
	100.0	36.5	50.0	10.1	2.4	1.0
4回生	189	79	72	26	8	4
	100.0	41.8	38.1	13.8	4.2	2.1

満足度：免許・資格の勉強ができる

(上段:回答数、下段:%)

	回答者数	満足している	ほぼ満足している	あまり満足していない	満足していない	わからない
全体	888	347	307	119	74	41
	100.0	39.1	34.6	13.4	8.3	4.6
1回生	257	102	86	36	16	17
	100.0	39.7	33.5	14.0	6.2	6.6
2回生	234	98	98	20	14	4
	100.0	41.9	41.9	8.5	6.0	1.7
3回生	208	80	73	27	19	9
	100.0	38.5	35.1	13.0	9.1	4.3
4回生	189	67	50	36	25	11
	100.0	35.4	26.5	19.0	13.2	5.8

満足度：幅広い教養が学べる

(上段:回答数、下段:%)

	回答者数	満足している	ほぼ満足している	あまり満足していない	満足していない	わからない
全体	889	195	386	200	67	41
	100.0	21.9	43.4	22.5	7.5	4.6
1回生	257	64	131	44	7	11
	100.0	24.9	51.0	17.1	2.7	4.3
2回生	235	54	93	53	26	9
	100.0	23.0	39.6	22.6	11.1	3.8
3回生	208	30	74	67	22	15
	100.0	14.4	35.6	32.2	10.6	7.2
4回生	189	47	88	36	12	6
	100.0	24.9	46.6	19.0	6.3	3.2

満足度：実践的な外国語が学べる

(上段:回答数、下段:%)

	回答者数	満足している	ほぼ満足している	あまり満足していない	満足していない	わからない
全体	889	36	238	281	199	135
	100.0	4.0	26.8	31.6	22.4	15.2
1回生	257	17	97	81	31	31
	100.0	6.6	37.7	31.5	12.1	12.1
2回生	235	10	77	61	49	38
	100.0	4.3	32.8	26.0	20.9	16.2
3回生	208	5	34	72	63	34
	100.0	2.4	16.3	34.6	30.3	16.3
4回生	189	4	30	67	56	32
	100.0	2.1	15.9	35.4	29.6	16.9

私はこの授業を受けて自分の英語力が伸びた（英語コミュニケーション(単位：%、カッコ内は有効回答数)）。

	2012年度前 期(409)	2012年度後 期(565)	2013年度前 期(354)	2013年度後 期(315)
強くそう思う	14.7	16.3	16.2	23.2
そう思う	33.3	29.7	27.7	32.4
どちらかというと思う	36.4	32.7	36.7	25.1
どちらかというと思わない	11.0	15.2	13.6	15.2
そう思わない	3.2	4.2	4.2	2.9
全くそう思わない	1.5	1.8	1.1	2.2

私はこの授業を受けて英語を使うことへの自信が高まった(英語コミュニケーション(単位: %))。

	2012 年度前	2012 年度	2013 年度	2013 年度
	期	後期	前期	後期
強く思う	14.4	14.9	14.1	20.0
そう思う	25.9	22.7	23.2	28.3
どちらかというと思う	36.2	32.4	34.7	27.6
どちらかというと思わない	17.8	21.8	19.2	17.8
そう思わない	3.4	6.2	6.8	5.1
全く思わない	2.2	2.1	2.0	2.2

英語教育については「学生ニーズ調査」と「授業評価」で異なる結果を示している。今後は、共通教養教育のなかで、さらには専門教育の中で、より実践的な内容統合型の英語授業を推進していくことが必要である。

以上のように、入学者・卒業者・基準内卒業率、就職率、国会試験受験率、授業評価、学生生活実態調査の結果などから判断すると、概ね教育目標を達成している。課題としては、文化学部の就職率がやや低いこと、留年率が高いこと、授業評価に関しては健康栄養学部専門科目が他学部と比べて若干低い傾向が見られたこと、高知県立大学学生生活実態調査及びニーズ調査からは実践的な外国語が学べる環境づくりについて改善を要する(根拠資料IV-IV-1-(1)-3:高知県立大学学生生活実態調査及びニーズ調査)。

<2>学部・研究科

A 文化学部

<学修成果>

本学部では、学生の習熟成果を測定する方法として、日本語検定、TOEIC、学部のアンケート調査を行っている。文化学部では学部全体の目標として、2回生修了時までに日本語検定3級、TOEICスコア400点を到達目標として設定している。なお、学生の学習成果を測定するための評価指数を開発することを検討中である。

本学部のアンケートとして卒業直前に行っている「4回生へのアンケート」において、2013年度(平成25年度)では、「日本語による読み書きの能力は高まったと思いますか」については、5段階評価の5と4をあわせて69%、「英語による読み書きの能力は高まったと思いますか」については、5段階評価の5と4をあわせて91%、「卒業研究を行うにあたって、講読科目、演習科目は役に立ちましたか」については、5段階評価の5と4をあわせて75%となっており、学習成果を計る方法として有効性を示している)。

<表IV-IV-1-(1)-10 文化学部「4 回生へのアンケート」集計結果>

(有効回答数：45 名)

	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 強く思う ← → 全くそう思わない </div>				
文化学部への入学は希望通りの進学だった	17.8%	22.2%	17.8%	26.7%	15.6%
4年間、大いに勉強した	8.9%	48.9%	35.6%	6.7%	0.0%
高知県立大学文化学部に進学してきてよかった	42.2%	20.0%	33.3%	2.2%	2.2%
知的好奇心が高まった	28.9%	62.2%	8.9%	0.0%	0.0%
日本語によるコミュニケーション能力が高まった	11.1%	62.2%	24.4%	2.2%	0.0%
日本語による読み書きの能力が高まった	2.2%	66.7%	26.7%	4.4%	0.0%
英語による読み書きの能力が高まった	13.3%	20.0%	42.2%	17.8%	6.7%
社会への関心が高まった	8.9%	75.6%	8.9%	6.7%	0.0%
生き方に対する考え方が変わった	28.9%	51.1%	15.6%	4.4%	0.0%
文化学部での4年間の学びに満足している	11.1%	62.2%	22.2%	4.4%	0.0%
文化学部の教育全般には改善すべき点がある	4.4%	28.9%	55.6%	11.1%	0.0%
「文化学入門」は大学での学習に役立った	0.0%	13.3%	55.6%	26.7%	4.4%
「基礎演習」は大学での学習に役立った	4.4%	40.0%	35.6%	13.3%	6.7%
卒業研究から得たもの、学んだものがある	17.8%	57.8%	22.2%	0.0%	2.2%
卒業研究に講読科目、演習科目は役立った	22.2%	53.3%	15.6%	8.9%	0.0%
後輩に高知県立大学文化学部への進学を勧める	15.6%	31.1%	42.2%	4.4%	0.0%

<外部からの評価>

卒業生からフィードバックを得るような機会は、個々の研究室では行われてきたが、2012 年度(平成 24 年度)には卒業生を数名招いた懇話会を催して、社会人となった視点での文化学部に対する意見を聴取している。

B 看護学部

<学修成果>

本学部では、学生の学修成果を測定するために、「卒業時点で学修を期待する 20 の看護実践能力」「4 年間で学ぶ NIC 心理社会的介入」「看護技術に関するチェックリスト」「4 年間で学ぶ概念」を活用した経験・修得状況の調査など、本学部独自の評価指標を開発し、用いている。

「卒業時点で学修を期待する 20 の看護実践能力」(日本看護系大学協議会)の習得度(1-5 点法)を尋ねた。その結果、平均点が最も高かったのは「看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護することができる」の 4.50 点であり、最も低い項目「終末期にある人々への看護援助方法について説明できる」についても平均点は 3.94 点であった。20 項目中 19 項目で 5 点満点の平均点 4.0 以上(5 点：強く思う～1 点：全くそう思わない)であり、概ね習得できている。

＜表IV-IV-1-(1)-11「卒業時点で学修を期待する 20 の看護実践能力」の習得度＞

看護実践能力の内容	平均点	標準偏差
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力	4.50	0.58
2) 実施する看護について説明し同意を得る能力	4.39	0.59
3) 援助的関係を形成する能力	4.44	0.55
4) 根拠に基づいた看護を提供する能力	4.33	0.65
5) 計画的に看護を実践する能力	4.31	0.64
6) 健康レベルを成長発達に応じて査定(Assessment)する能力	4.40	0.57
7) 個人と家族の生活を査定(Assessment)する能力	4.40	0.54
8) 地域の特性と健康課題を査定(Assessment)する能力	4.25	0.62
9) 看護援助技術を適切に実施する能力	4.33	0.55
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力、	4.44	0.57
11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力	4.22	0.61
12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力	4.29	0.65
13) 終末期にある人々を援助する能力	3.94	0.88
14) 保健医療福祉における看護機能と看護ケアの質を改善する能力	4.11	0.74
15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力	4.28	0.65
16) 安全なケア環境を提供する能力	4.36	0.58
17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力	4.24	0.61
18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力	4.17	0.69
19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力	4.22	0.69
20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力	4.31	0.59

隔年で行っている「カリキュラム評価」の中で、9つの教育目標に対して、どの程度達成できたかについて、学生が自己評価している（表IV-IV-1-(1)-12 看護学部教育目標に関する学生の達成度評価）。2013年（平成25年）、4回生80名を対象とする調査では、「倫理的判断に基づく看護実践ができる能力」（5段階法：平均4.4）が最も高く、「国際的見地に立って看護学の学際的発展を推進する能力」（5段階法：平均3.49）が最も低かった。概ねを学生は達成できていると評価しており、一定の教育成果があると判断できる。しかし、「国際的見地に立って看護学の学際的発展を推進する能力」が最も低く、教育目標に対して国際的な視点から看護を捉える能力については十分習得できていないことが判明した。よって、国際力を育てる教育を強化していくことが必要である。それ以外については概ね十分な教育内容となっている。

<表IV-IV-1-(1)-12 看護学部教育目標に関する学生の達成度評価>

(有効回答数：73名 回収率91.3%)

教育目的	教育目標	平均点	標準偏差
「人々の生き方や価値観を尊重して看護を展開する能力の養成」	人々の生き方や価値観を尊重した看護実践ができる看護者の育成	4.14	0.75
	倫理的判断に基づく看護実践ができる看護者の育成	4.40	0.61
「専門的知識・技術、科学的・倫理的判断に基づく看護実践能力の養成」	専門的知識・技術を習得した看護者の育成	4.23	0.71
	科学的思考・問題解決能力を有する看護者の育成	4.23	0.67
「社会のニーズを予測し、多職種と協働して問題を解決する能力の養成」	社会的ニーズを予測し、対応できる看護者の育成	4.15	0.70
	他職種と協働して問題を解決する能力を有する看護者の育成	4.25	0.72
「専門職者としての姿勢を培い、地域の健康生活を創造する能力の養成」	主体的・能動的に機能する看護者の育成	4.27	0.69
	地域の健康生活を創造する能力を有する看護者の育成	4.19	0.63
「国際的見地に立って看護学の学際的発展を推進する能力の養成」	国際的な視野と柔軟な思考を身につけた看護者の育成	3.49	0.86

その他「4年間で学ぶ概念」「4年間で学ぶNIC心理社会的介入」においても、4年間に学習成果をあげていることを把握している。「4年間で習得するNIC心理社会的介入」の調査では、学年が進むにしたがい、その周知度、理解度の平均点は高くなっていった。3,4年生になると、看護ケアの対象者が自立した生活を送れるよう、倫理的視点を持ち、指導・教育的に支援する介入や、様々な実習等での経験を通して、療養者のみならず療養者を取り巻く環境をも視野に入れた介入、予防的・計画的な介入、チームアプローチというように広い視点からケアを捉えられるようになり、成果をあげている(根拠資料IV-IV-1-(1)-4:看護学部 調査結果「4年間で学ぶNIC心理社会的介入の周知度、理解度」、同5:看護学部 調査結果「4年間で学ぶ概念の周知度、理解度」)。

<外部からの評価>

本学部における教育評価のひとつの指標として、卒業生の就職先からの評価を用いている。2014年(平成26年)は、卒業生の就職先(①県内・県外の医療機関3施設、②県・市町村の保健所、③県内小中高等学校)の管理者等16名から、ヒアリングを行った。その結果、人々の生き方や価値観を尊重して看護を展開する能力、専門的知識・技術、科学的・倫理的判断に基づく看護実践能力、社会のニーズを予測し、多職種と協働して問題を解決する能力、専門職者としての姿勢を培い、知識の健康生活を創造する能力について、高い評価を得ている。国際的見地に立つ看護学の学際的発展を推進する能力については、今回のヒアリングの中では、意見を得ることができなかった。今後は、教育研究機関や海外で活動している卒業生の、就職先の評価も得た上で、教育の質の向上に役立てていきたいと考えている。

また、本学部の卒業生への期待として、次代の病院を担っていただきたい、大学院に進学して専門看護師になってほしい、大学院に進学してリーダーになってほしいなどの意見をいただいた。

C 社会福祉学部

<学修成果>

本学部での学習成果を卒業時に測定し、その結果を教育内容にフィードバックすることを目的に、「学習達成度アンケート」を2013年度（平成25年度）より実施している（表IV-IV-1-(1)-13「2013年度学習達成度アンケート」の結果）。

このアンケートは、本学部の教育目標である、①社会福祉の基礎的理解、②地域や家族のもつ福祉課題への対応能力の養成、③社会福祉実践能力の養成、④保健・医療・福祉の効果的な連携をめざした社会福祉専門職の養成、という4項目に関連した31項目の学習目標について、「はい」、「いいえ」の2件法でその到達度を測定している。2013年度に実施したアンケートでは、31項目の学習目標のうち、27項目において回答者の90%以上が、学習目標の達成を示す「はい」と回答した。他方、社会福祉政策や社会保障制度についての理解に関しては、「はい」と回答した者の割合が、回答者の80%に至らなかった。

この結果から、社会福祉政策及び社会保障に関連する制度への理解に係る教育内容については課題が残るが、それ以外については、本学部の教育目標を達成するために十分な教育内容となっている。

<表IV-IV-1-(1)-13 文化学部「2013年度学習達成度アンケート」の結果>

(有効回答数：71名)

アンケート調査項目	はい (%)	いいえ (%)
授業を通して、社会福祉の概念について理解できたか※	68(97.1)	2(2.9)
授業を通して、人間の尊厳について理解できたか	70(98.6)	1(1.4)
授業を通して、ノーマライゼーションについて理解できたか	68(95.8)	3(4.2)
授業を通して、社会福祉政策制度について理解できたか	56(78.9)	15(21.1)
授業を通して、社会保障制度について理解できたか	55(77.5)	16(22.5)
授業を通して、社会福祉サービスの内容について理解できたか	67(94.4)	4(5.6)
授業を通して、自助共助公助の考え方について理解できたか	69(97.2)	2(2.8)
授業を通して、日本の福祉問題を学ぶことができたか	69(97.2)	2(2.8)
授業を通して、諸外国の福祉問題を学ぶことができたか	70(98.6)	1(1.4)
大学生活を通して、利用者・家族の福祉課題に関心をもつことができたか	69(97.2)	2(2.8)
大学生活を通して、利用者・家族の福祉課題を学ぶことができたか	70(98.6)	1(1.4)
大学生活を通して、地域の福祉課題に関心をもつことができたか	66(93.0)	5(7.0)
大学生活を通して、地域の福祉課題を学ぶことができたか	68(95.8)	3(4.2)
授業を通して、福祉課題への対応を学ぶことができたか	68(95.8)	3(4.2)
卒業後、福祉課題の解決に取り組みたいか	68(95.8)	3(4.2)
授業を通して、ソーシャルワークの理論を理解できたか※	64(91.4)	6(8.6)
授業を通して、ソーシャルワークの実践を理解できたか	65(91.5)	6(8.5)
授業を通して、福祉研究法について学ぶことができたか	65(91.5)	6(8.5)
授業を通して、福祉研究法について理解できたか	67(94.4)	4(5.6)

授業を通して、福祉行政の活動と役割について理解できたか	62(87.3)	9(12.7)
授業を通して、福祉に関連した組織団体の役割について理解できたか	66(93.0)	5(7.0)
授業を通して、専門職の活動と役割について理解できたか。	71(100.0)	0(0.0)
授業を通して、ボランティアの活動と役割の理解について理解できたか	68(95.8)	3(4.2)
授業を通して、保健・医療分野への関心をもつことができたか	61(85.9)	10(14.1)
授業を通して、他専門職の活動と役割について関心をもったか	65(91.5)	6(8.5)
授業を通して、保健・医療・福祉による連携の諸課題を学ぶことができたか	70(98.6)	1(1.4)
授業を通して、保健・医療・福祉による連携の重要性を学ぶことができたか	71(100.0)	0(0.0)
授業を通して、チームアプローチの考え方を学ぶことができたか	70(98.6)	1(1.4)
授業を通して、チームアプローチの実際を学ぶことができたか	68(95.8)	3(4.2)
授業を通して、保健・医療・福祉の効果的な連携について学ぶことができたか	68(95.8)	3(4.2)
卒業後、保健・医療・福祉による連携に取り組みたいか	67(94.4)	4(5.6)

また、本学部の就職率は、毎年100%を維持しているが、2013年度（平成25年度）卒業生の就職先の内訳をみると医療施設(34.7%)、福祉施設・事業(36.1%)、社会福祉協議会(9.7%)等であり、福祉職公務員を含めると86%が医療・福祉分野に専門職として就職している（<表IV-IV-1-(1)-14 社会福祉学部卒業生の就職先（2013年・2014年（平成25年・26年）3月卒業生）>）。

全国の社会福祉系大学の卒業進路等調査によると、4年制大学卒業者の福祉・医療分野への就職率は53.0%であり、本学部は、医療・福祉分野への就職率が高く、「社会福祉専門職の養成」という本学部の教育目的を達成しているといえる。

<表IV-IV-1-(1)-14 社会福祉学部卒業生の就職先(2013・14年(平成25年・26年))3月卒業生 >

卒業生の就職先	福祉系・医療系			公務員	一般企業	進学	その他
	福祉施設・事業	医療施設	社会福祉協議会				
高知県立大学社会福祉学部 (H25.3卒業生30人)	36.6%	36.6%	16.7%	10.0%	—	—	—
	90.0%						
高知県立大学社会福祉学部 (H26.3卒業生72人)	36.1%	34.7%	9.7%	8.3%	8.3%	2.8%	—
	80.6%						
全国社会福祉系四年制大学(日本社会福祉教育学校連盟調査 H25.3卒業生)	42.1%	9.6%	1.4%	—	22.1%	3.6%	21.3%
	53.0%						

<外部からの評価>

本学部では、実習施設と定期的な意見交換会を開催し、大学への要望・質問等を聞き取り、改善に努めている(根拠資料IV-IV-1-(1)-6:社会福祉学部 実習機関からの大学へのご要望・ご質問等)。

D 健康栄養学部

<学修成果>

本学部の学習成果を測る指標としては、管理栄養士国家試験合格率、就職率、「管理栄養士教育の到達度を評価するためのコンピテンシー項目」調査結果、社会人基礎力 PROG テスト結果の4つがあり、前3者は卒業時の調査であるが、最後の PROG テストは2013年度（平成25年度）に1、2回生と一部の3、4回生に試行的に行った。

「管理栄養士教育の到達度を評価するためのコンピテンシー項目」調査は、社団法人全国栄養士養成施設協会の協力を得て、平成24年に全国管理栄養士養成施設で行われた調査である。平成25年度4回生（卒業直前）を対象とする調査結果は、全国調査結果と比較してすべての項目で高い値であった（表IV-IV-1-(1)-15：平成25年度管理栄養士教育の到達度を評価するためのコンピテンシー調査結果）。

社会人基礎力テストを2013年度（平成25年度）に試験的に当学部1、2年生全員（41名、40名）と一部の3、4回生（19名）に対して試行したところ、本学部の学生はリテラシーの「情報収集力」、「言語処理力」の項目、コンピテンシーの「課題発見力」の項目が低い傾向がみられた。このことから、学生および教員とも、何を身につけなくてはならないか、そのためにはどのような勉強が必要かを新たに認識するという効果が認められた（表IV-IV-1-(1)-16：社会人基礎力テスト調査結果）。

<表IV-IV-1-(1)-15:平成25年度管理栄養士教育の到達度を評価するためのコンピテンシー調査結果>

NO.	区分	項目	健康栄養学部4年生		
			平均	標準偏差	全国
3	A	3 食を通して人々の健康と幸せに寄与したい	4.47	0.66	4.33
4	A	4 管理栄養士としての専門的な知識と技術を向上させたい	4.47	0.66	4.26
1	A	1 管理栄養士という職業に就くことを誇りに思う	4.15	0.74	3.83
19	B	7 対象者(対象集団)のエネルギーや栄養素の摂取の過不足を防ぐため、食事摂取基準を活用する	4.15	0.36	3.65
20	B	8 食品成分表の特性を理解し、献立作成や栄養教育に活用する	4.12	0.41	3.62
16	B	4 食中毒予防など、適切な衛生管理を行う	4.06	0.49	3.72
6	B	2 自分に与えられた役割を認識し、他の職種と相互理解しながら協働する	4.03	0.72	3.72
7	B	3 患者・クライアント・住民への倫理的配慮(人権の尊重、インフォームドコンセント、個人情報保護)を行う	4.00	0.55	3.73
15	B	3 対象者のライフステージ・ライフスタイル・嗜好・摂食機能等に応じた献立を作成する	4.00	0.49	3.45
28	B	6 アセスメントの結果から食生活の改善すべき課題を抽出する	3.97	0.46	3.57
30	B	8 食生活改善のための目標の達成に向けた計画を立てる	3.97	0.58	3.56
29	B	7 課題の中から優先順位を決定し、食生活改善のための目標を設定する	3.94	0.49	3.56
21	B	9 対象者の行動変容を促すために、行動科学の理論やモデルを活用する	3.91	0.67	3.20
31	B	9 対象者のライフステージやライフスタイルに応じた栄養教育を実施する	3.88	0.64	3.39
38	C	5 患者の病状や栄養状態に応じた献立作成や食事形態の提案を行う	3.88	0.64	3.34
10	B	6 社会における医療・栄養問題や食糧・環境問題に関する情報を集める	3.85	0.61	3.48
35	C	2 地域の栄養課題を解決するのに必要な社会資源を把握する	3.85	0.61	3.06

23	B	1	目的や対象者に応じた食事調査法を選択・実施し、アセスメントに用いる	3.82	0.67	3.30
24	B	2	対象者・喫食者の食に関する知識、態度、行動をアセスメントする	3.82	0.72	3.44
26	B	4	血液及び尿中の代表的な生化学成分値を判定し、アセスメントに用いる	3.82	0.58	3.25
13	B	1	人体のエネルギーバランスや各栄養素の働きや代謝を理解し、説明を行う	3.79	0.59	3.23
33	B	11	評価に基づき、必要な計画の見直しと修正を行う	3.79	0.59	3.30
40	C	7	多数の人々への食事提供(発注、購買、検収、保管、大量調理、衛生管理等)を行う	3.79	0.73	3.25
14	B	2	食品成分・特性について理解し、献立作成や調理を行う	3.79	0.55	3.47
5	B	1	コミュニケーションによって、良好な人間関係やネットワークを築く	3.76	0.96	3.74
25	B	3	対象者の身体状況や目的に応じたアセスメント方法を選択し、実施する	3.76	0.78	3.26
18	B	6	保健・医療・福祉・健康づくりに関する法規や制度の現状を把握する	3.71	0.63	3.20
37	C	4	医療における専門職種の役割を理解し、管理栄養士の役割について説明を行う	3.70	0.73	3.34
17	B	5	食品の規格基準、安全に関する法規や制度を理解し、健康被害を防止するための説明を行う	3.68	0.68	3.09
22	B	10	対象者の状況を受容し、行動変容を促すために、カウンセリングのスキルを活用する	3.68	0.84	3.23
32	B	10	計画実施中や実施後の経過をモニタリングし、評価を行う	3.68	0.59	3.30
36	C	3	地域の栄養課題を解決するために、ヘルスプロモーション、食環境整備の観点を含めて改善計画を立てる	3.67	0.69	2.99
8	B	4	健康・栄養に関する統計情報を収集し、現状を把握する	3.62	0.70	3.30
11	B	7	個人や地域の栄養課題の解決のために、調査研究を計画・実施する	3.56	0.79	3.02
27	B	5	問診、カルテ、看護記録やバイタルサインなどの情報をアセスメントに活用する	3.56	0.79	3.18
9	B	5	関連分野の論文・報告書などからエビデンスに基づく情報を入手し、活用する	3.47	0.66	3.11
39	C	6	患者の病状や栄養状態に応じた栄養指導を行う	3.47	0.90	3.22
34	C	1	疫学的な考え方に基づき、地域のアセスメントをする	3.38	0.74	2.83
12	B	8	調査研究により得られたデータについて、適切な集計・統計方法を選択し、解析する	3.32	0.73	2.90
2	A	2	自分は、管理栄養士という職業に向いている	3.15	0.93	2.95

<表IV-IV-1-(1)-16：健康栄養学部 社会人基礎力テスト調査結果>

社会人基礎力テストPROGのリテラシー要素別結果

	n	情報収 集力	情報分 析力	課題発 見力	構想 力	言語処 理力	非言語 処理力
健康栄養学部1年生	41	2.71	3.37	4.02	3.20	2.90	2.80
健康栄養学部2年生	40	2.68	2.95	3.88	3.08	2.90	2.80
健康栄養学部3,4年生	19	3.37	3.63	3.68	3.74	3.58	2.74
国公立文系		3.50	3.41	3.46	2.75	3.51	2.44
国公立理系		3.94	4.11	3.90	3.30	3.71	3.31

社会人基礎力テストPROGのコンピテンシー要素別結果

	対人基 礎力	对自己 基礎力	対課題 基礎力	親和 力	協働 力	統率 力	感情制 御力	自信創 出力	行動持 続力	課題発 見力	計画立 案力	実践力
健康栄養1年生	3.24	3.34	3.34	3.76	3.56	2.61	3.10	3.37	3.41	3.07	3.10	4.10
健康栄養2年生	3.15	3.10	3.54	3.82	3.26	2.62	3.18	3.33	2.92	3.21	3.69	3.56
健康栄養3,4年生	3.42	3.32	3.21	3.95	3.95	2.68	3.05	3.21	3.63	3.00	3.05	3.68
国公立文系	3.52	3.49	3.48	3.73	3.65	3.26	3.51	3.45	3.39	3.65	3.26	3.72
国公立理系	2.83	3.10	3.32	3.19	2.92	2.73	3.16	3.12	3.10	3.34	3.20	3.52

<外部からの評価>

卒業生の評判を職場の方から伺い参考にしているが、組織的に行ってはいない。卒業生に対するアンケート調査を、2013年度（平成25年度）就職セミナーのため招いた卒業生5名に対して行った。その結果は、社会で活躍している者ほど、基礎的な学力が重要であり、大学教育の中で更に充実させていくことの必要性を認識していることがわかった。

また、2012年度（平成24年度）卒業生代表の卒業式答辞の中で、「最初は難しかったが、高学年で知識が統合されていくのを感じた」という内容の学部教育に対する感謝の辞があった。このような体験をした学生がいてくれたことは教員の誇りである。

教員採用試験の採用率を見ることにより、間接的に職場の評価が分かる。また、採用枠に当学部を指名してくる医療機関や企業もあり、先輩の活躍が窺い知れる。

E 看護学研究科

学生の学修成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、修了する学生に対して、在学中の学びや教育方法に関するアンケート調査をこれまで実施し、教育成果の確認を行ってきた。

博士前期課程では、2013年度（平成25年度）修了生に対して「博士前期課程修了生が共通して修得すべき10の能力」（日本看護系大学協議会）の習得に関するアンケート用紙を作成し、実施した。回収率は81.3%であった。全ての回答で13名中10名以上が本学の教育内容は教育目標達成に対して「5.役立った」「4.まあまあ役立った」と答えていた。「3.どちらともいえない」が3名みられた下位項目は「政策的観点からケアの質保障・リスクマネジメントを理解する」「看護学の計画的・効果的な教育方法」であり、この点では21世紀の社会環境の変化に対応する教育内容への期待とも捉えることができる(表IV-IV-1-(1)-15 博士前期課程修了生が共通して修得すべき10の能力の習得状況)。

<表IV-IV-1-(1)-17 看護学研究科博士前期課程修了生が共通して修得すべき10の能力の習得状況>

(有効回答数：13、単位：%)

教育目標（修得すべき10の能力）	役立った	まあまあ役立った	どちらともいえない	あまり役立たなかった	役立たなかった
I. 看護実践での問題を解決するために、必要なエビデンスを探求する	76.9	23.1	0	0	0
II. 提供されている医療の倫理性を判断し実践する	76.9	15.4	7.7	0	0
III. ケアの質を改善するためにエビデンスを用いて組織や集団への働きかける	61.5	30.8	7.7	0	0
IV. 看護を個と組織の両面から、システムとして捉える	76.9	15.4	7.7	0	0
V. 集団や組織の場の力動を分析し、集団や組織を動かすための方略を立てる	61.5	30.8	7.7	0	0
VI. 専門職間の効果的な連携関係を築くために、互いを尊重したコミュニケーションをとる	61.5	38.5	0	0	0
VII. 人々の健康増進の観点から、看護の政策を検討する	23.1	61.5	15.4	0	0
VIII. 学習者のニーズを把握し、学習者にあわせた教育法を理解する	46.2	38.5	15.4	0	0
IX. 個人・家族・集団の持つ文化や背景を把握し、看護を実践する	61.5	23.1	15.4	0	0
X. 看護や医療に関する専門職としての哲学を発展させ、看護実践に統合する	46.2	38.5	15.4	0	0

2012年度（平成24年度）までの修了生に対して行った調査において、各教育目標の内容が修了生の活動にどの程度役に立っているかを5段階評価で回答を得た。その結果、教育内容は7割以上の修了生が全ての項目において「役立った」「まあまあ役立った」と回答しており、教育目標は総じて達成されていると考えられる（表IV-IV-1-(1)-16：修了生の活動に対する教育の効果）。

<表IV-IV-1-(1)-18 看護学研究科修了生の活動に対する教育の効果>

(有効回答数：28、単位：%)

教育目標	役立った	まあまあ役立った	どちらともいえない	あまり役立たなかった	役立たなかった
多様な健康状態にある人々に対して質の高い看護ケアを提供する	51.9	37.9	6.8	3.4	0
個人—家族—地域を多角的・複眼的な視点で捉え、個人の尊厳やQOLを尊重しその人らしく生きることが出来るよう支援する	62.3	27.5	6.8	3.4	0
地域社会や生活環境の中で人々が自立した生活を営むことが出来るように、地域の人々と協働して健康を促進することに貢献する	27.5	45.1	20.6	6.8	0
社会のニーズや健康に関する課題に積極的に関与する	31.0	48.4	17.2	3.4	0
臨床に根ざした看護研究をおこなう	45.1	41.3	6.8	6.8	0
国際的動向や多様な文化に対する幅広い知識や情報を備える	34.7	41.3	17.2	6.8	0

2012年度（平成24年度）より開始した38単位の専門看護師カリキュラムを修了した学生を対象に、学生の能力に対する自己評価を得た。専門看護師の教育ではほとんどの修了生は、本学の教育内容が「役に立った」「まあまあ役に立った」と評価している。これらのことから前期課程、専門看護師コースでは教育の成果が上がっているといえる。

また、2013年度（平成25年度）までに専門看護師コースを修了し、認定試験に合格した専門看護師は、7領域67名（表IV-IV-1-(1)-18）であり、2013年度（平成25年度）は10名の合格者を出し実績を積んでいる。研究コースにおいては、看護管理学領域修了後、13名が認定看護管理者の資格を得て、活躍している。

<表IV-IV-1-(1)-19 専門看護師・認定看護管理者認定数>

(単位：人)

領域	がん看護	家族支援	慢性疾患看護	精神看護	地域看護	老人看護	小児看護	看護管理	合計
2013年度	4	4	0	1	0	0	1	0	10
総計	27	8	2	15	2	2	11	13	専門看護師：67人 認定看護管理者：13人

さらに、大学院開設後10年以上が経過したので、修了生が複数就職している高知県内外の施設の管理者を対象に修了生の活動や実践にもらした変化などに関する評価を調査した。ヒアリングの結果を教育目標に対応させると実践領域によって特徴が見られた。専門看護師コース修了生は、専門看護師としての役割機能を果たし、専門性の高い看護実践を通して病院全体の看護ケアの質向上や様々な新たな取り組みの企画・運営を行い組織に貢献し、さらに病院という枠をこえて幅広い地域貢献活動を行っている。研究コース修了生は、施設内の管理者として組織全体に様々な変革をもたらす貢献するとともに、高知県内外の看護職者の支援を行っている。実践リーダーコース修了生は、理論的な裏づけを持ち、熱意と責任感を持って実践の中でリーダーシップ、指導力、企画力、行動力、人材育成力などを発揮している、などの評価が得られた。これらのことから専門看護師コース、研究コース、実践リーダーコースともに教育の成果が上がっているといえる。

学位及び学術論文についてみると、博士前期課程については、これまでの修士（看護学）の学位取得者は192名である。修了生は、修士論文を各々が学術学会誌への投稿や、学術学会における口頭・示説発表を行っている。実数を示すと以下ようになる。

<表IV-IV-1-(1)-20 看護学研究科博士前期課程修了生の学術学会誌への投稿及び口頭・示説発表>

	H20年度修了	H21年度修了	H22年度修了	H23年度修了	H24年度修了	H25年度修了
修了者数	15	16	16	16	15	16
学会発表	32	25	26	19	27	19
論文発表	11	14	9	4	4	5

<博士後期課程>

博士後期課程については、2013年度（平成25年度）までは、高知県立大学大学院健康生活科学研究科（看護学領域）博士後期課程として学位授与がなされており、これまで29名の学位取得者を

輩出してきた。2014年度（平成26年度）からは、高知県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程に再編され、入学定員数である3名が入学している。これまでの入学状況は以下のとおりである。修了生は博士論文を学会誌への投稿や、学会において口頭・示説発表を行っている。博士後期課程においては、修了要件の一つとして、各自が1編以上の審査付論文を公表することが必要であると規定しており、博士課程院生の外的評価基準として機能させている。

<表IV-IV-1-(1)-21 看護学研究科博士後期課程修了生の学会誌への投稿及び口頭・示説発表>

	2008年度修了	2009年度修了	2010年度修了	2011年度修了	2012年度修了	2013年度修了
修了者数	4	0	1	3	1	7
学会発表	12	0	0	15	2	6
論文発表	4	0	0	6	1	7

以上のように、学生の確保、専門看護師の輩出率、学生からのアンケート調査からは成果を上げていることがわかる。しかし、修了生は口頭発表を行っているものの、論文投稿に至っていない学生が一定数存在することや、博士後期課程では基準内修了率が低いことなどが課題である。

F 人間生活学研究科

これまでの修士の学位取得者は121名である。修了生は、修士論文の内容についておのおのが学会誌への投稿や学会などにおける口頭・示説発表をおこなっている。しかし、修了生の学術活動については、研究科として実数を把握しておらず今後の課題である。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

<1>大学全体

高知県立大学学則第31条に定める（卒業要件）、第32条に定める（卒業の認定）に基づき、学位授与基準及び学位授与手続き（卒業）が、適切に行われている。学則の「第5章 卒業、学位及び資格」第31条の（卒業要件）には、本学の卒業の認定を受けるに当たっては、4年以上在学し、前条に規定する履修規定に掲げる授業科目のうちから、文化学部124単位、看護学部128単位、社会福祉学部124単位、健康栄養学部124単位以上であり、各学部とも、大学設置基準が定める卒業要件単位数（124単位）を充たしている。また、第32条の（卒業の認定）には、卒業の認定は、学部の教授会の議を経て学長が行うものと設定されており、3年次編入試験で編入してきた学生の単位数も含め、学部教授会で適切に審議されている（根拠資料IV-IV-1-(1)-7：高知県立大学学則）。

<表IV-IV-1-(2)-1 学部の卒業・修了要件に必要な単位数>

学部名・ 研究科名	卒業・修了要件必要単位数					
	必修		選択		自由	合計
文化学部 文化学科	共通教養教育 科目	4	共通教養教育 科目	21	6	124
	専門教育科目	17	専門教育科目	76		
看護学部 看護学科	共通教養教育 科目	4	共通教養教育 科目	18	4	128
	専門教育科目	102	専門教育科目	—		
社会福祉学部 社会福祉学科	共通教養教育 科目	4	共通教養教育 科目	20	6	124
	専門教育科目	38	専門教育科目	56		
健康栄養学部 健康栄養学科	共通教養教育 科目	4	共通教養教育 科目	22	4	124

大学院に関しては、「高知県立大学大学院学則」第5章において、博士前期課程（第24条）及び博士後期課程及び博士課程（第25条）それぞれの修了の要件、論文審査及び最終試験（第26条）、学位の授与（第28条）について定めている。さらに「高知県立大学大学院学位規程」に、授与する学位の種類、学位授与の要件、修士論文及び博士論文それぞれに係わる、論文審査体制や論文審査の方法等について、必要な事項を定めている。博士前期課程については「人間生活学研究科修士学位審査に関する内規」「看護学研究科修士学位審査に関する内規」、博士後期課程については「人間生活学研究科博士学位審査に関する内規」「看護学研究科博士学位審査に関する内規」において、それぞれ、学位論文の審査体制、審査手続きについて明記している（根拠資料IV-IV-1-(1)-8：高知県立大学大学院学則、同9：高知県立大学大学院学位規程、同10：人間生活学研究科修士学位審査に関する内規、同11：看護学研究科修士学位審査に関する内規、同12：人間生活学研究科博士学位審査に関する内規、同13：看護学研究科博士学位審査に関する内規）。

<表IV-IV-1-(2)-2 博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の修了要件に必要な単位数>

	課程	必修	選択	自由	合計
看護学 研究科	看護学専攻 (博士前期課程)	30 (選択必修)	—	—	30
	看護学専攻 (博士後期課程)	8	8	—	16
	共同災害看護学専攻 (博士課程)	40	10	—	50
人間生活学 研究科	人間生活学専攻 (博士前期課程)	9	21	—	30
	人間生活学専攻 (博士後期課程)	8	8	—	16

<2>学部・研究科

A 文化学部

本学部では、①国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の専門的知識を身につけている（知識・理解）、②社会や文化に関する深い洞察に基づいて、日本語や外国語による適切な文章表現やプレゼンテーションを行うことができる（分析力・言語運用能力）、③豊かな共生社会の実現に向けて、能動的かつ自律的に地域社会・国際社会の諸課題の解決に取り組むことができる（意欲・態度）、④国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の専門的知識を身につけている（知識・理解）、④社会や文化に関する深い洞察に基づいて、日本語や外国語による適切な文章表現やプレゼンテーションを行うことができる（分析力・言語運用能力）、⑤豊かな共生社会の実現に向けて、能動的かつ自律的に地域社会・国際社会の諸課題の解決に取り組むことができる（意欲・態度）、という学位授与の方針のもとに教育課程の編成・実施方針を定め、教育課程を構築し、学位卒業要件を定めている。

学位授与のための手続きとして、文化学部卒業判定教授会を開催し、本学部教員が各卒業予定者の履修科目及び修得単位と高知県立大学学則第32条に定める本学部の卒業要件との照合し、学位授与の基準を満たしているのかを相互に確認している（根拠資料IV-IV-1-(1)-7：高知県立大学学則）。

B 看護学部

本学部では、①人々の生き方や価値観を尊重して看護を展開する能力を有している、②専門的知識・技術、科学的・倫理的判断に基づく看護実践能力を有している、③社会のニーズを予測し、多職種と協働して問題を解決する能力を有している、④専門職者としての姿勢をもち、地域の健

康生活を創造する能力を有している、⑤国際的見地に立って看護学の学際的發展を推進する能力を有しているという学位授与の方針のもとに教育課程の編成・実施方針を定め、教育課程を構築し、学位卒業要件を定めている。単位の修得に関しても、担当教員及び学年担当が丁寧に対応している。

学位授与のための手続きとして、看護学部卒業判定教授会を開催し、本学部教員が各卒業予定者の履修科目及び修得単位と高知県立大学学則第 32 条に定める本学部の卒業要件との照合し、学位授与の基準を満たしているのかを相互に確認している。以上の要件を満たす者に学士（看護学）の学位を授与する（根拠資料IV-IV-1-(1)-7：高知県立大学学則）。

C 社会福祉学部

本学部では、①社会福祉に関する様々な分野で活躍できるようにノーマライゼーションを基本的視点として人権擁護などの価値観を身につけていること、②多様化・複雑化する人々の福祉ニーズに対応して、その自立と生活の質の向上を支援するための専門的な知識や技術を獲得していること、③社会福祉専門職として地域における福祉課題を科学的視点で捉え、問題解決できる能力を身につけていること、④保健・医療・福祉の専門職と連携して支援を行う能力と、対象者のみならず地域から国際社会までを視野に入れて活動できる能力を身につけていること、という学位授与の方針のもとに卒業要件を定めている。

学位授与のための手続きとして、社会福祉学部卒業判定教授会を開催し、本学部教員が各卒業予定者の履修科目及び修得単位と高知県立大学学則第 32 条に定める本学部の卒業要件と照合し、学位授与の基準を満たしているのかを相互に確認している（根拠資料IV-IV-1-(1)-7：高知県立大学学則）。

D 健康栄養学部

本学部では、①自然科学に関する基礎的な知識を基にして、健康や生活、さらにそれに影響を与える環境の本質を理解することができる（知識・理解）、②健康の保持増進、傷病の回復、予防のために必要な専門的知識と実践的知識・技術を修得している（知識・理解）、③修得した知識・技術を統合し、それを活用して、健康や生活、環境に関する諸問題を、柔軟な思考と深い洞察に基づき、判断することができる（思考・判断）、④それぞれの社会的立場において要求される事柄を察知し、管理栄養士として他の職種者と連携して、生活全般の諸問題を積極的に解決することができる（技能・表現）、⑤共生社会の実現に必要な真に豊かな人間性を培うために、自らの専門性に立ちながら、公共性や倫理観なども含めた、さらに広い教養を身につけるように努めることができる（関心・意欲）、⑥地域社会の特性と人々の生活全般を理解して、地域の人々の健康の保持増進、傷病の回復、予防のために貢献することができる（態度）、という学位授与の方針のもとに卒業要件を定めている。

学位授与のための手続きとして、健康栄養学部卒業判定教授会を開催し、本学部教員が各卒業予定者の履修科目及び修得単位と高知県立大学学則第 32 条に定める本学部の卒業要件との照合し、学位授与の基準を満たしているのかを相互に確認している。教授会において必要最低限の単位を修得しているかを 1 人 1 人確認して卒業を認定している（根拠資料IV-IV-1-(1)-7：高知県立大学学則）。

E 看護学研究科

本研究科では「高知県立大学院学則」に定めた修了の要件、「高知県立大学大学院学位規程」「看護学研究科修士学位審査に関する内規」に基づいて学位の授与を行っている。

博士前期課程及び博士後期課程の学位論文に関しては、第 4 章Ⅲで記載した指導体制のもと、学

位論文作成の指導を行っている。また、博士前期課程は研究計画書の審査基準、論文の審査基準を定め、入学時に学生に公表している。2014年度（平成26年度）再編された博士後期課程については、研究科委員会において研究計画書及び論文の審査基準を新たに明文化した。学位授与の客観性・厳格性は、①研究計画書の発表、中間報告会、公聴会での学位論文としての質の担保、②論文審査委員会、学位審査委員会、研究科委員会の論文指導教員以外の参画、④最終試験での期待される能力（ディプロマ・ポリシー）の確認などにより、学位授与の客観性・厳格性を確保している。

5 大学共同の博士課程においては、教育課程連絡協議会のもと、学位審査検討部会において学位授与のプロセスと学位授与の厳密性を保障するために検討を重ねている。博士課程の特徴は、PE及びQEを実施し、学修の確認をしつつ段階を追って、学位授与に結びつくところである。学位授与の客観性・厳格性は、①研究計画書の発表、中間報告、公聴会での学位論文としての質の担保、②学位審査委員会、研究科委員会の論文指導教員以外の参画、③研究計画書審査の基準の設置、④学位論文の審査基準の設置、⑤最終試験での期待される能力の確認などにより、学位授与の客観性・厳格性を確保している（根拠資料IV-IV-1-(1)-8：高知県立大学大学院学則、同9：高知県立大学大学院学位規程、同11：看護学研究科修士学位審査に関する内規、同13：看護学研究科博士学位審査に関する内規）。

<表IV-IV-1-(2)-3 看護学博士前期課程修士論文審査基準>

<p>看護学専攻博士前期課程</p> <p><修士論文審査基準></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究の目的や目標が明確であること 2) 看護学に対して、当該研究の意義が明確であること 3) 研究の方法が適切であること 4) 研究の方法と対象に関して、倫理的配慮がされていること 5) 研究に必要な文献検討がされていること 6) 研究の結果が適切に述べられていること 7) 研究の結果に対する考察が適切であること 8) 文献が適切に活用されていること 9) 研究の限界と課題や展望が述べられていること 10) 論文としての構成が適切であること 11) 修士論文作成要領に則っていること

<表IV-IV-1-(2)-4 看護学博士後期課程博士論文審査基準>

<p>看護学専攻博士後期課程</p> <p><博士論文審査基準></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究テーマ及び研究に関する学問的・実践的な基礎的知識を有していること 2) 研究テーマが妥当で重要性があること 3) 問題意識が明確であること 4) 研究目的や目標が明確で適切であること 5) 看護学に対して、当該研究の意義・貢献が明確であること 6) 国内外及び関連ある他の学問領域の文献により研究テーマに関する概念や知識が十分に精
--

- 査、検討され、研究との関連性や重要性が明示されていること
- 7) 研究方法が適切かつ妥当性があり、データ収集方法、データ分析方法などが明示されていること
 - 8) 研究全過程において倫理的配慮が十分されていること
 - 9) 研究目的に適った研究結果が導かれ、論理的かつ明確に記載されていること
 - 10) 必要十分な文献を用いて考察を深めており、論理的かつ説明力があること
 - 11) 論文全体をとおして、論理性・一貫性・明解性のある論旨が展開されていること
 - 12) 独創性・新規性・発展性があること

最終試験の審査基準 以下の能力を修得しているかを評価する

- 1) 看護学の学術的な基盤を発展させるために、グローバルスタンダードで看護学の知識や技術を研究開発し、看護学にイノベーションをもたらす能力
- 2) 最新の看護学の知識や技術、看護関連分野の知見等を活用し、人や社会に貢献するケアの開発に取り組み、人々の安心な生活の実現やQOLの向上を推進していくことのできる能力
- 3) 国内外の専門職と連携して、政策開発や意思決定に参加し、健康医療福祉システムの構築や変革をもたらすことができる能力
- 4) 科学的・学際的な基盤を持って人々の健康生活や健康文化を創造することに寄与する、次世代の高度実践看護者を養成する高等教育を担う能力

<表IV-IV-1-(2)-5 災害看護専攻博士課程審査基準>

災害看護専攻博士課程

【審査の視点】

- ①災害看護学の研究として適切かつ重要なテーマであること
- ②研究目的が明確であること
- ③テーマに関する知識・概念が十分に検討され、和文献、海外文献の包括的かつ広範な検討により、研究の位置づけ、意義を明確にしていること
- ④研究目的を達成するための方法論が明確に示され、データ収集方法、分析方法などが具体的に検討されているか。それらが妥当なものであること
- ⑤研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に検討されていること
- ⑥研究結果が根拠に基づき、的確・明確に記載されていること
- ⑦先行文献を用い、多方面からの検討を加え、深く考察されていること
- ⑧新規性、独創性、普遍性などの点で高い学術的価値が含まれていること
- ⑨実践及び社会への貢献度の高い研究成果が産出されていること
- ⑩論文の体裁（構成、文章の表現力、論旨の一貫性、引用文献の記載方法）が妥当であること

ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の要件を掲げる。

【審査の視点】

- ①人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができること
- ②災害サイクル諸局面において健康に生きるための政策提案に取り組むことができること

- ③グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産官学との連携を築き、制度やシステムを変革できること
- ④学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できること

F 人間生活学研究科

本研究科では「高知県立大学大学院学則」に定めた修了の要件、「高知県立大学大学院学位規程」「人間生活学研究科修士学位審査に関する内規」「人間生活学研究科博士学位審査に関する内規」に基づいて学位の授与を行っている。博士前期課程及び博士後期課程の学位論文に関しては、第4章Ⅲで記載した指導体制のもと、学位論文作成の指導を行っている。また、博士前期課程は研究計画書の審査基準、論文の審査基準を定め、入学時に学生に公表している。

2014年度（平成26年度）再編された博士後期課程については研究科委員会において研究計画書及び論文の審査基準を新たに明文化した。

<表IV-IV-1-(2)-6 人間生活学専攻前期課程修士論文審査基準>

人間生活学専攻博士前期課程

<修士論文審査基準>

- 1) 研究の目的や目標が明確であること
- 2) 人間生活に関係する諸課題に対して、当該研究の意義が明確であること
- 3) 研究の方法が適切であること
- 4) 研究の方法と対象に関して、倫理的配慮がされていること
- 5) 研究に必要な文献検討がされていること
- 6) 研究の結果が適切に述べられていること
- 7) 研究の結果に対する考察が適切であること
- 8) 文献が適切に活用されていること
- 9) 研究の限界と課題や展望が述べられていること
- 10) 論文としての構成が適切であること
- 11) 修士論文作成要領に則っていること

<表IV-IV-1-(2)-7 人間生活学専攻後期課程博士論文審査基準>

人間生活学専攻博士後期課程

<博士論文審査基準>

- 1) 研究テーマ及び研究に関する学問的・実践的な基礎的知識を有していること
- 2) 研究テーマが妥当で重要性があること
- 3) 問題意識が明確であること
- 4) 研究目的や目標が明確で適切であること
- 5) 人間生活に関係する諸課題に対して、当該研究の意義・貢献が明確であること
- 6) 国内外及び関連ある他の学問領域の文献により研究テーマに関する概念や知識が十分に精査、検討され、研究との関連性や重要性が明示されていること
- 7) 研究方法が適切かつ妥当性があり、データ収集方法、データ分析方法などが明示されていること

- 8) 研究全過程において倫理的配慮が十分されていること
- 9) 研究目的に適った研究結果が導かれ、論理的かつ明確に記載されていること
- 10) 必要十分な文献を用いて考察を深めており、論理的かつ説明力があること
- 11) 論文全体をとおして、論理性・一貫性・明解性のある論旨が展開されていること
- 12) 独創性・新規性・発展性があること

最終試験の審査基準

本研究科の学位授与に関する方針に基づき、以下の能力を修得しているかを総合的に評価する

- 1) 自立した研究遂行能力と相応の広い学識を修得していること
- 2) 研究成果が学術的創造性を備え学位授与の水準を満たしていること
- 3) 研究成果の活用や研究の発展によって人間生活に変革をもたらす可能性を保持していること

2. 点検・評価

(基準4 (IV) の充足状況)

4 学部の学生の確保、卒業については概ね良好な状態を維持している。就職率については、看護学部、社会福祉学部が過去5年間を通じいずれも100%を達成している。全学的に実施している授業評価アンケート及び各学部・研究科で実施している学習達成度アンケート等の結果を踏まえると、本学の教育目標は総じて達成されていると考えられる。また、学位授与に関しても、学則又は大学院学則に基づいた学位卒業要件及び各研究科において定めている論文審査基準に沿い、適切に行われている。以上の点から、基準4 (III) をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○卒業率や就職率、国家試験合格率、授業評価などからみると、教育成果を上げている。学生調査からすると、「専門の勉強」「免許・資格の勉強」に対しては高い満足度を示していることから、本学の教育は成果を上げている。これらの結果から、各学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は適切であり、教育の効果をあげていると判断できる。

○看護学部では、『卒業時点で学修を期待する看護実践能力—学生の自己評価』『看護学部の教育目標に関する到達度—学生の自己評価』『4年間に修得するNIC心理社会的介入』『4年間に学ぶ概念』『看護技術に関するチェックリスト』『カリキュラム評価』など、学習成果を確認する複数の方法を活用して、その結果に基づいて教育を改善している。

○社会福祉学部は、就職率、国家試験合格率、『2013年度学習達成度アンケート』などから、社会福祉学の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については効果をあげている。

○健康栄養学部は、管理栄養士国家試験合格率が97.4%へ上昇傾向にあること、就職率が100%であることなどから教育の効果が確認できる。

○看護学研究科の教育成果は、修了時修得すべき10の能力の修得状況、専門看護師および認定看護管理者を継続して輩出している数、就職先の評価などから、教育効果が確認できる。

(2) 改善すべき事項

○人間生活学研究科では、受験生の確保及び入学生の確保について改善する。大学院においては

授業評価や教育成果の課題を抱えている。

○文化学部では、留年及び未就職の学生に対してこれまで以上の履修指導と支援を行う。さらに、学生の学習成果を測定するための評価方式（指数・指標）の開発と運用に向けた改善を行う。

○看護学研究科は、高度実践看護師としての教育成果は着実にあがってきているが、今後は研究者としての必要な研究推進能力の養成を図っていくことができるよう、研究成果の公表についても情報提供、情報共有しながら、修了後も継続的な支援を行っていく仕組みへと発展させていくことが必要である。また、博士後期課程では基準内修了率が低いことへの対応が必要である。

○人間生活学研究科は、博士前期課程では社会人入試などの導入により受験生確保に努めているものの、十分な受験生確保ができていないことによって、学生数が定員まで確保できていない。また、修士論文や博士論文の口頭発表や誌上发表数を研究科として把握しておらず、公表を促す支援体制も構築されていない。博士論文の公表について課題がある。継続して公表を促すような組織的取り組みを検討する。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○英語で授業を行う実践については、文化学部と看護学部は既に設置しており、グローバル化への対応とともに進められている。また、2014年度（平成26年度）には英語で授業を行うための方法を講じるFD研修も企画され、着実に前進している。

○文化学部は、2015年度（平成27年度）から導入する新教育課程において、これまでの学部の教育理念を基盤としつつ、更なる充実を目指している。学位授与の基準、学位授与の手続きにおいて、引き続き適正な方針のもとで行われることを目指している。そのための教育課程の不断の見直しと授業改善への組織的取り組みの強化が望まれている。

(2) 改善すべき事項

○文化学部の留年生や未就職学生に対して、これまで以上の履修指導や学生支援が必要である。また、学生の学習成果を測定するための評価指数を開発する。

○健康栄養学部の教育課程を充実する。（1）入学前学習の充実、（2）共通教養科目や学部教育課程における基礎やリメディアル科目の充実、（3）FDの促進：教員の基礎教育の重要性の理解促進と自らの研修、意識改革（大学のあるべき姿など）

○2014年度（平成26年度）から改組および新設された看護学研究科看護学専攻博士後期課程、災害看護学専攻博士課程の成果についての検証方法を検討する。

4 根拠資料

- IV-IV-1-(1)- 1 社会福祉学部国家試験ワーキンググループ報告
- IV-IV-1-(1)- 2 学生による授業評価実施報告書（平成25年度）（既出IV-III-1-(4)-5）
- IV-IV-1-(1)- 3 高知県立大学学生生活実態調査及びニーズ調査 調査結果報告書
- IV-IV-1-(1)- 4 看護学部 調査結果「4年間で学ぶNIC心理社会的介入の周知度、理解度」
- IV-IV-1-(1)- 5 看護学部 調査結果「4年間で学ぶ概念の周知度、理解度」
- IV-IV-1-(1)- 6 社会福祉学部 実習機関からの大学へのご要望・ご質問等
- IV-IV-1-(1)- 7 高知県立大学学則（既出I-1-(1)-2）

- IV-IV-1-(1)- 8 高知県立大学大学院学則 (既出 I-1-(1)-4)
- IV-IV-1-(1)- 9 高知県立大学大学院学位規程 (既出IV-III-1-(1)-10)
- IV-IV-1-(1)-10 人間生活学研究科修士学位審査に関する内規 (既出IV-III-1-(1)-13)
- IV-IV-1-(1)-11 看護学研究科修士学位審査に関する内規 (既出IV-III-1-(1)-11)
- IV-IV-1-(1)-12 人間生活学研究科博士学位審査に関する内規 (既出IV-III-1-(1)-14)
- IV-IV-1-(1)-13 看護学研究科博士学位審査に関する内規 (既出IV-III-1-(1)-12)

図表目次

- 表IV-IV-1-(1)- 1 入学者数
- 表IV-IV-1-(1)- 2 基準内卒業生数率
- 表IV-IV-1-(1)- 3 留年率
- 表IV-IV-1-(1)- 4 退学率
- 表IV-IV-1-(1)- 5 看護学研究科前期課程の修了状況
- 表IV-IV-1-(1)- 6 人間生活学研究科の修了状況
- 表IV-IV-1-(1)- 7 年次別各学部卒業生の就職率
- 表IV-IV-1-(1)- 8 年次別 看護師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士の資格試験合格率 (新卒)
- 表IV-IV-1-(1)- 9 平成 25 年度 学生授業評価の結果
- 表IV-IV-1-(1)-10 文化学部「4 回生へのアンケート」集計結果
- 表IV-IV-1-(1)-11 「卒業時点で学修を期待する 20 の看護実践能力」の習得度
- 表IV-IV-1-(1)-12 看護学部の教育目標に関する学生の達成度評価
- 表IV-IV-1-(1)-13 文化学部「2013 年度学習達成度アンケート」の結果
- 表IV-IV-1-(1)-14 社会福祉学部卒業生の就職先 (平成 26 年 3 月卒業生)
- 表IV-IV-1-(1)-15 平成 25 年度管理栄養士教育の到達度を評価するためのコンピテンシー調査結果
- 表IV-IV-1-(1)-16 健康栄養学部社会人基礎力テスト調査結果
- 表IV-IV-1-(1)-17 看護学研究科 博士前期課程修了生が共通して修得すべき 10 の能力の習得状況
- 表IV-IV-1-(1)-18 看護学研究科 修了生の活動における教育の効果
- 表IV-IV-1-(1)-19 専門看護師・認定看護管理者認定数
- 表IV-IV-1-(1)-20 看護学研究科 博士前期課程修了生の学術学会誌への投稿および口頭・示説発表
- 表IV-IV-1-(1)-21 看護学研究科 博士後期課程修了生の学術学会誌への投稿および口頭・示説発表
- 表IV-IV-1-(2)- 1 学部の卒業・修了要件に必要な単位数
- 表IV-IV-1-(2)- 2 博士前期課程及び博士後期課程及び博士課程の修了要件に必要な単位数
- 表IV-IV-1-(2)- 3 看護学博士前期課程修士論文審査基準
- 表IV-IV-1-(2)- 4 看護学博士後期課程博士論文審査基準
- 表IV-IV-1-(2)- 5 災害看護専攻博士課程審査基準
- 表IV-IV-1-(2)- 6 人間生活学専攻前期課程修士論文審査基準
- 表IV-IV-1-(2)- 7 人間生活学専攻後期課程博士論文審査基準

第5章 学生の受け入れ

1 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか

本学では、大学全体、学部、研究科の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり策定し、求める学生像を学生募集要項、入学受入選抜に関する要項、ホームページ等で広く公開している。

<1>大学全体

大学全体としての育成する人材像を明示したうえで入学受入方針を以下のとおり定めている。

<表V-1-(1)-1 高知県立大学の入学受入方針>

【高知県立大学の入学受入方針】

高知県立大学は、幅広い教養及び高度な専門知識、豊かな人間性を備え、地域はもとより広く国内外で活躍することができる能力を有するとともに、社会に貢献することができる人材の育成をめざしています。

したがって、本学では、次のような人を求めています。

ア 目標を持って主体的かつ積極的に学び、行動できる人

イ 豊かな人間性を備え、他者を尊重できる人

ウ 高知県立大学での学びを活かし、地域社会や国際社会への貢献をめざす人

<2>学部・研究科

A 文化学部

「文化学部の理念・目的を定める規程」に基づき、文化学部の入学受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【文化学部の入学受入方針】

文化学部では、人文・社会系諸科学による多角的な文化研究により人間・社会に対する理解を深め、文化の批判的継承を通して豊かな人間性と主体的に行動し得る能力を培い、地域文化の創造と向上に資するとともに、真に豊かな共生社会の実現に向けて国際的に貢献できる市民を養成します。

上記の教育理念に沿って、文化学部では、次のような人を求めています。

ア 人間社会に関心を持ち、国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の学問的素養を広く身につけたいと考えている人

イ 人間に対する理解を深め、実践的なコミュニケーション力を体得し、現代社会の諸課題を主体的に発見・分析・解決するために必要な学習に意欲のある人

ウ 将来、地域社会・国際社会の幅広い分野で、豊かな共生社会の実現に向けて活動したいと考えている人

B 看護学部

「看護学部の理念・目的を定める規程」に基づき、看護学部の入学受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【看護学部の入学者受入方針】

看護学部は、看護の理念や専門的知識・技術、ヒューマニズムを礎として、人々の健康問題の解決を図り、人々の健康生活の向上に貢献できる総合的な看護実践能力をもつ看護職者の育成を目指しています。さらに、社会の変化に対応し、将来に向けて拓かれた看護学を構築することのできる創造性豊かな人材を育成します。

したがって、看護学部では、次のような人を求めています。

- ア 人間や生活、社会に対して興味・関心の持てる人
- イ 社会の一員であることを自覚し、他者を尊重できる人
- ウ 物事に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ人
- エ 看護学を学ぶ上で必要な基礎学力と論理的な思考力をもつ人

C 社会福祉学部

「社会福祉学部の理念・目的を定める規程」に基づき、社会福祉学部の入学者受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【社会福祉学部の入学者受入方針】

社会福祉学部は、地域の福祉課題に対応できる専門知識・援助技術を伴う実践能力をもち、保健・医療・福祉などのさまざまな分野の関係者と連携できる社会福祉専門職の養成を目指しています。

したがって、社会福祉学部では、その実現にむけて、次のような人を求めています。

- ア 高等学校で学ぶ基本的な科目の学力を有する人
- イ コミュニケーション能力、協調性、豊かな人間性をそなえている人
- ウ 熱意・意欲をもって、社会福祉専門職を志す人

D 健康栄養学部

「健康栄養学部の理念・目的を定める規程」に基づき、健康栄養学部の入学者受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【健康栄養学部の入学者受入方針】

健康栄養学部は、人間や健康、環境の本質を理解しながら、生命の源である「食」を探求し、人々が健康に生活できるよう幅広い分野で貢献できる人材を養成することを目的としています。

健康栄養学部では、この目的の達成のため、次のような人を求めています。

- ア 人間や健康、環境そして「食」に対して興味・関心の持てる人
- イ 社会の一員であることを自覚し、他人の立場にたって考えることができる人
- ウ 物事に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ人
- エ コミュニケーション能力がある人

E 看護学研究科

「看護学研究科の理念・目的を定める規程」に基づき、看護学研究科看護学専攻の入学者受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【看護学研究科看護学専攻博士前期課程の入学受入方針】

看護学専攻博士前期課程では、次のような人材を求めています。

1. 自らの看護観・人間観をもち、よりよい看護を創造していくために必要な人間性と倫理観を備えている人材。
2. 基礎的理解力と科学的思考力をもち、看護学の体系化に寄与しようとする探究心のある人材。
3. 専門的知識・技術に基づく看護実践能力をもち、多様な健康状態にある人々を包括的に支援する高度実践看護職者を志向する人材。
4. 社会状況の変化や健康に関する課題についての問題意識をもち、保健医療福祉を革新していく意欲のある人材。

【看護学研究科看護学専攻博士後期課程の入学受入方針】

看護学専攻博士後期課程では、次のような人材を求めています。

1. グローバルな視点と専攻分野の深い知識及び柔軟な発想力と想像力を有する人材。
2. 看護学の学術基盤や研究能力を課題達成に向けて発展させる意志を有する人材。
3. 人々の健康や社会に対して探究心をもち、豊かな人間性と倫理観を有する人材。
4. 国際的、学際的見地から社会に貢献する意志を有する人材。

さらに、高知県立大学・兵庫県立大学・千葉大学・東京医科歯科大学・日本赤十字看護大学の5大学が共同で設置した共同災害看護学専攻は、「人間の安全保障を共通教育研究上の理念とし、参画する大学院がそれぞれ蓄積してきた資源を共有し、日本や世界で求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応・解決し、学際的・国際的指導力を発揮し、人々の健康社会構築と安全・安心・自立に寄与する世界的リーダーを養成する」という理念・目的に基づき、共同災害看護学専攻の入学受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【看護学研究科共同災害看護学専攻博士課程の入学受入方針】

看護学研究科共同災害看護学専攻博士課程は、災害看護グローバルリーダーの養成を目的としていることから、入学受入の方針は以下に示すとおりとします。

- (1) 災害看護グローバルリーダーとしてのビジョンを持っていること。
- (2) 災害看護グローバルリーダーとしての活動にコミットメントでき、その能力を伸ばしていけること。

F 人間生活学研究科

「人間生活学研究科の理念・目的を定める規程」に基づき、人間生活学研究科の入学受入方針を以下のとおり定めている（根拠資料V-1-(1)-1：各学部・研究科の理念・目的を定める規程）。

【人間生活学研究科博士前期課程の入学受入方針】

人間生活学専攻博士前期課程では、次のような人材を求めています。

- (1) 人間生活や地域にかかわる諸課題に関心を持ち、その究明・解明に向けて、強い目的意識や探求心をもって取組もうとする人材（関心・意義・探求心）
- (2) 課題に対して積極的に取組む熱意や主体的に学ぶ意欲、やり遂げる強い気概をもつ

人材（熱意・意欲・気概）

- (3) 専門分野に関する基礎学力と柔軟な思考力をもつ人材（学力・思考力）
- (4) 地域社会において、栄養・生活、社会福祉、文化の面から、住民と協働して地域のシステムづくりを計画・遂行できるような、連携・調整能力や協調性を備えた人間性豊かな人材（連携・調整能力、協調性、人間性）

【人間生活学研究科博士後期課程の入学受入方針】

人間生活学専攻博士後期課程では、次のような人材を求めています。

- (1) 社会の生活課題に関心をもち、強い目的意識や探求心をもって、その実践的課題の解決のために、研究的手法を用いて取組もうとする人材（関心・意義・探求心）
- (2) 課題達成のための強い気概をもち、学術研究に意欲的に取組む人材（気概・意欲）
- (3) 専門分野に関する深い知識と柔軟な発想力および創造力をもつ人材（知識・発想力・創造力）
- (4) 豊かな人間性と倫理を身につけ、人間生活の向上に寄与する研究者や高等教育を担う教育研究者をめざす人材（人間性・倫理）

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学選抜を行っているか。

<1>大学全体

入学受入方針で明示している求める人材を獲得するために、一般入試のほか、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試など多様な入試を実施している。

実施する入試については、6月末に入学選抜に関する要項を発表し、高等学校等進路指導担当者説明会やオープンキャンパス、進学ガイダンスなどで情報発信している（根拠資料V-1-(2)-1：平成26年度入学選抜に関する要項）。

大学院については、6月に募集要項を発表し、各団体等への郵送や県の広報誌への受験案内掲載などにより情報発信している（根拠資料V-1-(2)-2：平成26年度看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）学生募集要項、同3：看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）学生募集要項、同4：看護学研究科共同災害看護学専攻（5年一貫制博士課程）学生募集要項、同5：人間生活学研究科（博士前期課程）学生募集要項、同6：人間生活学研究科（博士後期課程）学生募集要項）。

入学選抜を公正かつ適切に行うため、文部科学省の「大学入学選抜実施要項」に沿って入学選抜に関する要項及び各種募集要項を作成するとともに、学長を委員長とし副学長・各学部長・研究科長で構成する入学試験委員会のもと、学部及び大学院にそれぞれ入学試験実施委員会及び入学試験監査委員会を設置し実施体制を整えている（根拠資料V-1-(2)-7：平成26年度学生募集要項（一般入試）、同8：学生募集要項（推薦入試）、同9：学生募集要項（社会人入試）、同10：学生募集要項（3年次編入学）、同11：学生募集要項（私費外国人留学生入試）、同12：学生募集要項（AO入試）、同13：高知県立大学入学試験委員会規程）。

各学部や各研究科から選出された委員から構成する入学試験実施委員会が、各学部及び各研究科と連携して入試を実施し、入学試験監査委員会が入試監査を行い適切性のチェックを行っている（根拠資料V-1-(2)-14：高知県立大学入学試験実施に関する規程）。

また、各募集要項において「配点」「採点評価基準」「合否判定基準」を明示するとともに、希望する受験者については成績を開示し透明性を確保している（根拠資料V-1-(2)-15：高知県立大学入試情報提供要領）。

＜2＞各学部・研究科

文学部は、一般入試、AO入試、推薦入試、私費外国人留学生入試、3年次編入学試験により、各入試の特色を利用しながら入学者受入方針に基づき入学者選抜を行っている（根拠資料：高知県立大学 各学部・研究科の入試区分と選抜方法（根拠資料V-1-(2)-16：平成26年度高知県立大学 各学部・研究科の入試区分と選抜方法(平成26年度)））。

看護学部は、一般入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試により、各入試の特色を利用しながら入学者受入方針に基づき入学者選抜を行っている。

社会福祉学部は、一般入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試により、各入試の特色を利用しながら入学者受入方針に基づき入学者選抜を行っている。

健康栄養学部は、一般入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試により、各入試の特色を利用しながら入学者受入方針に基づき入学者選抜を行っている。

看護学研究科・人間生活学研究科は入学者受入方針に基づき入学者選抜を行っている。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

＜1＞大学全体

【入学定員】

学部の2014年（平成26年）4月の入学定員は275名で入学者は288名であり、入学定員に対する入学者の割合は1.05である。

大学院の2014年（平成26年）4月の入学定員は41名で入学者は35名であり、入学定員に対する入学者の割合は0.85である。

過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、学部は1.02から1.07の間で推移しており、大学院は0.72から0.95の間で推移している（根拠資料：V-1-(3)-1：高知県立大学及び大学院入学試験結果）。

＜表V-1-(3)-1 高知県立大学入学試験結果＞

[学部]

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者/入学定員
2014年度入試	275	288	1.05
2013年度入試	275	285	1.04
2012年度入試	275	290	1.05
2011年度入試	279	299	1.07
2010年度入試	279	285	1.02

[大学院]

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014 年度入試	41	35	0.85
2013 年度入試	39	37	0.95
2012 年度入試	39	33	0.85
2011 年度入試	39	29	0.74
2010 年度入試	39	28	0.72

【収容定員】

学部の2014年(平成26年)4月の収容定員は1,090名で在籍学生数は1,159名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.06である。

大学院の2014年(平成26年)4月の収容定員は86名で在籍学生数は104名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.21である。

<2>学部・研究科

A 文化学部

【入学定員】

文化学部の2014年(平成26年)4月の1年次の入学定員は80名で入学者は91名であり、入学定員に対する入学者の割合は1.14である。過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、1.06から1.18の間で推移している(根拠資料:表V-1-(3)-2 文化学部入学試験結果)。

3年次編入学の入学定員は5名で入学者は0名であり、入学定員に対する入学者の割合は0.00である。過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、0.00から0.60の間で推移している(根拠資料:表V-1-(3)-2 文化学部入学試験結果)。

<表V-1-(3)-2 文化学部入学試験結果>

[1年次入学]

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014 年度入試	80	91	1.14
2013 年度入試	80	87	1.09
2012 年度入試	80	92	1.15
2011 年度入試	80	94	1.18
2010 年度入試	80	85	1.06

[3年次編入学]

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014年度入試	5	0	0.00
2013年度入試	5	2	0.40
2012年度入試	5	1	0.20
2011年度入試	5	3	0.60
2010年度入試	5	1	0.20

【収容定員】

文化学部の2014年（平成26年）4月の収容定員は330名で在籍学生数は369名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.12である。

B 看護学部

【入学定員】

看護学部の2014年（平成26年）4月の入学定員は80名で入学者は82名であり、入学定員に対する入学者の割合は1.03である。過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、1.00から1.05の間で推移している（根拠資料：表V-1-(3)-3 看護学部入学試験結果）。

<表V-1-(3)-3 看護学部入学試験結果>

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014年度入試	80	82	1.03
2013年度入試	80	82	1.03
2012年度入試	80	84	1.05
2011年度入試	80	84	1.05
2010年度入試	80	80	1.00

2011年度（平成23年度）入試まで実施していた3年次編入学は除く。

【収容定員】

看護学部の2014年（平成26年）4月の収容定員は320名で在籍学生数は334名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.04である

C 社会福祉学部

【入学定員】

社会福祉学部の2014年（平成26年）4月の入学定員は70名で入学者は73名であり、入学定員に対する入学者の割合は1.04である。過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、1.03から1.

09 の間で推移している（根拠資料：表V-1-(3)-4：社会福祉学部入学試験結果）。

<表V-1-(3)-4 社会福祉学部入学試験結果>

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
平成 26 年度入試	70	73	1.04
平成 25 年度入試	70	73	1.04
平成 24 年度入試	70	72	1.03
平成 23 年度入試	70	76	1.09
平成 22 年度入試	70	75	1.07

【収容定員】

社会福祉学部の平成 26 年 4 月の収容定員は 280 名で在籍学生数は 292 名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は 1.04 である。

D 健康栄養学部

【入学定員】

健康栄養学部の平成 26 年 4 月の入学定員は 40 名で入学者は 42 名であり、入学定員に対する入学者の割合は 1.05 である。過去 5 年間の入学定員に対する入学者の割合は、1.00 から 1.05 の間で推移している（根拠資料：表V-1-(3)-5：健康栄養学部入学試験結果）。

<表V-1-(3)-5 健康栄養学部入学試験結果>

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014 年度入試	40	42	1.05
2013 年度入試	40	41	1.03
2012 年度入試	40	41	1.03
2011 年度入試	40	41	1.03
2010 年度入試	40	40	1.00

【収容定員】

健康栄養学部の平成 26 年 4 月の収容定員は 160 名で在籍学生数は 164 名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は 1.03 である。

E 看護学研究科

【入学定員】

看護学研究科の平成 26 年 4 月の入学定員は 20 名で入学者は 20 名であり、入学定員に対する入

者の割合は1.00である。過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、1.00から1.20の間で推移している（根拠資料：表V-1-(3)-6 看護学研究科入学試験結果）。

＜表V-1-(3)-6 看護学研究科入学試験結果＞

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014年度入試	20	20	1.00
2013年度入試	15	17	1.13
2012年度入試	15	18	1.20
2011年度入試	15	15	1.00
2010年度入試	15	16	1.07

【収容定員】

看護学研究科の2014年（平成26年）4月の収容定員は35名で在籍学生数は61名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.74である。

F 人間生活学研究科

【入学定員】

人間生活学研究科の平成26年4月の入学定員は21名で入学者は15名であり、入学定員に対する入学者の割合は0.71である。過去5年間の入学定員に対する入学者の割合は、0.28から0.78の間で推移している（根拠資料：表V-1-(3)-7 人間生活学研究科入学試験結果）。

＜表V-1-(3)-7 人間生活学研究科入学試験結果＞

	入学定員(人)	入学者(人)	入学者／入学定員
2014年度入試	21	15	0.71
2013年度入試	18	14	0.78
2012年度入試	18	8	0.44
2011年度入試	18	7	0.39
2010年度入試	18	5	0.28

【収容定員】

人間生活学研究科の2014年（平成26年）4月の収容定員は39名で在籍学生数は39名で、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.00である。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

これらの活動は大学全体として一括で活動しているため、大学全体として記述する。

中期目標において「高知県立大学の基本理念に基づいた入学者の受け入れ方針を明確にし、高等学校との連携強化及びオープンキャンパス、出前講座等の広報活動を積極的に行うとともに、選抜方法の工夫及び改善を図り、向学心旺盛で、高知県立大学で学ぶに相応しい学力を備えた学生の確保に努める。」及び「社会人教育等を充実させるとともに、2015年度（平成27年度）から、文化学部を拡充したうえで、夜間主コースを設置し、働きながら学ぶこともできる教育研究体制を整備する」とされており、年度計画を策定して毎年度検証しながら中期目標を達成するべく取り組んでいる（根拠資料：V-1-(4)-1：高知県立大学法人中期目標、同2：高知県立大学法人平成26年度計画）。

一方、各学部・研究科においても入試について検証を行っており、課題があれば定期的に開催している入学試験実施委員会で協議し改善を行っている。そのうち大きな方針や重要事項に関わる事項については、入学試験委員会に上程し、協議し改善を行っている。また、入学試験実施委員会において、年度当初に前年度の入試結果をまとめるとともに、適切に入試を実施するために当該年度の入試における課題を確認している。また、各学部・研究科とも、学生募集及び入学者選抜は全学統一で行っている。

2 点検・評価

中期目標の達成のため、年度計画を策定して入試改革を実行し毎年検証を行っている。

学長を委員長とし副学長や各学部長・研究科長を委員とする入学試験委員会のもと、入試実施体制や入試監査体制を整え入学者選抜の公正性や適切性を図るとともに、受験者のうち希望者には成績開示を行うことにより入学者選抜の透明性を高めていることから、基準5をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、必要に応じ適宜見直しを行っている。2014年度（平成26年度）から、本学としてはじめて、看護学部、社会福祉学部、健康栄養学部で社会人入試を導入・実施した結果、出願者15名、うち4名が入学した（根拠資料V-1-(3)-1：平成26年度高知県立大学及び大学院入学試験結果）。

(2) 改善を要する事項

○人間生活学研究科が過去5年間1.00を下回っており、入学者確保が課題であるが、継続して学生確保に努める（根拠資料V-1-(3)-1：平成26年度高知県立大学及び入学試験結果）。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○近年志願者ゼロが続いていた私費外国人留学生入試において、2013年度（平成25年度）には平成13名の志願があり2名が入学するなど、改善が見られた（根拠資料V-1-(3)-1：平成26年度高知県立大学及び大学院入学試験結果）。

○文化学部3年次編入学試験は、2014年度（平成26年度）入試において志願者数が前年の6人から1人と減少したため、その原因と考えられる日本語検定受験の出願要件を平成27年度入試から廃止するなど、見直しを行った（根拠資料V-3-(1)-1：文化学部文化学科（昼間）3年次編入学試験における出願資格の変更について）。

（2）改善すべき事項

○人間生活学研究科は2013年度（平成25年度）入試より社会人入試を導入するとともに、進学ガイダンスを行い志願者確保に努めている。引き続き広報を積極的に行い志願者確保に努める。

4 根拠資料

- V-1-(1)-1 各学部・研究科の理念・目的を定める規程（既出I-1-(1)-6～12）
- V-1-(2)-1 平成26年度入学者選抜に関する要項
- V-1-(2)-2 平成26年度看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）学生募集要項
- V-1-(2)-3 平成26年度看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）学生募集要項
- V-1-(2)-4 平成26年度看護学研究科共同災害看護学専攻（5年制博士課程）学生募集要項
- V-1-(2)-5 平成26年度人間生活学研究科（博士前期課程）学生募集要項
- V-1-(2)-6 平成26年度人間生活学研究科（博士後期課程）学生募集要項
- V-1-(2)-7 平成26年度学生募集要項（一般入試）
- V-1-(2)-8 平成26年度学生募集要項（推薦入試）
- V-1-(2)-9 平成26年度学生募集要項（社会人入試）
- V-1-(2)-10 平成26年度学生募集要項（3年次編入学）
- V-1-(2)-11 平成26年度学生募集要項（私費外国人留学生入試）
- V-1-(2)-12 平成26年度学生募集要項（AO入試）
- V-1-(2)-13 高知県立大学入学試験委員会規程
- V-1-(2)-14 高知県立大学入学試験実施に関する規程
- V-1-(2)-15 高知県立大学入試情報提供要領
- V-1-(2)-16 高知県立大学 各学部・研究科の入試区分と選抜方法（平成26年度）
- V-1-(3)-1 平成26年度高知県立大学及び大学院入学試験結果
- V-1-(4)-1 高知県公立大学法人中期目標（既出I-1-(1)-5）
- V-1-(4)-2 高知県公立大学法人平成26年度計画（既出I-1-(3)-2）
- V-3-(1)-1 文化学部文化学科（昼間）3年次編入学試験における出願資格の変更について

図表目次

- 表V-1-(1)-1 高知県立大学の入学者受入方針
- 表V-1-(3)-2 高知県立大学入学試験結果
- 表V-1-(3)-3 文化学部入学試験結果
- 表V-1-(3)-4 看護学部入学試験結果
- 表V-1-(3)-5 社会福祉学部入学試験結果
- 表V-1-(3)-6 健康栄養学部入学試験結果
- 表V-1-(3)-7 看護学研究科入学試験結果
- 表V-1-(3)-8 人間生活学研究科入学試験結果

第6章 学生支援

1 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

中期目標において、「学生の支援体制に関する目標」として、学生の学習環境及び学習支援体制の整備・充実、並びに学生の生活支援、就職等支援の体制を充実することとしている。これを受けて、中期計画において、「学生支援に関する目標を達成するための措置」として、中期目標で示された学習支援、生活支援、就職等支援を充実・強化することを定めている（根拠規程VI-1-(1)-1：高知県公立大学法人中期目標(学生支援 p3)、同2：高知県公立大学法人中期計画(学生支援 p4～5)）。

学生支援の中心的な組織として、学生部長を長とし、各学部の学生委員、事務局学生課からなる学生委員会が中心となって学生支援を実施している（根拠資料VI-1-(1)-3：高知県立大学学生委員会規程）。また、学部においても学生支援に関する基本的な方針を共有し、学部内に学生委員会を設置して学生支援を行っているほか、学年毎に学生の支援を行う学年担当教員を置いている。例えば、看護学部では、学部内に学生委員会を立ち上げ(委員長1名、学年担当13名：4回担当教員4名、1回生～3回生担当教員各3名、保健委員1名、ボランティア委員2名)、年間目標・月別活動計画を立て、教授会で承認の上、年間を通して、細やかな学生支援を行っている(根拠資料VI-1-(1)-4：看護学部学生委員会活動)。

<表VI-1-(1)-1 学年担当教員数(学部・研究科別)> (単位：人)

	文化学部	看護学部	社会福祉学部	健康栄養学部	看護学研究科	人間生活学研究科
1回生	4	3	2	2	修士課程： 1名 博士課程： 1名	修士課程： 3名 博士課程： 2名
2回生	2	3	2	2		
3回生	2	3	2	2		
4回生	2	4	2	2		

また、学生支援に関しては、修学支援(教務委員会)、生活支援(学生委員会、健康管理センター運営委員会、人権委員会)、進路支援(地域教育研究センターキャリア支援部会)については委員会を設置し、各委員会の中で中期計画等において方針を明確化するとともに規程を整備している。

学生課における学生支援は、生活・修学支援、就職支援、留学生支援の3つを柱に構成されている。生活・修学支援としては、新入生に対するオリエンテーションの実施、奨学金や授業料免除の処理事務等を行っているほか、大学後援会と連携してキャンパスライフを充実させるための支援を行っている。

特に、就学している学生から何らかの申し出があった場合には、教務相談、学生生活相談担当の窓口を設けて対応している。また、ゼミ担当の教員、学生支援担当職員も対応している。

いずれの場合にも、学生から連絡があった場合には、学年担当教員、ゼミ担当教員、学生支援担当職員とで情報共有を行い、連携して対応できる体制を整えている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

<1>学生支援体制

学生相談、助言、支援は、学生の必要に応じて授業担当教員、学年担当教員、卒業研究指導教員、研究科では論文指導教員が直接行っている。また、電子メールでの問い合わせ、「オピニオンボックス」「事務局にひと言！」などの活用によって、学生ニーズを把握し支援を行っている。

また、「学生生活実態及びニーズ調査」を2012年度（平成24年度）に実施し、その結果を報告書として公表した（資料VI-1-(2)-1：学生生活実態及びニーズ調査結果報告書）。さらに、2013年度（平成25年度）に分析を行い、第一段階として各学部・関連している委員会が課題を明確にし、具体的な改善策を提案し、第二段階として改善案について教育研究審議会でも、全学的な視点から協議し、問題解決に向けた取り組みを行った（資料VI-1-(2)-2：学生生活実態及びニーズ調査 平成25年度報告書 p17～23）。

<2>留年者及び休・退学者の状況把握と対処について

留年及び休・退学の可能性がある学生に対しては、学年担当教員やゼミの教員が中心となって、個別面談にて支援している。必要に応じて健康管理センター等での相談や保護者も含め個別に面談し、詳細に状況を把握、進路相談等を行う。留年者に対しては毎年、学部長と担当教員が相談のうえ、指導方針を決定し、教務課に提出している。

<3>障がいのある学生に対する修学支援措置について

本学は、中期計画において、障がいのある学生への学習支援体制を強化することとしており、学生の個別の状況に応じ、学習支援を行っている。具体的には、使用教室や座席の配慮、専用机・椅子やスペースの確保、学年担当教員や友人によるノートテークや、教室への入退室の援助などの学習支援を行っている。また、教務委員会で他大学の取り組みや全国的な動向を把握するために、教員と職員とでシンポジウムへの参加といった研修を実施している。

<4>奨学金等の経済的支援措置について

本学の学生に対する主な経済的支援としては、授業料免除制度や日本学生支援機構からの奨学金のみならず、本学独自の奨学制度として、「高知県立大学後援会奨学金」「しらすぎ会奨学金」（本学同窓会）を導入し、経済的支援を充実させている（根拠資料VI-1-(2)-3：奨学金、授業料免除データ）。

授業料免除者数は希望者（89名中79名）の約89%、奨学金の貸与者は院生を含めた全学生数（1164名中605名）の約52%に至っている（根拠資料VI-1-(2)-3：奨学金、授業料免除データ）。

授業料免除や奨学金の貸与に関した院生を含めた学生への周知は、入学式後のオリエンテーションにてパンフレットなどで行っているが、同時に学生課の掲示板にて適宜行っている。

学生寮「あふち寮」の入寮希望学生が多く、毎年、満室状態であり、入寮生は家庭の困窮度によって決定されている。また、本学の約7割の学生は自宅外通学であり、これらの学生ために、毎年3月に生協学生委員会の協力を得て、仲介手数料のかからないアパート・マンションの紹介をしている。

<表VI-1-(2)-1 日本学生支援機構奨学金採用状況> (単位：人)

		申込者	採用者			採用者計
			第一種	第二種	併用※	
2011年度	予約採用	111	31	92	12	111
	定期採用	40	25	20	5	40
	緊急・応急採用	2	1	1	0	2
	計	153	57	113	17	153
2012年度	予約採用	110	38	82	10	110
	定期採用	57	35	23	1	57
	緊急・応急採用	5	5	0	0	5
	計	172	78	105	11	172
2013年度	予約採用	128	50	89	11	128
	定期採用	73	53	25	6	72
	緊急・応急採用	0	0	0	0	0
	計	201	103	114	17	200

※併用は第一種、第二種の両方の奨学金に採用された人数

<表VI-1-(2)-2「高知県立大学後援会奨学金」「しらすぎ会奨学金」採用者数> (単位：人)

	高知県立大学 後援会奨学金	しらすぎ会 奨学金	応募者数
2009年度	4	2	8
2010年度	2	2	8
2011年度	2	1	5
2012年度	0	1	1
2013年度	2	0	2

<表VI-1-(2)-3 授業料免除者数> (単位：人)

年度	全額免除	半額免除
2009年度	44	0
2010年度	39	3
2011年度	38	7
2012年度	31	19
2013年度	34	45

2011年度（平成23年度）までは授業料収入の4%の枠内で免除者を決定。

<表VI-1-(2)-4 学生寮入寮希望者数>

入寮年度	あふち寮入寮希望者数		競争率
	募集人数	入寮希望者数	
2009年度	29	60	2.2
2010年度	18	47	2.6
2011年度	32	49	1.5
2012年度	27	39	1.4
2013年度	34	41	1.2

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

<1>心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮は、高知県立大学健康管理センターが中心になっている。高知県立大学健康管理センター規程に基づき、センター長、学校医、健康管理主任、保健師（キャンパス毎に1名）の5名で組織する健康管理センターが、毎年度策定する活動方針に基づき、活動内容を定めて学生の健康管理を実施している（根拠資料VI-1-(3)-1：高知県立大学健康管理センター規程）。

2013年度（平成25年度）は、①健診活動の強化、②健康相談活動の充実、③健康教育活動の活性化、④健康自己管理活動の促進、⑤健康管理システムの改善の、5つの活動を実施した（根拠資料VI-1-(3)-2：健康管理センター業務報告（平成25年度））。

<表VI-1-(3)-1 健康管理センター利用実績>

			精神科医師	カウンセラー	婦人科医師	助産師
池	2010年度	日数	12	34	3	4
		件数	11	15	5	7
	2011年度	日数	12	36	2	4
		件数	14	9	3	5
	2012年度	日数	12	38	2	4
		件数	22	3	8	4
2013年度	日数	11	35	2	4	
	件数	26(12)	13(13)	1(1)	2(2)	
永国寺	2010年度	日数	10	39	1	2
		件数	21	45	0	1
	2011年度	日数	9	44	2	2
		件数	18	40	6	1
	2012年度	日数	10	40	2	2
		件数	14	35	1	1
2013年度	日数	10	49	2	2	
	件数	15(8)	65(14)	2(2)	0(0)	

()内の数字は人数

2013年度（平成25年度）の新しい取り組みとしては、全学部生を対象にして、学生の精神的な健康状態を知り、何らかの問題を抱えている可能性のある学生への早期対応ができるよう、UPI（University Personality Inventory）学生精神的健康調査を実施したことである。調査の結果を受けて、ある一定以上の数値または、特定の項目にチェックがあった学生に連絡をして、当センター看護職員が面談し、本人の希望等、必要に応じてカウンセラーや精神科医師（外部委嘱の健康相談員）の健康相談を行い、学生のメンタルヘルスの向上に対して予防的健康増進的に対応する方略を確立することができた（根拠資料VI-1-(3)-3：UPIについての実績（平成25年度））。

以上のことから、学生の心身の健康促進について十分配慮し、積極的な取り組みがなされていると判断する。

＜2＞防災活動

教育研究機関としての防災対策としては、2013年（平成25年）4月のオリエンテーションで全学生に対し南海地震対策説明会を開催した。この他、池キャンパス、永国寺キャンパスにおいて、それぞれ避難訓練及び消火訓練をそれぞれ年1回実施し、地震を含めた災害の発生に備えている。

さらに、これまでの学生及び教職員への防災対策は避難訓練が主であったが、平成26年度は在学生及び新入生に対して災害教育や安否確認システムによる防災意識の向上に努めた。学生に対しては学生の災害ボランティア活動に対する支援を行い、防災教育の機会としている。

施設管理の視点からは、本学の池キャンパスは避難所指定をされ県の要請により県民用の水と食料を保管しているが、それに加え本学の学生と教職員が3日間過ごすことができる水及び食料を5ヶ年計画で昨年度から備蓄している。

＜3＞安全・安心の確保

学生を取り巻く環境は必ずしも安全とは言えず、学生の安全を脅かす事件が発生し、学生にも被害が及んでいることから、本学では、交通安全、防犯、防災、ハラスメントの防止に取り組んでいる。

1) 防犯、交通事故防止

2013年度（平成25年度）は、全学生性を対象として、防犯講習会を1回、デートDV被害防止講演会を1回実施し、啓発を図った。また、交通安全については、4月のオリエンテーションで全学生に対し交通安全講習を実施しているほか、交通事故防止啓発活動を4回実施した。

2) ハラスメントの防止のための措置

ハラスメントの防止及び対策の仕組みについては、高知県立大学人権委員会規程等に基づき、相談員を置き、学生等からの相談に応じるとともに、事案に応じて全学組織である人権委員会が、事実関係の調査、審議、救済・再発防止措置等の学長への具申等所要の措置を講じることとしている（根拠資料VI-1-(3)-4：高知県立大学人権委員会規程、同5：人権委員会 申立及び調査の手続きに関する取扱い）。

学生に対しては、学生便覧、ホームページに相談窓口を掲載するとともに、「キャンパスのハラスメントをなくすために相談窓口があります」というリーフレットを新入生のオリエンテーションの際に配布し、メールでも相談を受け付けていることを説明するなど周知を図っている。また、毎年度教職員を対象に全学と各部局において人権研修会を開催している（根拠資料VI-1-(3)-6：人権委員会 リーフレット）。

<4>課外活動支援

課外活動においても積極的に支援を実施している。大学公認の学生サークルは体育活動サークルが22団体、文化活動サークルが35団体登録されている。体育館、運動場、テニスコートや学生会館などがサークルの活動拠点であり、学生会館、作法室は、合宿などに利用されている。

被災地支援として東日本大震災の復興支援活動に49名の学生が参加したことをきっかけに防災サークルが結成された。全国的な活動の中で、学生は「未災地ツアー」を企画し、この取り組みが高い評価を受け、2013年度（平成25年度）の「ぼうさい甲子園」（兵庫県・毎日新聞社主催）において大学部門の最優秀となる「ぼうさい大賞」を受賞した（VI-1-(3)-7：岩手県復興支援ボランティア「夏銀河」の参加について、同8：平成25年度1.17防災未来賞「ぼうさい甲子園」大学生部門大賞）。

なお、本学では、活動中の事故等に備えて、入学時に学生教育研究災害傷害保険に全員加入しており、サークル活動中の事故に対する保険金請求の手続きを学生課で行っている。

<表VI-1-(3)-2 高知県立大学 サークル数>

	文化系	体育系	計
2009年度	35	17	52
2010年度	33	17	55
2011年度	35	21	55
2012年度	38	25	63
2013年度	35	22	57

<表VI-1-(3)-3 サークルの活動拠点施設>

建物名	概要		棟数	建物面積
永国寺学生会館	和室1、シャワー室 2. 部室18	鉄筋コンクリート4階建	1棟	※1434.85㎡
作法室		木造瓦葺平屋建	2棟	87.48㎡
池体育館倉庫	倉庫1		1棟	
本部・健康栄養学部棟	和室4、シャワー室 1、部室22	鉄筋コンクリート5階建	1棟	

<5>学長支援の学生プロジェクト「立志社中」

学生の主体的な地域参画型の活動を「立志社中」と命名し、大学から活動費を支援することにより活性化している。2013年度（平成25年度）は県民大学プロジェクト「立志社中」として学生による地域活動を公募したところ、9プロジェクトが応募し、6団体が採択された（学外2名を含めた5名の審査委員会）。「立志社中」はまちづくりや地域おこしなど地域貢献を目的として、地域の課題に高い関心を持つ学生プロジェクトチームが、主体的に地域の方々と協働し、地域活性化・地

域課題の解決に取り組むものである。

約 100 名の学生と 11 名の教員が県内 8 市町村 12 の地域団体（自治体含む）と協働して地域課題解決に対する活動を行った。各プロジェクトの活動は各専門分野や学生ならではの発想を活かしたものであり、立志社中の目的に資するとともに貴重な学習の場となっている（根拠資料VI-1-(3)-9：立志社中 平成 25 年度活動成果報告書 p4）。

< 6 > 留学生支援

留学生に対しては、職員が宿舎の提供・斡旋等や生活支援を行うとともに、学生から選ばれたチューターやフレンドシップパートナーが日常的な学生生活の個別のサポートを行い、本学学生との継続的な交流ときめ細やかな留学生支援が実現している。その他にも、留学生と学生・教職員が県内企業や学校、病院・施設等の学外施設を訪問して学外の関係者との交流を図っている。県内の国際交流協会や JICA 等の外部団体とも連携して、地域の祭りなどにも留学生と学生が参加し、地域住民等との交流も図っている（根拠資料VI-1-(3)-10：留学生の支援について）。

(4) 学生への進路支援は適切に行われているか

< 1 > キャリア教育と学内就職相談

学生のキャリア教育にあたっては、地域教育研究センターの中にキャリア支援部会（委員 7 名：教員 6 名、職員 1 名）が中心となって、キャリア教育にかかる講義を開講するとともに、ガイダンス・セミナー、インターシップ、企業訪問などを体系的に実施している（根拠資料VI-1-(4)-1：地域教育研究センター キャリア支援部会規程）。

学内就職相談としては、池、永国寺の両キャンパスにはキャリア相談窓口であるワクワク work!! を設置し、学生の相談支援を行っている。ワクワク work!! には、永国寺キャンパスに 3 名、池キャンパスに 2 名の就職相談員が配置され、各学部の担当を決めて、学部の担当教員と密接に連絡を取りながらきめ細かい就職支援を行っている。2013 年度（平成 25 年度）には、ハローワークの学外機関との連携を強化し、両キャンパスに派遣されるジョブサポーターと協働して各学部のニーズに応じた職業紹介・相談業務を行った。

2013 年度（平成 25 年度）は、71 回のガイダンス・セミナー等に延べ 2,121 名が参加するとともに、NPO 法人「人と地域の研究所」と協働して、文化学部と社会福祉学部の学生を対象に、両キャンパスで就職意識を高めることを目的にセミナー（計 8 回）を開催した（根拠資料VI-1-(4)-2：就職ガイダンス・セミナーの実績）。

また、官公庁で 39 名、民間企業で 72 名、延べ 111 名の学生がインターンシップに参加したほか、高知県中小企業団体中央会と「地域中小企業人材確保・定着支援事業」を連携して行い、企業見学バスツアーや企業説明会に積極的に参加した（根拠資料VI-1-(4)-3：地域中小企業の人材確保・定着支援事業の報告）。

< 2 > 就職状況

看護学部、健康栄養学部、社会福祉学部においては、就職支援窓口と学部教員が細やかな連携をする中で「就職決定率（就職者数／就職希望者数）」が 5 年連続で 100% をほぼ達成している。他方、文化学部の就職決定率は 5 年前は 60% 台であった（根拠資料VI-1-(4)-4：就職状況の推移）。

そのため、就職相談員と学部教員が連携して、未内定者への聞き取り調査を行うなど就職支援体制の強化を図った。あわせて、各学部の実情に対応したガイダンス・セミナー等を充実するとともに、就職相談員のきめ細かい指導、就職相談員と学部教員の円滑な連携等により、2013 年度（平成

25年度)の学部別の就職内定状況は、看護学部、社会福祉学部及び健康栄養学部は100%、文化学部は2012年度(平成24年度)の79.5%から85.5%となった。

2 点検・評価

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定めている。「学生生活実態及びニーズ調査」の実施と授業料免除制度と本学独自の奨学金制度、立志社中による課外活動の支援、70回を超える就職ガイダンスの実施など方針に基づいて適切に実施していることから、基準6をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○学長支援の学生プロジェクト「立志社中」により、学生の地域活動が活性化され、効果が上がっている。

○共同災害看護学博士課程設置、教職員の法人災害プロジェクトの活動等と連携して、学生の防災サークルが結成され、この学生活動が高い評価を受けたことは、大学全体が災害・防災に取り組んだ結果であり優れた点である。

(2) 改善すべき事項

○文化学部の定員拡充にあわせて、永国寺キャンパスの学生支援・就職支援体制の整備を行うことが必要である。

○文化学部の就職率向上に取り組むため組織的な体制を構築することが必要である。

○留学生や障がいをもつ学生に対する学生支援についてはまだ十分取り組めていない。解決すべき課題を明らかにするとともに、必要な支援体制の整備に着手するが必要である。

○池キャンパス付近での学生寮設置、あふち寮の老朽化の課題があり、民間賃貸物件の借り上げも含めて検討することが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○学生相談については、軽微な事件・事故でも報告を行うよう指導するなど、学年担当教員、健康管理センター、学生支援などが必要に応じて連携しているが今後はさらに連携を深めていくことが必要である。

○「学生生活実態及びニーズ調査」については隔年実施しているが、このサイクルを定着させ、学生ニーズに即した支援策を充実させる。

(2) 改善すべき事項

○多様な学生のキャリアデザインを支援するために、学外組織(ハローワーク、ジョブカフェ等)との連携を深め、対応を図る。

4 根拠資料

- VI-1-(1)- 1 高知県公立大学法人中期目標 (既出 I-1-(1)-5)
- VI-1-(1)- 2 高知県公立大学法人中期計画 (既出 I-1-(3)-1)
- VI-1-(1)- 3 高知県立大学学生委員会規程
- VI-1-(1)- 4 看護学部学生委員会活動
- VI-1-(2)- 1 高知県立大学学生生活実態及びニーズ調査 調査結果報告書
(既出IV-IV-1-(1)-3)
- VI-1-(2)- 2 高知県立大学学生生活実態及びニーズ調査報告書 (平成 25 年度)
(既出IV-III-1-(4)-6)
- VI-1-(2)- 3 奨学金、授業料免除データ
- VI-1-(3)- 1 高知県立大学健康管理センター規程 (既出II-1-(1)-5)
- VI-1-(3)- 2 健康管理センター業務報告 (平成 25 年度) (既出II-1-(1)-12)
- VI-1-(3)- 3 UPI についての実績 (平成 25 年度)
- VI-1-(3)- 4 高知県立大学人権委員会規程
- VI-1-(3)- 5 人権委員会 申立及び調査の手続きに関する取扱い
- VI-1-(3)- 6 人権委員会 リーフレット
- VI-1-(3)- 7 岩手県復興支援ボランティア「夏銀河」の参加について
- VI-1-(3)- 8 平成 25 年度 1.17 防災未来賞「ぼうさい甲子園」大学生部門大賞
- VI-1-(3)- 9 立志社中 平成 25 年度活動成果報告書
- VI-1-(3)-10 留学生の支援について
- VI-1-(4)- 1 地域教育研究センター キャリア支援部会規程
- VI-1-(4)- 2 就職ガイダンス・セミナーの実績
- VI-1-(4)- 3 地域中小企業の人材確保・定着支援事業の報告
- VI-1-(4)- 4 就職状況の推移

図表目次

- 表VI-1-(1)- 1 学年担当教員数 (学部・研究科別)
- 表VI-1-(2)- 1 日本学生支援機構奨学金採用状況
- 表VI-1-(2)- 2 「高知県立大学後援会奨学金」「しらさぎ会奨学金」採用者数
- 表VI-1-(2)- 3 授業料免除者数
- 表VI-1-(2)- 4 学生寮入寮希望者数
- 表VI-1-(3)- 1 健康管理センター利用実績
- 表VI-1-(3)- 2 高知県立大学 サークル数
- 表VI-1-(3)- 3 サークルの活動拠点施設

第7章 教育研究等環境

1 現状の説明

(1) 教育研究等環境に関する方針を明確に定めているか。

教育研究環境の方針は、中期目標で「良好な教育研究環境を確保するため、施設及び設備の機能保全及び維持管理を計画的に実施するとともに、既存の施設及び設備の有効活用を図る」と明示している（根拠資料Ⅶ-1-(1)-1：高知県公立大学法人中期目標(施設及び設備の整備、活用 p6)）。また、中期計画では「適切な維持管理のもと、施設及び設備を定期的に調査・点検し、教育研究環境の維持・向上に努める」と定めている（根拠資料Ⅶ-1-(1)-2：高知県公立大学法人中期計画(教育研究環境の維持・向上 p9)）。

また、施設及び設備の機能保全及び維持管理に必要な修繕等は、その都度必要に応じて行っており、大規模な改修、新規設置については、設置者である高知県と協議することとなっている。池キャンパスでは、バリアフリーを進め、スロープ、障害者トイレ等を設置している。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

<1>校地・校舎等の整備状況

校地としては、校舎・講堂・体育施設用地 46,015 m²、屋外運動場用地 17,026 m²、寄宿舎施設等 37,410 m²、合計 100,451 m²である。そのうち校舎等としては、講義室・演習室 7,023 m²、実験室・実習室（実習室 22 室、LL 教室 3 室） 7,045 m²、研究室 3,183 m²、図書館 2,617 m²、体育施設 4,480 m²、他 20,066 m²、計 44,414 m²の土地・施設を整備しており、大学設置基準に定められた以上の施設が整備されている。また、文化学部の拡充にともなって、2018 年度（平成 30 年度）まで順次永国寺キャンパスを改築していく計画である（根拠資料Ⅶ-1-(2)-1：永国寺キャンパス整備スケジュール）。

実習室・実験室には教育研究に必要な機器・備品を整備している（根拠資料Ⅶ-1-(2)-2：高知県公立大学法人固定資産台帳）。

<2>キャンパスにおける安全・衛生の確保

中期目標で「安全で安心な学習環境及び教育研究活動を確保するため、大学内の安全衛生管理体制を整備するとともに、適切な防災・防犯対策を講ずる」と定めている（根拠資料Ⅶ-1-(1)-1：高知県公立大学法人中期目標(安全管理 p6)）。安全衛生管理については、高知県公立大学法人職員安全衛生管理規程に基づき衛生管理者、産業医等を置くとともに衛生委員会を組織し、安全衛生活動、健康管理事業、作業環境測定等の取組を毎年度実施している（根拠資料Ⅶ-1-(2)-3：高知県公立大学法人職員安全衛生管理規程、同 4：高知県公立大学法人平成 25 年度業務実績報告書(安全衛生 p56)）。

高知県公立大学法人災害対策プロジェクトを立ち上げ、災害教育、避難訓練そして災害時に軽症者を池キャンパスで受け入れる高知医療センターとの合同災害訓練を大学の行事と位置づけ、教育機関としての防災・減災対策を実施している（資料 7-1-(2)-5 法人災害対策プロジェクト報告書）。学生に向けた「高知県立大学キャンパスガイド」の作成、近い将来起きると予測されている。南海地震等に備え、「消防計画」、「高知県公立大学法人防火・防災対策規程」、「高知県公立大学法人危機管理基本方針」、各種マニュアル等の制定・作成、「安否確認システム」の導入、食料・水・毛布等の備蓄など全学を挙げて積極的に取り組んでいる（根拠資料Ⅶ-1-(2)-6：高知県立大学キャンパス

安全ガイド、同7：高知県公立大学法人消防計画、同8：高知県公立大学法人防火・防災規程、同9：高知県公立大学法人危機管理基本方針）。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

<1> 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書等の資料の収集は、「本学の研究・教育及び学生の人格形成と教養を高め、生活・文化を豊かにすることに資する資料を、長期的展望に立って収集する。」という方針に従って選定することとしている(根拠資料VII-1-(3)-1：図書収集/購入ポリシー)。

総合情報センターは図書・学術情報サービスの質向上に取り組み、活動報告書を作成し、自己点検評価を行っている(根拠資料VII-1-(3)-2：総合情報センター年報(平成25年度))。

永国寺図書館は、一般教養分野、文化学部関係の図書が主となっており、短期大学が併設されている関係で、社会科学関係の図書も収集されている。池図書館は、医療・看護関係、社会福祉関係、健康栄養学部関係の図書が主となっている。

年2回、各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度が設けられている。新任教員に対しては、自分が専門とする図書が不十分な場合があることから、上述の推薦図書とは別に、着任の年初に推薦図書をリストアップして、学生の教育・研究環境を整えている。

所蔵図書等は、2014年(平成26年)4月1日現在、蔵書257,432冊、雑誌3,091タイトルである(根拠資料VII-1-(3)-3：高知県立大学年報(平成25年度)(P71))。

<表VII-1-(3)-1 図書・雑誌の蔵書数>

(単位：冊、タイトル)

項目	永国寺図書館	池図書館	合計
図書(冊)	167,291	90,141	257,432
雑誌(タイトル)	1,426	1,665	3,091

2014年4月1日現在

データベース・電子ジャーナルは、ProQuest Research Library、EBSCOhost(Academic Search Premier, CINAHL Complete, MEDLINE Complete, ERIC, Food Science Source)、CiNii、ヨミダス文書館、マガジンプラス、メディカルオンライン、医学中央雑誌を導入している。

2014年度(平成26年度)は、このうち、メディカルオンラインを新規導入し、また、CINAHLとMEDLINEは各々最上位の製品に増強して、電子情報の一層の充実を図った(根拠資料VII-1-(3)-4：本学ホームページ総合情報センター図書情報部門データベース検索 <http://iicuk.cc.u-kochi.ac.jp/library/db.html>)。

<2> 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

1) 図書館の規模

永国寺図書館は、閲覧席数95席、蔵書収容能力220,000冊、池図書館は、閲覧席数は117席、蔵書収容能力120,000冊である(根拠資料VII-1-(3)-5：高知県立大学・高知短期大学 図書館利用案内(チラシ))。

2) 職員の配置

図書館の運営管理は、永国寺図書館5名、池図書館3名、計8名の図書館職員で行っている。そのうち、司書の資格を持つ職員を永国寺図書館、池図書館ともに2名ずつ配置している。

3) 開館時間

永国寺キャンパスには夜間課程の短期大学が併設されており、永国寺図書館では短期大学の授業がある日は夜21時まで開けている。

池図書館では平日夜19時まで開けている(根拠資料VII-1-(3)-6:本学ホームページ 総合情報センター図書館情報部門 ご利用案内<http://iicuk.cc.u-kochi.ac.jp/library/gakunai.html>)。

<表VII-1-(3)-2 図書館開館時間>

	永国寺図書館	池図書館
月～金	9:00～21:00 (※1)	9:00～19:00
土	10:00～16:00 (※2)	10:00～16:00 (※2)

(※1) 高知短期大学の授業がない日は9:00～19:00

(※2) 県民開放事業として、春季・夏季休業中を除く

4) 利用者数

永国寺図書館、池図書館ともに利用頻度は高く、2013年度(平成25年度)の利用状況は、延べ入館者数72,633人で、23,861冊の図書が貸し出されており、有効に活用されている。また、2013年度(平成25年度)末の学外登録者数は、両図書館合わせて515人であり、本学学生、教職員ばかりでなく、広く県民にも利用されている。

<表VII-1-(3)-3 図書館利用状況> (単位:人、冊)

項 目		2011年度	2012年度	2013年度
入館者数 (人)	永国寺	30,142	27,855	22,271
	池	46,073	45,630	50,362
	合計	76,215	73,485	72,633
貸出人数 (人)	永国寺	4,075	3,828	3,931
	池	6,686	7,163	7,090
	合計	10,761	10,991	11,021
貸出冊数 (冊)	永国寺	8,421	8,536	6,925
	池	15,289	17,114	16,936
	合計	23,710	25,650	23,861

5) 情報検索設備

蔵書検索専用端末 (OPAC) を永国寺図書館は3台、池図書館は2台設置している。蔵書検索は、専用端末のほか、インターネット接続パソコンにより大学のホームページの中の総合情報センターのサイトからも利用することができる。

学内 LAN 接続端末を永国寺図書館では4台、池図書館では12台設置しており、データベース・電子ジャーナルをこの端末で利用することができる。

そのほか、学外の一般利用者も利用できるインターネット接続端末を永国寺図書館では2台設置している。池図書館では上記12台の学内 LAN 接続端末で一般利用者がインターネットも利用することができる。

<3>国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

文献複写及び相互貸借については、国立情報学研究所の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT) と相互貸借サービス (NACSIS-ILL) により、全国の大学図書館等との相互協力を行っている。

また、2012年 (平成24年) 3月29日に「高知県立大学総合情報センターと高知県立図書館の相互協力に関する協定書」を結び、図書館資料の相互貸借等の相互協力を行うほか、高知県立図書館を通じて県内公共図書館との相互協力を行っている (根拠資料VII-1-(3)-6:本学ホームページ 総合情報センター図書情報部門 ご利用案内 (図書館相互利用について) (<http://iicuk.cc.u-kochi.ac.jp/library/gakunai.html>)、同7:高知県立大学総合情報センターと高知県立図書館の相互協力に関する協定書 (平成24年3月29日))。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<1>教育方法等に応じた施設・設備の整備

実践者を育成する学部においては、必要な実習室を準備している。例えば、看護学部においては、実習室は機能別に使用できるように整備している。学生が全員で技術を学ぶことができる広さとベッド数を有する実習室、シミュレーション演習に特化した実習室、4人床を再現した実習室、在宅の環境を再現した実習室、母性・助産の環境を再現した実習室、小児の特性に合わせた演習のできる実習室などである。小児から成人、助産、そして在宅まで多彩なシミュレーションができる機材を有しているが、専用のシミュレーションラボではなく、いずれの実習室においても学習目標に合わせてシミュレーションができることが大きな特徴である。高機能シミュレーターを移動させて、再現したい状況で学習することが可能である。また、シミュレーション実施時の映像を他の学生と共有するための設備 (大型のモニターや画面合成装置等) も整え、効果的なシミュレーション教育を行うための環境作りに努めている。さらに、シミュレーション中の音声と映像データをシミュレーターのデータと一体化させて配信できる設備 (SimView) を導入したことにより、シミュレーションの映像を教室で共有することが可能となった。また学内だけでなく他大学や多施設との遠隔シミュレーションが可能となり、活用の可能性がさらに広がった。より実践的にまた効果的な学習支援ができるよう、活用方法を検討している。

<2>ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA) 等教育研究支援体制の整備

TAは、本学の看護学研究科博士前期課程又は博士課程に在学する優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に学部学生等に対する教育補助業務を行わせることにより、教育訓練の機会の提供を図

っており、看護専門職を育てるための教育的思考をもたせることで、看護学の発展に寄与できる教育環境づくりを整備している。また、RAは、本学の博士後期課程又は博士課程に在学する優秀な大学院生に対して、研究補助者としての研究遂行能力を育成し、研究体制の充実を図ることで、学生が将来への見通しをもって学ぶことのできる教育環境づくりを整備している（根拠資料VII-1-(4)-1：高知県立大学ティーチング・アシスタント等に関する規程）。

また、2014年度（平成26年度）に大学院研究助成金規程を制定した。18名の大学院生から応募があり、12名の大学院生へ合計2,375千円の研究助成金の交付が決定した（資料VII-1-(4)-2：高知県立大学大学院研究助成金規程）。

＜表VII-1-(4)-1 TA・RAの実績＞ (単位：人)

	T A	R A
2011年度	19	2
2012年度	20	1
2013年度	22	2
2014年度（11月末現在）	23	2

＜3＞教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

1) 教員研究費

教員研究費については、教員数、職位等により計算した額を各部局に配分したうえで、各部局の裁量で基準等を定め各教員に配分しており、平成26年度の教員研究費の配分総額は90,257千円となっている。

また、科学研究費助成事業に応募し不採択となった教員を対象に研究費を助成し次年度の科学研究費の獲得に繋がるよう支援するための事業を2014年度（平成26年度）から新たに実施しており、11件、3,451千円の助成を行っている（根拠資料VII-1-(4)-3：平成26年度「科研費」獲得支援助成事業募集要領）。

2) 科学研究費その他の競争的資金

競争的資金の応募件数と採択率の向上を図るため、公募元より送付された情報を全教員にメールで発信し周知を行い、応募する教員に対しては手続を支援している。

また、科学研究費助成事業については、申請件数の目標を設定し、応募説明会を開催するなど、応募件数の増加に向けた取り組みを行い、2013年度（平成25年度）においては、応募可能な教員の7割以上が応募した。

看護学部及び社会福祉学部では学部として、外部資金の獲得に戦略的に取り組んでいる。学部FDとして科学研究費助成事業への応募に際して研究計画調書の書き方についての講義やコンサルテーションを実施し、その成果として社会福祉学部62.5%、看護学部51.6%という高い獲得率を得ている。

社会福祉学部では、数年間の科学研究費への応募状況と採択数との分析から、若手教員を対象として具体的な申請書類の作成方法に特化した内容が必要と判断してターゲットを定めて研修会を行うとともに、相互支援体制を構築した。さらに、事務局の担当職員からの協力を得る姿勢など、応募に対する体制やモチベーションが整ったという評価もあった。平成26年度は、2013年度（平成2

5年度)に採択がなかった若手研究(B)で採択率が大幅に向上しており、その影響が基盤研究(C)の採択状況にも及んでいるなど、学部FDとして時宜を得た非常に効果的な企画であった(根拠資料VII-1-(4)-4:平成26年度科学研究費助成事業 新規採択等の状況、同5:高知新聞記事(平成26年11月19日掲載))。

<表VII-1-(4)-2 科学研究費助成事業採択率の推移>

年 度	応募件数	採択件数	採択率
2011年度	58	24	41.4%
2012年度	63	17	27.0%
2013年度	66	21	31.8%
2014年度	60	28	46.7%

3) 教員研究室

教員研究室には、空調設備、デスク、書棚、電話、パソコン、プリンターのほかインターネット、学内LANの利用環境もあり、研究環境は整っている。

4) 研究専念時間の確保

教員の研究時間は、学生への教育に支障のない範囲で柔軟に対応している。また、教員の教育・研究等の能力を向上させるため、長期研修に関する基準を定め、教員が中・長期にわたり国内・国外において、教育・研究に専念できる環境整備に努めている(根拠資料VII-1-(4)-6:長期研修(国内・国外)に関する基準)。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

「高知県立大学研究倫理指針」として、本学の研究者が遵守すべき倫理の保持に関する事項を定め、高い倫理規範と誠実な行動、人間の尊厳と基本的人権の尊重、社会からの信頼の確保、資料・データ等の適切な収集・管理、研究の透明性の確保、研究費の適切な管理など研究者の責務について規定している(根拠資料VII-1-(5)-1:高知県立大学研究倫理指針)。

この指針に基づき、本学の教員、大学院生、学部生等が行う研究の倫理に関する事項等を審議し、実施するため、全学組織として「高知県立大学研究倫理審査委員会」を設置、委員会の委員は、副学長、各研究科長、教育研究審議会委員4名、事務局次長のほか学外の有識者(弁護士・他大学医学部教授)2名で構成されている(資料VII-1-(5)-2:高知県立大学研究倫理審査委員会規程)。

この委員会の下に「文化研究倫理審査委員会」「看護研究倫理審査委員会」「社会福祉研究倫理審査委員会」「健康栄養に係る研究倫理審査委員会」の4つの領域別委員会を置き、委員会ごとに細則を定め、倫理審査申請書、研究計画、説明と同意を得る方法などに関して倫理的な配慮に基づいて計画されているかを審査している(根拠資料VII-1-(5)3~6:領域別委員会細則)。

審査の対象となる研究、審査の手順等については、「研究倫理審査に関する取扱い」として定めており、原則としてあらかじめ領域別委員会により審査を受け承認を得たうえで全学委員会の審査を受けることとなっている(根拠資料VII-1-(5)-7:研究倫理審査に関する取扱いについて)。

2013年度(平成25年度)は、申請件数137件、承認件数120件であった(根拠資料VII-1-(5)-8:高知県立大学における研究倫理申請件数及び承認件数)。研究者の利益相反行為に関する事項についても、研究倫理指針の規定に基づきこの取扱いで申請書の様式を定め、社会からの信頼の確保に努めている。

本学の動物実験については、科学的観点、動物福祉の観点、教職員・学生等の安全確保の観点から「高知県立大学動物実験要領」を設け、この要領に基づき、動物実験委員会を設置している（根拠資料VII-1-(5)-9：高知県立大学動物実験取扱要領）。

また、研究活動における不正行為を防止するため、「高知県立大学における公的研究費の不正防止計画」を策定するとともに、科学研究費助成事業に関する説明会（2013年（平成25年）9月20日開催）や教授会を通じて、研究費等の適正な執行について学内に周知を図っている（根拠資料VII-1-(5)-10：高知県立大学における公的研究費の不正防止計画）。

なお、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）の改正に伴い、「高知県立大学における公的研究費の不正防止計画」等の見直しを行い、2015年（平成27年）4月1日付け施行予定で改正作業中である。また、新たに各学部長等をコンプライアンス推進責任者と定め、機関内の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にするため、責任体系図を作成し機関内外に周知・公表することとしている（根拠資料VII-1-(5)-11：研究費の不正防止に関する責任体系図）。

<表VII-1-(5)-1 高知県立大学研究倫理審査申請件数及び承認件数> (単位：件)

年 度	2009	2010	2011	2012	2013
申請件数	87	86	91	86	137
承認件数	82	84	86	83	120

2 点検・評価

(基準7の充足状況)

教育研究環境の方針は、中期目標、中期計画に定められており、実習室・実験室には教育研究に必要な機器・備品を整備するとともに、高知県立大学法人災害対策プロジェクトを立ち上げ、全学を挙げて防災対策に取り組んでいる。図書館の利用頻度も高く、学術情報サービスも十分機能しており、広く県民にも利用されている。

また、TA、RAなどの教育研究支援体制、科学研究費等の応募に向けた教員の相互支援体制も構築されている。研究倫理の審査についても、適正かつ迅速に審査が行われている。以上の点から、基準7はおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○高知県立大学法人災害対策プロジェクトを立ち上げ、災害教育、避難訓練、高知医療センターとの合同災害訓練等を企画・実施し、多くの学生及び教職員が具体的に参加することにより、災害に対する意識が教職員ばかりでなく学生間でも向上している。また、近い将来起きると予測されている南海地震等に備え、災害時に軽症者を池キャンパスで受け入れる体制作りは、災害医療において画期的な試みであり、「消防計画」、「高知県立大学法人防火・防災対策規程」、「高知県立大学法人危機管理基本方針」、各種マニュアル等の制定・作成、「安否確認システム」の導入、食料・水・毛布等の備蓄など、全学を挙げて防災・減災対策に積極的に取り組んでいる。

○図書館の学外登録者数は、両館合わせて年間約500人であり、本学学生、教職員ばかりでなく、県民にも利用されている。また、夏休み等の長期休暇以外の土曜日は、働く県民のための開放事業

として両館とも開館し、地域に開かれた大学の知の拠点として機能している。

○研究倫理の審査については、全学委員会及び領域別委員会において、適正かつ迅速に審査が行われている。また、平成 25 年度に領域別委員会の規程を見直し、全学委員会の下に領域別委員会を置くことを明確にするとともに、平成 26 年度から全ての領域別委員会について学外の有識者を委員として加えることは、倫理審査の適切性の向上、倫理審査体制の強化につながるものであり、評価できる。また、平成 25 年度、研究倫理指針を改正し、「利益相反行為」に関する規程を盛り込むなど、時代の要請に応じた改革を行っていることも評価できる点と思われる。

○科学研究費助成事業については、応募に際して学部主催の研修会や全教員対象の応募説明会を開催するとともに、申請書類の作成では、教員の相互支援体制を構築することにより、高い応募率、採択率につながっている。

(2) 改善すべき事項

○特になし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○永国寺キャンパスの改築を計画的に推進する。2015 年（平成 27 年）3 月の完成を目指し、講義室・演習室 4,457 m²、実験・実習室 218 m²、研究室 2,658 m²、図書館 1,269 m²、体育施設 1,330 m²、厚生補導施設 2,108 m²、その他 11,991 m²合計約 24,031 m²の本部・教育研究棟を建設している。

なお、同キャンパス全体の整備を進めており、最終的な完成は 2018 年度（平成 30 年度）を予定している。

(2) 改善すべき事項

○特になし

4 根拠資料

- VII-1-(1)- 1 高知県公立大学法人中期目標（既出 I-1-(1)-5）
- VII-1-(1)- 2 高知県公立大学法人中期計画（既出 I-1-(3)-1）
- VII-1-(2)- 1 永国寺キャンパス整備スケジュール
- VII-1-(2)- 2 高知県公立大学法人固定資産台帳
- VII-1-(2)- 3 高知県公立大学法人職員安全衛生管理規程
- VII-1-(2)- 4 高知県公立大学法人平成 25 年度業務実績報告書（既出 II-1-(1)-1）
- VII-1-(2)- 5 平成 25 年度 法人災害対策プロジェクト報告書
- VII-1-(2)- 6 高知県立大学キャンパス安全ガイド
- VII-1-(2)- 7 高知県公立大学法人消防計画
- VII-1-(2)- 8 高知県公立大学法人防火・防災対策規程
- VII-1-(2)- 9 高知県公立大学法人危機管理基本方針
- VII-1-(3)- 1 図書購入に関する収集/購入ポリシー
- VII-1-(3)- 2 総合情報センター年報(平成 25 年度)（既出 II-1-(1)-8）
- VII-1-(3)- 3 高知県立大学年報(平成 25 年度)（既出 IV- I-1-(3)-2）

- VII-1-(3)- 4 高知県立大学ホームページ 総合情報センター図書情報部門データベース検索
(<http://iicuk.cc.u-kochi.ac.jp/library/db.html>)
- VII-1-(3)- 5 高知県立大学・高知短期大学総合情報センター 図書館利用案内(チラシ)
- VII-1-(3)- 6 高知県立大学ホームページ 総合情報センター図書情報部門 ご利用案内
(<http://iicuk.cc.u-kochi.ac.jp/library/gakunai.html>)
- VII-1-(3)- 7 高知県立大学総合情報センターと高知県立図書館の相互協力に関する協定書
(平成 24 年 3 月 29 日)
- VII-1-(4)- 1 高知県立大学ティーチング・アシスタント等に関する規程
- VII-1-(4)- 2 高知県立大学大学院研究助成金規程
- VII-1-(4)- 3 平成 26 年度高知県立大学「科研費」獲得支援助成事業募集要領
- VII-1-(4)- 4 平成 26 年度科学研究費助成事業 新規採択等の状況
- VII-1-(4)- 5 高知新聞記事 (H26. 11. 19 掲載)
- VII-1-(4)- 6 長期研修(国内・国外)に関する基準
- VII-1-(5)- 1 高知県立大学研究倫理指針
- VII-1-(5)- 2 高知県立大学研究倫理審査委員会規程
- VII-1-(5)- 3 高知県立大学文化研究倫理審査委員会に関する細則
- VII-1-(5)- 4 高知県立大学看護研究倫理審査委員会に関する細則
- VII-1-(5)- 5 高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会に関する細則
- VII-1-(5)- 6 高知県立大学健康栄養に係る研究倫理審査委員会に関する細則
- VII-1-(5)- 7 研究倫理審査に関する取扱いについて
- VII-1-(5)- 8 高知県立大学における研究倫理審査申請件数及び承認件数
- VII-1-(5)- 9 高知県立大学動物実験取扱要領
- VII-1-(5)-10 高知県立大学における公的研究費の不正防止計画
- VII-1-(5)-11 研究費の不正防止に関する責任体系図

図表目次

- 表VII-1-(3)- 1 図書・雑誌の蔵書数
- 表VII-1-(3)- 2 図書館開館時間
- 表VII-1-(3)- 3 図書館利用状況
- 表VII-1-(4)- 1 TA・RAの実績
- 表VII-1-(4)- 2 科学研究費助成事業採択率の推移
- 表VII-1-(5)- 1 高知県立大学研究倫理審査申請件数及び承認件数

第8章 社会連携・社会貢献

1 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の社会との連携・協力に関する方針については、法人・大学の理念に基づき、中期目標において、以下のとおり定められている。

- (ア) 地域の現状を踏まえながら、地域に貢献する大学として、地域教育研究センター、健康長寿センター等を設置し、地域の活性化及び発展につながる研究及び社会貢献活動を進展させる。
- (イ) 地域に開かれた大学として、県民ニーズに対応する公開講座、リカレント教育、出前講座等を行うとともに、他の大学及び地域と協力及び連携をし、社会人教育及び生涯教育の機能を高める。
- (ウ) 地域における高等教育の充実、社会貢献並びに高校生の学習意欲の向上及び進路選択に資するため、県内の大学及び高等学校等との交流及び連携を積極的に推進する（根拠資料VIII-1-(1)-1：高知県公立大学法人中期目標(p5)）。

このような方針に基づき、本学においては「県民大学」というスローガンを掲げ、県内の地域が抱える課題に県民と協働して取り組む大学、生涯学習の拠点として「知」を「地」に活かす大学となる取り組みを積極的に進めている。具体的には、地域貢献の窓口である地域教育研究センターと健康長寿センターを中核とし、各学部及び研究科が連携して「地域住民の健康長寿を目指した地域連携事業」、「専門職人材養成事業」や、「産学官民の連携による教育研究活動」などに積極的に取り組んでいる（根拠資料VIII-1-(1)-2：高知県立大学地域教育研究センター規程、同 3：高知県立大学健康長寿センター規程）。

また、国際交流については、中期目標において「異文化への理解及びグローバルな視点での考察を促すため学生の国際交流を推進するとともに、教育研究能力の向上に向け、研究者交流等及び職員の国際交流を推進することにより、大学の国際化を図る。」と定めている。この方針に基づき、国際交流委員会が中心となって全学的に「留学生等の継続的な派遣と受け入れ」、「国際交流協定校との交流の維持・拡大、留学に関する教育指導や情報提供等の支援体制の強化・継続」について取り組んでいる。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を社会に還元することについては中期目標に以下の方針を定めている（根拠資料VIII-1-(1)-1：高知県公立大学法人中期目標(p5)）。

- (ア) 看護、福祉、栄養及び文化の4分野等を有する高知県立大学の特色を活かした学際的な研究及び基礎研究並びに地域のニーズに積極的に対応するため、地域課題の解決に寄与する研究活動を推進する。
- (イ) 独創性及び新規性のある研究活動を行い、これに基づく成果を挙げる。
- (ウ) 研究水準の向上を図るため、研究活動について適切な評価を行い改善につなげる。
- (エ) 地域及び産業界との連携による研究活動を推進するため、学内体制を充実させる。
- (オ) 大学内における研究を活性化し、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金及び地域連携等による共同研究・受託研究資金の受入れなど、多様な大学事業の展開による自己収入の増加に取り組む。

本学では、教員の研究活動を社会に還元するために、研究論文の発表をはじめとする教育研究内容の公表に努めている。過去2年間に研究業績のない教員はなく、それぞれが専門性に基づいて教

育研究活動を行っている（根拠資料Ⅷ-1-(2)-1：専任教員の教育・研究業績）。

また、地域の課題解決に寄与するために、地域教育研究センター及び健康長寿センターを設置し、各学部・研究科との協力のもと、各教員はその専門性を活かし、大学のみならず県内各地で公開講座、フォーラムなどを実施している。

また、学生・教職員・地域住民がともに協働し、学部や専門領域を越えて、地域課題の解決に取り組むことにより、地「域」と大「学」が「共」に「生」きていくための協働関係を築く「域学共生」の理念の実現を目指し、学内外の組織と連携・協力しながら、教育・研究活動を行っている（資料Ⅷ-1-(2)-2：高知県立大学法人平成26年度計画(社会貢献 p11)）。

< 1 > 地域課題解決に向けた教育研究成果の還元

地域教育研究センターが中心となって、2012年度（平成24年度）に高知県内の自治体、公益セクタ、民間セクタ等1,116団体に「高知県各地域の地域課題の現況等に関する調査（地域貢献ニーズ調査）」を実施し、432団体から回答を得た。それと並行して、学内教員に対しては、地域からのニーズを満たすための個々人の教育研究資源を的確に把握することを目的とした調査（地域貢献シーズ調査）を実施した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-3：地域貢献調査報告Ⅰ「高知県各地域の地域課題の現況等に関する調査報告書（地域貢献ニーズ集）」、同4：地域貢献調査報告Ⅱ「地域貢献に関する実績・資源調査報告書（地域貢献シーズ集）」）。

2013年度（平成25年度）には上記報告書の概要版を作成し、より広く周知、活用してもらう目的で、同じく県内外の関係機関に配布するとともに、本学教員と地域が協働して、地域の課題解決のため、モデル事業を展開した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-5：「高知県の地域課題ニーズと高知県立大学の地域貢献シーズ」地域貢献ニーズ・シーズ調査概要報告書、同6：高知県立大学地域教育研究センター報2013）。

本学は自治体と包括連携協定を締結し協働して地域課題解決に取り組んでいる（根拠資料Ⅷ-1-(2)-7：県内自治体との連携協定書（土佐市、香美市、佐川町、津野町、安芸市））。土佐市においては、健康長寿センターが中心となって、「とさつ子健診プロジェクト」、「特定健診の受診率向上プロジェクト」、「在宅移行支援システム構築事業」を実施した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-8：高知県立大学・土佐市連携事業報告書、同9：高知県立大学健康長寿センター平成25年度活動報告書）。

健康長寿センターの教員は「土佐市子どもの健康づくりアクションプラン」の作成に委員・議長として参画し協力した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-10：土佐市子どもの健康づくりアクションプラン）。

< 2 > 防災・減災に向けた教育研究成果の還元

防災対策、高知医療センターとの包括的連携事業における災害対策、地域住民の避難所としての準備体制づくりを法人災害対策プロジェクトが中心となり、各学部・研究科の教員がそれぞれの専門性を活かし全学的に取り組んでいる。例えば、災害支援病院と行政の連携による災害看護支援ネットワークの運営、地域災害支援ナースの教育などを行っている。

高知医療センターとの連携では、基幹災害拠点病院である同センターと通算2回目となる合同災害訓練を実施した。池キャンパスには、看護学部、社会福祉学部、健康栄養学部、及び大学院があることから、避難所機能に加え救護所機能を担えるよう取り組んでいる。同訓練においては、地域住民と共同して避難所運営の準備として、避難所の部屋割り等、図上訓練を地域住民と行った。また、地域住民のための合同災害訓練の事前研修として、本学学生も参加して避難所で利用する段ボールベッドの作成研修を行った。

また、これまでの災害対策により作成されたマニュアルや活動記録等を、災害に関する専用

のホームページに公表し情報共有できるようにした（根拠資料Ⅷ-1-(2)-11：法人災害対策プロジェクト報告書(平成25年度)）。

＜3＞専門職者や市民を対象とする公開講座等による教育研究の還元

本学は、専門職者及び一般市民を対象として、公開講座による教育研究成果の還元を積極的に行っている。2013年度（平成25年度）においては、全学で77回の公開講座を開催した。その内容は多岐にわたっている。例えば、文化学部では、文化を多面的に探求する「日本学レクチャー」をシリーズの公開講座として、看護学部では、各看護専門領域で最新の知識を提供するリカレント教育と事例検討会を開催している。

健康長寿センターは、単独で、若しくは学部や高知医療センターと共同で、関連分野を含めた公開講座を開催しており、地域教育研究センターは地域との協働を内容とする地域活性化フォーラムを開催した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-12：平成25年度公開講座等一覧）。

健康長寿センターでは、高知県からの受託事業（「地域医療フォーラム2013～看取り」及び「平成25年度高知県介護職員喀痰吸引等研修」）や、高知県と協働で「高知県新任期保健師研修会」を、県内自治体と協力して「平成25年度健康長寿体験型セミナー」などを実施している（根拠資料Ⅷ-1-(2)-9：高知県立大学健康長寿センター平成25年度活動報告書）。

包括的連携事業協定を締結している高知医療センターと連携・協働して、包括的連携協議会を開催して教育研究の還元方法を常時検討している。その結果、池キャンパスの3学部は、模擬患者（SP）参加型医療コミュニケーション研修（7月6日）、SPの共同養成、高知医療センター・高知県立大学スキルズラボ運営委員会（6月12日、11月6日）、医療従事者のための蘇生トレーニングコース、患者を含む家族への看護ケア学習会（3回）などを実施し、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動を行った。さらに、本学及び高知医療センターは、立地する三里地区の住民の方々への健康啓発を目的に、第5回みさとフェア2013において健康啓発ブースを共同出展しており、研究成果の還元に努めている。

＜4＞産学官の連携による教育研究成果の還元

本学は、産学官の連携として、1）共同研究及び受託研究、2）専門職者のキャリア支援専門知識の普及活動を行っている。

1）共同研究及び受託研究

2013年度（平成25年度）は、高知県産学官連携産業創出研究推進事業において、3件の事業を受託し、民間及び他大学と共同で実施するとともに、研究成果について、年1回発表を行っている。

また、高知工科大学、高知大学、高知県と共同で行った発明「高血圧抑制剤」について、特許出願を行った（2013年（平成25年）3月19日、特許願提出）。

＜表Ⅷ-1-(1)-1 受託事業概要（高知県産学官連携産業創出研究推進事業）＞

番号	委託団体	事業名	採択事業の概要	研究担当者
1	高知県（新産業推進課） （共同研究者） 高知工科大学	高知県産学官 連携産業創出 研究推進事業 （H23～H25）	県産未利用有用植物の 活用に向けた農商工医 連携基盤の構築と事業 化モデル	健康栄養学部教授 渡邊 浩幸
2	高知県（新産業推進課） （共同研究者） 高知工業高等専門学校	高知県産学官 連携産業創出 研究推進事業 （H25）	漁獲物の高付加価値化 を目指した魚類ストレ ス度測定装置の開発	健康栄養学部教授 渡邊 浩幸
3	高知県（新産業推進課） （共同研究者） 高知大学、徳島文理大学、 高知県工業技術センタ ー、松田医薬品（株）	高知県産学官 連携産業創出 研究推進事業 （H25～H27）	ショウガを利用した嚥 下機能改善品の開発	看護学部教授 藤田 佐和

2) 専門職者のキャリア支援

食品生産管理高度化講座（HACCP）として、9回のHACCP実践編（講義、実習、参加企業への視察及び指導）、3回の短期HACCP講座、4回の特別講座の三つの柱からなる「食品生産管理高度化講座」を高知県と連携して実施し、延べ229社、340名が参加した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-13：平成25年度食品生産管理高度化講座報告書）。

これらの講座を通じて、県内食品企業の品質管理、安全管理の向上と人材の育成に努めた。また、本学が取り組む食品生産管理高度化講座のミッション・運営・実施内容について広く広報をするために、産学連携学会や高知県ものづくり総合技術展で発表・ポスター展示を行った。

＜5＞県民に対する公開授業を通しての教育研究の還元

「県民大学」として、生涯学習に対する社会的要請に応え、地域社会と大学との新たな連携をつくり上げるとともに、異世代間の交流によって清新な学びの場を創造することを目的として、地域教育研究センターが中心となって、2014年度（平成26年度）から「履修証明プログラム」を実施している。平成26年度は1プログラムに2名が参加したのみであるが、継続して発展させていく計画である。

また、2003年（平成15年）10月より「県民開放授業」を実施し、文化学部専門教育科目を、県民に受講料無料で開放した。平成25年10月からは、さらなる県民からのニーズに応える目的で、共通教養教育科目の提供も開始した。最近5カ年の提供科目数及び延べ受講者数は以下のとおりである。

- 2010年度：42科目、132名
- 2011年度：31科目、111名
- 2012年度：28科目、117名
- 2013年度：36科目、111名
- 2014年度：44科目、79名

「AERU（地域教育研究センター）県民公開授業」「県民開放授業」に対する評価では、県民受講生が「(大いに) 満足した、また受講したい」と回答し、学習機会提供に対する県民受講生の高評価を得られたといえる。一方で県民の方からより多くの科目を提供してほしい旨の要望が出ている。また、本学学生も多くの学生が「(たいへん) 良かった、事業を続けてもよい」と回答しており、事業に肯定的であった。さらに、県民受講生の熱心な授業参加態度に接した本学学生の学びに対する積極性の向上にもつながっている。しかし、一部の学生から出されたマイナス評価・意見への対応を行う必要がある。

< 6 >次世代育成に向けての教育研究の還元

本学の教育研究の成果を次世代に伝えようと試み、2013年度（平成25年度）は16回県内の高校に「出前講座」を実施している。各教員は、専門分野の教育研究の成果を生かして講座を実施した。各学部では高校生を対象とする出前講座を開催している（根拠資料Ⅷ-1-(2)-14：高等学校への出前講座等）。

2012年度（平成24年度）から、高知県と株式会社いほく未来との連携のもと、嶺北高等学校生徒と健康栄養学部の学生が共同して米粉を使用したレシピ開発を行い、「地域内高校と連携した将来の担い手育成に関する取組」に参加した。この共同事業がきっかけとなり結成された、学生サークル「米っ娘。」が第1回全国米粉料理コンテスト中四国・九州地区大会にて、敢闘賞を受賞した。

また、2007年度（平成19年度）から継続して健康栄養学部の教員と学生が「子育て支援イベントすこやか」に参加している。食育キッチン（調理教室）で、子どもたちに調理の機会を提供し、食育活動の支援を行っている（根拠資料Ⅷ-1-(2)-15：子育て応援団 すこやか2014チラシ、同感謝状）。

< 7 >国際的な学術交流

国際交流委員会が中心となり、各学部・研究科との連携のもとに、国際的な学術交流を実施している。

現在、7か国12大学と協定を締結している。その中でも相互に長期・短期（学期）交換留学生の派遣・受入を実施し、緊切な関係を保っているのは以下の4大学である（アメリカマサチューセッツ州エルムズ・カレッジ、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校、中国—北京聯合大学旅游学院、台湾—文藻外語大学）。さらに近年、イタリア—ヴェネツィア カ・フォスカリ大学、マレーシア国立サバ大学、インドネシア国立ガジャマダ大学とも協定締結に至っている。他にもカリフォルニア州立大学サンフランシスコ校看護学部とは学術研究交流を目的とする協定を結んでいる（根拠資料Ⅷ-1-(2)-16：平成25年度国際交流委員会の活動について、同17：海外大学との国際交流協定書）。

なお、留学生受け入れのために、広報冊子の作成や日本語学校訪問など周知活動を行った結果、2014年度（平成26年度）に初めて私費外国人留学生2名が入学した（根拠資料Ⅷ-1-(2)-18：平成26年度学生募集要項（私費外国人留学生入試））。

2 点検・評価

（基準8の充足状況）

中期目標の達成のため、地域貢献ニーズ調査を行い、地域の課題やニーズの把握に努めた。そのうえで年度計画を策定し、各学部・研究科・センターが連携して、大学のみならず県内各地で公開

講座・リカレント教育・出前講座等を開催している。各事業ではアンケート調査を実施し、事業の検証を行っている。

また学長のリーダーシップのもと、本学は自治体・高知医療センターと包括連携協定を締結し、地域課題解決や地域の防災・減災対策に取り組んでいる。国際交流においては、留学生が増加し、受入外国人留学生と学生との日常的な交流が活性化した。以上の点から、基準8をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○地域課題への取り組み：地域貢献ニーズ・シーズ集を県内各市町村、社会福祉協議会、教育機関、NPO 団体等へ配布するとともに、大学として地域とモデル事業に取り組み、成果を挙げている（根拠資料Ⅷ-2-(1)-1：高知県立大学地域連携事業報告集 第1号）。

○健康長寿センター：土佐市連携事業やへき地での保健医療体制の向上事業（JICA事業）など、地域の課題に行政とともに取り組み成果を上げている。

○公開講座等の積極的な開催：専門職者や市民を対象とする公開講座等を積極的に開催するとともに、高知県、市町村及び関係機関と連携して研修やセミナー、学習会等を活発に実施している。

○国際交流の機会の拡充：学長のリーダーシップのもと、国際交流協定校の増加やより効果的な对外広報の実施に伴い、本学の留学生が増加しており、研修先の拡大とともに、受入外国人留学生と学生との日常的な交流が活性化している（チューター・フレンドシップパートナー制度の活用、留学生の授業や学内外のイベント等への参加）。

(2) 改善すべき事項

○国際交流会館等の整備：現在、数名の留学生受入れ宿舎しかなく、本学学生と留学生との交流の活発化を念頭に、更なる国際化に向けて、より多くの留学生を受け入れられる宿舎であり、かつ本学学生との交流も可能な国際交流会館等の施設を整備する必要がある。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○地域教育研究センター：法人化以降、学長のリーダーシップのもと、知の拠点として地域教育研究センターを設置したことで効果は上がっている。更なる発展に向けて、地域教育研究センター活動を推進していくことが必要である。

○国際交流の機会の拡充：近年協定を結んだ大学との学生交流・学術交流の活性化を図るとともに、外国人留学生の増加、日常的な交流活動をより活性化し、学生の留学や国際交流・多文化共生への意識を醸成していくことが必要である。

(2) 改善すべき事項

○国際交流会館等の整備：平成26年度から国際交流会館等の整備に向けて全国の類似施設等の調査を開始する。国際交流会館等の整備までの期間は、現有施設の修繕、改修等による有効活用や民間施設の借上げ等の支援を行う。

4 根拠資料

- VIII-1-(1)- 1 高知県公立大学法人中期目標 (既出 I-1-(1)-5)
- VIII-1-(1)- 2 高知県立大学地域教育研究センター規程 (既出 II-1-(1)-2)
- VIII-1-(1)- 3 高知県立大学健康長寿センター規程 (既出 II-1-(1)-3)
- VIII-1-(2)- 1 専任教員の教育・研究業績 (既出 III-1-(2)-7)
- VIII-1-(2)- 2 高知県立大学法人平成 26 年度計画 (既出 I-1-(3)-2)
- VIII-1-(2)- 3 地域貢献調査報告 I「高知県各地域の地域課題の現況等に関する調査報告書(地域貢献ニーズ集)」
- VIII-1-(2)- 4 地域貢献調査報告 II「地域貢献に関する実績・資源調査報告書(地域貢献シーズ集)」
- VIII-1-(2)- 5 高知県の地域課題ニーズと高知県立大学の地域貢献シーズ(地域貢献ニーズ・シーズ調査概要報告書)
- VIII-1-(2)- 6 高知県立大学地域教育研究センター報 2013 (既出 II-1-1-(1)-9)
- VIII-1-(2)- 7 県内自治体との連携協定書(土佐市、香美市、佐川町、津野町、安芸市)
- VIII-1-(2)- 8 高知県立大学・土佐市連携事業報告書
- VIII-1-(2)- 9 高知県立大学健康長寿センター平成 25 年度活動報告書(既出 II-1-(1)-11)
- VIII-1-(2)-10 土佐市子どもの健康づくりアクションプラン
- VIII-1-(2)-11 法人災害対策プロジェクト報告書(平成 25 年度)(既出 VII-1-(2)-5)
- VIII-1-(2)-12 平成 25 年度公開講座等一覧
- VIII-1-(2)-13 平成 25 年度食品生産管理高度化講座報告書
- VIII-1-(2)-14 高等学校への出前講座等
- VIII-1-(2)-15 子育て応援団 すこやか 2014 チラシ、同感謝状
- VIII-1-(2)-16 平成 25 年度国際交流委員会の活動について
- VIII-1-(2)-17 海外大学との国際交流協定書
- VIII-1-(2)-18 平成 26 年度学生募集要項(私費外国人留学生入試) 既出 V-1-(2)-11)
- VIII-2-(1)- 1 高知県立大学地域連携事業報告集 第 1 号

図表目次

- 表 VIII-1-(1)- 1 受託事業概要(高知県産学官連携産業創出研究推進事業)

第9章 管理運営・財務

I 管理運営

1 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の業務運営の基本方針は、業務方法書第2条において「中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする」旨を明示している（根拠資料IX-1-1-(1)-1：高知県公立大学法人業務方法書(第2条)）。

また、中期目標の「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」に、「理事長（学長）のリーダーシップのもと意思決定の迅速化」、「効率的で適正な業務運営体制の確立」、「開かれた大学として、学外者の大学運営への参画を図るとともに学生の意見を聴く仕組みづくり」が掲げられており、この中期目標を達成するためにとるべき措置を中期計画に定めている（根拠資料IX-1-1-(1)-2：高知県公立大学法人中期目標(p5)）。

管理運営に係る意思決定プロセスについては、教学と経営の円滑かつ一体的な合意形成、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化等の観点から、いわゆる「理事長・学長一体型」を採用しており、定款において、理事長が学長となるものであることが明示されている（根拠資料IX-1-1-(1)-3：高知県公立大学法人定款(第10条)）。

また、教学と経営のバランスのとれた運営に資するため、理事長が、経営に関する重要事項及び教育研究に関する重要事項について決定をしようとするときは、法人の審議機関である経営審議会又は教育研究審議会の議を経なければならないこととされており、定款にその旨が明示されている。

各部局が所掌する事務の処理に関する最終的な意思決定は、事務決裁規程の定めるところにより行われる。また、教授会、各種委員会等の議を経るべき事項については教授会規程、各種委員会に関する規程等において明示している（根拠資料IX-1-1-(1)-4：高知県公立大学法人事務決裁規程、同5：高知県立大学教授会規程、同6：高知県立大学委員会設置規程）。

平成27年度より、高知工科大学との法人統合に対して、学長のリーダーシップのもと、両法人・両大学の建設的・積極的な取り組みにより順調に進行している。複雑で多様な課題に対して、丁寧な卓越した問題解方略を駆使して、円滑な統合を導いている。今後とも、円滑な統合はもとより、統合を実効あるものとするため、統合後も不断の取り組みを行っていく計画である。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

法人の目的、組織並びに業務執行に関する基本原則は、定款に規定しており、より具体的な事項については定款の委任に基づき諸規程を整備している。

役員に関する事項については理事長の選考及び解任等に関する規則等を、人事管理に関する事項については就業規則、一般職員人事委員会規程を、財産管理に関する事項については財務及び会計に関する規程等を、運営管理に関する事項については学則等をそれぞれ整備し、運用している（根拠資料IX-1-1-(2)-1：高知県公立大学法人理事長の選考及び解任に関する規程、同2：高知県公立大学法人就業規則、同3；高知県公立大学法人一般職員人事委員会規程、同4：高知県公立大学法人財務及び会計に関する規程、同5：高知県立大学学則）。

本学は、2011年度（平成23年度）の公立大学法人化を契機に、機動的、戦略的な大学運営に努めている。2015年度（平成27年度）には公立大学法人高知工科大学との法人統合を予定しており、管理運営のあり方についても、必要な見直しを行っているところである。

2) 学長、学部長・研究科長及び理事等の権限と責任の明確化

学長は、理事長として法人を代表しその業務を総理し、事務決裁規程に定める事項について決裁する（根拠資料IX-1-1-(1)-4：高知県公立大学法人事務決裁規程）。

学部長及び研究科長は、学部、研究科の責任者として、学長、副学長の指揮のもと、中期目標・中期計画の達成に向けた学部、研究科の運営全般に責任を負い、所属職員を指揮監督するものとしている。なお、学部等において教授会の審議を要する事項は教授会規程に明示している（根拠資料IX-1-1-(1)-5：高知県立大学教授会規程）。

理事については、責務、服務等を役員規程に明示している（資料IX-1-1-(2)-6：高知県公立大学法人役員規程、同7：高知県公立大学法人理事会名簿）。

3) 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長等の選考方法は、次の規程により明示している。

- ・理事長（学長）：定款、理事長の選考及び解任等に関する規程、理事長選考会議規程（根拠資料IX-1-1-(1)-3、同IX-1-1-(2)-1、同8）※
 - ・副学長等：高知県公立大学法人高知県立大学及び高知短期大学副学長等選任規程（根拠資料IX-1-1-(2)-9）
 - ・学部長：高知県立大学学部長選考規程（根拠資料IX-1-1-(2)-10）※
 - ・研究科長：高知県立大学大学院研究科長選考規程（根拠資料IX-1-1-(2)-11）※
- ※法人統合と大学ガバナンスの視点から改定予定である。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

1) 事務組織の構成と人員配置の適切性

大学業務を支援する事務局は、池キャンパスに総務企画課、学生課、図書情報課を、永国寺キャンパスに永国寺事務室を配置している。池キャンパスの総務企画課には総務部門及び企画連携部門を、学生課には教務、入試、学生支援の各部門を配置している。

事務局の正職員は事務局長以下33名であり、そのうち法人採用の職員が10名、高知県からの派遣職員が22名、その他1名となっている。また、正職員以外に、各業務の特性に応じて契約職員を配置しており、その数は34名である（2014年（平成26年）4月1日現在）。

常勤事務職員1人当たりの学生数は、21.4人となっている。

2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

2011年度（平成23年度）の公立大学法人への移行を契機に、設立団体である高知県からの派遣職員を中心とした事務局体制を見直し、法人による職員の採用と育成を行うことで、大学事務の専門性を高めるとともに、業務の繁忙等に応じて、有期雇用の契約職員や、専門性を有する派遣職員を受け入れるなど、様々な人材を活用することで、事務組織の活性化を図っている。

3) 職員の採用・昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用は、就業規則第10条において、「別に定める場合を除き、競争試験又は選考による」旨を明示している。職員の昇任は、一般職員選考規程第3条において「一般職員が当該昇任後の職に係る職務遂行の能力を有するかどうかの判定に基づいてこれを行う」旨を定めている（根拠資料IX-1-1-(3)-1：高知県公立大学法人一般職員選考規程）。

職員の採用のための選考に関する事務は、理事長の諮問機関である一般職員人事委員会が処理しており、毎年度、採用予定人員や受験資格、受験手続、採用試験の内容等を検討し、採用候補者に関する審査を行い、その結果を理事長に報告している（根拠資料IX-1-1-(2)-3：高知県公立大学法人一般職員人事委員会規程）。

法人採用職員の昇任については、現在、県派遣職員から順次切り換えを行っている段階で、採用後の経験年数も短期であることから、設立団体である高知県の制度に準じて行っているが、今後については、個々の職員の能力、適性、年齢、経験年数等を踏まえ、全体の配置状況や職員間のバランスも見ながら、適切に行うこととしている。

なお、県派遣職員と法人採用職員の比率は、2011年度は県派遣職員が100%（34人）であったが、2012年度から法人採用職員への段階的移行を開始し、2014年度には、県派遣職員67%（22人）、法人採用職員30%（10人）となっている。

<表IX-I-2-(2)-1 高知県立大学事務職員数>

	H23	H24	H25	H26
事務職員数	52	51	57	62
うち正職員	34	34	34	33

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務局員の意欲の向上、業務効率の向上等に資するため、設立団体の県に準じ、目標設定制度を設けている。年度当初に業務の取り組み目標を設定し、年度の中間と年度末に進捗状況を確認する。それぞれの段階において上司との確認・協議を行う方策を講じている。人事評価と昇給等への反映、業務実績の勤勉手当への反映を行っている。

また、本学が実施する研修に加えて、公立大学協会や他大学等が実施する研修プログラムに随時職員を派遣するなど、2013年度（平成25年度）はのべ142名が研修を受講している（資料IX-1-1-(4)-1 平成25年度 事務職員研修実績）。なお、SD研修等は、法人全体の人事管理を担当する法人経営室において行っている。

2 点検・評価

(基準9 (I) の充足状況)

本学は、中期目標に基づき、理事長（学長）のリーダーシップのもと、意思決定の迅速化と、効率的で適正な業務運営体制を確立している。また、定款に基づき学内の諸規程を整備し、学長、学部長・研究科長および理事等の権限と責任の明確化を図るとともに、法人採用職員の増加など、事務組織を強化・充実しており、基準9 (I) をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○公立大学法人への移行に伴う理事長・学長一体型の採用により、法人全体の視点に立った迅速な意思決定と学長のリーダーシップによる大学運営が実施されている。

○法人職員の採用により、専門性の高い職員の育成が図られつつある。

○平成27年度より、高知工科大学との法人統合に対して、学長のリーダーシップのもと、両法人・両大学の建設的・積極的な取り組みにより順調に進行している。複雑で多様な課題に対して、

丁寧に卓越した問題解方略を駆使して、円滑な統合を導いている。

(2) 改善すべき事項

○学部の拡充や新たな教育プログラムの開始など大学の重点的な取り組みに対応できる事務組織の充実強化と、法人職員育成のための研修の充実が求められている。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○今後とも、円滑な統合はもとより、統合を実効あるものとするため、統合後も不断の取り組みを行っていく。

○引き続き、法人採用職員の計画的な採用を行っていく。

(2) 改善すべき事項

○2015年度（平成27年度）からの永国寺キャンパスの整備に伴う文化学部の拡充と公立大学法人高知工科大学との法人統合に対応する事務の組織体制の構築を進めていく。

○法人職員育成のための段階的かつ系統的な研修を行っていく。

4 根拠資料

- IX-1-1-(1)- 1 高知県公立大学法人業務方法書
- IX-1-1-(1)- 2 高知県公立大学法人中期目標（既出 I-1-(1)-5）
- IX-1-1-(1)- 3 高知県公立大学法人定款（既出 I-1-(1)-1）
- IX-1-1-(1)- 4 高知県公立大学法人事務決裁規程
- IX-1-1-(1)- 5 高知県立大学教授会規程（既出 II-1-(1)-15）
- IX-1-1-(1)- 6 高知県立大学委員会設置規程（既出 II-1-(1)-17）
- IX-1-1-(2)- 1 高知県公立大学法人理事長の選考及び解任等に関する規程
- IX-1-1-(2)- 2 高知県公立大学法人就業規則
- IX-1-1-(2)- 3 高知県公立大学法人一般職員人事委員会規程
- IX-1-1-(2)- 4 高知県公立大学法人財務及び会計に関する規程
- IX-1-1-(2)- 5 高知県立大学学則（既出 I-1-(1)-2）
- IX-1-1-(2)- 6 高知県公立大学法人役員規程
- IX-1-1-(2)- 7 高知県公立大学法人理事会名簿
- IX-1-1-(2)- 8 高知県公立大学法人理事長選考会議規程
- IX-1-1-(2)- 9 高知県公立大学法人高知県立大学及び高知短期大学副学長等選任規程
- IX-1-1-(2)-10 高知県立大学学部長選考規程
- IX-1-1-(2)-11 高知県立大学大学院研究科長選考規程
- IX-1-1-(3)- 1 高知県公立大学法人一般職員選考規程
- IX-1-1-(4)- 1 平成25年度職員研修実績

図表目次

- 表IX- I-2-(2)- 1 高知県立大学事務職員数

II 財務

1 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の財政運営については、2011年（平成23年）4月の公立大学法人への移行（法人化）を契機として、大きく様変わりをした。すなわち、法人化以前は、県の一機関として予算が配分され、執行していたが、法人化後は、自己収入と必要経費の差額を法人の設立団体である県から交付される運営費交付金で賄うこととなり、基本的には教育・研究・地域貢献等を安定かつ弾力的に行える財務構造となっている。本学の運営費交付金は、6年間の中期計画における予算を基礎としており、県に対して、年度毎に必要な予算を説明し、協議を行っている。

<表IX-2-1-(1)-1 中期予算計画>

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
収入	運営費交付金	1,639	1,603	1,631	1,537	1,563	1,464
	授業料等収入	716	741	769	769	769	769
	その他収入	34	28	28	28	28	28
	合計	2,389	2,372	2,428	2,334	2,360	2,261
支出	教育研究経費	308	316	319	317	315	310
	人件費	1,779	1,755	1,809	1,730	1,757	1,724
	一般管理費	295	294	293	280	281	220
	その他支出	7	7	7	7	7	7
	合計	2,389	2,372	2,428	2,334	2,360	2,261

また、2013年度（平成25年度）までの実績は以下のとおりである。

<表IX-2-1-(1)-2 決算報告書> (単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度	2013年度	
収入	運営費交付金	1,638	1,562	1,461
	授業料等収入	759	779	799
	その他収入	63	261	358
	合計	2,461	2,602	2,618
支出	教育研究経費	258	301	467
	人件費	1,734	1,656	1,740
	一般管理費	262	278	110
	その他支出	22	126	342
	合計	2,275	2,361	2,659
収入-支出	186	241	▲41	

▲は収支がマイナス

なお、通常の施設補修費では対応できない大規模修繕や新たな施設整備費については、その都度、設立団体である県と協議することとなっている。

外部資金については、国の大学改革推進等補助金の獲得などに努めており、特に科学研究費助成事業については、申請件数の目標を設定するとともに申請への支援を行うなど、安定的な確保に努めた結果、本学の財政的基盤の確立と、これによる教育研究活動の充実に大きく貢献している。また、年度毎に資金計画を定め適正な資金管理に努めているところである。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成及び予算執行は、高知県公立大学法人で定めている財務及び会計に関する規程、予算規程、会計事務取扱規程等に基づき、行っている（資料IX-1-1-(2)-4：高知県公立大学法人財務及び会計に関する規程、同IX-1-2-(2)-1：高知県公立大学法人予算規程、同2：高知県公立大学法人会計事務取扱規程）。

このうち、予算編成については、公立大学法人に移行して、一定経過したこともあり、以下のような手続きを踏まえて行っている。

- 1) 理事長兼学長は、部局長会議（学長、副学長、学部長、研究科長等で構成）において、予算編成の基本的な考え方や予算見積書の作成要領を示す。
- 2) 部局長は、定められた期限までに、収入及び支出の予算見積書を作成し、理事長（法人総務企画課）に提出する。
- 3) 理事（副学長）、（総務企画課）は、部局長に対し必要なヒアリングを行い、予算資料を作成のうえ、理事長に報告するとともに協議する。
- 4) 理事長は、予算資料を基に県に対して翌年度の運営費交付金予算の要求を行う。
- 5) 県からの運営費交付金交付予定額（県の予算案の額）の連絡を受け、法人役員会（理事長兼学長、副学長、事務局長等で構成）で予算案を決定し、3月の経営審議会・理事会に諮る。
- 6) 理事長兼学長は、理事会で承認を受けた予算を部局長に通知する。

財務部門（法人総務企画課）では、財務会計システムにおいて、予算の執行状況を随時チェックしており、必要な場合は、年度内に予算の補正を行っている。

会計に関する監査は、法人の設立団体の県が選任した監査法人である外部監査人と監事により行われている。

なお、監事は、外部監査人と連絡をとり業務監査を含めた監査を実施している。

これまでの監査において、外部監査人及び監事双方からは、「財務諸表は適正に表示していると認める」等との報告を受けている（根拠資料IX-2-1-(2)-3：平成23年度財務諸表、同4：平成24年度財務諸表、同5：平成25年度財務諸表、同6：監査報告書（独立監査人）、同7：監査報告書（監事））。

2 点検・評価

(基準9(II)の充足状況)

本学の運営交付金は、中期計画における予算を基礎としており、教育、研究、地域貢献等を安定かつ弾力的に行える構造となっている。外部資金の獲得についても積極的に取り組み、特に科学研究費助成事業については、採択率が大幅に向上するなど成果を挙げている。

また、予算編成及び予算執行は、法人で定めた規程に基づき適正に行っており、基準9(II)をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○公立大学法人として、業務の効率化など経営努力を行った結果、決算において利益が生じ、そのうち法人設立の初年度である 2011 年度（平成 23 年度）に約 194,690 千円、2012 年（平成 24 年度）に約 238,874 千円、2013 年度（平成 25 年度）に約 23,000 千円が、設立団体である県から、翌年度以降の教育研究や業務運営の充実に充てることのできる目的積立金として認められた。

○外部資金の獲得に積極的に取り組み、成果を挙げている。

科学研究費助成事業の採択においては、2011 年度（平成 23 年度）41.4%（採択率全国 10 位）、2012 年度（平成 24 年度）27.0%、2013 年度（平成 25 年度）31.8%、2014 年度（平成 26 年度）46.7%（採択率全国 3 位）と高い採択率である。

また、2012 年度（平成 24 年度）に、国の大学改革推進等補助金、全国で初めての試みである 5 大学共同で行うリーディング大学院構築事業（災害看護グローバルリーダー養成プログラム）が採択された。

○会計に関する監査は、外部監査人による厳密な監査が実施されている。

(2) 改善すべき事項

○法人の設立団体である高知県から示された「高知県公立大学法人に対する運営費交付金の考え方」の中で人件費は、実費で精算するとされており、人件費に関する法人の経営努力が反映されない仕組みとなっている。このため、こうした運用の改善について、県と協議していく（根拠資料IX-2-2-(2)-1：高知県公立大学法人に対する運営費交付金の考え方）。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○永国寺キャンパスの整備による施設や文化学部の拡充、公立大学法人高知工科大学との法人統合といった課題に対応し、適正な財政運営を図るための財務管理・運営体制を確立していく。

(2) 改善すべき事項

○法人の経営努力が反映されるしくみとなるよう、運用の改善について県と協議していく。

4 根拠資料

- IX-2-1-(2)- 1 高知県公立大学法人予算規程
- IX-2-1-(2)- 2 高知県公立大学法人会計事務取扱規程
- IX-2-1-(2)- 3 平成 23 年度財務諸表
- IX-2-1-(2)- 4 平成 24 年度財務諸表
- IX-2-1-(2)- 5 平成 25 年度財務諸表
- IX-2-1-(2)- 6 監査報告書（独立監査人）
- IX-2-1-(2)- 7 監査報告書（監事）
- IX-2-2-(2)- 1 高知県公立大学法人に対する運営費交付金の考え方

図表目次

- 表IX-II-1-(1)- 1 中期予算計画
- 表IX-II-1-(1)- 2 決算報告書

第10章 内部質保証

1 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

高知県立大学は、2011年度（平成23年度）に公立大学法人化され、現在は第1期中期目標・中期計画期間中（2011年度（平成23年度）から2016年度（同28年度）末までの6年間）である（根拠資料X-1-(1)-1：高知県公立大学法人中期目標、同2：高知県公立大学法人中期計画）。この期間中、大学では毎年度、年間計画に対する達成状況等の自己点検・評価を実施しており、県の法人評価委員会による評価を受けている（根拠資料X-1-(1)-3：高知県公立大学法人平成25年度業務実績報告書、同4：高知県公立大学法人平成25年度業務実績評価書）。また、中期目標期間の終了時には、中期目標・中期計画に対する達成状況等の自己点検・評価を予定している。

中期目標・中期計画、年度計画及び法人評価委員会による評価はホームページで公表している（根拠資料X-1-(1)-5：高知県公立大学法人ホームページ業務に関する情報(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kppuc/business.html>)、同6：外部評価に関する情報(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kppuc/evaluation.html>)）。

また、認証評価を7年ごとに受けており、前回（2009年度（平成21年度））に作成した自己点検・評価報告書は、認証評価機関による評価結果と併せてホームページ上で公表している（根拠資料X-1-(1)-6：高知県公立大学法人ホームページ外部評価に関する情報）。

一方、大学の保有する情報の公表については、県の情報公開条例・個人情報保護条例の定めにより、行政文書・個人情報を公開している。開示請求手続等は高知県公立大学法人情報公開規程、同個人情報保護規程に定めている（根拠資料X-1-(1)-7：高知県公立大学法人公文書等の開示に関する規程、同8：同個人情報保護規程）。

大学では、積極的な情報公開に努めており、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況についての情報のみならず、財務諸表等の財務関係書類等の各種情報についてもホームページ上で公表している（根拠資料X-1-(1)-9：高知県立大学ホームページ教育情報の公表 <http://www.u-kochi.ac.jp/ed/index.htm>）、同10：高知県公立大学法人ホームページ 財務に関する情報(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kppuc/finance.html>)）。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

中期目標の中で、自己点検・評価の定期的実施、認証評価機関による第三者評価、評価結果の公表と改善への反映という方針を示し内部質保証の方針と手続きを明確化している。

中期計画・年度計画、認証評価等の目標評価に関する事項については、全学の部局長会議・自己点検・評価運営委員会で対応し、毎年度の自己点検・評価、中期目標・計画期間に合わせた大規模な自己点検・評価報告を実施している（根拠資料X-1-(2)-1：高知県立大学自己点検・評価運営委員会規程）。

全学の自己点検・評価運営委員会は学長が指名する副学長を委員長とし、部局の長等で構成している。下部機関として各学部・研究科にそれぞれ自己点検・評価委員会を置いて自己点検・評価を行っているほか、学部、研究科以外のセンター、全学委員会、事務局においても、学部、研究科に準じて自己点検・評価を行っている（表X-1-(3)-2 自己点検・評価委員（学部別））。さらに、各委員会は委員会の役割として、自己点検しPDCAサイクルを経て改善することを課している（根拠資料X-1-(2)-2：高知県立大学委員会設置規程及び各委員会規程）。

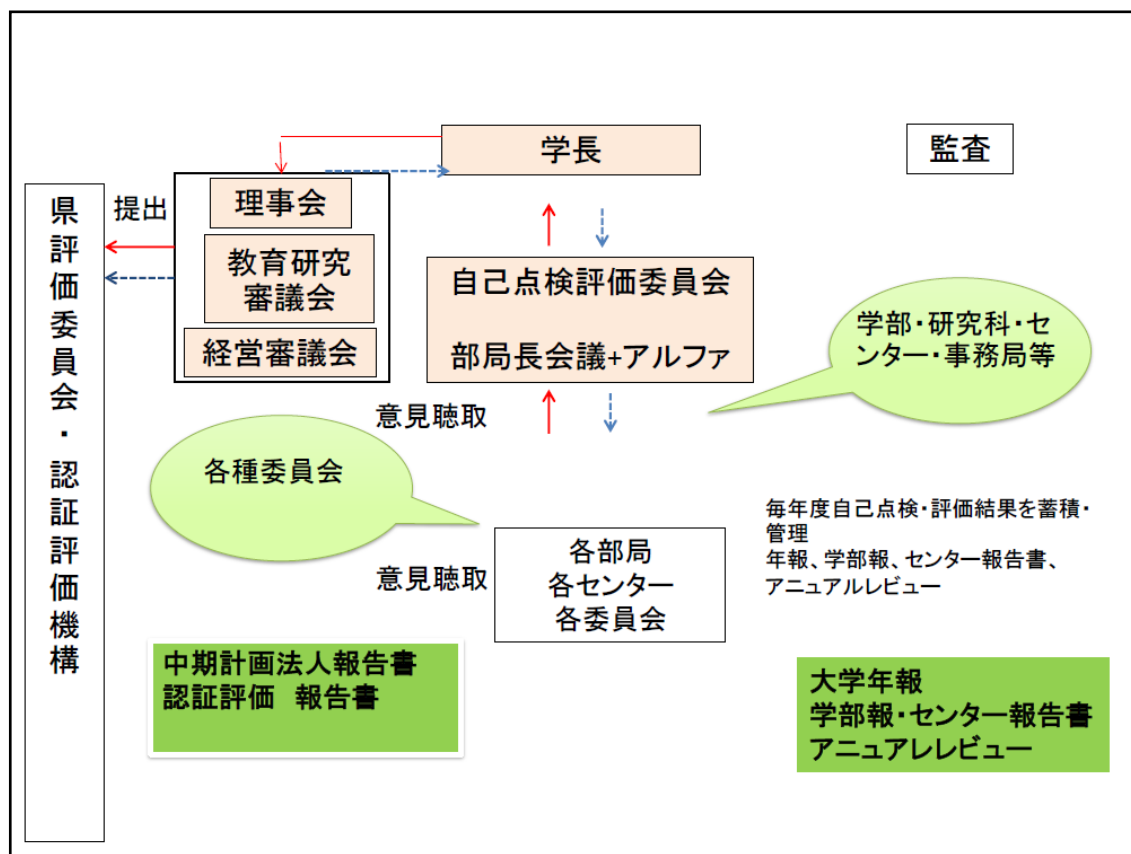
自己点検・評価や第三者による評価の結果は、経営審議会、教育研究審議会、理事会で十分に内容を検討し、年度計画の策定に当たり、その内容を反映させている。各年度の自己点検・評価および2015年度（平成27年度）の認証評価機関による第三者評価の結果は次期中期計画の策定に反映していくこととしている。

就業規則に法令等の遵守を含む服務規律が定められている。また、職員倫理規程、研究倫理指針、ハラスメント防止のためのガイドライン等により、教職員の行動原則、行動規範を明らかにし、教職員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底に努めている（根拠資料X-1-(2)-3：高知県公立大学法人職員就業規則、同4：同職員倫理規程、同5：高知県立大学研究倫理指針、同6：高知県立大学ハラスメント防止のためのガイドライン）。

経費の支出に関しては、地方独立行政法人法の規定に基づき、毎年度、会計監査人による監査を受けるとともに、高知県公立大学法人内部監査規程に基づき、支出の状況及び会計に関する法令等の遵守状況について内部監査を実施している（根拠資料X-1-(2)-7：高知県公立大学法人内部監査規程）。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

<図X-1-(3)-1 本学の内部質保証システム>



本学の内部質保証は、自己点検・評価運営委員会が大学全体の自己点検・評価を推進し、各学部・各センター・委員会がそれぞれの組織体の自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会が全学的視点から見直している。

1) 自己点検・評価活動の充実

<1>大学全体

自己点検・評価活動の取り組みは、学長が指名する副学長を責任者とする「自己点検・評価運営委員会」が、自己点検・評価の基本方針、実施計画を学内に明示し、各部局における自己点検・評価委員会等が行った点検・評価をとりまとめ、各部局にフィードバックし、改善に繋げている。

自己点検・評価の方針等は、「教育研究審議会」や半数が学外者で構成される「経営審議会」が審議し、「理事会」で決定する体制を構築している（図X-1-(3)-1 本学の内部質保証システム）。

また、毎年度、中期目標・中期計画に照らして業務実績報告書を作成しており、その中で自己点検・評価を実施している。点検・評価結果については、ホームページに掲載し公表しており、さらには、学校教育法施行規則で公表が求められている教育活動等の状況に関する公表をホームページ上で行っている。

業務実績報告書の作成は教員と事務局が共同して行っているが、これによって蓄積される情報は自己点検・評価の主にアウトプットに関する基礎的なデータとしても使用可能なものである。なお、この報告書は、外部評価者である高知県公立大学法人評価委員会により評価される。

また、毎年度当初に、前年度の業務内容を全学の教職員間で報告する「アニュアルレビュー」を実施している。アニュアルレビューで報告された内容については、自己点検・評価運営委員会で点検・評価を行い、その結果を各部局へフィードバックすることで、次年度以降の改善につなげている（根拠資料X-1-(3)-1：平成25年度高知県立大学アニュアルレビュー報告会資料）。

<2>部局・委員会・教員

各部局についても、それぞれ学部自己点検・評価委員会を置き、活動している。

<表X-1-(3)-2 自己点検・評価委員（学部別）>

	各学部の自己点検評価委員
文化学部	岩倉・芋生・橋尾・山口
看護学部・ 看護学研究科	中野・森下(利)・松本・藤田・中野・岩崎・大西・田井
社会福祉学部	宮上・杉原・長澤・西内・鈴木・山村・遠山
健康栄養学部	和田・中村・村上・渡邊

各学部の自己点検・評価委員会は、アニュアルレビューや学部報で各年次の目標達成の分析、それを踏まえて次年度に向けての計画を立案し公表している。例えば看護学部活動報告書では年度初めに立案した目標に対しての総括し達成度を分析し、その後、教授会にて当該年度の目標の共有化を図っている（根拠資料X-1-(3)-2：平成25年度看護学部・看護学研究科活動報告書）。

各学部における各委員会活動についても活動実績を踏まえて自己点検・評価を行い、学部報にて公表している。文化学部においては文化学部の委員会活動について目標を設定し、1年後には自己点検・評価を行い、文化学部報にて報告している（根拠資料X-1-(3)-3：平成25年度文化学部報 学部運営・委員会活動 p19-26）。さらに、文化学部においては、各教員が1年間の教育研究活動を振り返り自己点検・評価を行い、文化学部報にて公表している（根拠資料X-1-(3)-4：平成25年度文化学部報 教員個人の活動 p28-65）。

以上のように、それぞれの組織で自己点検・評価を行い、PDCAサイクルを意識した活動はし

ているが、それらの情報が集約されていない。PDCAのために必要な情報源を決定し集約し、改善に向けての活動を統轄していくことが必要である。

2) 学外者の意見の大学運営への反映

本学は、地方独立行政法人法に基づき、全委員が学外者である、高知県公立大学法人評価委員会の業務実績評価を毎年度受けている。この評価は、大学が行う毎年度の自己点検・評価結果を外部チェックする方式で行われている。また、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構による認証評価を7年ごとに受けている。(独)大学評価・学位授与機構による2009年度(平成21年度)の認証評価では、大学基準に適合しているとの認定を得ている(根拠資料X-1-(3)-5:平成21年度実施大学機関別認証評価報告書<http://www.u-kochi.ac.jp/intro/ninsyo/21kekka.pdf>)。

また、高知県議会危機管理文化厚生委員会が毎年視察訪学し、本学の業務概要について評価している(根拠資料X-1-(3)-6:危機管理文化厚生委員会視察での指摘事項について)。2014年(平成26年)11月には共同災害看護学専攻は国内外の有識者を迎えて外部評価を受けた(根拠資料X-1-(3)-7:災害看護グローバルリーダー養成プログラム外部評価委員会 議事次第及び委員名簿、同8:DNGL報告書)。

部局長会議・自己点検評価委員会等で対応案・改善案を検討し、その後教育研究審議会で審議決定し、改善措置をとっている。

3) 教育の質に関する学生からの評価・意見の反映

本学においては、教育に関する学生から定期的に意見を聞き、それらの意見を教育に反映するよう努めている。「学生生活活動実態及びニーズ調査」や各学部・研究科の「学修成果調査」などの結果を分析し、改善に生かしている(根拠資料X-1-(3)-9:高知県立大学学生生活実態及びニーズ調査 平成25年度報告(p16~22)、同X-1-(3)-10:看護学部・看護学研究科年報)。看護学部では、学生より教育課程に対する意見を集約し、それらを改善案も含めてフィードバックする会を開催している。また共同災害看護学専攻においても5大学の学生からの意見を聞く会を10月に開催したが、継続して1年間に2回は開催することを決定している。

学長は、「立志社中」「留学する学生や留学生」「寮生」等と面談し、学生の声を聴き、大学運営に反映させている。

学生からの意見は、授業評価はもとより、その他多様な方法で聞き取ってきてはいるが、現時点ではアドホック的で組織化されていないことが課題である。

4) 教職員からの意見を大学運営への反映

学長は部局長会議のなかで時間を取り、部局長等から教員が抱えている課題やニーズ、意向を聞き取る仕組みを構築している。部局長会議で上がった課題に対して、再度部局の教職員の考えを聞き報告することを求め、それらの意見を学長としてのリーダーシップを発揮しつつ、大学運営に反映させている。

また、部局長は教授会、FD、さらに無記名の意見徴収などの方法で教職員の意見を聞き取り、それらの意見を参考にして、大学運営や学部運営、教育内容等に反映するよう取り組んでいる。

2 点検・評価

(基準10の充足状況)

本学は、年間計画、中期計画に対する達成状況等の自己点検・評価を実施するとともに、設立団体による評価及び認証評価を受審しており、その評価結果はホームページで公表している。また、学外者、学生、教職員の意見を聴き、大学運営に反映させてきた。内部質保証については、中期目標の中で方針を示し、明確化するとともに、自己点検・評価運営委員会が大学全体の自己点検・評価を推進し、その上で各学部・各センター・委員会がそれぞれの組織体の自己点検・評価を行い改善に繋げるなど、大学全体で内部質保証に積極的に取り組んでいる。以上のことから、基準10をおおむね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

○2011年度(平成23年度)の公立大学法人化を契機に、自己点検・評価の体制を強化・充実し、自己点検・評価に取り組むとともに、独自の内部監査を導入するなど、内部質保証に積極的に取り組んでいる。

○全学の広報委員会による検討を重ね、効果的な情報提供のあり方を見直した結果、即時性・広汎性の向上に向けてホームページの全面改定を2014年度(平成26年度)中に完成させ、情報公開のさらなる進捗を図る。

(2) 改善すべき事項

○自己点検評価に必要な情報の特定と集約するシステムが整っていないために安定した内部質保証のシステム構築には至っていない。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

○次期中期目標期間(2017年度(平成29年度)から2022年度(同34年度)まで)における中期計画の策定に向けて、認証評価機関による大学機関別認証評価を1年前倒しで2015年度(平成27年度)に受審することとした。

(2) 改善すべき事項

○自己点検・評価運営委員会の体制を充実させるとともに、前記のアニュアルレビューとの連携を図るなど、自己点検・評価活動を活発化させていく。

4 根拠資料

- X-1-(1)- 1 高知県公立大学法人中期目標(既出I-1-(1)-5)
- X-1-(1)- 2 高知県公立大学法人中期計画(既出I-1-(3)-1)
- X-1-(1)- 3 高知県公立大学法人平成25年度業務実績報告書(既出II-1-(1)-1)
- X-1-(1)- 4 高知県公立大学法人平成25年度業務実績評価書(既出IV-I-1-(4)-2)
- X-1-(1)- 5 高知県公立大学法人ホームページ業務に関する情報
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kppuc/business.html>)
- X-1-(1)- 6 高知県公立大学法人ホームページ外部評価に関する情報
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kppuc/evaluation.html>)

- X-1-(1)- 7 高知県公立大学法人が管理する公文書の開示等に関する規程
- X-1-(1)- 8 高知県公立大学法人個人情報保護規程
- X-1-(1)- 9 高知県立大学ホームページ教育情報の公表 (既出 I-1-(2)-1)
(<http://www.u-kochi.ac.jp/ed/index.htm>)
- X-1-(1)-10 高知県公立大学法人ホームページ 財務に関する情報
(<http://www.u-kochi.ac.jp/~kppuc/finance.html>)
- X-1-(2)- 1 高知県立大学自己点検・評価運営委員会規程
- X-1-(2)- 2 高知県立大学委員会設置規程及び各委員会規程
- X-1-(2)- 3 高知県公立大学法人職員就業規則 (既出IX-1-1-(2)-2)
- X-1-(2)- 4 高知県公立大学法人職員倫理規程
- X-1-(2)- 5 高知県立大学研究倫理指針 (既出VII-1-(5)-2)
- X-1-(2)- 6 高知県立大学ハラスメント防止のためのガイドライン
- X-1-(2)- 7 高知県公立大学法人内部監査規程
- X-1-(3)- 1 高知県立大学アニュアルレビュー報告会資料 (平成 25 年度) (既出IV-III-1-(4)-4)
- X-1-(3)- 2 看護学部・看護学研究科活動報告書
- X-1-(3)- 3 文化学部報 学部運営・委員会活動 (平成 25 年度) p19～26
- X-1-(3)- 4 文化学部報 教員個人の活動 (平成 25 年度) p28～65
- X-1-(3)- 5 平成 21 年度実施大学機関別認証評価報告書
(<http://www.u-kochi.ac.jp/intro/ninsyo/21kekka.pdf>)
- X-1-(3)- 6 危機管理文化厚生委員会視察での指摘事項について
- X-1-(3)- 7 災害看護グローバルリーダー養成プログラム外部評価委員会 議事次第及び委員
名簿
- X-1-(3)- 8 DNG L 報告書
- X-1-(3)- 9 高知県立大学学生生活実態及びニーズ調査 平成 25 年度報告書 p16～22
- X-1-(3)-10 看護学部・看護学研究科年報 (既出IV-1-1-(3)-4)

図表目次

- 図X-1-(3)- 1 本学の内部質保証システム
- 表X-1-(3)- 2 自己点検評価委員 (学部別)

(参考)	
高知県立大学 報告書一覧	
報告書名	備考
高知県公立大学法人平成25年度業務実績報告書	2章
総合情報センター年報(平成25年度)	
高知県立大学地域教育研究センター報 2013	
高知県立大学健康長寿センター活動報告書	
健康管理センター業務報告(平成25年度)	
高知県立大学年報(平成25年度)	4章I
文化学部活動記録	
看護学部・看護学研究科年報	
社会福祉学部学部報	
健康栄養学部学部報	
高知県公立大学法人平成24年度業務実績評価書	
高知県公立大学法人平成25年度業務実績評価書	
新生文化学部カリキュラム編成に関する中間報告	
共通教養科目における授業向上等にかんする2013年度調査報告書	
学生による授業評価実施報告書(平成25年度)	
高知県立大学 学生生活実態及びニーズ調査(平成25年度)	4章IV
社会福祉学部国家試験ワーキンググループ報告	
高知県立大学 学生生活実態調査及びニーズ調査 調査結果報告書	7章
法人災害対策プロジェクト報告書(平成25年度)	8章
地域貢献調査報告書I「高知県各地域の地域課題の現況等に関する調査報告書(地域貢献ニーズ集)」	
地域貢献調査報告書II「地域貢献に関する実績・資源調査報告書(地域貢献シーズ集)」	
高知県の地域課題ニーズと高知県立大学の地域貢献シーズ(地域貢献ニーズ・シーズ調査概要報告書)	
高知県立大学・土佐市連携事業報告書	
食品生産管理高度化講座報告書	
高知県立大学地域連携事業報告集 第1号	
平成23年度財務諸表	9章
平成24年度財務諸表	
平成25年度財務諸表	
監査報告書(独立監査人)	
監査報告書(監事)	
平成21年度実施大学機関別認証評価報告書	10章

終章

本報告書は、前回、2009年度（平成21年度）に受審した認証評価を踏まえ、2011年度（平成23年度）の公立大学法人化後、現在までの高知県立大学の取組みについて、自己点検・評価したものである。

今回、自己点検・評価した結果、本報告書において、特に効果が上がっていると判断した事項としては、まず、看護学研究科における教育課程の充実や国公立5大学による共同災害看護学専攻（5年一貫博士課程）の取組み等が挙げられる。外部資金の獲得、中でも科学研究費助成事業の採択における高い採択率、永国寺キャンパスの計画的な整備、公立大学法人化後の学長のリーダーシップによる大学運営、公立大学法人高知工科大学との法人統合の円滑な推進等についても効果が上がっていると判断した。また、文化学部の拡充、看護学部における教育内容及び教育環境の充実等についても評価した。

他方、文化学部の留年生や未就職学生に対する支援、人間生活学研究科の受験生及び入学生の確保並びに継続的指導体制の充実については、改善を要すると考えている。

本学は、開学以来、地域とともに歩む大学を目指してきた。公立大学法人化後は、「県民大学」として、少子高齢化に対応する「健康長寿」や、南海トラフ地震への備えなどの地域の課題に積極的に取り組んでいる。今後は、「域学共生」の理念のもと、全学的な教育研究の改革を行い、学生が在学中に地域に飛び出して社会の人々とともに学び合う機会を増やしていく。

2015年度（平成27年度）に実施する公立大学法人高知工科大学との法人統合に伴い、本学と高知工科大学のそれぞれの特性を生かしながら、大学間連携をより進め、教員や学生の相互交流の拡大などにより、より幅広く、質の高い教育研究や地域との連携、産学官連携などの社会貢献活動の展開を目指していく。

今後は、現在大幅な改築を行っている永国寺キャンパスの整備を継続し、教育研究環境を向上する。平成27年度には同キャンパスにおける文化学部の教育課程を大幅に拡充し、定員を80名から150名に増やすとともに、働きながら学べる「夜間主コース」を同学部に開設する。これまで行ってきた社会人の受け入れに加えて、地域教育研究センターを中核に、全学的に社会人の学び直しの機会を開き、広げていく。また、グローバル化時代に対応して留学生の受け入れを拡大していく。

平成27年3月

高知県立大学
自己点検・評価運営委員会
委員長 野嶋佐由美（副学長）